

平成 28 年度

東日本大震災における 東京都支援活動報告書

～6年目の記録～



特別収録

熊本地震への対応

平成 29 年 3 月



東京都

はじめに

東日本大震災の発生から6年が経過しました。

被災地では、住まいの再建をはじめとする復興まちづくり事業や、道路等の公共インフラ事業が着実に進展しています。また、原発事故の影響の大きい福島県内においては避難指示解除後の住民帰還に向けた取組が進められています。

一方、未だ全国に12万人を超える被災者が避難生活を余儀なくされているとともに、農林水産業、小売業、観光業などで多くの事業者が、震災前の売り上げ水準まで回復していないなど、復興はいまだ途上にあります。

また、平成28年4月に発生した熊本地震により被災した熊本県及び市町村では総力を挙げて被災者の生活再建と被災地の再生に取り組んでいます。

都は、発災後直ちに被災地へ医療救護班や保健師、応急給水のチーム、警察・消防職員等を派遣し、応急復旧を支援しました。

震災直後の応急復旧の段階から本格的な復旧・復興に移行した後は、職員派遣のほか、風評被害払拭や風化防止のための取組、スポーツ・文化を通じた支援など、被災地の復興を幅広く後押ししてきました。

平成28年度は東日本大震災の被災3県及び熊本県に対し、専門技術や行政経験、被災地支援への高い志を持った約100名の職員を派遣し、復興を支援して参りました。

本書は、被災地で多岐にわたる復興事業に従事した派遣職員が、この1年間に携わった業務の内容や成果を報告しつつ、直面した困難を乗り越えるための苦労や工夫を紹介しています。

あわせて、「若手派遣職員から見た被災地支援とは」というテーマで、被災自治体の復興に携わることの意味や役割等について派遣職員が語り合った座談会の様子も収録しています。

また、今回は特別収録として、熊本地震の発生直後に応急復旧等に携わった職員の活動についても紹介しています。

本書を通じて、都の被災地支援の取組について理解を深めるとともに、都政の幅広い分野で被災地での経験や教訓を活用いただければ幸いです。

平成29年3月

総務局復興支援対策部

本報告書は、被災地支援の業務を通じて、派遣職員が直に体験し、考えたことを原則としてそのまま掲載しています。

INDEX

目次

【表紙の写真について】

- A：未来（あした）への道 1000km 縦断リレー
B：「がんばろう ふくしま!」応援店 抽選会の様子
C：宅地造成工事（大槌町）
D：本設が進む岩手県大船渡市中心市街地
E：盛土道路整備に合わせた雨水幹線工事（石巻市）
F：熊本城



第1部 職員派遣 5

■技術系職員

道路河川等.....	6
港湾施設.....	25
区画整理.....	40
復興公営住宅.....	45
公共建築物整備.....	48
水道事業.....	51
下水道事業.....	56
治山事業.....	61

■事務系職員

復興計画等.....	64
用地取得.....	77
産業再生等.....	94
税務.....	129
避難者支援.....	138
風評対策等.....	144
遺児孤児支援等.....	151
医療振興等.....	154

■コラム

「ふるさと復興の今が分かるツアー」 レポート.....	160
--------------------------------	-----

第2部 任期付職員派遣 165

・岩手県 野田村	166
・宮城県 山元町	169
・福島県 浪江町	172

第3部 監理団体職員派遣 179

- ・公益財団法人東京しごと財団
（宮城県石巻市）..... 180
- ・公益財団法人東京都都市づくり
公社（宮城県気仙沼市）..... 183
- ・東京都住宅供給公社
（福島県）..... 187
- ・公益財団法人東京都スポーツ
文化事業団（福島県）..... 190

第4部 現地事務所 195

- ・業務概要 196
- ・岩手県事務所 203
- ・宮城県事務所 205
- ・福島県事務所 208

第5部 職員座談会 211

第6部 熊本地震への対応 227

- ・支援活動体制整備 228
- ・家屋被害認定調査 230
- ・獣医師 233
- ・道路・河川復旧 235
- ・災害廃棄物処理 241



第1部

職員派遣

■ 技術系職員

道路・河川等

港湾施設

区画整理

復興公営住宅

公共建築物整備

水道事業

下水道事業

治山事業

■ 事務系職員

復興計画等

用地取得

産業再生等

税務

避難者支援

風評対策等

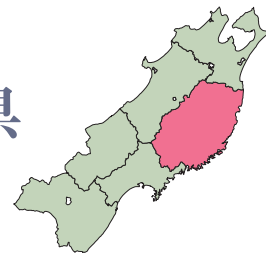
遺児孤児支援等

医療復興等

道路・河川等

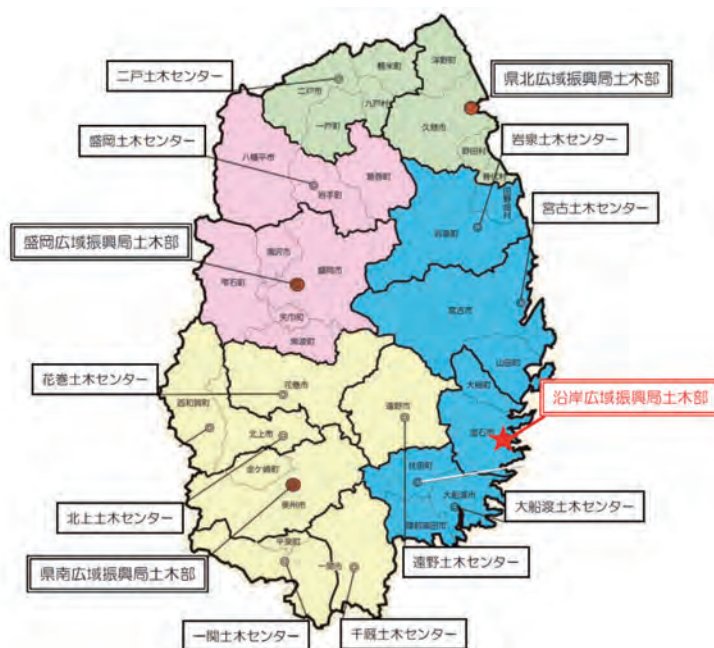
沿岸広域振興局
土木部河川港湾課

岩手県



業務概要

沿岸広域振興局は、岩手県沿岸南部に位置する釜石市に所在しており、北は田野畑村から南の陸前高田市まで9市町村を所管している。このうち土木部では、釜石市・大槌町を所管するとともに、他の土木センターで所管する土木行政事務の総括を行っている。我々の赴任した沿岸広域振興局土木部（以下、「沿岸土木」という。）は、東日本大震災津波による被災前は33名の職員で業務を行っていたが、現在は、臨時職員も合わせると90名近い職員数となっており3倍程度まで膨らんでいる。この中で、自治法派遣職員は14名（東京都6名、静岡県6名、福岡県2名）、岩手県採用の任期付職員は14名となっている。



（岩手県土木事務位置図）

岩手県では、迅速な復興の達成と、平成31年度に策定が予定される県の次期総合計画を見据え、平成23年度から30年度までの8年間を復興計画期間としている。復興のために行う施策の進め方から、第1期（基盤復興期間）、第2期（本格復興期間）、第3期（更なる展開への連結期間）に区分し、平成28年度は第2期の最終年で、被災者一人ひとりが安心して生活を営むことができ、将来にわたって持続可能な地域社会の構築を目指す「本格復興完遂年」の号令のもとでスタートした。復興計画には、「安全」の確保、「暮らし」の再建、「なりわい」の再生として3つの原則を掲げており、沿岸土木では、津波により再び人命が失われることのないよう、多重防災型まちづくりを行うとともに、災害に強い交通ネットワークを構築し、住民の安全の確保を図るべく海岸保全施設や復興道路等の整備を行っている。

沿岸土木は、7つの課で構成され、日々震災からの復旧・復興に取り組んでおり、東京都派遣の土木職員は、河川港湾課に所属し、東日本大震災津波に係る港湾海岸災害復旧（須賀地区、大平地区）及び海岸災害復旧（小白浜海岸）工事に係る関係機関との調整・連絡、発注業務、設計・施工・監督を主体的に行っている。

① 組織

調整課（企画調整グループ）	土木企画、建設リサイクル、市町の復興まちづくり支援
管理課	庶務、委託契約、建設業許可、道路・河川・港湾の占用許可
用地課	土地の取得・補償
道路整備課	道路建設工事、道路維持・修繕
河川港湾課	河川・港湾建設工事、河川・港湾維持修繕
復興まちづくり課	河川・海岸災害復旧工事
建設指導課	建築物の調査・検査・指導・取締り

② 職員数

	H24（末）	H25	H26	H27	H28
部長	1	1	1	1	1
副部長	—	1	1	1	1
調整課（企画調整グループ）	4	4	4	4（欠員1）	4（欠員1）
管理課	7	8	8	8	8
用地課	9	12	15	13（欠員1）	16（欠員5）
道路整備課	12	12	13	13（欠員2）	12（欠員2）
河川港湾課	17（欠員1）	24	15	15	15（欠員1）
復興まちづくり課	5	3	12	12	13
建築指導課	2	3	5	5	5
計	57（欠員1）	68	74	68（欠員4）	66（欠員9）

内訳	H24（末）	H25	H26	H27	H28
正職員	37	39	41	39	38
一般任期付職員（OB含）	9	16	15	16	14
他県応援職員	11	13	18	13	14
計	57	68	74	68	66

沿岸土木の組織・職員定数（平成28年度沿岸広域振興局土木部管内概要より）

岩手県

道路・河川等

沿岸広域振興局 土木部
河川港湾課

伊東 信行
(建設局)

1 担当業務の概要

派遣先では、東京都で言う「係」に相当する「チーム」を単位として業務を実施しており、私は復興第一チームに配属され、そこでの事務分担は「東日本大震災津波に係る港湾海岸災害復旧（須賀地区、大平地区）及び海岸災害復旧（小白浜海岸）工事に係る関係機関との連絡・調整、発注業務、設計・施工・監督の総括に関する事」であった。予算、決算、協議など根幹に関わる業務は県職員の職務となっていたが、8月の台風10号による災害が生じてからは、県職員はその対応に追われ、我々派遣職員が主体となって業務を進めることとなった。今年は、前年度までに発注された債務工事6件の監督が主な業務となった。

また、チーム内は、派遣職員のみで構成（建設局2名、福岡県2名）されており、派遣元との調整や担当の業務支援、業務管理などを行なった。

2 苦労したこと・工夫したこと

1) 工程管理

現場監督を行なっていくうえで最優先に考えたことは「予定工期を遅らせない」ということで、工程管理に重きを置いた。初回打合せにおいて、このことをチームの共通認識として持つよう、周知を行った。また、工事の進行を妨げるおそれのある課題・懸案の解決に注力した。

小白浜海岸の現場では、漁業関係者との約束で漁期における工事規制があり、それまでに所定の作業を完了させなければ工期内完了が困難な状況であったが、受注者と目的意識を共有し、こまめな進行管理を行うことで、所定の作業を完了することができ、胸をなでおろした。

2) 特殊事情を考慮した積算業務

派遣先で使用する積算システムの操作手順を短期間で習得する必要性があり、当初はストレスとなった。また、積算業務にあたっては、「寒冷地割増」、「復興係数」、「インフレスライド」等々、派遣元で単年度工事を行う場合とは異なり、積算事務を行ううえで考慮すべきことが多々あるため、積算基準、手順書等を確認すると同時に、細心の注意が必要である。

3 印象的なエピソード

○「クマ」

- ・「庁舎と隣接するアミューズメントホールとの間にツキノワグマの出没情報がありました。帰宅時には注意してください。」こんな放送が夕方の庁内放送であった。
- ・夏休みに北海道大雪山を先輩と縦走したとき、自分が先行して笹薮に踏み込むなり、笹が揺れて何モノかに「ウオッ」と大きく吠えられた。驚いてダッシュでその場を立ち去った。後方から歩いてきた先輩からヒグマを収めた写真を自慢げに見せられた。暫くはこのことが頭から離れなかった。これも PTSD か。



4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

派遣地を取り巻く状況は、年月の経過とともに変化している。全面的な国費支援がH 28 年度からは打ち切れ、一部の災害関連事業には地元負担が求められる。また、会計検査の被災地への免除措置もなくなり、その対応は一時的だが大きな負担となっている。

こうした状況の中で、被災地派遣先の災害復旧事業は個別の課題は抱えながらも、官民一体となって、事業完了に向けて邁進している。このために、被災後、6 年を経過した今でもマンパワーはまだまだ必要とされている。

被災地の災害復旧事業には、全国の自治体技術職員が派遣され従事している。しかしながら、自ら派遣を希望する職員は少なく、多くは背中を押される形で派遣されており、中には少々派遣に応じている場合もあり、被災自治体は派遣職員の確保に懸命な状態である。

建設コンサルタントが国や地方自治体等の公共団体と委託契約により派遣され、現場監督、積算補助といった業務に従事することは従来から行われていたが、国や一部の被災地自治体では関係機関との調整業務まで業務委託に含めて行っている。

今後、都においても、通常事業において積極的に業務委託を取り入れ、さらに委託内容を拡大して委託職員の数を増やし、その質の向上を図っていく必要があると考える。民間の活力を行政に取り込み、有効活用することが建設行政の効率化や被災自治体のマンパワー不足を補うこととなると考える。





岩手県

道路・河川等

沿岸広域振興局 土木部
河川港湾課

牧 浩隆
(建設局)

1 担当業務の概要

私は、岩手県釜石市に構えている沿岸広域振興局土木部へ配属されました。担当業務としては、海岸防潮堤及び水門の災害復旧工事監督です。復旧という名目ですが、施設を新設している工事になります。配属された時点で、既に発注は済んでおり、動いている現場の監督業務、設計積算、関係機関協議に従事する一年となりました。

担当した工事は、釜石市の南部に位置する小白浜地区の土木及び機械設備の2件で、平成26年から30年に掛けての債務工事です。この一年で工事全体の8割以上が完成ということで、水門躯体が立上がり、ゲートが設置される等、見た目にも工事進捗状況が伝わり易いところまで到達しました。

2 苦労したこと・工夫したこと

災害復旧工事もあることから、工事監督業務自体が初めての勤めであるため、周りにいるプロパー職員や応援職員の方々に基礎的な部分を含め、教えてもらいながらの毎日でした。

岩手県の工事であるため、基本的にはプロパーの方々と相談をし、方針を決定していましたが台風による災害も発生し、プロパー職員の対応業務量が急増したことで、チームとして余裕のない時期が続く状況は堪えました。そんな最中でも、現場は工事が進むため、他チームや他公所の技術職員等と情報交換をし、岩手県としての方針決定を図っていく過程は緊張の連続でしたが、自分なりに担当工事の内容を整理するいい機会と捉え、対応していきました。

3 印象的なエピソード

「私と一緒に婚活始めますか^^」飲みの席で、笑いながらそう語ってくださる地元出身職員の方に対して、返す言葉を選ぶのがようやく自然にできるようになりました。震災時に、親や奥さんなどの親族を亡くした方、家を流された方など、被災した方々から笑いながら語りかけられる時、着任した当初は、ただ聞くのみでしたが、一年間の交流を通して、自然に笑いながらおしゃべりできるようになったのは、地元へ溶け込めた証なのかと、勝手に感じています。

また、地元の方を対象に開催した現場見学会にて、子供も含め総勢60名が集まり、工事に関心を持ってもらっていることを実感できたのは新鮮な経験でした。

震災から6年近くが経過し、地元の方々の心境も落ち着きを取り戻している現状ですが、関わる皆さんが協力的な現場でもあったため、会話をする度に仕事に対するモチベーションも上げることができ、初めての地でも後ろ向きな気持ちになることなく一年間を乗り切れました。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

仕事をするにあたって、地域色というものが出る部分は少なからずあると思います。同じ職場で意見を取り交わした岩手や静岡や福岡の方々と、そして同様の工事を担当している他公所の大阪の方々など、各地の考え方や文化に触れることができたのは、これまでの自分のスタイルを見直すいい刺激になりました。また、事業完了のために、これまでの自分のスタイルに固執することなく、互いの良い部分を引き出していく、プロパーの方々と共に過ごすことが出来たのも貴重な経験でした。

将来、東京都から協力をお願いする機会が生じた時、事業を円滑に進めるための橋渡し役として今回の経験を活かしていきたいです。

位置図



旧水門被災状況



被災後全景



現場見学会状況



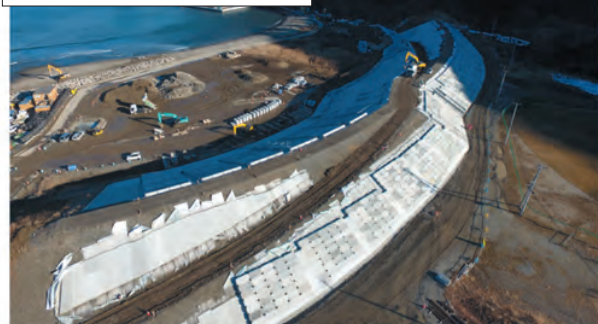
現場全景 平成 29 年 2 月時点



水門 平成 29 年 2 月時点



防潮堤 平成 29 年 2 月時点



職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応

道路・河川等

気仙沼土木事務所
河川砂防第一班

宮城県



業務概要

<事務所の目標>

平成 28 年度は「宮城県復興計画」における「再生期」の折り返しである 3 年目となることから、県民が更なる復旧・復興の加速を実感できるよう、引き続き工事の本格化を継続するとともに、震災復興のシンボルロードとなる大島架橋事業（通常事業）の着実な推進を図る。

- 公共土木施設の更なる復旧・復興の加速を実感できる本格工事の推進
- 復興まちづくりと連携した安心で快適な生活基盤の確保
- 地域の発展を支える社会資本整備の加速的推進

<主要事業及び取組>

- 災害復旧事業・復興事業の推進
 - ・粘り強い県土構造への転換に向けた海岸堤防及び河川堤防の整備促進（28 海岸・17 河川）
 - ・関連事業調整が必要な箇所を除く道路の完全復旧（25 箇所）
- 復興まちづくりとの連携及び支援
 - ・志津川地区及び伊里前地区のまち開きに向けた災害復旧事業及び復興道路事業の着実な推進
 - ・防災集団移転団地へのアクセス向上に向けた復興道路事業の推進
 - ・まちづくり計画を踏まえた海岸災害復旧事業の推進
- 地域防災道路ネットワーク整備の推進
 - ・復興のシンボルである大島架橋事業（通常事業）の整備推進

<事務所の取組姿勢>

10 年間の計画期間の震災復興計画の折り返しとなる平成 28 年度は「より連携・より協力（強力）・より健康」を念頭に復旧・復興をさらに進めるため、仕事や休みに加えて食事バランス良く摂り、心身ともに充実した体調管理を行い、班会議を十分に活用した風通し良く『報・連・相』がしっかり行える職場環境づくりを意識し、自治法派遣職員等を含めた所内スタッフの英知を出し合い、戦略的に課題解決や工事執行に取り組むことにより、地元の要請に応じていく。

<事務所組織体制及び派遣職員数>（平成 29 年 1 月末時点）

- プロパー職員：77 名（うち土木職員 37 名）
- 自治法派遣職員：21 名（うち土木職員 8 名）
- 土木職員派遣元内訳：東京都 3 名、徳島県 4 名、鹿児島県 1 名

<河川砂防第一班組織体制>

- プロパー職員：5 名
（班長 1 名、副班長 1 名、担当 3 名）
- 宮城県任期付職員：2 名
- 自治法派遣職員：3 名（東京都 2 名、徳島県 1 名）



復興途上の気仙沼市街地（平成 29 年 2 月撮影）

宮城県

道路・河川等

気仙沼土木事務所
河川砂防第一班金森 史郎
(建設局)

1 担当業務の概要

私は、気仙沼市の中心部を流れる二級河川大川水系の大川とその支流の神山川の災害復旧工事を担当しました。大川ではこれまでに3本の災害復旧工事を発注し、その中で最も進捗が遅れている（その3）工事を担当しました。その3工区は、上流部に位置するため東日本大震災による津波の被害が他の地区に比べると小さく、住宅や商業施設の再建も進んだため、現在の気仙沼市の中心となっているところです。関連事業も多く、また上下水道の移設が生じるなど、1年の大半を調整に充てることとなりました。



神山川。右側は桜。左側に一部施工済み区間。左奥は新気仙沼市立病院

2 苦労したこと・工夫したこと

担当した大川外河川災害復旧工事（その3）は、平成26年10月に契約したものの、関係機関との調整ができていなかったこともあり、着任した時点でようやく一部を着手し始めたところでした。しかし、その後も用地買収、上下水道の移設、市道の改良工事、電柱の移設、資材ヤードの確保など課題が次から次へと噴出し、その都度、事務所内、気仙沼市、東北電力、NTT 東日本などとの調整を図ることとなりました。

また、工事は一時中止をしていたため、その中止期間中の費用について仙台市へのヒアリングや事業管理課（建設局でいう技術管理課）との打合せを経て受注者と合意に至りました。

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応

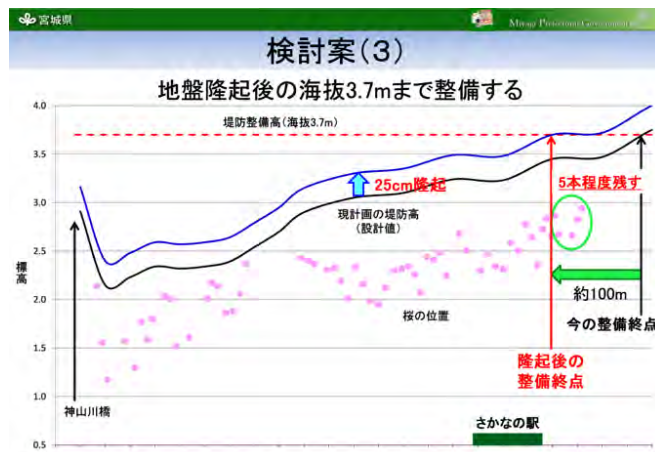
3 印象的なエピソード

神山川の堤防には地元の方が植えた桜の木が約 60 本植えられています。この桜は約 30 年前に近隣住民が植えたもので、不法占用状態ではあるものの、地元から大切にされてきていたものでした。平成 27 年度に一度は工事に伴い伐採することについて了承を得ていました。しかし、着任すると一転、桜の木を残して欲しいという署名活動が始まり、気仙沼土木事務所に要望書が提出されました。その後、桜の木を少しでも保存できる方法はないかと事務所内を始め、県庁、気仙沼市とも調整を進めました。県の若手職員とスタッフとポール、メジャーを持って桜の木の位置と高さを 1 本 1 本確認するという地味な作業も行いました。

そうして迎えた平成 28 年 8 月 31 日の説明会では、報道 6 社に県議会議員、市議会議員をはじめ地元住民も多数参加し、注目度の高さを実感しました。最終的には、東日本大震災で広域地盤沈下をしたあと、毎年およそ 5 cm ずつ隆起している事実から、隆起後の標高で整備区間を見直すことで数本の桜が残せるということで地元の同意を得ることができました。地盤隆起を踏まえて堤防の高さを見直すことになったのは宮城県では神山川が初めての事例となりました。



三陸新報（平成 28 年 9 月 2 日）



説明会で使用した資料。25cm起したときに 5 本桜を残すことで了承を得た。

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

気仙沼地区は今まさに復旧・復興工事のピークを迎えており、事業間調整が本当に多い一年でした。また、宮城県という他の組織で、仕事の進め方も都とは異なる職場で、宮城県職員をはじめ、全国からの派遣職員と共に震災からの復旧・復興のために日々考え、議論し、働いたこの経験は、かけがえのないものとなりました。これらの経験を、都に戻りこれから業務を進めていく上での大きな財産として活用していきたいと思います。

最後に、一年間気仙沼での仕事や生活をバックアップしてくださった、総務局復興支援対策部、東京都被災地支援岩手県・宮城県事務所、建設局総務部の皆様に感謝いたします。

道路・河川等

気仙沼土木事務所
道路建設第二班

宮城県



業務概要

1. 平成28年度 気仙沼土木事務所 目標と主要事業

1) 目標

- ・公共土木施設の更なる復旧・復興の加速を実感できる本格工事の推進
- ・復興まちづくりと連携した安心で快適な生活基盤の確保
- ・地域の発展を支える社会資本整備の加速的推進

2) 主要事業

- ・災害復旧事業、復興事業の推進
 - 海岸堤防、河川堤防の整備促進（中島海岸島28海岸、大川等17河川）
 - 道路の復旧（（国）398号長清水等25箇所）
- ・復興まちづくりとの連携及び支援
 - 志津川地区、伊里前地区のまち開きに向けた災害復旧、復興道路事業の推進（志津川復興道路、弘川町向線、八幡川等）
 - 防災集団移転団地へのアクセス向上に向けた復興道路事業の推進（戸倉、波伝谷等）
 - まちづくり計画を踏まえた大谷地区海岸災害復旧事業の推進
- ・地域防災道路ネットワーク整備の推進
 - 復興のシンボルである大島架橋事業の推進

2. 執行体制と予算

1) 執行体制

116名（宮城県職員76名、他都道府県派遣職員23名、嘱託臨時職員17名）
派遣元（北海道、東京都、神奈川県、徳島県、島根県、鳥取県、大分県、
鹿児島県、沖縄県）

2) 予算

約1,100億円

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応



大島架橋完成イメージ図



組立状況

仮組の状況写真（大きくて圧倒されます）

宮城県

道路・河川等

気仙沼土木事務所
道路建設第二班齋藤 潤
(都市整備局)

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応

1 担当業務の概要

- 1) 戸倉復興道路で工事3件完了、新規発注1件、開通式典あり。
- 2) 伊里前橋復旧(下部工)外工事1件と、上部工発注。
- 3) 長清水道路災害復旧工事。

いずれも、工程調整(国交省、南三陸町、警察、ライフライン各社、隣接工事との調整)、工事管理、設計変更、新規発注等を担当。

2 苦労したこと・工夫したこと

- 1) はじめは地理も業務の勝手もわからず、軌道に乗せるまで時間がかかってしまった。
- 2) 前任者とは3月末の1日しか会えず、他のメンバーも半数が入れ替わってしまうのはいずれも同じ。一年近くたっても初めて聞く問題発生など、引き継ぎの難しさを実感した。
- 3) 先輩方も書かれていますが、こちらでは設計係、工事係、工務係、地区事務所の業務の何れも一人の担当が行う。とにかくスピードが望まれる。

3 印象的なエピソード

- 1) 工事に関して厳しい考えを持っておられた方が、最後には向こうから来てガードレールに腰を下ろしながら話しかけてきてくれたときはうれしかった。
つつい相談にまでのってもらい、最後は励まされてしまったり。
- 2) 近くに大型スーパーもコンビニもあり、普段の生活に困ることはない。
むしろ海の幸はほかよりも出回るのが早く、おいしい魚屋さんを紹介してもらって食を楽しめました。

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

スピード感を持って多方面との調整に望むことや、多様な工種を体験できたことは、短い時間の中で貴重な経験になりました。

今後の業務に活かし、周囲のメンバーにも刺激を与えられるようでありたいと思います。



建設中の戸倉復興道路（平成 28 年 4 月）



完成時の戸倉復興道路（平成 28 年 8 月）

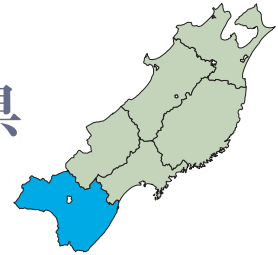


戸倉復興道路の開通式典後（平成 28 年 8 月）

道路・河川等

いわき建設事務所
復旧・復興部 道路・橋梁課

福島県



業務概要

福島県いわき建設事務所は県南東部に位置するいわき市を所管し、道路・建設海岸・河川・砂防・急傾斜地・公営住宅事業等の実施及び管理を行っている。いわき市は人口 34 万人、面積 1,232km²を有し、北部の復旧現場から南部の現場まで 60km 以上の走行が必要になる。比較的温暖な気候で「東北の湘南」と呼ばれる。放射線量は 0.07 μ Sv/h 程度（東京は 0.05 μ Sv/h 程度、第一原発付近の国道は 3 μ Sv/h 超え）、福島・郡山といった県中の市街地よりも低く、線量を意識することはない。いわき建設事務所は人員 161 名（うち自治法派遣職員が 12 自治体 23 名、青森から鹿児島まで）を擁し、今次土木災害を扱う復旧・復興部は 35 名（うち 9 自治体 17 名が派遣職員）である。平成 28 年度予算額は概ね 560 億円であり、震災前の約 7 倍となっている。



[平成 28 年度主要な業務運営目標（支援事業関連）]

津波被災地において復興を実感できる着実な事業の進展

・「津波被災地における復旧・復興事業完了見通し」に基づく対象 40 箇所の厳格な進行管理

（工事 17 箇所 [43%] の完成）

（H28 工事完成箇所内訳：河川 6 箇所、海岸 8 箇所、道路 3 箇所）

【具体的な取り組み】

- ◇ 課題に対する組織的な対応とワンデーレスポンスの徹底による**厳格な工程管理**
- ◇ **マスコミとの懇談会や現場公開、現地視察での各種団体への丁寧な対応、復旧復興だより**の定期的な発行と集客施設への掲載



福島県復興シンボルキャラクター
キビタン（県の鳥：キビタキ）

いわき建設事務所 行動規準 （スタンダード）

- ◎私たちは、**笑顔で挨拶、さわやかな対応**をします。
- ◎私たちは、**丁寧に分かりやすい説明、積極的な広報**をします。
- ◎私たちは、**苦情・要望には感謝の気持ちで、現場面談、迅速**に対応します。
- ◎私たちは、**原理・原則を遵守し、日々の研鑽に努め、適正な事務執行の徹底**を図ります。
- ◎私たちは、**報告・連絡・相談を徹底し、情報を共有した風通しのよい職場づくり**に努めます。
- ◎私たちは、**現場主義で果敢に挑戦し、いわきの復旧・復興を成し遂げ**ます。

福島県

道路・河川等

いわき建設事務所
復旧・復興部 道路・橋梁課

奥平 周示
(建設局)

1 担当業務の概要

私は宮城県派遣2年の後に福島県派遣となり、再び2年が経過しつつある。

いわき建設事務所では橋梁係長を任せて頂き、昨年度チーム橋梁で敷き詰めた完了までのレール（無理をすれば実現可能なステップ・工程）を担当3名とともに突き進む。列車は決して止めない。抽象的だがそんな業務。4地区5橋の橋梁のうち2橋は今年度開通を目指す。

2 苦勞したこと・工夫したこと

昨年度当初は、促進策を協議する度に玉砕したが、徐々に担当・業者とも呼吸が合い、全現場が稼働した。そして頑張る前提で実現可能なレールが敷けた。県公表の完了予定年もこれに基づいている。だがこの中で唯一、本庁との意思疎通が図れずゴールが短くなってしまった橋梁があった。いわき北部に位置する久之浜地区の蔭磯橋（かげいそばし）は昨年度契約方法の特例が認められず目論見が5ヶ月ずれた。県公表では今年度県道の一部開通が謳われ10月にこれを果たしたが、表現上、橋梁区間まで含むと解釈された。4月時点で完了まで17ヶ月を予定していた工程を12ヶ月にしないで。望みもしないのに背水の陣になっている。開通成功率7.6%（4月当時 奥平予想）

工程表が発火する程に凝視する。業者曰く「現場が狭く今の土留め（アンカー）方法では短縮困難」。私はすぐ図に乗る「では土留め方法を変えてしまおう」。工事で地層の状態が分かったので再検討し、少し簡素化できた。次のステップ「岩盤を掘り下げるのは大変」。また私ったら「土留め作業中に掘り下げれば」。「危険過ぎるし窮屈で足場も確保できない」。「ならば土留め作業中に地上からドリルで岩盤を事前にほぐそう」。業者も動き出す。先行削岩マシン、作業員も今なら手配できる、「やってよろしいか」。近頃は県の姿勢に業者も応えてくれる。そんな折り、水道企業者が管の移設に時間がかかるとの情報が入る。許せん。その日のうちに現場で発注者、業者、下請け全員集合。今ある材料、今出来る行為、どの部分まで、何日までに切替えれば工事を止めずに行けるかなど即決する。思いは一つ、列車は止めない。企業者管を現場がうまく錐揉みし、工事は無事次のステップへ。後日、当現場専用加工を施したドリルマシンが登場、土留めと並行作業に入った。かくして掘削はさくさく、土留めも簡易なため「えっ」と思ったら掘り終わっていた。私に出来るのはここまで、本体工事はむやみに短縮できない。昨年はそれこそ担当とこぞって「橋台ごと地上でこさえて計画位置に吊り下ろせばいいじゃん」。「まじですか、何千トンのクレーンが必要？日本にあるのか、現場のどこに据えるのか」。「じゃあ鉄筋だけ地上で組み上げて吊り下ろせば」。「ぐしゃぐしゃになってかえって遅れる」といったやりとりさえした。工期短縮にかける県の思いを業者に共有してもらいたかった。「ん…あれっ。」橋台の鉄筋が組み上がっている。業者が作業員を集め早出残業体制で挑んでくれていた。県担当も早朝から立会い、ただちにコンクリート打設。結局、橋梁下部工事で約2ヶ月工期が短縮された。

上部工（橋桁架設）会社とも思いつく限りの短縮策を議論する。現場状態の変化も捕まえ工法を変えれば行けそうとなった。堆砂ぎみの川の中にクレーンを据える。工法変更で業者利益は減るが、それでも県の必死度を最大限汲んでくれ実現になった。先方からは24時間施工の提案ももらい勝負あったかと思ったが、風の強い久之浜で真冬の厳しい寒さの中、手をあげる下請けはいなかった。しかし早出残業での対応は可能となり、都合、工期が3ヶ月短縮できる。

私はいつもチームメイトに恵まれる。若き担当（福岡県派遣）は私のアバウトな作業イメージを現実的な案にブラッシュアップしてくれ実現化させる。日頃の調整も見事で列車が止まることはなかった。工法変更を後押ししてくれた幹部の英断、県を信じてくれた業者など一人一人がその存在意義を遺憾なく発揮してくれた結果、今年度橋梁開通成功率は99.98%（2月現在 奥平予想）である。いわき建設お見事。ざまあみろ。



久之浜地区（蔭磯橋）低い現橋と高い新橋
その差は新堤防を越えるため。できるぞ。頑張れみんな。

新橋が架かるのは1年以上先、地元も耐え難いと感じ次の対応に備える。県・業者・メーカーが首を縦に振れ、地元も我慢できる案。グレードアップした覆工板取替えなら行けると踏めた。しかしこの場合、通行止施工が避けられない。迂回路はなく、昼間はダンプが往来、夜は静粛の闇に包まれ夜間工事の発想はない。幾日かすると再び地元から苦痛の声が。お会いすると表情に苦悩の様子がうかがえた。周辺の方々も苦情で沸いているらしい。「だいぐ我慢されていたんですね。必ず何かします。」私の意思は固まった。虫歯の治療と一緒に、改善されるならたとえ闇夜に騒音が轟いても、夜間工事の協力は得られるはず。ただちに上司に報告・相談、緊急工事として夜間通行止め施工を提案し、再び幹部が英断してくれた。翌日プロパー担当とともに道路管理者協議、市議を含む地元代表の方々を個別訪問、近傍事業者、運送会社、タクシー会社、新聞配達、掲示板にお知らせを貼りまくり、更に担当と手分けして住居を個別訪問、工事案内チラシを配布しなんとか夜のうちに周知完了。道路管理者も警察、消防に協議してくれ、最低限必要とされた現場周知一週間の後、この地域で異例の2日間夜間通行止め施工に踏み切った。覆工板を



蛭田橋（びんだばし）
夜間通行止めで一気に作業を進める。

すべて取替え、高さ合わせの舗装をする。私の暴挙といえる調整劇はこの日を逃すとお盆で作業員、メーカーが機能しなくなるラストチャンスだったことによる。実はメーカーから在庫状況、運搬可能日、業者とは作業員の手が空く時期を把握し、施工可能日Ddayを事前に決めて準備指示していた。指示を取消すぎりぎりのところで地元の声が上がリ意思決定となった。一日で関係部署、地元周知を図れたのはプロパーの担当がご当地の手続きに熟知し、日頃から地元回りを欠かさずに足を運んでくれていたお陰である。覆工板は大阪にあった在庫を押さえ、運搬車両も押さえておいた。蛭田橋は今春に新橋を架ける。

3 印象的なエピソード

今では業者の多くも工程短縮の一員に加わってくれている。いわき中部に位置する豊間地区の豊間橋は、昨年度病弱者対応で工事ペースが一時落ちたが、当時の担当とともにできうる限りの対応に努めご理解を得つつ続行できた路線。近頃は業者もにこにこしながら「施工手順をこう変えればもっと早く交通解放できます」と次々にアイデアを持ってくるようになった。可能なものはすぐ了承、こちらは調整を進める。うれしかった。でも最後の極めつけは「新橋に一旦交通を切り回せば迂回路撤去期間を短縮できます。」と。「あん……。開通前に交通解放？それって開通では……。」迂回路撤去期間は短縮できなかったが、11月上旬晴れて開通、めでたく年内完了してしまった。

幸い私のチームメンバーは今年度も皆優秀で信頼できる人材ばかりだ。私は皆にレールを示しただけ。彼らはすぐに進むべき道を把握し自ら動き出す。レールから外れない限り担当の考えを尊重し後押しする。障壁に当たりそうになれば一緒にぶつかって取り除く。よそ者係長の意見に耳を傾け、その思いを理解し



豊間地区（豊間橋、諏訪橋）豊間橋めでたく完了
下流に見える諏訪橋も UR が頑張り、春に完了する。

文句一つ言わず忠実に実行してくれた福島県担当。若き福岡県担当は私と同じ誕生日（二回り違うだけ）。「これは運命です。万一業務が滞るなら私が担当として動きます」といって幹部了解のもと勝負路線を託した。滞りどころか必殺の工期短縮策を実現させて見せた。私だったら多分ギブアップしていただろう。油が乗った有能な神奈川県担当は重たい発注を抱えた現場を担ってもらったが、自分の業務はさっさとこなし、周辺を見渡しては係を越えたフォローに入る、県の基準を見直させる程の交通整理に努めてくれた。昨年度車輪が回りだした橋梁系の列車は、

彼らのお陰で加速し終着駅をも視野に入れた。もはや止まる心配はご無用。私は部内で最も楽な係長であった。感謝の心を胸に「自治体 JV 万歳」。

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

東北で特に寒い地域の作業員を見ていると敬服せずにはいられない。北風がボーボー吹いていても、雪が降り続いていても粛々と作業をこなしている。以前ある職員が笑いながら言っていた。「寒さは慣れません。寒いものは寒いです。ただ耐えるんです」。また、職員は一つ一つルールブックに目を通しては根拠の整理を淡々で行う。私は昔「テトリスゲーム」で仕事を悟った。仕事ってテトリスそのもの。ぽこぽこ落ちてくる色々な形のブロックをどこに置くか。余裕がある時は、まとめ消し（高ポイント）ができる置き方を狙うが、迷っていると仮置きが増えてどんどん積み上がり、新たに落ちてくるブロックをどこへ置かか考えていられなくなる。そんなゲームオーバー寸前では、ちょっとでも消して迫り来る危機をなんとかやり過ぎつつ、その下も置ける（消せる）チャンスをうかがう。あきらめればゲームオーバー。復興事業現場は各種事業が輻輳し、進め方如何で地域影響も大きく左右される。まして準備時間がなかったわけで、テトリスでいうとゲームオーバー寸前からゲームスタート、しかも落ちてくるブロックは見たこともないいびつな形、さらにボコボコ立て続けに落ちてくるといった様だろう。こんな状況では考えがぶれたらもうアウト。大胆且つ約束を守る確かな調整の一つ一つこなし、ただただ耐えてチャンスを待つ粘り強さが求められる。東京は3次元の街であり「いびつな形のブロック」が落ちてくるのは日常茶飯事。そんなブロック慣れした都職員が、東北の堅実な粘り強さを学べれば鬼に金棒である。学ぶべきである。



派遣チーム（薄磯地区：奥には美空ひばりご縁の塩屋崎灯台）と福島県復興シンボルキャラクター「キビタン」（福島県の鳥：キビタキ）



福島県

道路・河川等

いわき建設事務所
道路・橋梁課 道路係井上 寛人
(建設局)

1 担当業務の概要

私がいわき建設事務所で与えられた一番重要な仕事は泉岩間植田線小浜工区を平成 28 年度末に供用開始させることです。

泉岩間植田線は小名浜港の臨港道路と常磐共同火力勿来発電所を結ぶ道路です。現在、勿来発電所では、福島復興電源プロジェクトと称する石炭ガス化複合発電 (IGCC) の建設計画があり、平成 29 年 9 月から建設が開始されます。その際の輸送ルートとして泉岩間植田線が使われることから、重要な復興道路と位置づけられています。泉岩間植田線で、現在、復興事業が行われているのは小浜工区・台工区・岩間工区の 3 工区です。私が担当している小浜工区は土地区画整理事業に併せた橋梁架け替えとその前後約 540m の道路改良工事です。その他に県道整備に伴う前出し護岸工事の発注・監督、法面安定工事の発注・監督が主な業務です。



小浜震災復興土地区画整理事業



小浜地区被災状況

2 苦労したこと・工夫したこと

私がいわき建設事務所に赴任した 4 月当初は区画整理事業区域外の用地交渉が一部完了しておらず、事業用地の確保から始まりました。赴任当初は、工事の内容や用地交渉の履歴などを十分に把握しない状態での用地交渉となったため苦労しましたが、係長のフォローや、前任者がしっかりと折衝してくれていたおかげで、早期に事業用地を確保することが出来ました。

工程を引いた時に一番ネックとなったのが橋梁工事でした。この工事では新橋と旧橋が一部重なっていることと交通を確保しながらの施工が条件であることから、新橋半断面築造⇒新橋に交通切り替え⇒旧橋撤去⇒新橋半断面築造⇒完成という施工を行っています。そのため、最後に歩車道ブロックや踏み掛け版、橋面舗装を仕上げる際に、数段階の交通切り替えを行わなくてはならず、それでは 28 年度末の供用開始が難しい状況でした。橋梁を 28 年度末に完成させるには年明けから橋梁前後を全車両通行止めにするほ

がありませんでした。県道を全面通行止めにするためには、迂回路が年内に完了していなければならないのですが、迂回路の候補としては区画整理事業で整備している区画道路しかありませんでした。そこで、区画道路を年内に完成させてもらうように市に働きかけたところ、市は年内に区画道路を整備することを了承してくれました。現在は無事、区画道路に交通を切り替えて施工を行っています。



橋梁半断面施工状況
(下部工配筋状況)



橋梁半断面施工状況
(上部工施工状況)

3 印象的なエピソード

いわきに来て感じたことは、復旧・復興が思ったよりも進んでいるということです。それは街やインフラだけでなく、そこに住んでいる人々も元気で明るく、かつて被災した人であったということを忘れてしまいそうになるほどです。しかし、それは一方で、震災当時の思いが風化しつつあるということでもありました。

いわきで一番津波被害の大きかった薄磯という地区があります。ここでは大規模な土地区画整理事業が行われているだけでなく、隣接する地区でも工事が行われており、ダンプトラックの往来も多くなっています。そんな状況の中で、薄磯地区の復興公営住宅の住民からダンプの往来による砂埃に対する苦情が発生しました。「砂埃で洗濯物が干せない。住宅の前を通らないでほしい」と言います。結果的に、薄磯地区の搬入・搬出用のダンプはやむを得ないとして、他工区のダンプについてはルートを変更することで対応することとなりました。復興事業という大義にあぐらをかいているわけではありませんが、これが、被災直後であればこんな苦情は出なかったと思います。震災から時間が経過するにつれて事業がやりにくくなってきているのを目の当たりにし、復興事業はスピードが求められるということを改めて感じました。

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

災害からの復旧・復興というのは非常にスピードが求められます。この1年間、復旧・復興部の職員全員が各々の担当事業の終期管理を目標に業務に従事してきました。私もその一員として28年度末に供用を開始する小浜工区を担当しました。そこで、是が非でも終わらせなければならないという状況があること、そして、それを達成するための姿勢や感覚というものを学びました。今後、東京都で業務に取り組んでいく中で、時にはそのような感覚で仕事をしていかなければならないことがあるかもしれません。そのときに、この1年間の経験を活かせるよう頑張りたいと思います。



道路・橋梁課土量調整会議



福岡県の先輩職員に相談



港湾施設

宮城県農林水産部
漁港復興推進室 漁港整備班

宮城県



業務概要

漁港復興推進室は、東日本大震災で被災した漁港施設等の災害復旧・復興に関する業務を進めるために、平成 24 年 11 月 1 日に設置された部署である。

復興推進班、漁港整備班、海岸整備班の 3 班からなり、それぞれの担当業務は、復興推進班：漁港整備・漁港地区計画、漁港整備班：漁港災害復旧、海岸整備班：海岸保全基本計画・漁港海岸災害復旧・海岸新規整備となっている（宮城県 HP より）。漁港整備班の具体的な業務としては、事務所で作成された災害復旧工事設計書の審査、公告準備、水産庁への災害復旧事業費の交付申請・重変協議、災害の査定、再調査、成功認定の対応等である。

漁港整備班は 4 名体制で、そのうち他自治体からの派遣職員は水産庁 1 名、東京都 1 名である。



(宮城県 HP より)

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応

宮城県

港湾施設

農林水産部
漁港復興推進室 漁港整備班

渡辺
沖野
松永
安藤
(港湾局)

和憲
二郎
由希子
彰

1 担当業務の概要

主な担当業務は、①水産庁への重変協議資料の照査②工事設計書の照査及び決裁の2点であった。

①は、災害復旧工事のうち構造の変更や金額の大幅な変更など重要な設計変更を行う際には、事前に協議資料を整え、水産庁との協議が必要である。県の各事務所及び市町から設計変更したい項目について協議資料を作成してもらい、取捨選択をした上で、資料を整える。県職員の方と分担して内容のチェックを行い、補足資料を追加する等して資料をとりまとめた。災害の件数が多いので設計変更の案件も膨大となり、内容の把握だけでも大変であった。

②は、災害復旧工事の設計書の照査である。当初設計や変更設計の設計書について、数量や図面、積算根拠等にミスがないかの確認を行う。起工金額が億単位になる大きな工事しかなく、合併工事であることが多く工種も多岐に渡り、限られた時間内で照査を終わらせることに苦労した。また、照査を担当した設計書の決裁もとるため、工事内容を把握し、各担当者への説明を行った。

その他、市町分の災害復旧工事の成功認定について検査を実施したほか、災害復旧事業の契約状況等の執行状況を水産庁に報告するため、各管理者の執行状況を調査し、取りまとめを行った。



執務室の様子



気仙沼漁市場から（平成 28 年 12 月）



女川町成功認定（平成 28 年 11 月）

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応

2 苦勞したこと・工夫したこと

宮城県は漁港数が多く全国4位の142漁港を有している。その多くが東日本大震災により被災し、災害査定件数が膨大になっており、災害復旧工事の件数も多い。職場は県庁内にあるため、現場を見る機会が少なく、設計書審査や重変協議資料作成の際に、漁港の位置や被災内容、工事内容の把握に苦勞した。しかし、工事監督や市町の職員の方々に被災内容や工事内容を説明してもらう時には、些細なことでも積極的に質問し、限られた時間の中で出来るだけ内容を把握できるよう努めた。

設計書の決裁時の説明では、技術職以外の職員へ工事内容をわかりやすく説明することや、当該工事以外の他工事の進捗状況や事業計画などの質問をされることがあるため、事前に調べて回答できるよう準備を行うなど工夫をした。(松永 由希子)

私が派遣されていた期間の主な業務は、災害復旧事業の東北財務局との重要変更協議でした。宮城県各地の漁港について、県の事務所や市町から提出された資料を用いて毎日のように協議していましたが、事前準備とその都度出される財務局からの宿題回答に頭を抱える日々でした。

宿題になると、私の作業が増えるだけでなく資料を作成した事務所等にも作業をお願いする必要があり、通常業務に手一杯な中負担をかけることに心苦しい思いでした。そのため、協議の場だけでなるべく回答できるように、答えが出ない時でもすぐに引き下がらず、粘り強く話し合う中で答えを探ることを心掛けました。

当時は大変な思いで仕事に取り組んでいましたが、振り返ってみると、短い期間の中で様々な工事の内容を知ることができ、また、数多くの対外調整を経験できたため、技術職員として成長できた派遣だったと思います。(渡辺 和憲)

3 印象的なエピソード

県内の各事務所及び市町職員との意見交換の機会があり、私は気仙沼市及び南三陸町との意見交換に参加しました。そこでは、日頃の業務で感じる改善点等が話し合われましたが、驚いたのは参加した職員の多くが派遣や任期付の職員だったことです。現地の知識が十分でないながらも業務に尽力する職員の話聞き、復旧・復興は各地からの支援で成り立ち、これからも必要にしていることを実感しました。

また、職場の残業の多さも印象的でした。同僚の多くが毎日夜遅くまで残業しており、その中には徹夜で業務に勤しみそのまま東京に出張する職員までいました。そのような厳しい状況の中でも、県内の様々な漁港に連れて行ってくださったり、公用車のタイヤを一緒に交換したりと、都ではできない経験を数多くさせてもらい、とても充実した日々を過ごすことができました。(渡辺 和憲)

私が担当した業務の中に、設計変更協議の内容精査、水産庁との協議があります。内容精査については、特に、当初想定した構造を変更した理由、付属物が流用可能か、他工事に転用できるか等について相談されました。現場事務所は、早急に復興工事を進める為、十分な資料等が用意できていないことがあります。その中で、先輩方を含め相談し合いながら、説明資料を作成し、水産庁の了解を得られた時、復興事業の手助けができたと思い、やりがいを感じられました。

又、同じ部署の先輩方や他の自治体の方から、「東京で大震災が起きたら今度はこちらが応援に行くよ」「東京オリンピックの時にはボランティアに行くよ」と言って頂き、皆さまの心遣いが非常に励みになりました。(沖野 二郎)

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

東日本大震災から6年経とうとしている今日において、沿岸部はいまだに工事車両が行き交い復興への取り組みは半ばの状況である。現場視察においては、テレビ等の報道で伝わりきらない自然災害の脅威を肌で感じる事が出来た。特に、慰霊碑に刻まれた子供の名前を見たとき、命の尊さをあらためて痛感した。

東京都においても、首都直下型地震等の大規模地震や豪雨などの自然災害のリスクが想定されている。

そのような中、県職員との懇談で防災の基本や災害復旧事業について伺った。防災の基本は、まず避難することであり、防災施設による防護は避難時間を確保するものであることをあらためて学んだ。また、現在の災害復旧事業は、被災直後に決められた復旧方針に従い進められており、被災直後の方針決定の重要性や地方自治体などからの早期支援の必要性を学んだ。

東日本大震災の教訓や今回の被災地派遣は、今後の防災について考えさせられる貴重な経験となった。また、安全・安心な社会の実現は、国や自治体間の強い連携が必要不可欠であることを強く感じた。(安藤 彰)

東京が大震災に直面した際、被災地派遣で他自治体に協力を要請することがあると思います。その際、自治体毎で業務の進め方は異なりますが、どこまでそのギャップを埋めることができるかが大切になると思います。宮城県庁では、先輩職員が業務の説明、チェックを行って来ていましたが、被災地派遣職員の研修で、派遣場所によってはベテラン職員でなく派遣職員が会計検査対応をしたり、色々不満を持っている方もいました。東京都も部署によると思いますが、統一的にルールを設定していないことが多々あり、派遣職員を受け入れる体制、さらには異動した人への体制が整っていないと思います。統一化を図り、効率性を上げ、業務をこなしていきたいと感じました。(沖野 二郎)

港湾施設

土木部
仙台塩釜港湾事務所 工務班

宮城県



業務概要

(1) 組織の目的について

宮城県には、下記のとおり計8つの港があります。

- ・国際拠点港湾：仙台塩釜港（仙台港区、塩釜港区、石巻港区、松島港区）
- ・地方港湾：気仙沼港、女川港、雄勝港、荻浜港、表浜港、金華山港、御崎港

派遣先である仙台塩釜港湾事務所は、仙台塩釜港の仙台港区、塩釜港区及び松島港区の施設整備と管理を行っています。

(2) 組織規模・業務概要

事務所は、所長、総括担当（2名）及び総務班、港政班、工務班で構成されています。

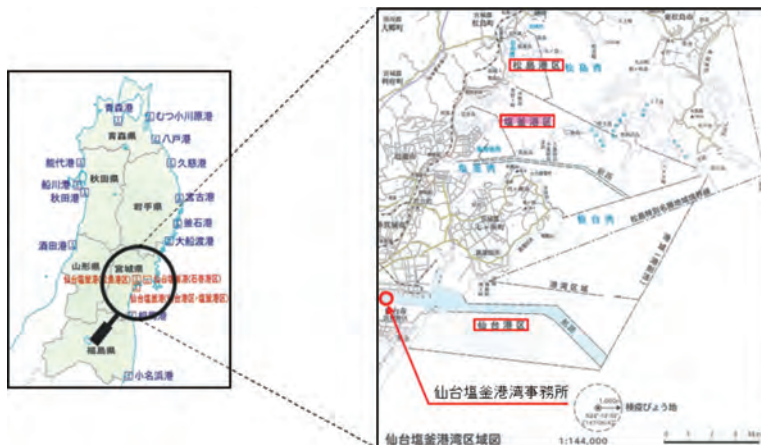
また、他自治体から、鳥取県1名（鳥取県中部地震対応のため11月帰県）、大分県1名、東京都1名の計3名が工務班に所属しています。

総務班（4名）：所内の経理会計事務、工事等の入札及び契約等、物品の出納及び管理等

港政班（13名）：港湾施設等の使用許可・使用料の調定、水域占用・臨港地区内行為届出の許認可、船舶の入港に関する事務処理、港湾統計調査等

工務班（13名）：工事・調査等の設計・積算及び監督、港湾施設・海岸施設等の維持管理、許認可に関わる技術的審査、災害の復旧等

事務所の位置及び担当港区



事務所全景（5階が事務所）



職場の様子

宮城県

港湾施設

土木部
仙台塩釜港湾事務所 工務班鈴木 達裕
中村 滋
堤 洋平
佐藤 優太
(港湾局)

1 担当業務の概要

私は、平成28年10月～12月まで仙台塩釜港湾事務所の工務班に在籍し、仙台塩釜港における災害復旧工事の設計、工事監督業務に従事しました。主に担当した「西ふ頭災害復旧（その2）工事」、「代ヶ崎清水防潮堤外災害復旧工事」の2件の業務について概要を説明します。

①西ふ頭胸壁災害復旧（その2）工事

被災した胸壁約550mを、レベル2地震動及びレベル1津波対応に改良（嵩上げ）する工事です。そのほか、地震により沈下した、臨港道路（臨港道路2, 3, 8号線）及びふ頭用地の嵩上げを行うものです。工期は平成27年2月13日～平成29年3月24日です。

私の赴任期間中は、主に臨港道路8号線の嵩上げを実施しており、地元住民や施設利用者との調整業務がメインでした。具体的には、①沿道の住民、企業への工事説明及び工程調整、②工事の際に支障となるため撤去する、住宅のブロック塀等の補償調整、③苦情・要望対応、④近接工事との工程調整です。道路工事は、利用者の生活に直結するため、様々な意見・要望が挙げられました。

また、胸壁の嵩上げでは、事前ボーリングの結果、当初想定していた地盤改良工法が施工不可能となったため、受注者や設計コンサルと改良工法の再検討、併せて国への重要変更協議を行いました。重要変更協議とは、災害査定時と比較し、設計条件の変更等により施工断面・工法等が大きく変更となる場合に国の査定官と協議するものです。

②代ヶ崎清水防潮堤外災害復旧工事

防潮堤約600mを、レベル2地震動及びレベル1津波対応に改良する工事です。その他、被災した物揚場、船揚場、棧橋の復旧を行うものです。工期は平成27年7月4日～平成30年3月23日です。

この工事は、標準断面×延長で発注されており、契約後も現場と設計が同時進行している大規模な復旧事業ならではの発注方法でした。そのため、必要な図面等が揃っておらず、工事・設計の進捗に併せて都度、工法や数量を変更していく必要がありました。加えて、防潮堤直背後が住宅地であることや、施設を供用しながら施工する必要があるなど、施工条件が非常に厳しい現場でした。

私の赴任期間中は、防潮堤の鋼矢板や鋼管杭の打設を行っており、受注者と打設方法や打込長に関する変更協議に加え、町道に矢板を打込む必要があったため、町役場と占用について調整を行いました。また、年末までに中間検査、変更設計をしなければならず、これまでの工事書類の整理や提出漏れの確認等、過去に遡って理解する必要がありました。（堤 洋平）



西ふ頭胸壁災害復旧（その2）工事



代ヶ崎清水防潮堤外災害復旧工事

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応

2 苦勞したこと・工夫したこと

被災地派遣に当って、一番苦勞したことは3ヵ月間という短い派遣期間内でのタスク管理でした。前任者より優先度の高い課題について説明を受けたため、着任後まず始めに受注者へヒアリングをかけて、派遣期間でやるべきことを優先順位ごとに整理しました。そして、「早期解決」、「1ヵ月以内」、「着任中まで」と期限を分類して、業務に取り組みました。

着任から最初の1ヵ月間は、慣れない積算システムや事務処理手続に戸惑い、契約内容と現場条件の差異に起因した現場での課題解決に頭を悩ませながらも、宮城県職員、他県からの派遣職員の皆様の協力を仰ぐことで、滞りなく業務を進めました。また、2ヵ月目になると、工事進捗に合わせて、近隣市町村や地区会長、ふ頭利用者等との調整事項が多数発生しましたが、重要事項については必ず県職員の方を帯同することで、所内での情報共有を図りつつ順次解決しました。

派遣期間のうち2ヵ月目を終える頃、災害再調査業務と新たに発生した調整業務について、任期中に取りまとめるよう依頼を受けました。これらの業務量のボリュームは大きく、任期中にまとめるには迅速な対応が必要となりました。よって、派遣期間残り3週間、2週間、1週間と時間経過と共に大きくなるプレッシャーを背負いつつ、業務に臨みました。その中でも、業務の進捗に合わせて残期間でやるべきことの資料整理を毎週末実施し、その資料は引継資料として用いられるように整理しました。以上のとおり、①適宜タスク管理を行うこと、②県職員の方との協働による情報共有化、③計画的な引継資料整理の3点によって、限られた期間で最大の成果を出すよう尽力しました。(鈴木 達裕)

業務量はかなり多く、事前に事業概要等を聞いていましたが、情報が溢れるほどあり、詳細まではとても把握できませんでした。しかし、担当業務に必要な情報を覚えなければ高いパフォーマンスを発揮できないものでした。そこで、三ヶ月間でやらなければならないことと、現実とのギャップに焦り、まず職場の皆に追いつくために、最初は昼も夜も仕事のことで頭が一杯でした。このハンディキャップを克服することが最初の関門でした。具体的には、災害再調査が目前に迫っており、前任が作成した資料の修正・内容精査にとりかかりました。「なぜ、この断面でなければならないか？合理的な断面か、過大な断面となっていないか？」、「なぜ、この工法が妥当なのか？」、「施工の単価は妥当か？」等、これらは一朝一夕で把握できるものではありません。

工夫したことは、懸案事項について自分の手元での処理時間を短くし、直ぐに協力業者等に返答・宿題提示をするように心がけました。そして、自身の資料作成について、優先順位をつけて、またスピード感を意識して実施していききました。さらに、工事内容の協議について、自分の意見を持って、素早く回答していくことを実施していききました。(中村 滋)

私が1月に着任した直後から急ぎの案件が多く、慣れない事務処理や積算システムでの設計書作成などのデスクワークをしつつ、工事受注者との施工協議や現場立会い等の監督業務を限られた時間の中で処理することに苦勞しました。工夫したことは、多くの業務に対し、その全てに優先順位をつけることで業務管理を行い、3ヶ月という短い派遣期間の中で処理ができるよう、常に効率的な処理方法がないかを考えながら取り組むよう心がけました。(佐藤 優太)

3 印象的なエピソード

現場で工事監督業務をしていると、近隣住民の方や地区会長の方から話しかけられる機会がありました。住民の皆様は復興事業に大きな関心を寄せており、進捗状況の質問について回答した際には、事業に取り組む私に対して感謝の言葉を頂きました。私にとって、工事監督業務で初めての経験であり、とても貴重な経験でした。学生時代、土木工学とは、「市民生活と産業・生産活動の資する社会基盤の整備・維持のための工学」であると学びました。今回取り組んだ復興業務は、まさに「市民生活のための工学」を活かす機会でした。そして、甚大な津波被害を受けた当該エリアの震災復興業務に携わること、市民の震災からの不安解消に役立てることに非常にやりがいを感じました。(鈴木 達裕)

第一に、短い間でしたが宮城県仙台塩釜港湾事務所の職員の一人として、復興復旧にむけて尽力できたということがとても印象的です。これは、事務所の職員の方々の温かい心遣いや復興復旧に対する前向きな姿勢に後押しされ、都の担当の業務をなんとか円滑に進めていきたいという思いを強く持てたことによります。また、現場でも工事を担当する協力会社と、それぞれ温度差はありましたが、前向きに仕事を進めることができたことによります。さらに、近隣住民の方からは、叱咤激励もありましたが、感謝の言葉もいただくことができました。

第二に、1件の工事が約2年を経て、無事に完成できました。多くの方が携わってできた護岸完成の時に、運よく立ち会えたことが印象的です。この護岸が将来、背後集落を守っていく重要なものになると思います。(中村 滋)

現場に出るのが3、4年ぶりであったこと、海岸や道路は未経験であったため、全ての業務が新鮮で、印象的でした。その中でも、西ふ頭災害復旧（その2）工事の臨港道路8号線嵩上げに必要な地元調整が、苦労した分、特に印象に残っています。私の赴任期間中では、全ての調整を終えることが出来ませんでした。調整が整ったところから工事に入るため、日々復旧が進む道路をみるとやりがいを感じる事が出来ました。スムーズに進んだ案件、難航してあまり進まなかった案件様々でしたが、所内で何度も対応を検討することで、少しずつですが前進させることが出来ました。アドバイスやフォローして頂いた、県職員の方々には、とても感謝しています。ありがとうございました。(堤 洋平)



代ヶ崎防潮堤外災害復旧工事 着工前 (H27.7) と現在 (H28.10)

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

赴任した宮城県では、震災から5年経過したにもかかわらず、沿岸部の災害復旧事業完成率が約17%にとどまる現状を知りました。とりわけ、担当した沿岸防護施設（護岸や防潮堤、胸壁など）は、まさに震災復興事業の真ただ中であり、今年度、次年度の完成を目途に事業を進めていました。現場に赴けば、被災損傷により機能停止した物揚場やふ頭用地が多数確認される状況でした。

調整業務を進める中では、市民やふ頭利用者の方々から、5年の歳月を経て改善されない現状に厳しいご指摘もいただきました。宮城県職員の一員として3か月間、復興業務に全力で取り組んだからこそ、皆様のご理解をいただきながら震災復興を進める難しさについて深く考える機会となりました。

また、派遣期間中に受講した研修では、南三陸町の被災状況と復興事業を現地で見学し、震災被害の恐ろしさを学び直すことが出来ました。今後の都政人生において、首都直下型地震と対面する可能性は否定できません。有事の際には都のため活躍できる職員となるため、今回の被災地派遣で学んだことを記録に残すとともに、より研鑽に励んでいきます。（鈴木 達裕）

土木工学は経験工学であると言われる。学問的なことではありませんが、実務において今回経験した災害復旧（復興）業務・工事は、経験値や技術力となって自身に備わったと感じます。近い将来首都直下地震が発生すると予測されており、万一の発災時には、この経験値や技術力を活かせるようにしていきたいと思います。（中村 滋）

震災から5年が経過してもなお震災復興事業の真ただ中である現状を目の当たりにし、改めて自然災害の恐ろしさ、復興事業の大変さを経験することができました。しかし、多忙を極める毎日の中でも常に明るく、前向きに業務に取り組む宮城県の職員の方々には「公務員としての「人々の暮らしを支える」という根本的な姿勢を学ぶことができました。今回の派遣で得られた経験や知識は、今後の都庁人生の中で大きな軸とすることができました。（佐藤 優太）

そして最後に、今回の派遣を通して、宮城県や他県からの派遣職員（鳥取県、大分県）の方には大変お世話になりました。皆様方と交流を深める中で、他自治体の港湾業務等の話をお聞きすることができ、非常に勉強になりました。また、同時期に派遣された東京都職員の先輩方や、東京都被災地支援宮城事務所の皆様との交流があったことで、日常生活においても不安なく業務に進進することが出来ました。

派遣期間中お世話になった皆様に心から感謝申し上げます。（派遣職員一同）



代ヶ崎地区一面に広がる5月の鯉のぼり

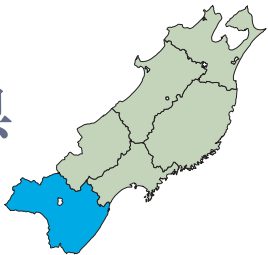


仙台・宮城観光PRキャラクター むすび丸

港湾施設

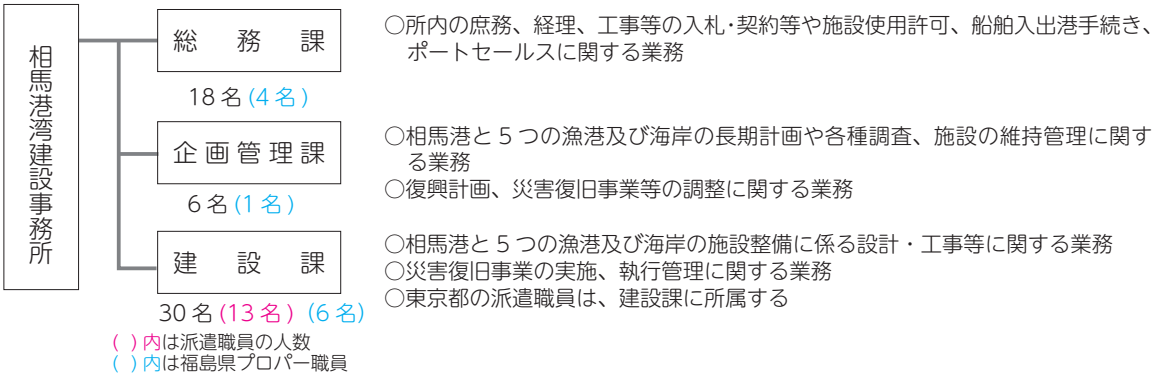
相馬港湾建設事務所
建設課

福島県



業務概要

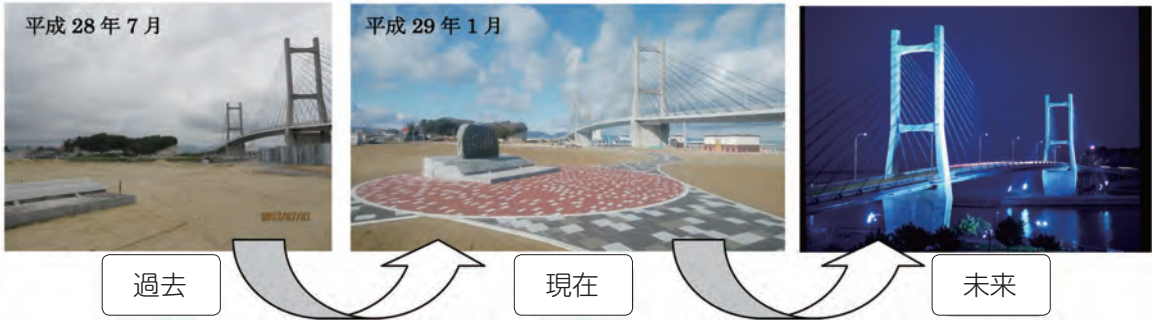
(1) 相馬港湾建設事務所組織概要及び業務内容



(2) 相馬港湾事務所位置図及び管内図



(3) 相馬港湾事務所における復旧状況（今年度担当分）



上記は相馬市の観光スポットとなっていた「松川浦大橋」と、天皇陛下が訪れ御製碑が建てられた「公園緑地」の写真。震災以降、松川浦大橋は通行止めとなっており、住民は公園緑地に立ち入ることができない状態となっている。御製碑は津波により流されてしまったが、地元漁師により奇跡的に発見されたため、今年度の工事により元の位置に建て直され公園のシンボルとして復活する。

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応

福島県

港湾施設

相馬港湾建設事務所

内田 勝大、矢部 祐樹
藤井 元希、村尾 亮
佐藤 大輔、加藤 大地
山口 和也、秋田 寛己
(港湾局)

1 担当業務の概要

土木職として、被災した緑地の復旧工事に関連する業務を担当し、設計・積算、工事監督業務等を行った。その中には、夏のレクリエーション一大スポットであり平成 13 年度環境省選定の日本の海水浴場 88 選にも選ばれた原釜尾浜海水浴場の緑地や、天皇が訪れたこともあり普段から多くの住民に利用されていた松川浦大橋周辺の臨海緑地の災害復旧などがあった。

海水浴場に関しては、震災の津波により浜砂が侵食されてしまったり、海水浴客が泳ぐ海域にがれきが沈んでいたり一般住民が利用することのできない状態となっていた。しかし、震災復興として優先的に工事が進められたのは、津波や高潮から人命を守るための防波堤や防潮堤の構築、漁業や海運業を再開するための岸壁や物揚場の復旧であった。そのため、震災から約 6 年経った今でも緑地はほとんど復旧がなされないままとなっていた。

相馬市近郊ではここしか海水浴を楽しむことができる施設がないため震災前には毎年多くの海水浴客が訪れていたが、震災以降相馬市周辺には海水浴場がなくなっていたため沿岸に住む人たちが海に触れる機会が減少しているという声が多くあった。堤防など港湾工事の大部分が終盤を迎え、ようやく臨海緑地の復旧工事を進めることができる状況となり、原釜尾浜海水浴場は平成 30 年度の一般供用を予定するなど、住民が海に触れるための施設の開放が近づいている。

これらを考えると、人命や産業のための防波堤や港の岸壁などのハード面としての復旧工事とは異なり、住民が海を身近に感じることができる緑地復旧工事はソフト面での復興としてとても重要な事業であった。また、被災地を直接見ることで被害の規模の大きさを実感した。しかし、それ以上にその被害を現在の形にまで復興させた福島県職員をはじめとした関係者の力に感銘を受け、自分自身の都職員としての役割を見つめ直す良いきっかけとなった。(加藤 大地)

私は、10 月～12 月の 3 か月、福島県相馬港湾建設事務所に派遣職員として赴任しました。事務所では、主に 3 つの業務を担当しました。1 つ目は、漁港の公園緑地の設計業務です。本業務は、東日本大震災で破壊された松川浦漁港の遊歩道(図 1)を復旧させるのが目的でした。数量確認や起工時に使う書類の作成を行いました。2 つ目は、工事の変更設計を行う準備です。東京都の派遣職員が引き継いで担当している工事の変更設計を行うため、図面の修正や数量の確認を行いました。3 つ目は、見積りの徴収です。復旧班で担当しているテニスコート、野球場等の積算用の見積りや、変更設計用の見積りを取りました。(佐藤 大輔)



図 1 (10 月中旬、現在の松川浦漁港の遊歩道状況)

2 苦労したこと・工夫したこと

担当した緑地工事は、被災前の状態に戻す「原形復旧」を基軸とする考え方で工事発注がなされていたが、工事を進めていく中で原形復旧とすることができない条件や、より良い復旧方法を選択すべき内容が数多く出てきた。設計変更により対応することになったが、変更後の内容は当初設計とは全く異なるものとなっていたため、施工途中で配属されてから現場を理解し変更設計書に反映させることに苦労した。

緑地工事は施工範囲が広く工種も多いため現場を理解することにさえ苦労するものであったが、派遣期間の中で適切な変更設計書を作成する必要があった。そこで、当初設計図面を理解した上で何度も現場に

足を運び変更図面が現地と合致しているかを確認し、不明な点があれば受注者を巻き込み現場の理解に努めた。その結果、工事着手から自分の派遣期間までの変更設計書を形にすることができた。(加藤 大地)

私の担当した業務で最も苦労したのが公園緑地の設計業務です。工事を起工し今年度内に契約までしなければならぬというスケジュールであり、すぐにでも取り組まないと間に合わない状況でした。特に福島県の様式に準じた起工書類一式を整えなければならぬと、何が必要なのかを理解し、それは、どのくらい時間を必要とするのかの判断が難しく苦労しました。また、CADやその他システムが都で使用しているシステムと異なっていたこともあり、作業になれるまで時間を要しました。設計業務を迅速に進めるため、過去の設計書や過去の資料を参考にし、設計内容の検討をしていきました。過去の資料を見てもわからない時には、係内の職員に過去の経緯や、検討方法などを聞くことや、係内の職員も派遣職員が多いので別の係の職員に聞きました。そのため日頃から相談しやすい人間関係を築くように心がけました。また、派遣期間は3か月であり、担当の入れ替わりが多いので、できるだけわかりやすい引き継ぎ書を作成することを心がけました。(佐藤 大輔)

担当工事は尾浜海水浴場背後の緑地復旧が主目的であり、公園整備や景観検討についての経験がなかったことから、当然ながら業務遂行にあたり基本理解に苦労しました。港湾復旧担当の先輩職員から参考資料をご紹介いただいて学習し、事業経緯を理解するところから始めました。

また、担当工事の現場は事務所最寄りであり、頻繁に現場代理人と議論を重ねることで、これまでの復旧の考え方を整理することに努めました。

工夫したことは、緑地に設置するスツール(丸形イス)について、利用者の海岸眺望の視点を意識して配置を決めていきました。福島県派遣での緑地復旧を通じ、公共事業は利用者の視点を第一に考え、景観や周囲の自然環境との関連を熟慮することが重要であると学びました。(秋田 寛己)



被災前の尾浜海水浴場



津波により被災



現在の整備状況 (H29.1.18 時点)

自分は前職の時に転勤には慣れているので新しい生活にはすぐ馴染めたが、やはり現在の職場と仕事のやり方、取り組み方が異なり、すり合わせが苦労した。しかも赴任期間が三ヶ月と短く仕事に慣れ、現場を把握してからの時間が短く、打ち合わせ等が中途半端になってしまった。

また、前任者との引き継ぎの時間が1日しかない状況ですべてが引き継がれるわけではなく、知らない事や、請負者との打合せ事項、関係機関との協議が途中までしか進んでいない等の状況もあったため(自分もその状況を残してきたわけですが...)新しく発生した協議事項を片付ける前に前任者の協議事項を確認し、完結させるというひと手間が必要な事項があった。

そのような状況であったため、担当現場では(2年近い工期になっていたが)発注当初までさかのぼって議事録等を整理しなおし、赴任期間に終わらせられる仕事を優先に片付けていくという方法にしているだけ後任者に中途半端な状況で引き継がないように工夫した。(村尾 亮)

被災地の現場が抱える課題の一つに建設資材等のストックヤード確保がある。港湾、海岸及び漁港施設等の復旧を進める過程では、土砂や石材等が大量に発生することがある。これらの発生材は、同工事や後続工事で再利用できる可能性があるため、各施設背後の未復旧用地に一時的に仮置きされている場合が多

くある。しかし、復旧事業が進むにつれ、資材の仮置きヤードとして活用されている場所の復旧や整備が必要になってくる。私の担当していた現場でも、石材の仮置きヤードとして利用されているために工事に着手できないという問題を抱えていた。これらは、事務所内で共通の課題ではあったが、当事者間で個別に対応する事例が多く、同じ問題が繰り返り起きていた。そこで、県職員と協力し、本件に関するPTを立ち上げ、発生材の活用予定や長期利用が可能な仮置き場所などを整理し、事務所単位で問題の解決に取り組んだ。結果として、事務所内での情報共有が図られ、各工事間での調整も円滑に進めることができるようになった。(矢部 祐樹)

3 印象的なエピソード

工事の施工については、単純な現況復旧ではなく、現在の状況に合わせて当初計画を変更していくことが可能であったため、自分で考えて案を出して実行していくことが可能であり、現場調査を行い図面作成すれば、その通りに現場が進んでいく状況だったため、自分で仕事をしている感覚がありやりがいを感じた。

また、同時期の他府県からの派遣職員と交流して色々な話が出来たことは自分の中ではいい経験となった。

前職で震災直後に復旧工事で現地をみてきた人間としては、現在の復旧状況が大変うれしく思えたことが印象に残っている。(村尾 亮)

「千年に一度の災害は、千年に一度の学ぶ機会」という言葉を被災者の口から聞いた時に、土木技術者としても公務員としても未熟で浅慮な自分に気付かされ、深く物事を考えて、被災地のために働こうと思いました。

被災者の方々がこの言葉をスローガンに被災地を案内される活動をされていました。そのポジティブな姿勢にも感動しましたが、今まで私は業務について深く考えずに業務を進めてしまい、業務の背景や地域が抱える課題について気づかない事が多かったのです。

被災地で働くという事は非常に稀な体験であり、復旧事業のための設計や手続きから、活気ある生活を取り戻す復興の難しさ等、様々な学ぶ機会が非常に多く存在していました。

東京都に戻ってからどんな業務も学ぶ機会と捉えて、より真摯に向かい合い、都に対してより進歩した仕事の成果を上げていきたいと思っています。(藤井 元希)

私は、海水浴場の復旧工事を主に担当した。相馬港では、防潮堤や護岸の復旧が進んでおり、次の段階として海水浴場の復旧に取り掛かっていた。海水浴場は、住民の憩いの場であり、被災地ににぎわいを創出するため、住民にとっても非常に重要な事業となっている。人が戻ってきてこそその復旧・復興と考えている被災地にとって、人が集まる場所は重要なのである。工事を担当するに当たっては、福島県の実情や文化にも着目し、樹木や遊具の選定を行った。具体的には、資料収集のみならず、現場周辺を見て回り、住民の方々の要望も取り入れながら工事を進めることを心がけた。今回のように地域に密着した事業の進め方は、住民の感謝の声を聴くことができ、やりがいを感じる事ができた。(内田 勝大)

相馬港湾建設事務所では、①相双地区の被災、復旧状況の把握、②管内地理の把握、③帰還困難区域等への立入りに関する理解等を目的に自治体派遣職員を対象とした所内研修が行われており、事務所管内の現場を視察する場が設けられている。当該事務所の所管には、事務所が位置する相馬港だけではなく、高速道路を利用して1時間以上の時間を要する現場も含まれており、日常業務で訪れることは少ないため、派遣職員にとっては被災地の状況を把握するための貴重な機会となっている。現場の中には、派遣当時、放射線の影響で居住、立入りを制限された区域も含まれており、各区域内で公務を行う際は、放射線量、立入時間の計測管理が徹底されている。東北の各被災地の中でも福島県が抱える特有の課題について、身をもって実感することができた。放射線の問題は、復旧の進捗にも影響を与えており、相馬港周辺の復旧が終盤に入っている一方で、制限区域内の復旧は「これから」という印象を受けた。被災から6年を迎えようとしているが、福島では復旧にまだまだ時間を要する場所があることを忘れてはいけないと感じた。

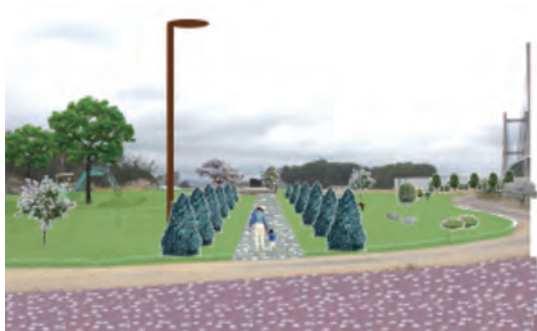
(矢部 祐樹)

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

防災緑地の監督業務において、当初は原形復旧の内容であったが、維持管理やコスト縮減等を考慮した基本方針・整備計画に変更し、「海を眺める丘広場」、「海・港の風景が楽しめてくつろげる緑」のコンセプトのもと、復旧のみならず、“復興”を目的とした整備を行った。特に、植栽・休憩施設の配置では、利用目的をふまえた上で、将来利用者の動線をイメージして現地で歩き、彩りのある園路や開放的な空間づくり、海・松川浦大橋の眺望が楽しめる休憩施設の配置を意識するなど、机上では把握できないものを現場で確認し受注者に指導することで、利用形態のイメージを持って現場で確認することの重要性を学ぶことができた。

また、OJT研修にて福島県内外に赴き、多くの被災地が復興に向けて歩んでいる姿を肌で感じるとともに、各自治体・地域により復興計画が異なり、地元住民と協力のもと、堤防を作らないまちづくりに取り組んでいる自治体もあることに驚いた。

今後の都政においても、常に業務の“目標”や将来の利用形態を意識し、机上のみならず現地で確認するとともに、地元住民の声に耳を傾け、都民ファーストを意識して業務に努めていきたい。(山口 和也)



緑地イメージパース図（御製碑プロムナード）



植栽等施工状況（御製碑プロムナード）H29.2.2 現在

緑地整備工事の監督員業務が派遣先での主な業務でした。地域の特徴のある風景を見えるように整備する事が、そこに住む人々の被災前の“かつての暮らしや風景”を思い出させる大事な役割を果たしているのではないかと感じ、整備に努めてきました。

もし、東京都が被災したときは、“かつての暮らしや風景”を思い起こせるように整備を進める事が親しまれる復興事業ではないかと感じました。

また、一度大災害が起こるとそこから住民の方は何年間も離れてしまわざるを得ない、特に港湾は住民の方にとって親しみのあるウォーターフロントとして戻るために、かなりの時間を要する事が分かりました。

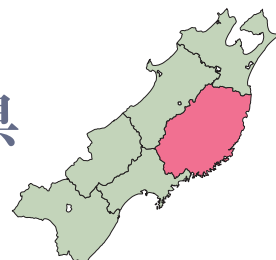
東京都で大災害が発生したときもまた、人々がまた水辺で憩う空間を取り戻すまでかなりの時間がかかることが考えられます。復旧作業を迅速に進めつつ復興作業に順調に移行していくことの重要性を感じました。(藤井 元希)

災害にあった自治体において、復旧・復興を早く進めることが非常に重要視されている。より迅速な復旧・復興については、住民からの要望も多く、注目度が高いことがうかがえた。しかし、一方で早さに集中するあまり、調整や文書管理など基本的なことが疎かになっている印象を受けた。例えば、ある工事で発生したガレキを仮置きしている場所で次の工事を予定しており、ガレキが支障となっていた。基本的な内部調整や情報共有が、工事を急ぐあまり疎かになっていたと考えられる。文書管理については、派遣職員が度々引継することから引継文書や成果品等もどこに保管しているか曖昧になっていた。文書を探すことに時間を要し、問題解決にも時間を要する事態が発生していた。以上のように、普段であればできていることも非常時にはできなくなることが多い。平常時から非常時の仕事の進め方について十分に検討しておくことが重要だと感じた。(内田 勝大)

区画整理

県土整備部
都市計画課

岩手県



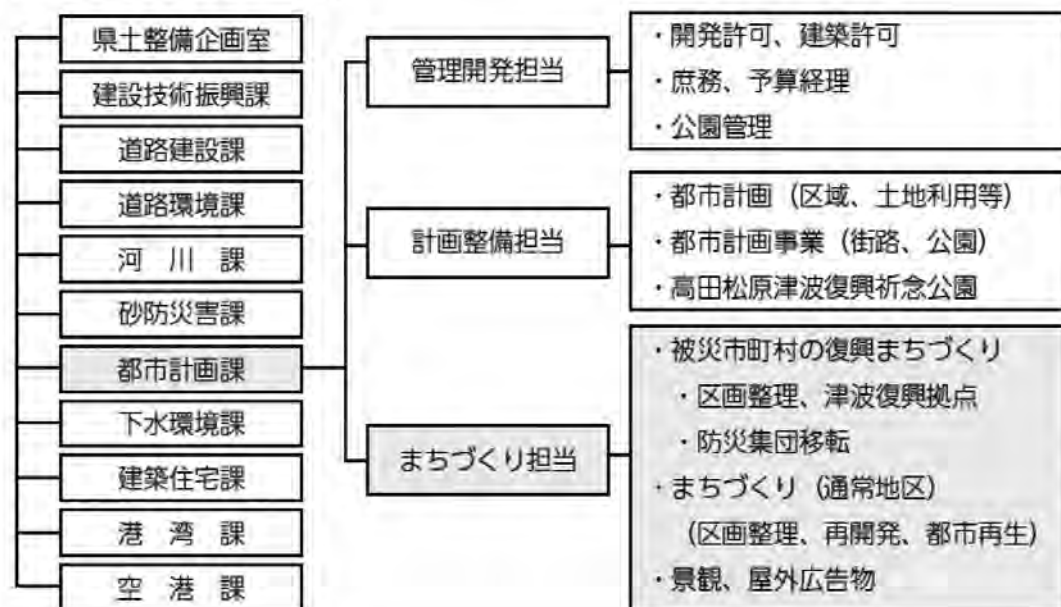
業務概要

岩手県知事部局は、1室7部3局から構成され、その中に72の室課と60の出先機関を抱えています。そのうち県土整備部は道路・橋梁、河川・砂防、港湾・空港、下水道、都市・県営住宅整備などの県土づくりに関する幅広い分野を担っています。平成28年度は855名(うち19都府県等からの応援職員77名)の職員が所属していました(4月1日現在)。

県土整備部都市計画課は、4人の課長以下24人の課員が配属され、都市計画(街路、公園、市街地整備等)や開発行為・建築許可に関する業務、景観・屋外広告に関する業務を行うとともに、復興関連事業(まちづくり事業、高田松原津波復興祈念公園)に関する業務を行っています。

都市計画課には、東京都以外にも、愛知県、大阪府、和歌山県から計5名の応援職員が派遣されています。

【県土整備部組織イメージ図】



岩手県

区画整理

県土整備部
都市計画課藤野 崇之
(都市整備局)

1 担当業務の概要

都市計画課まちづくり担当は、まちづくりの総合的な支援を行っており、市町村が施行する土地区画整理事業の補助金業務や、景観形成の企画調整・屋外広告物許可等を所管しています。被災市町村の復興まちづくりとしては、防災集団移転促進事業（45 地区 88 団地）や、市町村が実施する被災市街地復興土地区画整理事業（7 市町村 19 地区）、津波復興拠点整備事業（6 市町 10 地区）を所管しています。私は、被災市街地復興土地区画整理事業と津波復興拠点整備事業のうち、岩手県沿岸部の北側の市町村（野田村、宮古市、山田町）が施行する被災市街地復興土地区画整理事業 8 地区、津波復興拠点整備事業 3 地区に関する都市計画や事業計画の決定・変更、進行管理の業務を主に担当しています。これらは国から復興交付金を交付されて施行するもので、国土交通省との連絡調整や現場視察対応、進捗状況報告等も行っています。

その他にも、県と市町村との情報共有や、各事業の円滑な推進を図るため、新任研修（年 1 回）や担当者会議（年 2 回）も開催しました。

2 苦労したこと・工夫したこと

区画整理事業が進捗し、完了年度も見えてくると、事業完了後の土地利用状況や、住民の居住意向といったことに関心が移ってきます。土地利用意向の調査結果について、公表する自治体も出てきました。自治体ごと・地区ごとに事業規模や課題が異なる中、このようなデリケートな情報の公表は世間の関心呼びます。そのため、公表の際には事前に県や国と情報共有するように自治体に周知し、報道等の対応に備えました。

被災した沿岸市町村では、職員 136 名中、33 名の職員が亡くなった大槌町のように、不足する人員を補うため、全国の自治体から派遣された職員を大勢受け入れているところや、震災復興によって発生した膨大な仕事量をこなすため、組織を改変して対応しているところがあります。従来と違う体制のためか、進捗管理等で部署によって違う数値が提出されてしまうこと等があったため、組織内で整合を図ってもらうことに苦労しました。

また、市町村の大きくない組織の中では公共物の管理者と施行者とが同一部署のことが多く、施行者が管理者に対して行う協議があいまいに進む傾向があるため、都市計画や事業計画の変更の際には、協議状況を確認するよう心がけました。

3 印象的なエピソード

平成 28 年 12 月 5 日、岩手県は「いわて復興インデックス」を発表しました。沿岸部の人口は 10 月 1 日現在で 24 万 7912 人で、震災前（平成 23 年 3 月 1 日現在）に比べ 2 万 5025 人、9.2%減少しました。

沿岸 7 市町村で事業中の土地区画整理事業は、総面積約 616 ヘクタールにもなります。換地処分の終わった（土地の権利整理が終わった）地区は震災後 6 年となる 28 年度末で 3 地区、残り数年でほぼ全地区が換地処分を迎えることになります。東京都が施行する土地区画整理事業と比較しても、かなりの速さといえます。一方、事業が終わらないために、震災後 6 年を経て、未だに元の土地で暮らせない被災者がおり、そのために廃業を余儀なくされる商店や、別の土地に移ってしまう住民がいる、という話を聞くことがあります。そんな話を聞くとときは、手ですくった大切なものが、指の間からこぼれて落ちてしまうような感覚を覚えます。自分が感じる事業の速さは、被災者にとっては行政側の一方的な感想でしかありません。そこを常に意識しながら、出来る限り迅速に自分の担当業務を進めるようにしました。

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

大地震に見舞われると、瞬間的にマンパワーや処理施設容量が不足します。岩手県では被災後、一般会計の予算規模が1.5倍に膨れ上がり、職員不足が問題になりました。また、通常処理量の14年分の瓦礫が発生し、東京都を始め他自治体に分散して処理することになりました。被災したときは、他自治体との連携が重要になってきます。東京都においても、震災が起こる前から連携の体制をつくっておくことは有益だと感じます。

派遣職員としての生活も2年が過ぎようとしています。今ここにある条件、持っている能力でどのように成果を導き出すか、考えさせられた2年間でした。



大槌町町方地区（平成26年12月）



大槌町町方地区（平成28年12月）



田老地区の換地計画にかかる現場実査（平成28年1月）



造成工事が進む陸前高田市高田地区（平成28年8月）



換地処分を平成29年3月に控えた山田町大沢地区（平成29年2月）

岩手県

区画整理

県土整備部
都市計画課須藤 和哉
(都市整備局)

1 担当業務の概要

配属された都市計画課まちづくり担当は「区画整理チーム」と「まちづくりチーム」に分かれており、私はまちづくりチームの総括を担当しました。

まちづくりチームの主な事務は、①防災集団移転促進事業の進捗に係る市町村支援及び事業計画変更に係る協議・同意事務②高台移転団地における住民主体によるまちづくり活動の支援③生活再建支援事業（被災宅地復旧工事）等です。

また、復興事業以外では、①景観法及び景観条例に基づく市町村の景観施策の促進及び支援②屋外広告業の登録等及び屋外広告物の規制等③被災宅地危険度判定制度に関する事務等です。

2 苦勞したこと・工夫したこと

防災集団移転促進事業は7市町村（宮古市、釜石市、大船渡市、陸前高田市、山田町、大槌町、野田村）全88団地の大臣同意を得て、全団地で造成工事に着手しており、そのうち75団地で造成工事が完了しています。

しかし、一部では土地所有者の不在・不明、相続登記手続き未了及び多数共有者等により、移転先の用地取得が難航している地区や、移転先の適正な区画数を把握するための住民意向調査に時間を要する等、造成工事を進めていく中で新たな課題が顕在化していました。

これらの課題を解決し事業の更なる進捗を図るため、国や他県等からの情報収集に努めつつ、なるべく現地に出向いての状況把握、連絡会議等を活用した意見交換など被災市町村に寄添った具体的な技術的支援の実施を常に心がけました。

【防災集団移転促進事業 宮古市田老地区（乙部団地）】

- | | |
|---------|---------------------------------------|
| 1 施行面積 | 約29ha |
| 2 施行期間 | 平成25年度～平成27年度 |
| 3 施行者 | 宮古市 |
| 4 全体事業費 | 約112.4億円 |
| 5 造成宅地数 | 230戸（民159戸、公71戸） ※民は自力再建用の宅地、公は災害公営住宅 |
| 6 完 成 | 平成27年9月 |

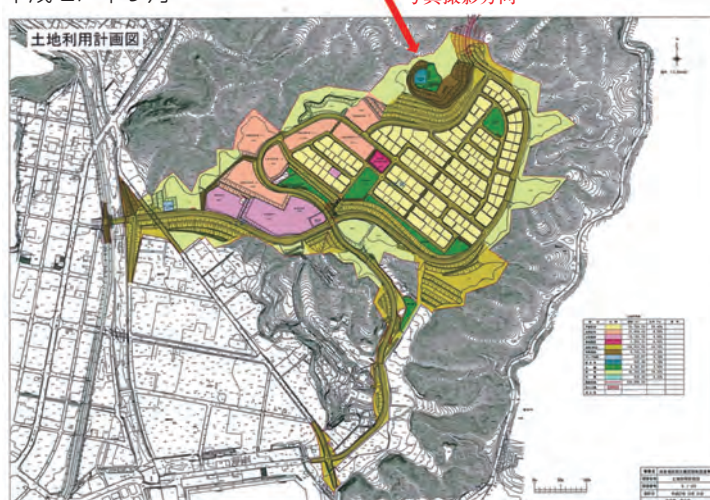




写真1
(造成中：切土がほぼ終わった状況です)
平成26年7月撮影



写真2
(造成完了：道路や宅地境が分かります)
平成27年11月撮影



写真3
(住宅建設中：自力再建した多くの住宅が見えます)
平成28年6月撮影

3 印象的なエピソード

平成28年4月14日及び16日に発生した熊本地震では、国土交通省から被災宅地危険度判定士の派遣依頼に基づき、県庁内部の被災宅地危険度判定士への派遣意向確認、派遣可能人数の取りまとめ及び派遣日程調整等に加え、被災宅地危険度判定連絡協議会において、岩手県が北海道東北ブロックの幹事であるため、ブロック会員県市の回答を取りまとめて国土交通省に報告するなど、連日対応に追われました。

被災地支援のため岩手県に派遣された身でありながら、着任早々、熊本県を支援することになるとは想像すらできませんでした。

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

東日本大震災津波から6年が経過しようとしている現在、復興は着実に進んでいる一方で、未だ多くの課題が山積しているのも現実です。県職員、各自治体からの派遣職員が、それぞれの知恵と経験を持ち寄り、本格復興という明確な目標に向け一丸となって業務に取り組んできたことで、改めて良好なチームワークの重要性を認識することができました。

不慣れな県庁での業務は不安や戸惑いも多々ありましたが、県職員及び同僚の方々の暖かく親切なサポートをいただき感謝しております。

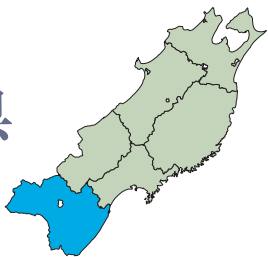
岩手県の復興支援に多少なりとも貢献できていれば幸いです。

三陸復興

復興公営住宅

土木部
建築住宅課分室

福島県



業務概要

①室の目標

東日本大震災からの復興に向け、住宅分野の取組をまとめた「第二次福島県復興公営住宅整備計画」に基づき、原子力災害等により長期避難を余儀なくされている住民の居住の安定を図るため、「復興公営住宅」の早期整備を図る。

②復興公営住宅の整備計画（原子力災害等による避難者のための住宅整備）

- ・全体整備戸数：4,890 戸
- ・整備期間：平成 26 年～平成 29 年度
- ・年度別計画（完成戸数）

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	計
戸数	509 戸	658 戸	2,239 戸	1,484 戸	4,890 戸

③室の体制

- ・体制：建築 11 名、電気 2 名、機械 1 名、土木 3 事務 1 名（うち自治法派遣建築 3 名：UR 派遣 2 名）
- ・東京都派遣の私は、県中部、南部（三春町、いわき市、広野町等）の担当となり業務を行った。

④復興公営住宅の整備手法

主に従来の「設計者施工者分離発注方式」に加え、「設計者施工者一括選定方式」、「買取方式」の民間活用について、地域の実情や避難者のニーズを踏まえて選択する。

「設計者施工者一括選定方式」と「買取方式」は、設計と施工を併せて依頼するもので、その導入目的は以下のとおりである。

○良質な住宅・居住環境の創出

民間事業者が有する設計・施工に関する総合的な企画力・技術力・機動力を積極的に活用することで、創意工夫に富む良質な住宅・居住環境を創出する。

○工期の短縮

契約事務の集約化、設計から施工への円滑な移行により、工期短縮を実現。

福島県

復興公営住宅

土木部
建築住宅課分室

三浦 光弘
(都市整備局)

1 担当業務の概要

私が着任した平成 28 年 4 月 1 日時点では、地震・津波等被害に対して、市町村が整備している災害公営住宅約 2,800 戸は平成 27 年度末に概ね完成し、主に県が整備している原発避難者向け災害公営住宅 4,890 戸は、平成 29 年度末の完成を目指し今年度は最盛期となっており県、事業者ともに様々な手法や工期短縮の提案を出し合い早期整備へ向け奮闘している状況であった。

私の担当は、県中部地区（三春町）、南部浜通り地区（いわき市、広野町）であり、「買取方式」による木造住宅の復興公営住宅整備を行った。

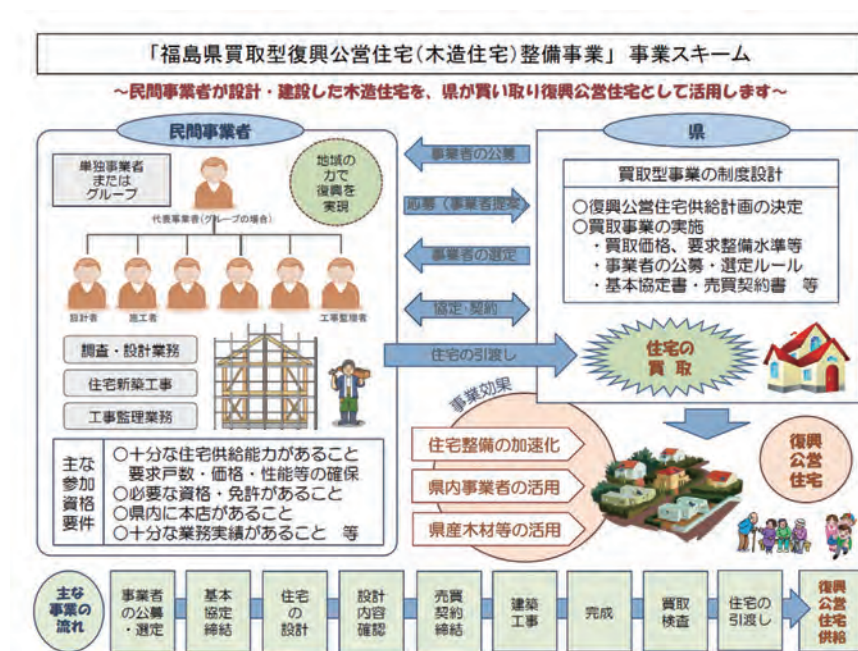
- ・三春町平沢地区：3 住区木造戸建住宅 92 戸を無事完成させ、平成 28 年 11 月 1 日入居を行った。
- ・いわき市小川町高萩地区：3 住区木造戸建住宅 80 戸を無事完成させ、平成 29 年 2 月 1 日入居を行った。

以下に買取方式による三春町平沢地区における住宅の概要及び事業スケジュールを示す

住宅の概要	第1住区	木造平屋建	2LDK	10戸
		木造2階建	3LDK	22戸
		合 計		32戸
	第2住区	木造平屋建	2LDK	8戸
		木造2階建	3LDK	22戸
		合 計		30戸
	第3住区	木造平屋建	2LDK	10戸
		木造2階建	3LDK	20戸

事業スケジュール

公募開始	平成 27 年 7 月下旬
事業者決定	平成 27 年 10 月中旬
基本協定締結	平成 27 年 10 月下旬
売買契約締結	平成 28 年 5 月下旬
建築工事着手	平成 28 年 5 月下旬
完成引渡し	平成 28 年 9 月下旬
入 居	平成 28 年 11 月 1 日





完成した三春町平沢団地全景（第1住区）



完成した三春町平沢団地全景（第2区）



完成した三春町平沢団地全景（第3区）

- ・また現在は、3住区木造戸建住宅 58 戸の「買取型復興公営住宅整備事業（広野町下北迫地区）」の募集要領等を作成し、事業者公募を行い事業者選定を終え、平成 29 年 1 月 16 日基本協定を締結し、平成 29 年 5 月中旬の売買契約及び工事着手へ向け事業者と調整中である。

2 苦勞したこと・工夫したこと

私は平成 28 年 3 月で東京都を退職し、再任用職員として福島復興支援のため派遣された。建築士の端くれとして入都以来都営住宅建設の仕事をしてきたが、木造住宅建設の経験が無く、もちろん東京都の都営住宅に木造はない。このため、私に与えられた木造の復興公営住宅建設という業務について、事業者と設計打合せ等を行う訳であるが、驚いたことは戸建てのプランの多様さ、分譲住宅と変わらないグレードの高さ、土地が広く都内の分譲住宅以上の住宅の広さ等全てが公営住宅スタンダードを超えていることであった。このように東京ではあり得ない木造のバリエーションの富んだ住宅建設を行えたことは建築屋冥利に尽きるものであったが、私の担当した地区は三春町、いわき市、広野町と県庁のある福島市から高速道路を車で三春町まで片道 1 時間強、いわき市・広野町となると 2 時間半位かかるため、帰りは夜の 19 時～20 時となり、特に日が暮れるのが早い冬は、まさに老骨に鞭打つ状況であった。

3 印象的なエピソード

私は、震災復興支援業務で平成 24 年度にも宮城県へ派遣した経験から、今回福島県への派遣に応募して福島県へ赴任した。福島復興の加速を求められているわけであるが、なぜか今年が業務のピークで、プロパー職員、派遣職員の少ない人員で数多くの業務をこなさなければならない状況であった。

赴任当初は、特に東京では行なったことの無い「買取方式」による復興公営住宅整備等、私を含め派遣職員は毎日が苦勞の連続だったと思う。

しかし、特に私と同じ福島県再任用職員の方々や、もちろんプロパー職員の方々、住宅整備を担う事業者の方々とオール福島体制でこの過酷で困難な業務を乗り越えられたことに喜びとやりがいを感じることができた。

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

今回の東日本大震災から既に 6 年近く経過しようとしている。最近では震災の風化が叫ばれるこの頃であるが、いまだにここ福島では原子力災害により長期避難を余儀なくされている人々が県内外を含め 8 万人を超えている状況である。

東京都職員は、是非首都の自治体の構成員として、一度浜通りを中心とした被災地へ足を運び、「五感」で震災被害・復興の状況を受け止めていただきたいと願っている。

公共建築物整備

総務部
施設管理課

福島県



業務概要

福島県総務部施設管理課は、下記の業務を行っています。

- ・福島県庁舎、周辺施設、合同庁舎、職員公舎等の維持管理及び改修の総括
- ・庁舎内会議室の使用承認、職員公舎の入退去、駐車場の管理
- ・庁舎等維持管理業務委託競争入札参加有資格者の審査
- ・県庁舎の施設設備の維持管理、改修、修繕
- ・県庁西庁舎の免震化改修、北庁舎及び警察本部庁舎の新築等の工事監理

職員は課長 1 人、主幹 3 人以下 22 人の課員で構成されており、主に庁舎維持・整備担当の建築、電気、機械などの技術職と、企画・管理担当の事務職員にて、県政の中核である県庁舎関係の業務を行っています。平成 28 年度は東京都以外にも神奈川県から 1 名、福岡県から 1 名の技術職の方が派遣されています。



西庁舎全景

福島県

公共建築物整備

総務部
施設管理課高城 哲也
(財務局)

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応

1 担当業務の概要

今回配属されたのは施設管理課の工事担当部署であり、庁舎の新築及び改修工事の監督業務を行いました。主に担当した業務は下記のとおりです。

- 1) 北庁舎（建築概要：S造7階 延べ面積 8,033.92㎡）新築情報工事の監督業務
- 2) 上記北庁舎の情報設備における設定業務委託の発注及び監督業務
- 3) 西庁舎（鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）/ 地上12階地下2階建 延べ面積 26,538㎡ 渡り廊下を含む）の免震化、設備の長寿命化に伴う電気設備改修工事の監督及び設計変更業務

2 苦労したこと・工夫したこと

北庁舎の情報工事において苦労したことは、各部署の移転時の調整です。事前に計画されている内容どおりに工事を施工しても、実際に移転する段階で部署内のレイアウトが変更されることが多々発生し、移転直前もしくは直後に機器の設置場所を変更する工事が必要になりました。そのような状況の中で、事前になるべく詳細な情報を収集できるように関係部署との調整を行うとともに、設計どおりの工事は完了しているにも関わらず移転時に受注者に変更工事を施工してもらうことで、無事に工事をしゅん功させることができました。

次に西庁舎の改修工事において苦労したことは、施設を使用しながら改修を行う工事であるため、設備の停止や工事の進行にかなりの制約があった点です。そのため、各部署への立ち入り日時や庁舎の停電日程の調整を綿密に行い、関係部署へ周知するとともに工事を施工していくことは思った以上に苦労しました。

また、設計時に調査は実施しているものの施設が稼働している状態で行っているため、調査の内容には限界があったであろうと思われます。そのため、実際に工事を始めてみると思いも至らないような既設物が判明したり、原設計どおりに施工することが不可能な状態が判明したりと、工事の支障となる要因が多々発生しました。そのような状況の中で、他工事との調整を行いながら最適な方法を緻密に検討し、工事を進めていくことが一番苦労した点だったかも知れません。たとえば障害が他工事を要因とするものであったとしてもその解決を待っているだけでは工事がストップしてしまうため、既設物の流用や他工事を施工するための追加工事の実施、本来であれば建築工事で施工する仮設足場の設置を先行して行う等、解決策を工夫することで工程に遅れることなく工事を進めることができました。

さらに、追加工事ばかりでは工事金額が増大していく一方であるため、減額案を検討、実施することで金額の増加を抑制することができました。

他には書類の作成方法や決裁方法、積算システムの操作方法等において東京都の手法とは違う点がありましたが、県職員のみなさんの手厚い協力のおかげで問題なく業務を遂行することができました。

3 印象的なエピソード

西庁舎の改修工事は工期が約3年と非常に長いものであり、今回担当した期間は着工からの1年間でした。この工事では最初の1年間で受変電設備を更新する計画となっており、この受変電設備は福島県庁のすべての建物（本庁舎、西庁舎、北庁舎、仮設庁舎）へ電気を送る、電気設備としては最も重要な基幹となる設備です。今回の派遣期間の中では、この受変電設備の更新に係れたことが一番やりがいを感じられたことです。

この設備の内容は今後の運用に非常に大きな影響があるため、電気主任技術者と綿密な打ち合わせを行

い、原設計にとらわれることなく運用方法を何度も確認しながら設備の再構築を行いました。その後、工場検査と現地検査を実施し、要望どおりの設備を完成することができた時は、今まで何年も電気工事に携わってきた中でも格別な思いとなりました。

また、派遣期間中に都知事が2度福島県庁に来庁され、その度に激励をいただいたことは非常にありがたいと感じました。

その他には、同じ課に親切的な県職員の方がおり、夏には尾瀬の山歩き、冬には会津のディープな焼肉屋さんに連れて行っていただき、これもまた忘れられない良い思い出となりました。

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

福島県庁の北庁舎は県庁舎の中の防災拠点という位置付けになっており、現在の福島県におけるBCPの考え方を具体化した建物となっています。今回担当した工事はその中の一部の設備工事でしたが、この工事を通して得られた建物全体の設備内容や運用方法についての考え方は、今後の都政に活かせるものであると思います。

また、西庁舎で行った改修工事についても都内で同様な工事を実施する可能性が十分に考えられるため、ここで得られた経験も今後の都政に活かしていきたいと思います。その中で最も大きな教訓となったのは、工事の障害が発生した場合でも人任せにせず、自分でできることは積極的に進めるフットワークの軽さやスピード感が大切だ、ということです。このような姿勢は今後どのような場面においても有効になるであろうと、今さらながら再確認できました。



北庁舎全景



北庁舎の情報工事で設置した2スイッチ (WS-C3650-24TS-E)



西庁舎の受変電設備

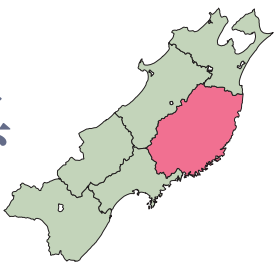


西庁舎の仮設非常用発電機

水道事業

環境生活部
県民くらしの安全課（生活衛生担当）

岩手県



業務概要

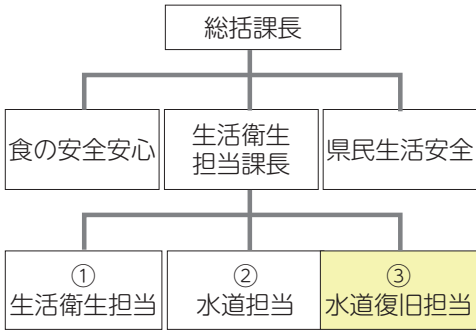
岩手県では県が上水道事業を営んでいないため、市町村の水道事業体が県民への水の供給を行っている。そうした中で県が行う水道に関する業務は県内の水道事業の取りまとめ、水道整備基本構想（いわて水道ビジョン）の策定、厚生労働省との連絡窓口などの業務があり、それは環境生活部県民くらしの安全課で行っている。

更に、派遣先である県民くらしの安全課では、食の安全安心、生活衛生、県民生活安全といった県民生活に身近な課題について県民の視点に立った、総合的な施策を推進しています。

私達派遣職員が所属しているのは生活衛生であり、生活衛生関係営業の適正化・振興、旅館・興行場・公衆浴場・理容所・美容所・クリーニング所、クリーニング師免許、墓地・埋葬、上下水道・簡易水道・専用水道・学校事業所等水道、飲用井戸その他水の衛生に関することを担当します。

その担当構成は、生活衛生担当、水道担当、水道災害復旧担当の3つからなっています。

- 各担当の業務概要は以下の通りです。
- ①生活衛生担当は、生活衛生関係営業（旅館、公衆浴場、クリーニング、墓地・埋葬、理容・美容）に関する業務を担当
 - ②水道担当は、水道事業の認可、水道統計、水道等の水の衛生、水道に関する国庫補助事業（災害以外）等の業務を担当
 - ③水道災害復旧担当は、岩手県職員1名、派遣職員4名（埼玉県1名、三重県1名、東京都2名）の計5名体制で東日本大震災被災市町村における水道施設整備計画に係る技術的指導、東日本大震災災害復旧事業に関する業務を担当
- 上記①～③の担当のうち、派遣職員は、③水道災害復旧担当に所属しており、東日本大震災等で被災した水道施設を復旧するための補助金に関する業務を行っています。



■県民くらしの安全課組織体系

構成	主任主査	主査	主任	技師	主事
①生活衛生担当	2名	—	—	—	1名
②水道担当	—	—	1名	1名	—
③水道災害復旧担当	—	—	4名	1名	—

※技師とは技術系の主事に相当



職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応

岩手県

水道事業

環境生活部
県民くらしの安全課（生活衛生担当）

船本 悟史
（水道局）

1 担当業務の概要

●東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費の国庫補助に関する業務

厚生労働省が所管している「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費の国庫補助」は、東日本大震災で被災した水道施設の復旧に関する補助率の高上げ等の措置を行っています。また、この国庫補助には、従来の災害復旧と同様に被災した水道施設を原則、原形復旧する「通常査定」と、東日本大震災により被害を受けた水道施設のうち、津波による甚大な被害を受け、復旧後のまちづくりが被災前から大幅に変わることから、原形復旧できない水道施設に対して適用される「特例査定」の2種類があります。特例査定を受けた地域では、被災自治体のまちづくり事業（区画整理事業等）の決定に伴い、水道施設の復旧方法が確定した箇所から厚生労働省と協議することで、国庫補助を受けて災害復旧事業を行うことができます。岩手県における通常査定を受けた水道施設の災害復旧は、ほぼ完了しており、現在、主に特例査定を受けた水道施設の災害復旧を実施しています。

この国庫補助において私は、被災自治体が厚生労働省へ水道施設の災害復旧事業について協議・申請する際に作成する書類の審査を行うとともに、その協議・申請内容に関する厚生労働省との連絡・調整などを担当しています。国庫補助を受けるには、復旧計画の協議、補助金の交付申請、復旧事業実績の報告、補助金の請求など様々な手続きを行わなければなりません。現在、これらの業務を岩手県内の沿岸6市町（宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市）を対象に実施しています。

	水道施設災害復旧事業	
	従来	東日本大震災
適用要綱	上水道施設災害復旧費及び簡易水道災害復旧費補助金交付要綱	東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費補助金交付要綱
補助率	・浄水施設、配水施設等 1/2 ・給水装置、漏水調査は補助対象外	・浄水施設、配水施設等 80/100～90/100 ・給水装置及び漏水調査 1/2
復旧方法	原形復旧	通常査定：原形復旧 特例査定：復旧方法を協議

●台風10号による水道施設災害復旧費国庫補助に関する業務

平成28年8月30日に岩手県へ上陸した台風10号の影響により、岩泉町や久慈市等では、河川の氾濫や土砂災害などが発生し、重大な被害を受けました。水道施設においても例外ではなく、取水施設への土砂流入や水道管の流失等の被害がありました。このため、被災直後には被災市町村へ現地調査に入り、状況把握に努めました。また、被災した水道施設を復旧する際の国庫補助を受けるため、災害査定時の協議資料である復旧計画書の審査や災害査定の立会い等の業務を行いました。

2 苦勞したこと・工夫したこと

私は、平成 27 年度から継続して岩手県へ派遣されており、平成 28 年度は派遣 2 年目の年となります。2 年目となった平成 28 年度、東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧に関する業務については、水道施設の災害復旧事業が平成 27 年度以上に本格化した 1 年であったため、業務量は増えましたが、同僚とともに、先の業務を見通しつつ取り組んだことで、何とか対応することができました。

一方、台風 10 号による水道施設災害復旧に関する業務では、被災直後に被災市町村の水道事業所で状況把握を行うことや被災した水道施設の現地調査を行いました。現地の職員も混乱していることから情報が錯綜し、取りまとめに苦勞しましたが、担当者全員で協力し対応することができました。また、災害査定に関する資料審査や立会いを通して、災害復旧事業として適格であるかの判断やその説明方法について経験することができました。

3 印象的なエピソード

東日本大震災から約 6 年が経過しましたが、被災市町村の水道事業体の職員の方々は、慢性的な職員不足、また水道工事業者の不足による度重なる入札不調などの中、区画整理事業などのまちづくり事業との調整を行い、水道施設の復旧に向け懸命に業務を行っています。このような方々と共に業務を行えた事は、「何とか一日でも早い復旧・復興に向かうように」という思いを抱かせられたとともに、東京都での業務とは異なるやりがいを感じることができました。

また、岩手県における区画整理事業などのまちづくり事業のうち、少しずつですが復旧・復興が形になってきている場所もあります。このような場所で完成していく水道施設を見ると、非常にうれしく思います。



大槌町 町方地区震災復興土地地区画整理事業（左：平成 27 年 5 月 12 日、右：平成 28 年 9 月 26 日）

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

今回の派遣で、東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費の国庫補助に関する業務に携わり、国庫補助の仕事、災害時の初期対応や災害査定の業務を行うことができました。今後、東京都を含め、全国のどこかで東日本大震災のような大規模な災害が起こるかもしれません。その時、一日でも早い復旧のために今回の派遣で得た知識や経験を活かすことができると思います。

また、岩手県で業務を行うと、東京都の業務とのやり方の違いを感じることができ、岩手県・東京都の業務方法を互いに客観的に考えることができます。今後、互いの良いと感じた業務方法を実践し、より効率的な業務に繋がりたいです。

最後に、今回の派遣に関わってくださった方々に、深くお礼申し上げます。



岩手県

水道事業

環境生活部
県民くらしの安全課（生活衛生担当）

神山 健太
（水道局）

1 担当業務の概要

岩手県における東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費の国庫補助に関する業務を担当しています。

本来、水道事業に係る施設等が被災し国庫補助を受けようとする場合、厚生労働省「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」に従って原形復旧を原則とし当該事務が行われます。しかし東日本大震災では、甚大な被害を受け、まちの形態が元に戻せないほど一変してしまったため、水道を含めた復興計画全体が定まるまで多大な時間を要しました。そのため、特例として被災した箇所を仮に原形復旧させるものとして災害査定を受け、水道の復旧計画が定まるまで事業の実施を保留し、区画整理事業、防潮堤事業、道路事業等の関連事業計画が整った後に各事業と協議を行い水道の復旧計画を定め「実施計画協議書」により保留解除を行って、国庫補助の交付決定を受けることになりました。

県の担当者として、そうした一連の国庫補助事務を市町村の水道事業体と厚生労働省の間で取り交わされる全ての事務に関わるほか、厚生労働省からの依頼や質問の対応、水道事業体からの質問や相談の対応が主な担当業務になっています。

2 苦労したこと・工夫したこと

一般的な仕事で苦労を感じたことは、これまでの執筆された皆様と同じく自治体が変わると長年やってきた当然な事柄が当然でない場合が多くあり、慣れるまでが大変でした。

担当業務での苦労したことは、これまで国庫補助の仕事に携わったことがなかったため、言葉の意味や事務手続きの仕方を覚えるのに苦労しました。しかし、幸いにも同じ東京都水道局から一年早く派遣されていた顔見知りの方が居たので、国庫補助の基礎から各市町村の地区名、事業名まで気兼ねなく聞く事ができ、他の派遣者よりは苦労が少ない方だったと思います。

支障に感じたことは、補助事業を進行管理する上で、被災地の最前線で働く水道事業体職員が数名程度と全体的に少なく、また市町村内で水道工事を受注できる業者も数社しかなく、圧倒的に人手不足であるという点でした。

そうした状況の中で、8月の末に台風10号の被害を受けた際には、一部の水道事業体では東日本大震災の業務と台風の業務を併せて行う担当者もいて、書類の期日を守っていただく事だけでも大変なのに、修正や調査などを依頼しなければならないことに恐縮し、気持ちの面で苦労しました。

工夫したことは、長い水道経験を活かし自分の持っている知識、経験を伝えながら、これまでの仕事の進め方を改善し、書類審査業務の効率化による、補助事業の推進に繋がられるように心がけたことです。

3 印象的なエピソード

赴任して約一月後に初めて沿岸の被災地を現場視察に行きました。その時は自分のイメージよりも復興が進んでいないと感じ、この先数年で新たな街ができるのか疑いました。しかし、四半期に一度の現場視察の際に水道事業体の方から「前回申請した箇所が終わりました。」と言われて現場をみさせてもらうと、3ヶ月前には想像できないくらい街の形が出来ているのです。その時は、自らは発注者でも受注者でもありませんが厚生労働省や市町村の担当者とのやり取りの結果が目に見える形になり、復興への思いを共感できて嬉しかったです。

印象的なエピソードは、赴任中に経験した台風10号被害に関する業務の方が強く印象に残っています。我々は被災地の支援をするために赴任しているのでどんな仕事でも支援する気持ちでいましたが、実際に被災すると自分は何をして良いかわからず、指示を待つことしかできませんでした。

被災し通信による連絡が途絶えてしまった水道事業体の状況を把握するには県庁から事業体へ直接出向くしかない状況になり通常でも約2時間要するところを国道や県道の寸断で県北へ迂回し5時間かけて被災地に入りました。そこで目にするのは土石流による落橋や河川の洗掘、堤防越流やそれに伴う家屋の流出、泥だらけで走る救助活動の仙台市消防、秋田県警、自衛隊、その他すれ違うのは国土交通省や東北電力などの車両ばかりでした。水道事業所に到着すると、被害の状況報告、断水状況の問い合わせ対応、支援体制の受入や町役場への報告、厚生労働省や我々への対応を所長1人で行っていました。ほかの係員は断水管所の対応であったり、道路が無くなり出勤できなかったりと、その凄まじい状況に驚きました。

訓練では簡単に行える情報収集が本当は難しいことや、被災時にどのようなになってしまうのか、その後、災害査定までの段取りなどを実務として経験し、色々な担当者と仕事することで、被災地の復旧に少しでも力になれたことがやりがいとして感じられたところです。

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

東京都水道局以外の立場から水道事業を見ることができ、今までの経験が全てでは無く、我々の方が特殊な運営をする水道事業体であると感じることができました。管轄する面積の差は大変大きく台風10号で被害を受けた岩手県内の宮古市と岩泉町1市1町の面積の方が、東京都の面積よりも大きいのです。一方、収入や人材は圧倒的に少ないため、東京と同じ事はできません。県民サービスを行う側も求める側も内容は違っています。県民である国民が被災地であっても都市部であっても同じクオリティーのサービスを受けるには、首都機能を有する東京の役割として、国と連携し地方の水道事業体支援のために、人材やノウハウを提供することも考えて良いのではないかと思います。

今後の取組みとして、完全復興まで県に職員を派遣すると共に、実際に復興の最前線で水道事業を担っている市町村の水道事業体にも職員を派遣することで、連携を強化し復興の円滑化を図ることができると思います。更に都の持つ技術力を活かす方法として、被災水道事業体の職員に東京都水道局研修所を利用していただき、スキルを身につけて持ち帰ってもらうことで被災水道事業体の技術力を底上げが可能となる。その結果、派遣職員に加え監理団体を活用することで様々な業務が同時に行える環境が整い、被災水道事業体が行う復興そのもののスピードが上がり、県民の日常生活を少しでも早く取り戻すことに繋がると思います。



平成 28 年 5 月



平成 28 年 11 月

下水道事業

建設部
下水道建設課

石巻市



業務概要

石巻市建設部下水道建設課は市職員 11 名（課長 1 名、課長補佐 2 名含）、派遣職員 11 名、任期付職員 1 名、事務補助員 1 名の合計 24 人の組織です。石巻市の公共下水道建設の業務は計画から工事設計、工事監督まで、全てこの下水道建設課が担当しており、計画グループ、建設グループの 2 グループ編成となっています。また、下水道の施設管理等は下水道管理課が行っています。

石巻市の公共下水道は分流式を採用しており、北上川下流及び北上川下流東部の 2 流域と 4 つの単独公共下水道の汚水、石巻市市街地に雨水計画があります。派遣に於ける主な支援事業は、東北地方太平洋沖地震に伴う津波被害と地盤沈下による災害復旧支援、地盤沈下に伴い雨水排水の見直し計画に基づく復興交付事業の支援となっています。

また、汚水管の災害復旧事業は、市全体で約 40 件の協議設計があり、建設グループが工事設計、担当監督を含めて担当し、災害復旧工事を鋭意進めています。そして、工事施工に伴い発生した工事変更についても、国交省防災課との設計変更協議を同時に行う支援に従事しています。

本震災前の雨水整備計画は、市街地を中心とした 31 排水区の内、自然流下排水区 8 排水区、ポンプ排水区 8 排水区の 16 排水区で事業認可を受け事業を進めていました。しかし、今回の震災で広域にわたり地盤沈下が発生し、市街地でも約 1 m の地盤が沈下しました。ほぼ全ての地域が河川の水位より市街地（陸地）が低い地形となり、津波来襲時の海水などが何日も排水できない状態に陥りました。現在は、約 40 箇所の仮設ポンプを計画区域全体に設置し強制排水を行う対応をしていますが、台風等の大雨時には仮設の排水ポンプの能力の不足や雨水管の未整備を原因とした浸水が多々発生している状況にあります。

この雨水排水の復興整備課題として、①地盤沈下による浸水被害の解消、②恒久ポンプ施設の早急な整備、③効率的な施設計画、④将来の維持管理費の低減、⑤津波襲来時の減災を掲げた新たな雨水整備計画「石巻市雨水排水基本計画」を平成 26 年度に市民へ向けて発信をしました。この計画では全排水区を 31 排水区から 22 排水区に統廃合し、その内ポンプ排水区については 8 排水区から 21 排水区に増やした整備を行う計画です。

雨水の災害復旧、復興事業として、この基本計画に基づいた災害査定協議設計が完了し、工事着手を順次開始し、並びに工事着手に向けた関係機関との調整を引き続き行っており、汚水復旧と共に石巻市の復興を完了させることが急務です。

雨水整備並びに汚水管災害復旧事業はピークを迎えており、特に市街地内の他復興事業との競合や各復興計画との整合性を図る調整会議が多くあり、工事説明会や国・県への事業説明等、業務内容は多岐に亘るため、引き続き自治体からの専門分野における技術支援が必要とされています。



2014 年 4 月 4 日 万石浦付近 低気圧による水害
国道 398 号線道路冠水 JR 石巻線運休



2013 年 7 月 18 日 釜排水ポンプ場放流渠
低気圧降雨による雨水排水状況 震災当時の被災状態での放流が続いている

石巻市

下水道事業

建設部
下水道建設課一杉 久彦
(下水道局)

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応

1 担当業務の概要

石巻市の市街地は沿岸域に位置しており、津波により中心市街地を含む多くの地域が浸水し、地震の影響により広範囲に地盤沈下が発生しました。

この広範な地盤沈下は、雨水を海や河川に自然流下で排水することに不利な地形を生み、更には、津波対策としての堤防、高盛土堤防道路の整備により、これらを越水し排水させる雨水排水ポンプ場が必要となったため、石巻市は新たな雨水排水基本計画を平成26年10月に策定しました。

私の主な職務は、石巻市中心の旧北上川の西側エリアの雨水排水区を担当し、年間の予算計画、雨水ポンプ所・雨水幹線工事の設計・工事監督、施工調整等を石巻市職員、他都市の派遣職員の方々と協力しながら事業を進めています。

2 苦労したこと・工夫したこと

私が担当している事業の中で区画整理事業地内に雨水幹線を新設する事業があります。区画整理事業では、各インフラ整備（下水道雨水・汚水・水道・ガス・電気）、道路整備、街区整備、宅地整備等、数々の調整が日々行われながら事業が進んでいきます。雨水幹線に於いては、道路の埋設深さや線形位置の変更に伴う、構造計算や材料変更のチェック等について、工程を把握しながら各事業間と調整し事業の進捗を進めて行きました。数々の調整を行いながらいつも思うことですが、仕事に携わる皆が協議の中で復興という想いを持って仕事に取り組んでいることです。困難な課題は常にありますが、復興の想いが一体感を醸成し前向きな意見や協調性が生まれ解決できた場面が多々ありました。

3 印象的なエピソード

特に仕事に対してやりがいを感じていることは、これまでの東京都での経験や知識、上司や先輩方に教えてきたことを最大限に活かしながら仕事ができることと、自分が復興という大きなプロジェクトで車の一つとなって「復興事業を進めている」、「貢献している」という実感が持てることです。

そして震災から6年目を迎えました。石巻市は市街地が津波で甚大な被災をしたことで、復興が中々進んでいない状況ではありますが、仮設住宅から復興住宅へ、仮設道路から新設道路等、市街地を中心とした街並みの景観が日々変化しており、私が石巻市へ派遣で来た2年前に比べ徐々にではありますが、復興が目に見える形で進み始めています。

東京では、東北の復興に関するニュースが放送される日が少なくなっていますが、東北3県では、未だに復興に関するニュースが毎日放送されています。一方で、国内では熊本地震を始め、世界各地で災害のニュースも放送されており、日々災害が起き被害が出ることにもどかしさも感じますが、今は目の前の仕事をこなし、復興を少しでも完了に近づけて行きたいと思います。

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

石巻地域の方々との会話の中で、震災当時の話を聞かせていただくことがあります。未曾有の震災を経験された方々の話を聞いたことを教訓として、復興に向けて安全・安心に暮らせるような石巻にしていける強い気持ちと同時に、ポジティブに仕事を進めていくことができる様になりました。

そして、石巻市職員、他都市からの派遣職員との人脈ができ、仕事を通じて東京都との考え方や進め方の相違や得られた情報は、私自身の勉強にもなり見識が非常に深まりました。この経験は、今後起こると

言われている関東大震災の際の対応に少しでも生かしていきたいと思うと同時に、石巻で人々との出会いが大きな絆となり自分の最大の財産でもあります。



1. 平成 27 年度 新門脇地区被災市街地復興土地区画整理事業 南光門脇線整備事業（盛土道路整備）



2. 平成 28 年度 南光門脇線整備事業（盛土道路整備）
盛土道路整備に合わせ雨水幹線工事を実施



3. 平成 28 年度 南光門脇線整備事業（盛土道路整備）
雨水幹線敷設工事完了



4. 平成 28 年度 新門脇地区被災市街地復興土地区画整理事業南光門脇線整備事業（盛土道路整備）
復興公営住宅整備事業 道路下に雨水幹線

石巻市

下水道事業

建設部
下水道建設課郡川 雄輔
(下水道局)

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応

1 担当業務の概要

建設部下水道建設課は、污水管災害復旧工事の設計・監督を主とする建設グループと、雨水整備関連の計画を行う計画グループとに分かれており、私は建設グループに所属し、監督員として受注者への指導や他企業との調整、工事に関する住民からの苦情対応、設計変更等を担当しました。また、災害復旧工事は国費で施工しているため、金額や内容が当初査定時と大きく変更となる場合（重要変更）は国との協議を行いました。

石巻市での勤務が2年目となった平成28年度は、平成27年度と比較して工事の同時稼働件数は減っているものの、これまで施工が難しくて後回しにしてきた案件や工事費の清算を含めた国との協議が多く、平成27年度よりも業務の難易度が上がっており、知識及び技術力共に高いレベルが要求されました。その中で、去年度からの繰越工事を1件（ポンプ場からの放流管渠築造工事）担当し、更に工事5件（災害復旧工事4件、ポンプ場からの放流管渠築造工事1件）を設計して新規に発注し、3件（災害復旧工事2件、ポンプ場からの放流管渠築造工事1件）の工事が年度内に完了しました。残りの工事は翌年度に繰り越すこととなりますが、いずれの工事も平成29年の秋までには完了の見込みです。また、国との協議については3件の工事を担当し、全て無事に了解を得る事ができました。

次年度以降は、今年度から繰り越した工事の完成を迎えると共に、現在稼働中の工事のほぼ全てについて国と清算の協議を行うこととなり、着実に震災からの復旧が進んでいると言えます。

2 苦勞したこと・工夫したこと

市での業務が2年目ということもあり、今年度から新たに石巻市で勤務することになった他の自治体からの派遣職員のサポートと一緒に現場にいたり、国との協議資料の作成を手伝ったりすることもありました。去年はがむしゃらに進めていた部分もあったことから、他の派遣職員に説明する際に非常に苦勞しました。

そのため、同じ業務を行う際に、より丁寧に掘り下げて考える様に努めました。その中で疑問に思った事はプロパー職員と相談し、根拠が明確でないものについては平成28年度からのルールとして統一をはかり、職場内で共有する事でより自信を持って説明できるようになりました。

工事の監督面では、安全性に対しての意識が都内の施工業者と違う事から、中々こちらの意図が伝わらず指示通りの安全対策を施してくれませんでした。その中で、毎日現場に赴き作業帯のチェックを行い、その度に何故そういう対策を行うのかを説明した結果、徐々に改善が見られました。

3 印象的なエピソード

平成27年度から引き続きの派遣であったため、職場では勿論、現地の住民からも感謝の言葉は聞けないと思っていましたが、住民対応で現場に行くときのほとんどで、「わざわざありがとうございます」というお言葉を頂戴できました。また、担当した工事現場の代理人から、「郡川さんが監督員でよかったです」と言われたのが非常に嬉しかったです。

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

被災地での勤務は2年目という事で、新しい発見等は特にないかもしいと考えていましたが、平成28年度から新しく派遣された他自治体の派遣職員とも非常に仲が良くなり、より外部との繋がりが強まりました。また、昨年度よりも業務をより掘り下げて行ったことで、専門知識の向上とより広い視点で問題をとらえる事ができるようになりました。都で仕事を行っていく上で何か壁にあたった時、都の基準のみならずより柔軟な発想をすると共に他自治体との繋がりを武器に問題解決にあたっていきたいと思えます。



他自治体の派遣職員と栗駒山登山

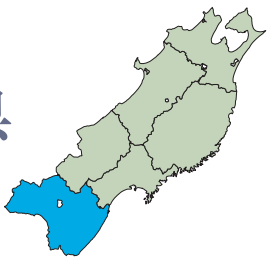


他自治体の派遣職員とスノーボード

治山事業

農林水産部
森林保全課

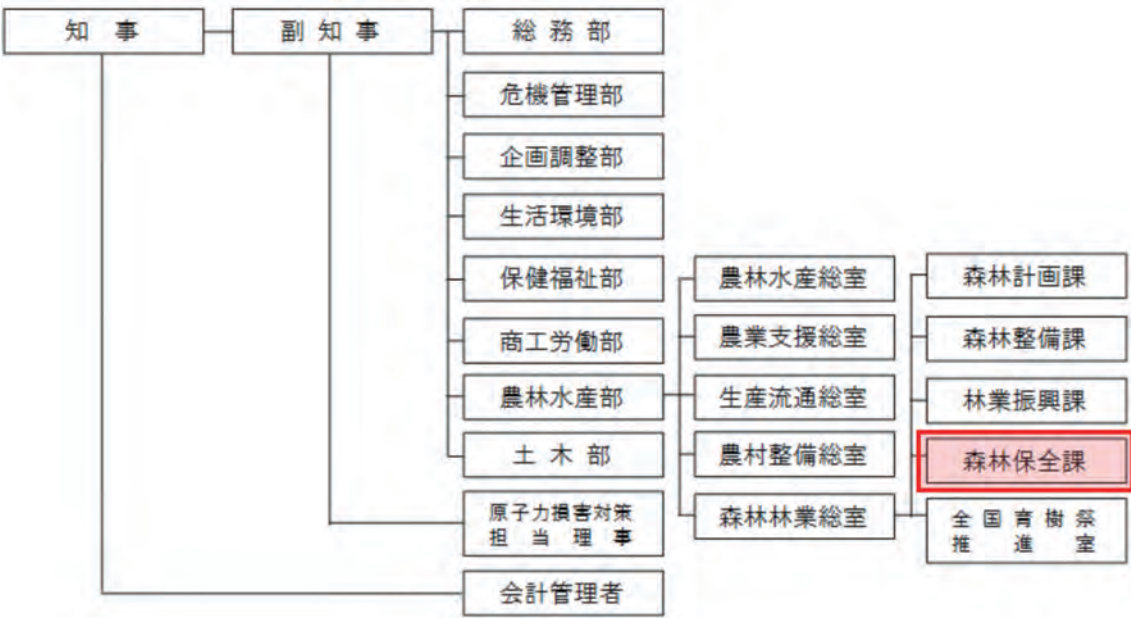
福島県



業務概要

福島県の森林行政を担う部署である森林林業総室は、農林水産部に位置付けられており、組織体系と各課の業務内容は以下のとおりです。派遣先の部署であった森林保全課は17名から成り、福島県の豊かな自然環境を保全するため、業務に取り組んでいます。

[組織体系図]



[各課の業務内容]

- 森林計画課：森林計画の樹立及び実行指導、森林整備地域活動支援交付金、森林環境税
- 森林整備課：県営林、林業種苗、造林補助、間伐対策、林道の開設・維持
- 林業振興課：森林組合の指導、林業普及指導、林業構造改善、木材の生産流通加工、特養林産物木質バイオマス
- 森林保全課：緑化の推進、森林の総合利用、森林の保護、全国植樹祭の招致、治山事業、保安林、林地開発調整
- 全国植樹祭推進室：全国植樹祭の開催に向けた連絡調整・広報活動・会場の設営等

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応

福島県

治山事業

農林水産部
森林保全課

秋葉 行雄
(産業労働局)

1 担当業務の概要

配属先では、東日本大震災により被災した海岸防災林の復旧、整備を目的とする、「防災林造成事業」に取り組んでいました。具体的な担当業務としては、用地取得に関することと、国有林負担実施協定に関することの2つがあります。

1) 用地取得に関する業務

通常、治山事業では、土地所有者から承諾を得て災害復旧工事を実施していますが、道路や防潮堤、港湾、農業施設など、隣接する他部署の災害復旧事業では土地を買収しています。そのような状況を考慮し、円滑な海岸防災林の復旧、整備を目的として、福島県では全国で初めて、治山事業により用地を取得することとなりました。

全国で初めてとなる取り組みなので、用地買収に関するノウハウの蓄積がありません。そのため、相続手続きの済んでいない土地や、多数共有地、抵当権の設定された土地など、買収困難な用地の取扱いについて、現場事務所が用地交渉や土地売買契約の事務処理を円滑に行えるよう、取得方法を検討したり、専門の部署に確認した上で情報を提供する業務に取り組んでいました。

2) 国有林負担実施協定に関する業務

防災林造成事業の事業区域内には、林野庁が所有する小面積の国有保安林（以下国有林野とする）が点在しています。国有林野については、一体的な復旧、整備を図るため、面積割合をもとに費用を負担する協定を森林管理署（林野庁の現場事務所）と締結し、福島県が防災林復旧工事を実施しています。

この費用負担に基づく協定について、新規締結に向けた森林管理署との連絡調整や、既に締結している地区の設計協議、負担金の請求などに関する事務処理を担当していました。



防災林造成工事実施状況：鹿島地区



資材運搬のための仮設橋：相馬地区

2 苦労したこと・工夫したこと

公務員であることに違いはないのですが、東京都と福島県とでは、書類作成や財務会計システム、情報共有や組織としての意思決定の手段など、業務の基礎となる事務処理の方法が異なっていました。慣れない環境に苦戦することもありましたが、そんな中で特に気を付けたのは、「自分は福島県の職員として働いている」ということです。

これまでと違う環境で働く際には、より簡単な手段や自分にとって理想的な方法があったとしても、簡

単には変えられないことがあると思います。自分の考えを提案しつつ県職員の方の話をよく聞き、変えられることと変えられないことの見極めをして、限られた派遣期間の中で業務を効率的に進められるよう心掛けました。

3 印象的なエピソード

福島県は米どころで、美味しい日本酒がたくさんあります。ありがたいことに、県職員の方によく飲み会に誘っていただき、お酒を楽しみながら、福島県の名所や名産、福島県あるあるなど、楽しい話をたくさん聞くことができました。他県の職員を多く受け入れていることに加えて、県民性もあってか、とてもあたたかく迎えていただき、気にかけていただきました。派遣という立場でしたが、働きやすい環境であったことが、なにより嬉しかったです。反面、それに甘えることがないよう気をつけ、常に自分に出来ることはないか意識しながら業務に取り組みました。

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

1) 実務について

1年という限られた派遣期間だったので、担当業務で行った打ち合わせについては、細かく記録を残すように気を付けました。幸い、配属先の部署では打合せ記録簿や電話受理簿などの様式により、情報を記録し課内で共有する体制が整っていたので、打合せや会議の議事録から要点を取りまとめ、書類に残す習慣が、自然と身に付きました。災害復旧工事の担当になったときなど、業務量の多い職場で働くにあたっては、記録を残すことを疎かにしがちですが、反面、後になって経緯の確認を必要とする場面が多いため、今後、都に戻って働く際にも、活かすことができると感じています。

2) 森林行政について

福島県に派遣されて驚いたのは、森林行政を担う部署の規模が東京都より断然大きい、ということでした。県の森林面積が都と比較して圧倒的に大きいため、人員、事業規模ともに多く、都ではまだ経験していないことや、経験できないことにも取り組ませていただきました。業務を通して自分の視野を広げられたことや、考え方に幅を持たせられたことは、都の森林行政に取り組む際にも活かすことができると考えています。



会津盆地の田植え

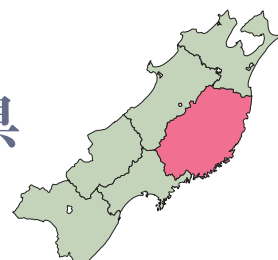


休日に食べた喜多方ラーメン

復興計画等

復興局
復興推進課

岩手県



業務概要

東日本大震災津波発災から6年が経過し、復興の取組は一定程度進展するとともに、被災者の意識、国の支援のあり方等復興のステージは変化している。そうした中で、関係部局、被災市町村及び国等と連携しながら、「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」に向けて、復興に向けた取組を推進する。

○ 組織の目的・役割

- ・ 第2期復興実施計画に基づき、重層的・多面的な進行管理により、本格復興を強力に推進していく。
- ・ 被災者の生活や事業の再建を支援するため、復興の進捗状況の発信や復興の取組について情報の収集を行っていく。

○ 配置人員

所 属	岩手県	応援職員	臨時職員	計
復興推進課	13 名	5 名	3 名	21 名

※応援職員は、都道府県（東京都2名、富山県、福井県）及び民間企業の職員

○ 復興推進課の構成

担当	業務内容
管理担当 管理担当課長 1 課員 4	・ 庶務、予算、議会、組織・人事 ・ 復興推進本部会議の運営 ・ いわての学び希望基金 等
推進担当 推進協働担当課長 1 課員 6 （うち他県2、民間1）	・ 第3期復興実施計画の策定 ・ 三陸創造プロジェクトの推進 ・ 復興に係る国等への要望 ・ 復興財源の効果的な活用 等
協働担当 課員 5 （うち他県2）	・ 復興フォーラムや「いわて復興未来塾」の開催 ・ 関係団体等との意見交換 ・ 復興に関する情報収集・情報発信 ・ 震災関連資料の収集・活用 等



<岩手県庁（H29.1 撮影）>



<復興局復興推進課の業務風景（H29.1 撮影）>

岩手県

復興計画等

復興局
復興推進課関 未佳
(総務局)

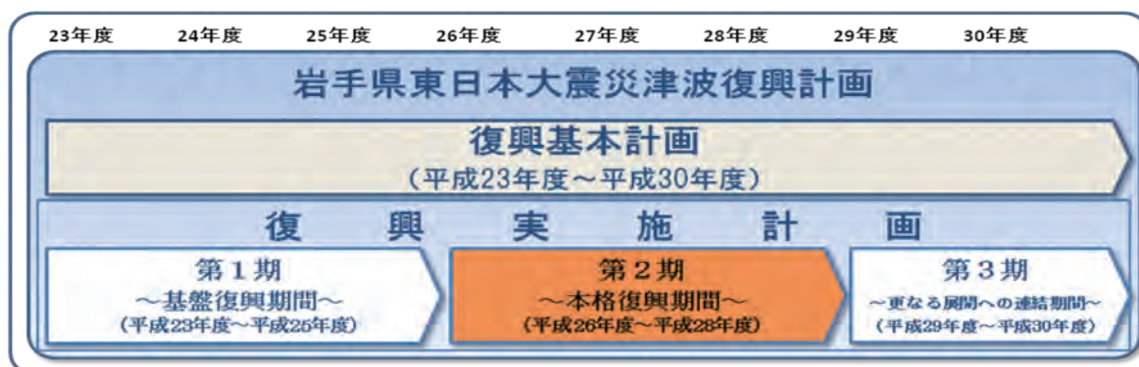
1 担当業務の概要

○ 第3期復興実施計画の策定のうち、三陸創造プロジェクトのブラッシュアップ

震災からの復旧、復興はもとより、長期的な視点に立って、将来にわたって持続可能な新しい三陸地域の創造を目指す取組を、「三陸創造プロジェクト」として、復興実施計画の中に位置付けている。私は、第3期復興実施計画（平成29・30年度）の策定にあたって、担当課と調整しながら、三陸創造プロジェクトの全体的な見直しを行った。

<参考：岩手県東日本大震災津波復興計画>

復興基本計画は平成23年度～平成30年度までの8年間を全体計画期間としているが、復興実施計画は、これを3期に分けて策定している。今年度は第2期「本格復興期間」の最終年度にあたる。



○ 復興交付金効果促進事業の申請の取りまとめ及び庁内各部局支援

復興交付金制度は、災害復旧だけでは対応が困難な市街地の再生等の復興地域づくりを国が支援する制度である。私は、県が実施する効果促進事業の交付金申請が国から認められるよう、庁内各部局からの相談対応を行うとともに、復興庁への事前協議や申請事務を担当した。

○ 岩手県の東日本大震災津波からの復興に関する意識調査（復興意識調査）の取りまとめ

復興事業の実施状況や進捗に関して県民がどの程度重要だと感じ、どの程度復旧・復興を実感しているか等を把握する「復興意識調査」を年に1回実施している。私は、公表資料等の作成や業務委託手続き等を担当した。

○ 岩手県東日本大震災津波復興委員会（復興委員会）の運営

県内の各分野の有識者を集めて復興に向けた課題分析や様々な提言を頂戴する「復興委員会」を年に数回開催している。私は、そのうちの1回分について、知事以下庁内関係者及び委員との連絡調整等、委員会の運営に係る業務全般を担当した。

2 苦労したこと・工夫したこと

岩手県と東京都は同じ自治体とはいえ、周辺環境や業務手法が異なることに苦労した。私がそう感じた主な理由を挙げてみたい。第1に岩手県職員は、個人に任せられる仕事の裁量や責任が大きい。分業体制で、マネジメント力が働き、組織で仕事をしている東京都とは対照的であった。第2に岩手県では様々な資料が起案・回覧される。担当者会議に担当者が出席していいかどうかのお伺いから、国体動員時の復命書に至るまで、ライン全員のハンコを得ることで情報共有が図れている。都でもメール等を活用して情報

共有し、上司に報告等すると思うが、スピードは重視していたように思う。第3に、岩手県と都では国との関係性が異なる、ということである。県はまず補助金等を国に要望し、判断は国に委ね、従順に対応する、という姿勢であった。私はこれまで国と交渉するときは、企画を提案し、要求をしていくものと考えていた。

これらの違いは私が経験したほんの一部にすぎないが、東京都は岩手県の約10倍の職員数と人口を持つことからしても、規模やそれに伴う影響力は格段に違う。同じ自治体として、東京都ではどうなのか、と県職員に尋ねられることは多かったが、単純には比べられないのかもしれない。

こうした苦労もあった中、振り返ってみてこの1年私が心がけていたことは3点である。第1に応援職員としてではなく、岩手県職員の一員として仕事をするということである。復興局で働く上で、自分が東京都からの応援職員であるということは、県民や県庁職員から見てもすぐにはわからない。そのため、県の事務事業、地区の名前と場所、震災当時の状況や復興の進捗、県の文書の書き方や県民性について自分で勉強した。第2に、自分で調べてもわからないことについて、周囲に教えるを請うことを厭わないということである。これは、これまで都で仕事をする中でも実践していたことであるが、組織で仕事をする中で、コミュニケーションをとることは重要だ。自らの状況を周りに発信し、土地勘のある県職員に県でのやり方を聞いた方が仕事は早くて確実だ。第3に、自分が逆の立場（派遣を受ける側）であれば、どう行動するかを念頭に置いておくということである。「非常時」の災害派遣であることから、業務によっては上司から指示もなく、知識もない中で、自らの判断で動かなければならないことが多々ある。また、災害時ということもあるのか、県職員は土日出勤や深夜残業も多く、長時間勤務の努力が美德とされ、これまで私が置かれていた環境下とは異なっていた。そうした特殊な状況に自分が身を置きながら、県は我々応援職員にどうしてほしいのか、また都が逆の立場であれば応援職員に何を求めるか、想像力を膨らませながら、これまでの自身の経験を踏まえて、業務を行った。

3 印象的なエピソード

自身の仕事は、机で行う事務が中心ではあったが、応援職員には特に、被災した沿岸地域をしっかりと見てほしいという復興局の方針もあり、多くの沿岸出張をさせていただいた。岩手県は面積が広く、盛岡から沿岸まで、車で片道2時間半もかかる。長時間の移動を伴う出張であったが、今しか見れない被災地で話を聞き、自然災害の恐ろしさや防災意識について学ぶことで、計画の策定等に活かすとともに、岩手県産の新鮮な海の幸やリアス式海岸の景観を堪能することができた。1年間、広くて温かい心で私を受け入れてくださった岩手県職員をはじめ、関係者皆様に感謝申し上げたい。

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

東京に長く住んでいると交通手段や買い物、娯楽、テレビ番組構成など、今あるものが当たり前とってしまうことが多々ある。しかし、日本の大部分は東京のような大都会ではない。東京のみならず日本全体の発展が都民の利益につながると信じて、大都市ではない地方の価値観にも配慮し、共に成長していきたい。

加えて、他自治体から責任感や復興への意欲が高い精鋭たちが集められたとしても、それを使う側がうまくマネジメントできなければ、せっかくの人員を活用することはできない。そのことは自分の肝に命じておきたい。

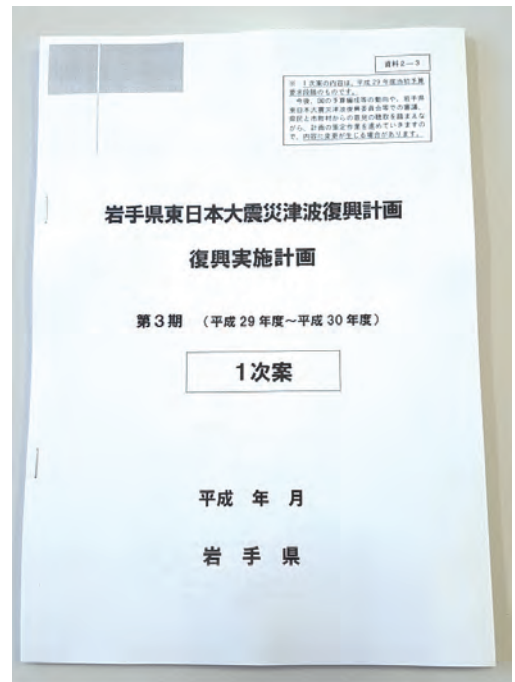
第1部 | 職員派遣

<上：復興基本計画

下：第1期・第2期復興実施計画>



<現在策定中の第3期復興実施計画>



<被災した大槌町旧役場庁舎（H28.9撮影）>



<宮古市田老の防潮堤の上から撮影、右奥に見えるのが震災遺構「たろう観光ホテル」（H28.5撮影）>



職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応



復興計画等

復興局
復興推進課

吉田 瑛爾
(議会局)

1 担当業務の概要

[いわて復興未来塾 及び いわて三陸復興フォーラム の開催運営業務]

昨年度に引き続き、岩手県復興局へ派遣職員として赴任している私が今年度担当した業務は、県の復興に関するイベントの企画・運営業務である。県では、復興に関する情報発信、風化防止、人材育成等、様々な観点から数多くの復興関連イベントを主催している。私が担当したのは復興局が事務局となっている「いわて復興未来塾」及び「いわて三陸復興フォーラム（県内開催）」の2種類のイベントであった。

「いわて復興未来塾」は、平成27年度から①復興に携わる多様な主体がお互いに教え合い、学び合う場を提供する機会として、また、②復興や地域づくりの担い手の育成の場と、そうした人材のネットワークづくりを推進するために開催されている。

また、「いわて三陸復興フォーラム（県内開催）」は、県内の方々に復興への取組や各種支援活動等に対する理解や継続的な参画の促進を図ることを目的として開催している。

具体的な業務としては、イベントの企画から準備、当日運営に関することであり、年度当初の年間計画の策定、各回ごとの出演者の決定・出演交渉、開催内容策定、知事等の講演資料の作成、開催案内の庁内外への周知等、イベントに関すること全般である。

今年度は、「いわて復興未来塾」を6月、8月、3月に、そして「復興フォーラム」を1月にそれぞれ開催した（表1参照）。



第1回いわて復興未来塾の様子



第2回いわて復興未来塾のリーフレット（チラシ）



交流会にて達増知事と



登壇者の方が育てたホタテの刺身を交流会で提供

【表1：平成28年度 情報発信事業実績一覧（予定を含む）】

イベント名／会場	日時	テーマ／講師・パネリスト
平成28年度第1回 いわて復興未来塾 ホテル東日本盛岡 (参加者約170名)	H28. 6.18 (土)	テーマ：本格復興の完遂へ向けて～今後の課題と展望～ 【報告1】 「復興から未来へ～キリン絆プロジェクトの取り組みについて～」 林田 昌也 氏 (キリン株式会社 CSV 推進部長)
		【報告2】 「[サヴァ缶] にみるマーケティングの重要性」 高橋 大就 氏 (一般社団法人 東の食の会 事務局代表)
		【パネルディスカッション】 「三陸の本格復興に向けて」 コーディネーター 江幡平三郎 氏 (㈱IBC 岩手放送 アナウンス部 部長) パネリスト 林田 昌也 氏 高橋 大就 氏 君ヶ洞剛一 氏 (㈲ヤマキイチ商店 専務取締役) 達増 拓也 岩手県知事
平成28年度第2回 いわて復興未来塾 宮古市民文化会館 (参加者約170名)	H28. 8. 7 (日)	テーマ：いわて三陸の復興を“希望あるふるさと”につなげる 【報告】 「三陸地域における課題と地域振興方策」 藻谷 浩介 氏 (株式会社日本総合研究所 調査部 主席研究員)
		【パネルディスカッション】 「復興から希望あるふるさとへ～三陸の底力～」 コーディネーター 植田 真弘 氏 (岩手県立大学宮古短期大学部 学部長) パネリスト 藻谷 浩介 氏 山本 正徳 氏 (宮古市長) 達増 拓也 岩手県知事
いわて三陸復興 フォーラム (県内) 併催 平成28年度第3回 いわて復興未来塾 アイーナ 小田島組☆ほ～る (参加者約300名)	H29. 1.21 (土)	テーマ：震災・復興の後世への継承 【基調講演】 「[命の軌跡] は訴える～震災犠牲者の行動記録から～」 鹿糠 敏和 氏 (岩手日報社編集局報道部長)
		【事例発表】 「震災・復興の後世への継承」 事例発表者 松岡 朝美 氏 (グーグル防災・復興プロジェクト, Google Earth Outreach プログラムマネージャー) 齊藤 賢治 氏 ((一社) 大船渡津波伝承館 館長) 元田久美子 氏 ((一社) 宮古観光文化交流協会 学ぶ防災ガイド)
平成28年度第4回 いわて復興未来塾 ホテル東日本盛岡	H29. 3.18 (土)	テーマ：より良い未来を切り拓く復興 (仮) 【基調報告】 「演題未定」 伊藤 元重 氏 (復興推進委員会 委員長)
		【パネルディスカッション】 「テーマ未定」 コーディネーター 江幡平三郎 氏 (㈱IBC 岩手放送 アナウンス部 部長) パネリスト 鎌田 仁 氏 (鎌田水産株式会社 代表取締役社長) 菅原 悦子 氏 (岩手大学理事・副学長) 平野 公三 大槌町長

2 苦労したこと・工夫したこと

ー「思い」をのせる

「未来塾」や「復興フォーラム」は単なる情報発信イベントではなく、塾に参加された方々が復興やこれからの“いわて”について考えを深め、今後、何かしらのアクションを起こすきっかけになるようなものであるべき、との目的も持っています。そのためには、内容となる講演やパネルディスカッションがメッセージ性を含んでいる必要があると考え、講演者やパネリストの選定に当りました。

幸い県内には、そうした意味において震災や津波の経験を踏まえた「メッセージ」を伝える方々がたくさんいらっしゃいましたが、一方で県外から登壇者をお招きする際に、どのような方をお迎えすればいいか苦慮しました。県外から復興支援をいただいている個人・団体は数多とありますが、その中から設定したテーマ、例えば1月に行われた「復興フォーラム」のテーマ「震災・復興の後世への継承」に取組や思いが合致している方を選定する際は、その方の著書やインタビュー記事、出版社の方からの聞き取りなど、その方の「思い」をなるべく正確に把握するようにしました。候補者の段階で御本人様からお話を聞くことは不可能ですが、著書・著作やご発言に見てとれる復興への思いを読み取るようにし、何度も担当・課・局内で検討を重ねました。

ー「慣れ」ることなく取組む

「いわて復興未来塾」は、年4回開催されますが、基本的な構成はほぼ同じとなっており、回数を重ねるごとに業務が定例化してきます。しかし、「こなす」仕事をしてしまえば、イベントの出来や成果もそれなりのものにしかならないと考え、なるべくリセットした状態で新しい仕事に取り組むよう心掛けました。例えば、これまで案内状を基本的にこれまでの参加者を中心に発出していたものを、県内の公立高校や大学等教育機関に配布したり、産業界のパネリストが御登壇される際は県庁の流通部局等をお願いをして周知に協力いただいたりしました。また、若者や女性を含んだ多様な主体の参加者を増やしていくため、カチコチの行政イベントにならないような要素も毎回取り入れながら（表2参照）、イベントとしての完成度を高めるようにしました。そうした取組との因果関係は不明ですが、前年度比1.4～1.5倍の参加者が来場されるようになりました。

【表2：今年度新たに取組んだ副次的要素の例】

- ・登壇者の方々の企業の食品類を実際にイベント終了後の交流会（懇親会）で提供（第1回未来塾）
- ・出版社・地元書店に協力をいただき登壇者の方による即席サイン会の開催（第2回未来塾）
- ・沿岸市町村の高校生の復興研究会による報告会の開催（第4回未来塾・予定）

3 印象的なエピソード

「復興フォーラム」において達増知事が説明を行う資料を作成しましたが、その資料が他部局の資料に部分的に利活用されていた時。この資料は新規に作成しましたが、一般の方の目にも触れるものであったため、事実誤認等の間違いが無いよう部局間調整や確認依頼をイベント直前の土壇場まで行っていたこともあり、そうして作成した資料が少しは県の方にも有用なものとして認めていただけたのかと思い、嬉しさを感じました。

また、効果測定の為今年度から実施した参加者へのアンケートにおいて登壇者の講演内容に対する満足度が9割近くになった時や、庁議で知事がイベントについて「一番くらい良かった」旨の話をされていたと聞いた時は、長い時は数ヶ月にわたって取り組んできて良かったと感じました（反対に、アンケートの結果が芳しくない時等はどうかれば良かったのか等、悩む事もありました）。

復興に関するイベントということもあり1年間、課内、担当内で一丸となって取り組んだ事も大きな財産になりました。皆様からのたくさんの「助け舟」や「ヒント」が無ければ、達成し得なかった事もたくさんありました。

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

平成27年度に引き続き、平成28年度と2年間にわたって故郷岩手県の復興事業に携わらせて頂きました。改めて、送り出していただいた議会局の皆様と総務局復興支援対策部の皆様に御礼申し上げます。この2年間、都職員の立場も併せ持ちながら業務に取り組んだ所感としては、「東京都」だからこそ出来る支援や取組も多かったと感じたことです。それは、人員・予算が大規模であることもさりながら、何よりも都に「本県を含む被災地を支援したい」という思いや、それらを実現させていこうという気概のある職員が多かったからに他ならないと思います。

実際、昨年度、都は都内避難者のための相談支援拠点の開設（27年5月）や、都内避難者向けのふるさと訪問ツアーの開催（27年11月）、そして今年度は震災の風化防止イベントの共同開催・運営（29年3月）等、私の携わった業務の範囲内だけでも数多くの取組支援を実施しています。

県庁で働く者として、そして県民の立場から、都のこうした取組は非常に心強く、本当にありがたいものでしたし、庁内で都とやり取りをされている県職員の方々も同様のことを仰っていました。

発災直後からこれまで多くの都職員が県職員として復興事業に取り組んできたことが、着実に被災地で実を結んでいることが感じられました。

都職員として再スタートする来年度は、この2年間の経験（被災者の生活再建支援業務や、復興イベントの開催運営業務等）で培った対庁外、特に対住民の方々との対応や協働の経験を活かしながら新しい職務に取り組んで参りたいと思います。



さんさ踊りに出場した復興局の方々と

復興計画等

企画調整部
避難地域復興局 避難地域復興課

福島県



業務概要

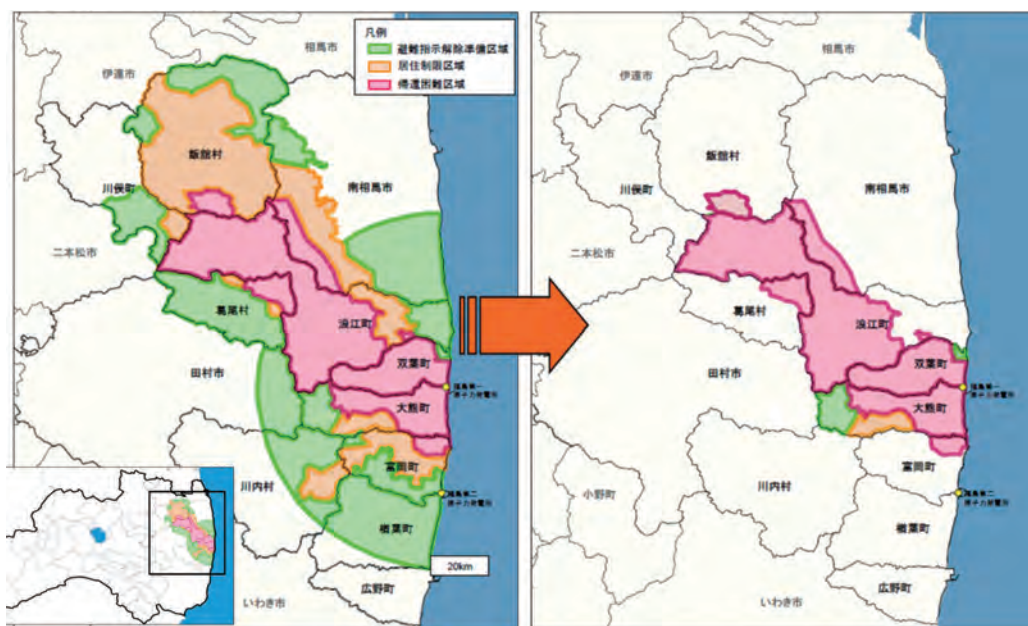
避難地域復興課は、東日本大震災に伴う原発事故により避難指示区域等が設定された市町村の帰還及び復興に向けた取り組みを支援することを目的として、平成 24 年 4 月に新設された組織である。支援担当、調整担当、帰還支援担当、市町村駐在員で構成され、自治体派遣職員 3 名を含む 29 名の職員が従事している。

震災から 6 年が経過し、平成 28 年度には居住制限区域と避難指示解除準備区域の大部分が解除されるなど、復興の歩みは着実に進んでいる。しかし、家族や地域コミュニティの分断、放射線への不安などから思うように帰還が進まず、今もなお 8 万人以上の方々が避難生活を余儀なくされている。被災者の方々が故郷での穏やかな生活を取り戻せるよう、当課では市町村のニーズや広域的連携が必要な事項を把握し、帰還環境整備に向けた関係機関との調整などを行っている。

各担当の主な業務内容

担 当	主な業務内容
支援担当	○ 局内の総括 (局内の庶務、予算、議会 等)
調整担当	○ 避難市町村の復旧・復興に係る総合調整 (12 市町村将来像の具現化、福島再生加速化交付金 等)
帰還支援担当	○ 帰還支援に係る総合調整 (避難市町村の環境整備に向けた調整 等)
市町村駐在員	○ 避難市町村との連携 (避難市町村の課題・現状の把握、要望収集 等)

●避難指示区域の概要



平成 25 年 8 月時点

平成 29 年 4 月以降

福島県

復興計画等

企画調整部
避難地域復興局 避難地域復興課堂田 裕章
(総務局)

1 担当業務の概要

私が調整担当として従事した主な業務は、以下のとおり。

(1) 福島再生加速化交付金業務

福島再生加速化交付金（帰還環境整備）は、原発事故による避難住民の早期帰還促進・地域の再生加速化を目的として、避難12市町村等を対象に国が財政支援（年間予算額約1,000億円・6分野48事業）する制度である。本交付金を活用して県事業の財源を確保するために、国との協議や申請手続き等を行った。また、県・市町村のニーズを反映した制度改正等を実現するために、適宜市町村との意見交換会や国への要望活動などを実施した。

(2) 政府予算対策（復興関連予算）

福島県では、復興財源となる国予算の確保を求めるために、翌年度の国予算概算要求（8月末）・概算決定（12月末）のタイミングに合わせて国への要望活動を実施している。「ふくしまの復興・創生に向けた提案・要望」（6月）、「復興庁一括計上予算要求」（7月）、「緊急要望」（11月）において、要望書作成や各省庁との調整など要望活動に係る準備から当日対応までの業務を担当した。

(3) 川内村との連絡調整等

原発事故に伴う避難指示の対象区域となっていた川内村の担当として、主に以下の業務を行った。

(a) 避難指示解除に係る全員協議会・住民懇談会への参画

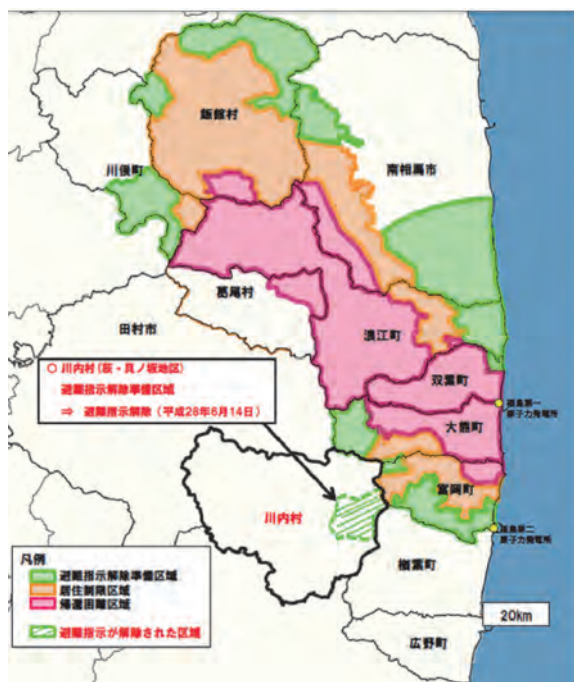
平成28年6月14日に荻・貝ノ坂地区の避難指示が解除され、村の避難指示区域は全て解消。

(b) ビジョン検討（かわうちかえる）会議への参画

国・県・村・有識者・住民の意見交換により、村の本格復興に向けた実行プランを検討。



ふくしまの復興・創生に向けた提案・要望（平成28年6月）



川内村の避難指示解除（平成28年6月）

2 苦勞したこと・工夫したこと

赴任当初は福島の実情等が分からない中で、交付金担当として復興を迅速に進めるための財源確保を行わなければならない、国に対して事業の必要性等を訴えていくにあたって非常に苦勞した。しかし、実際に現場へ足を運び復興の進捗を直接確認するとともに、市町村や帰還住民、避難者の生の声を聞いたうえで国との交渉等に当たることで、円滑に業務を進めることができた。

また、国と市町村の間に入って復興事業の調整等を進める福島県の立場は、難しい判断を迫られることも多く、国との協議の場などでは緊張感のあるやり取りを何度も経験した。特に、原子力災害からの復興に関する事業には前例がなく、判断に迷うことも多々あったが、「避難者に寄り添った対応」、「できない理由よりできる理由を探す」を常に意識して業務に取り組んだことで、厳しい場面を乗り切ることができた。

3 印象的なエピソード

赴任前、震災から5年が経過している福島の復興は大分進んでいるのだろうという漠然とした印象を持っていた。赴任後間もなく帰還困難区域に入る機会があり、目に飛び込んできたのは震災当時のまま倒壊した家屋や道脇に山積みの汚染廃棄物等が未だに残る衝撃的な風景であった。こうした状況を目の当たりにして、メディアを通じて知った気になっていた復興状況と現実とのギャップを痛感するとともに、一層気を引き締めて復興業務に取り組もうと強く感じたことを覚えている。

一方で、震災時に津波による甚大な被害を受け、原発事故で全町避難となっていた広野町では、マラソン大会を開催できるまでに復興が進んでいた。今年1月に県庁チームで出場した広野リレーマラソンでは、再整備されたばかりの防災緑地が広がる風景を横目に見ながら、昨年11月に開通された浜街道を皆で走り抜け、完走した喜びとともに順調な復興の進捗を体感することができた。

このような福島での様々な経験を通じて感じたことは、復興は着実に歩みを進めているものの、地域によってその進度に差があり、本格復興に向けては今がまさに正念場であるということだ。1日でも早く復興が成し遂げられるよう、派遣後も引き続き福島ファンのファンとして応援していきたい。

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

(1) 県庁組織の視点

福島県庁にはフラットな組織体制が根付いており（係制が廃止されて13年経過）、管理職との距離が近く上下関係にとらわれず議論を行う組織風土は、都でも参考になると感じた。都では平成28年度から係制が廃止されたばかりで、急に組織風土を変えることは難しいとは思いますが、例えば管理職から距離を縮めるなどの工夫をしながら組織の議論を活発化させ、担当職員の責任感や熱意の向上等に繋げていきたい。

(2) 現場感覚の視点

被災地の現場を見て避難者と直接接することで、メディア等からは伝わらない活きた情報を得ることができ、業務を進めるうえでの適切な判断に繋げることができた。こうした経験を通じて、現場感覚を理解し身につけることが行政マンとしては欠かせない要素であると改めて実感した。今後の都政に携わる者として、常に“都民”の声に耳を傾け、“都民”に日々接する最前線で働く現場の視点を意識しながら、今“都民”に求められていることを実現していきたい。



県庁チームで広野“ふる里ふれあい”マラソンに参加（平成29年1月）



復興計画等

企画調整部
避難地域復興局 避難地域復興課

森本 敏文
(産業労働局)

1 担当業務の概要

○避難12市町村の「将来像」実現に向けた調整

原子力災害によって避難となった地域（12市町村）の復興は、福島県の復興に必要不可欠である。そのため、有識者検討会によって避難地域「将来像」の検討が行われ、27年度に課題と解決の方向性（将来像）が提言として取りまとめられた。28年度では、この「将来像」の具体化・実現に向け、私は、国、福島県関係部署、12市町村等と調整をしながら、将来像ロードマップの策定業務を担当した。

福島12市町村将来像実現ロードマップ2020（概要）

福島12市町村の将来像に関する有識者検討会において、福島12市町村における希望の持てる将来像の検討を行い、平成27年7月、**30～40年後の姿を見据えた2020年の課題と解決の方向を提言として取りまとめ**。

提言の主要個別項目の具体化・実現に向けて進捗管理を行うため、復興庁、関係省庁、福島県、12市町村等が参加する「福島12市町村将来像有識者提言フォローアップ会議」（事務局は復興庁及び福島県）を開催し、平成28年5月に**福島12市町村将来像実現ロードマップ2020を策定**。

「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言」における2020年に向けた具体的な課題と取組

(1) 産業・生業（なりわい）の再生・創出 ・新産業の創出と事業・生業の再建 ・基幹産業である農林水産業の再生	(2) 住民生活に不可欠な健康・医療・介護 ・医療の充実による安全・安心の確保 ・高齢者の介護の充実等	(3) 未来を担う、地域を担うひとづくり ・地域の復興人材を育む先進的な教育の推進 ・中核的な人材の育成	(4) 広域インフラ整備・まちづくり・広域連携 ・広域インフラ整備 ・まちづくり	(5) 観光振興、風評・風化対策、文化・スポーツ振興 ・観光振興 ・風評・風化対策 ・文化芸術の振興 ・スポーツ振興
--	--	---	---	---

主要個別項目への取組（19項目）

1. イノベーション・コースト構想の実現 ・2016年からロボット関連拠点施設を一部供用開始予定 ・2018年度からロボットテストフィールドを供用開始予定 ・拠点を移した産業集積及び周辺環境整備の課題に係る検討会を開催し、議論の整理を取りまとめ	5. 二次医療体制の確保を含めた検討 ・双葉郡等避難地域の医療等提供体制検討会を開催し、医療等提供体制の方向性と対応策を検討	8. ふたば未来学園での先進教育の検討 ・2019年度から併設型中高一貫教育を実施予定	11. 幹線道路の整備 ・平成30年代前半にふくしま復興再生道路を整備予定	16. 観光振興（アフターDC等） ・2018年度にアフターDC等を実施
2. 自立支援官民合同チームの創設・取組 ・自立支援の実施主体となる官民の合同チームを創設し、事業・生業の再建や、富農再開を支援	6. ICT活用による地域医療ネットワークの構築 ・ICTを活用した地域医療ネットワークの構築や、ネットワークの拡大を推進	9. 小高新統合高校での先進教育の検討 ・2017年に小高新統合高校を開校、産業革新科を新設予定	12. JR常磐線の早期の全線開通 ・2019年度末までの全線開通を目指す	17. 風評・風化対策強化戦略の策定状況等 ・風評・風化対策関連事業の実施、ふくしまブランドの再生・構築
3. 被災企業等への支援 ・被災企業の販路開拓等を支援するとともに、企業立地支援により雇用創出及び産業集積等を推進	7. 地域包括ケアの実現に向けた検討 ・被災町村の地域包括ケアシステム構築を支援	10. 産業人材育成の検討 ・テクノアカデミー派、相双技塾等において産業人材育成を実施	13. 復興拠点等の整備 ・復興拠点等を復興の足がかりとしたまちづくりを推進	18. 文化関係の取組 ・「地域のたから」民俗芸能継承事業や、チャレンジふくしまパフォーマンス・プロジェクト等を実施
4. 福島フードファンクラブ（FFF）設立等の検討 ・福島フードファンクラブの設立等		14. 地域公共交通の構築に向けた検討 ・法定協議会を立ち上げ、今後地域公共交通創成計画の検討、策定予定	15. その他広域連携の検討 ・避難12市町村広域連携検討会等を開催	19. 東京オリンピック・パラリンピック関連事業の検討 ・2018年度にJヴィレッジを全面再開

東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年に向け、福島を復興を世界にアピール

福島復興・再生は中長期的対応が必要であり、「復興・創生期間」後も継続して、国が前面に立って取り組む。

※ 福島12市町村将来像提言は、除染、特定廃棄物の処理、中間貯蔵施設の整備、原発事故の収束等の状況も踏まえ、長期的に、かつ、広域の視点で検討が行われたもの。

○避難地域が抱える課題解決に向けた広域連携の調整

避難地域では、長期避難によって住民がいない家屋にまでイノシシが侵入するなど、これまでになかった新たな課題が発生している。具体的に、避難地域における主な課題として、イノシシ対策、防犯・防災、県外避難者への支援などがあり、これら課題に対応していくため、国、福島県関係部署、12市町村等の関係者が参集し、各市町村の課題や対応の共有、連携した対策の検討を行った。

(右写真：イノシシが窓ガラスを壊して家屋に侵入)



職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応

具体的に、これら個別の課題ごとに情報連絡会を開催し、私はその事務局業務を担当した。各市町村避難指示の状況が異なる中で、解決に向けた対応・考え方も様々であるが、各市町村互いの課題や状況を共有することで、今後避難解除を控える市町村にとって避難解除後の取組が先行事例として参考になるなど、連携した対策を図る機運の醸成につながった。

2 苦労したこと・工夫したこと

今年度、複数の市町村において避難指示が解除され、新たに住民の帰還に向けた対応など避難地域を取り巻く状況も日々変化している。福島の実状に対する理解が浅いなかで、こうした変化のスピードについていくことは容易でなかった。そのため、自分が出来ることとして、まずは、毎朝出勤時に新聞で避難地域の記事を確認するなど直近の動向把握に努めた。また、避難地域における取組を進めていく上で、関係部署との調整・協力が必要不可欠であった。しかし、関係部署と考えが噛み合わず連携が進まない場面もあったが、上司・同僚からのアドバイスやフォローを頂き、チーム全体で丁寧な調整を重ねていくことで、関係部署との信頼関係を構築していくことができた。

3 印象的なエピソード

テレビや新聞等で原発関連のニュースが報じられているなかで、いまでも日本だけでなく、世界からも注目を集めている現場を間近で見られたことは貴重な経験となった。国（中央省庁）や市町村長との調整についても、中央省庁の仕事のスピードや知識の豊富さには驚かされた。一緒に業務を進めて行く中で、自らも同じレベルを目指していかなければならないと身が引き締まった。また、市町村長の話聞く機会も多かったが、長としての視野の広さやバランス感覚も大変勉強になった。

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

県庁チームのメンバーとして参加させて頂いたリレーマラソンで、完走後の県職員の言葉が印象に残っている。「福島の復興と同じように、みんなが力を合わせれば素晴らしい結果が出ると思って頑張りました。途中、とても苦しかったです。一步一步前に進むことでゴールにたどり着くことができました。今日の経験を糧に福島復興の加速に一層取り組んでまいります。」

今後、都職員として業務を遂行していく上で、前例のない困難な課題に直面しても、福島で学んだことを活かし、目標に向け一步一步着実に進んでいけるよう全力を尽くしていきたいと思います。

2年間の福島県派遣を通じて、前を向き復興に取り組む福島県の方々から多くのことを学ばせて頂き、多くの皆様に支えて頂きました。本当に心から感謝申し上げます。最後になりますが、福島県をはじめ、被災された3県の一日も早い復興を願っております。

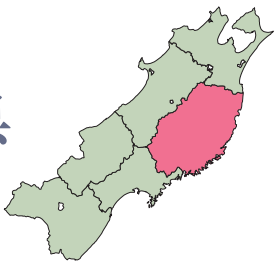


<仙台リレーマラソンにて>
県庁の皆様ありがとうございました！

用地取得

沿岸広域振興局
土木部 用地課

岩手県



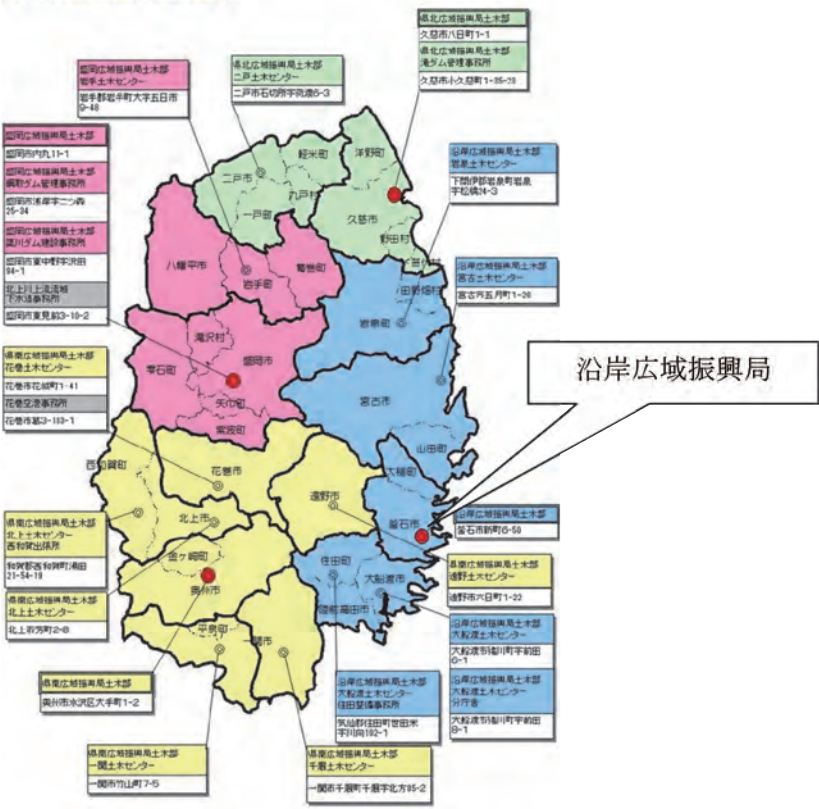
業務概要

沿岸広域振興局は、岩手県の沿岸市町村のうち、釜石市をはじめとする4市4町1村を管轄しています。振興局土木部はこのうち釜石市と大槌町を担当し、その他の市町村は岩泉・宮古・大船渡の各土木センターの担当です。

私たちは、釜石市・大槌町で岩手県が施行する次の事業に係る用地測量、用地の取得及び補償業務を用地課長以下総勢12名（うち東京都派遣は4名）で担当しています。

- 道路・河川・港湾などの災害復旧、復興道路整備、砂防・急傾斜地崩壊対策、災害公営住宅など土木部所管事業
- 漁港海岸災害復旧事業（水産部を兼務）

広域振興局土木部等の所管区域と所在地一覧



用地課長①（○の中の数字が現員数）			平成29年2月1日 時点	
用地第1チーム 計⑤	主任主査（総括） プロパー①			主事 プロパー① 任期付① 都派遣②
用地第2チーム 計⑤	主査（総括） プロパー①	主査 任期付①	主任 任期付①	主事 都派遣②
登記事務員①				

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応

岩手県

用地取得

沿岸広域振興局
土木部 用地課

平野 達彦(都市整備局)
小峰 壮登(水道局)
河内 永裕(建設局)
大柄 貴義(教育庁(学校))

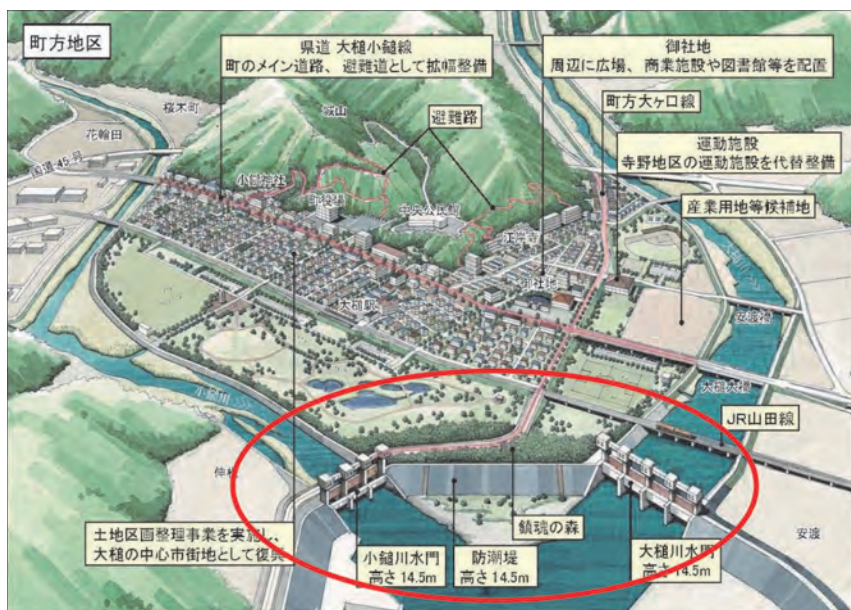
1 担当業務の概要

(河内 永裕)

- ・ 二級河川大槌・小槌川河川等災害復旧事業の用地取得に関する業務
※ 私の主な担当業務であり、以下、画像の赤枠が事業箇所となります。
- ・ 主要地方道大槌小国線(枉内)交通安全施設整備事業の用地取得に関する業務
- ・ 活力創出基盤整備事業(仙人峠・土坂峠)の用地取得に関する業務
- ・ 吉里吉里の沢砂防事業の用地取得に関する業務



○ 大槌町中心市街地(平成28年4月時点)。



○ 完成イメージ図

(大柄 貴義)

【業務内容】

用地測量調査業務委託の設計、土地評価、補償金の算定、用地交渉、契約事務、財産整理など

【担当業務】

担当者はそれぞれ自分が担当する現場を持っています。私自身が主に担当している現場は、小白浜海岸の防潮堤、大槌町の安渡、本町、大町及び釜石市の両石地区の災害公営住宅です。

その他を含めて合計 10 箇所ほどです。

2 苦勞したこと・工夫したこと

(小峰 壮登)

2 年目となり、大分被災地及び岩手県での仕事にも慣れてきたが、それでもなかなか困難な案件が解決にいたらずに苦勞しました。特に、金額でどうしても折り合わない地権者との交渉や、多数相続人のいる用地取得において苦勞しました。

前者においては、粘り強く交渉する中で金額の根拠を丁寧に説明することに加え、現状の補償金の算定方法以外にも方法があるかを検証することにより、結果的には相手方に納得していただき、用地取得に結びつけることが出来ました。

後者においては、長年相続人不存在扱いとなっていた土地について、どうしても取得しなくてはいけなくなり、法務局の先例を入念に調査した上で登記官と相談をし、自分の考えた方法により、相続人を特定することが出来ました。

(河内 永裕)

(1) 業務範囲の広さ

派遣元である建設局では、用地折衝・土地評価・補償金算定等を行う現場担当、税務署や関係部署との調整・予算等を管理する調整担当、補償金算定を審査する建築職のチェックマンに業務分担されており、測量や工損調査委託に関する業務は土木職の職員が行っています。

一方、岩手県ではこれら全てを事務職の職員が担当しているため、単純に業務範囲が広いだけでなく、建築職や土木職の専門知識も必要となってきます。私は工損調査委託の業務も担当しましたが、委託業者に対して専門知識を有する指示やシステムによる設計書の積算は最後まで苦勞しました。

(2) 前例の無い事故対応

私が担当している復興事業のうち、事前調査を適正に行っていましたが工事が原因で予期せぬ事故が発生してしまい、損害を与えてしまった住民に対して補償金をお支払いする業務があります。この業務で最も苦勞したのは、全国的に見ても前例の無い事案だったため補償方針を立てるのに時間を要し、早急な対応ができなかったことです。このことが原因で住民からお叱りを受けたこともありましたが、何度も足を運び誠意を持って対応した結果、徐々に理解を得られるようになりました。

この経験を踏まえ、問題が発生した場合は早急に対応すること、住民から理解を得るためには誠意を持って粘り強く対応することが大切であることを学ぶことができました。

(大柄 貴義)

業務の遂行に当たって、苦勞したことは、まず自分自身が用地業務未経験だったので、仕事の見通しが立てられず、次にどのような仕事をして、どのように終わらせていくのかが分からなかったことです。仕事で使うシステムも岩手県用のシステムなので、覚えるまでとても苦勞しました。

また、全く知らない土地だったので、どの方向に向かえば自分の担当している現場に着くのが始めの頃は全く分かりませんでした。

そして、一番苦勞したことは、地権者の方とお話をする際に、年配の方の場合、なまりが強すぎて何を言っているのかが、何となくしか分からず、笑顔で受け流すことしかできなかったことです。

なまりについては今でも分からないこともあるので、必ず、岩手県の職員の方と一緒に地権者に会いに行っています。

3 印象的なエピソード

(平野 達彦)

私は平成 25 年度に振興局に派遣され、今回は 2 度目の派遣になります。

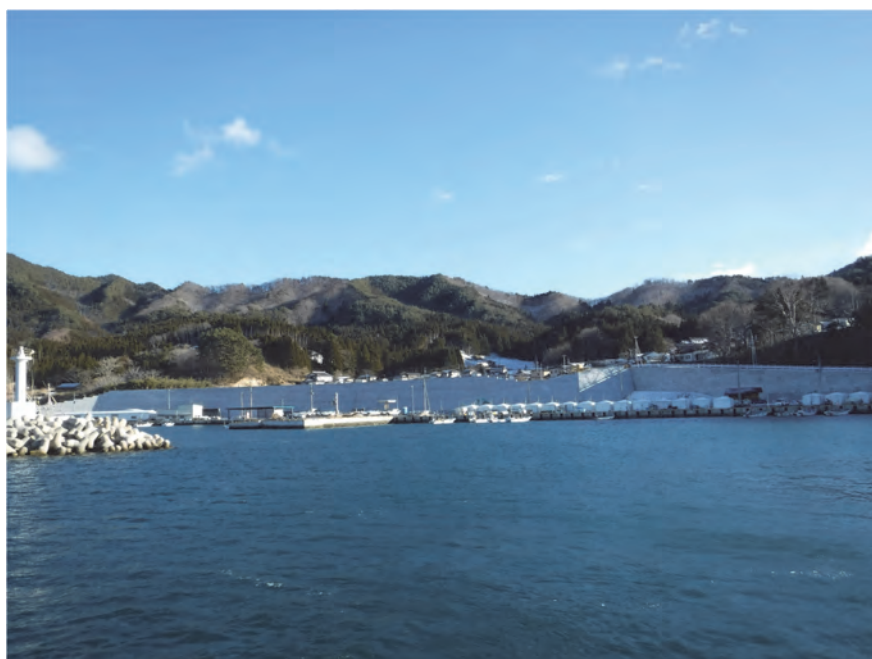
当時は主に白浜（鵜）漁港と箱崎漁港を担当し、境界測量を終えた段階で白浜（鵜）漁港を後任である、都から派遣された小野寺課長代理（当時は係長）に引き継ぎました。

今回の派遣でも、再度白浜（鵜）漁港を担当させていただきましたが、離れていた 2 年間のうちに用地の取得は完了しており、今回の派遣期間（28 年度）では防潮堤の全体像が見えるまでに工事が進捗しました。

自分の担当した業務が引き継がれ、完成していくことが実感でき、非常に感慨深いものがありました。



被災した白浜（鵜）漁港。撮影時点は平成 23 年 4 月 7 日



現在の白浜（鵜）漁港の施行状況。防潮堤は 14.5 m の高さとなります。

用地取得は小野寺課長代理の派遣期間（26・27 年度）で完了。

当職は 25 年度の測量と、28 年度の占用物件（電柱等）の移転補償を主に担当しました。

(小峰 壮登)

やはり、懸案となっていた案件を解決に導けた瞬間が一番うれしく、達成感を感じられます。

特に困難案件においては、最初は訪問するだけで話も聞いてもらえず良い顔をされていない状況であったものが、交渉が進むにつれて、相手方にも笑顔が生まれ、最終的には納得していただき、「ごころうさま、来年も必ず釜石にいろよ!!」と言っていた瞬間はとても嬉しかったです。

また、一部の地権者と全く連絡がつかず、用地取得が滞っていた案件につき、遠方他県の地権者宅まで伺い、早朝から深夜まで一日に何回も玄関先を訪問し、手紙を投函してきたところ、こちらの熱意が通じたのか、用地売買に応じる旨の手紙をいただけたことが印象に残っています。

(大柄 貴義)

印象的なエピソードとしては、地権者の方と会う際に、東京都からの応援職員であると知られると、必ず感謝されました。その気持ちを受け取ると、今以上に仕事を頑張って進めていこうという気持ちになりました。

うれしかったことは、自分が担当している現場が一つでも終わると、とても達成感を感じられたことです。

また、やりがいを感じられたことも、うれしかったことと重なりますが、自分が担当している現場の用地買収が終わるととても達成感を感じられ、やりがいを感じられました。



BEFORE



災害公営住宅片岸地区

AFTER

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

(平野 達彦)

私は平成24年度、25年度、28年度の3カ年にわたって被災地に派遣されました。

被災地の復興は、地域によってその進捗に差があります。現在復興が進んでいる地域も、その途上にある地域もあります。

地域のおかれている地理的状況（近くに宅地を造成しやすい場所があり、移転を進めやすい等）もその差の大きな原因と言えますが、復興計画の策定の遅れが原因となっている場合もあり、被災した方々の意見や希望を取りまとめ、計画を決定していくことの困難さを目の当たりにすることがあります。

被災した方々の希望・要望を丁寧に聞いていく。そのうえで迅速な復興を実現する。この相反する二つの課題を解決するためにはどうすればよいか。まちづくりに携わる職員として、今後より一層地域の方々とコミュニケーションのとり方を工夫していく必要がある、と感じております。

(小峰 壮登)

今日の前にある課題に対して限られた時間で適切に対処をし、確実に処理して結果に結び付けていく。被災地での業務は一刻も早い復旧が求められる事業が多いため、時間を意識した上で、結果を出すことを学べたと思います。

都においても、2020年のオリンピック・パラリンピックに向けた開催準備や、日々の業務における効率的な業務執行の実践による超過勤務の縮減、ライフ・ワークバランスの構築などが喫緊の課題になっています。これらの課題に対して、被災地で学んだ仕事への取り組み方及びその姿勢が、必ず都でも役立つものと思います。

【箱崎漁港海岸】



(平成 28 年 6 月頃：工事着工前)



(平成 28 年 12 月頃：工事着事後)

(河内 永裕)

岩手県で復興業務を遂行する中で「組織が一丸となり、協力し合って問題解決に取り組める職場環境」の重要性を学びました。業務の押し付け合いをせず、どうすれば迅速に問題解決できるかを第一に考え、協力し合える職場環境こそ、各職員が最大限に力を発揮するために必要なことだと実感しました。

私は東京都に戻ったら、岩手県で学んだ「協力し合う」ことを第一に考え、各職員が最大限に力を発揮できる職場環境が作れるよう、積極的に取り組んでいきたいと思います。

最後に、岩手県職員の皆様に支えられ、職務を全うすることが出来ました。この場を借りて御礼申し上げます。本当にありがとうございました。一日も早い復興を祈っています。



とある夏の日々の執務室
(日が暮れると夏でも寒いと感じます)



ほっとゆだ 2017 北日本雪合戦大会
(岩手県職員、静岡県・福岡県の応援職員と)

用地取得

仙台土木事務所 総務部
用地第一班・用地第2班

宮城県



業務概要

仙台市宮城野区にある仙台土木事務所は、日本三景・松島のある松島町から、いちごで有名な福島県境の山元町にわたって、6市7町1村の県管理の道路、河川、砂防、急傾斜施設等の整備・維持管理を担当しています。また、建築確認等の建築行政も行っています。所管区域のうち、仙台市内の県管理道路については、他の政令指定都市と同様に仙台市が管理しています。



事務所全体では任期付職員や非常勤職員を含め150名以上の職員が勤務しています。そのうち派遣職員については、北は山形県から南は鹿児島県まで、用地班の9名を含めて31名が勤務しています（平成28年度末）。

用地班は三班構成で、30名を超える職員が所属しています。東京での用地折衝と異なり、基本的には、担当職員が班内の副担当あるいは河川班・道路班の工事担当等と地権者を訪問し、用地交渉を行います。

東京都からは用地班に3名派遣され、今年度は3名とも入都4年目という構成です。今年度は、河川・海岸事業と道路事業に要する用地の取得・補償に関する業務を担当しています。

宮城県

用地取得

仙台土木事務所 総務部
用地第一班・用地第二班

猪股 えりか
(病院経営本部)
角谷 晋之介
(建設局)
佐藤 茜理
(主税局)

1 担当業務の概要

- 私が主に担当した業務は、防潮堤災害復旧事業では仙台市と多賀城市を流れる延長 40.9kmの二級河川である七北田川と、主要地方道である県道塩釜亘理線の避難道としての歩道拡幅に伴う用地取得を行いました。(用地第一班 猪股 えりか)

〈業務内容〉

- ①防潮堤災害復旧にかかる用地の取得
- ②道路事業にかかる用地の取得
- ③多数共有地の相続調査・法定持分計算・抵当権抹消手続き等
- ④用地取得事務全般(土地評価・物件補償金算定・用地折衝・土地売買締結)



- 仙台市宮城野区の七北田川下流・河口地域と、仙台東部の海岸に沿って七北田川と名取川の間を結んでいる人工の運河「貞山運河」について、河川堤防を復旧させるため、主として①公有地(国・仙台市)の取得、②仙台市水道局・東北電力などの水道管・電柱などを移転するための補償業務について取り組みました。

事業の現場には仙台東部沿岸の「蒲生」や「荒浜」といった江戸時代からの集落があり、津波によって甚大な被害を受けました。そのため、建築基準法上の災害危険区域に指定され、仙台市の防災集団移転促進事業(防集)によって土地の買取りが行われてきました。堤防の用地としても防集買取地が多く含まれており、これらの譲渡を受けるための手続きを進めました。

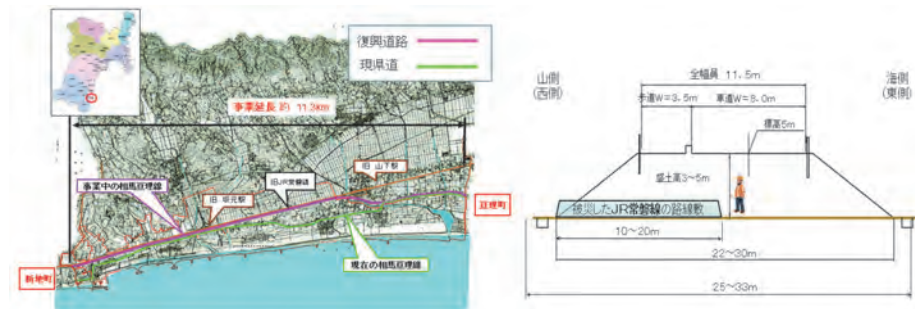
そのほか、蒲生の堤防用地については、震災前からの公園、小学校、水路や排水機場、市道、国から譲与を受けた法定外公共物といった仙台市有地、あるいは国有林があるため、これらの取得に継続して取り組みました。

また、仙台近郊の七ヶ浜町にて海岸堤防を復旧させるため、一筆分の土地について土地収用法に基づく裁決を得たのち、支払い及び所有権移転登記を進めました。(用地第一班 角谷 晋之介)

- 相馬亘理線復興道路事業の用地買収に携わりました。

この事業は、宮城県南部にある山元町の震災復興計画において、減災を含めた多重防御の一環として福島県境から亘理町境付近まで、高盛土道路として計画されています。この地域は津波の被害が大きく、平成28年12月10日にJR常磐線（相馬市～亘理町）が開通したばかりですが、その旧JR常磐線の線路敷を最大限に利用する計画で、整備区間は約11.3kmとなっています。

取得筆数や地権者数も多いですが、今年度から本格的に買収に取り組んでおり、現在までに約7～8割の買収が完了しています。（用地第二班 佐藤 茜理）



2 苦労したこと・工夫したこと

- 業務を遂行するにあたり苦労したことは、技術職と事務職の業務内容の理解についてです。今年度から行った土地の買収の中には、物件補償を伴うものが多数あり、補償コンサルタントや技術職の方と多く接する機会がありました。その中で、地権者から工事施行の要望が多く有り、それに対して可能かどうかの判断が難しく、事務職と技術職のハンディを感じたこともありました。また、用地取得をする私たちと、工事を施工する技術職が、お互いに表面上での内容でしか見ておらず、ぶつかることもありました。買収が出来なければ工事が発注出来ない。その中で目標を決めていきます。予定では数十筆の簡単に見える案件でも、相続が複雑に絡んで難航する事や、抵当権が複数設定されているケース、移転補償費の問題など、蓋を開けてみないと分からないのが現状です。

そんな中、今年度より、私は工事担当技師と一緒に折衝を進めることを考えました。その結果スムーズに行く案件もあり、このスタイルがもっと活かされれば、用地買収担当と工事担当の情報共有や意思疎通も図れ、協力して事業を円滑に進められるのではないかと感じました。このような柔軟な考え方を、東京に戻っても活かしていきたいです。（用地第一班 猪股 えりか）

- 東京では用地取得の経験がなかったため、とまどいながら引継業務などにあたっていました。特に土地代金を決める土地評価の方法（取引事例比較法）、水道管や電柱などの公共施設を移転するための補償（公共補償）の算定などについて難しく感じられました。

主な担当業務が仙台市からの土地取得と公共補償であったので、市有地の価格自体は市で決定され、公共補償については基本的に補償先の事業者が算定するものでした。そのなかで、水道管などの補償対象物件を新設する場合に、既存物件の耐用年数や経過年数などに応じて「減耗控除」を算定し、工事費用などからその額を控除する必要があります。この公共補償における減耗控除については過去の会計検査でも指摘されているようなので、公共補償の解説書を手元に補償先の担当者の方と打合せを行い、「適正な補償」を行うよう努めました。（用地第一班 角谷 晋之介）

- 用地経験が全くなかったため、どこから手をつければ良いのか、仕事の進め方すら分からず大変苦労しました。同じ班の香川県・山口県からの派遣職員は用地経験者であったため、私も早く仕事に慣れなければ応援に来ている意味がない、と思い、迷ったときはペアや周りの職員に相談したり、別の交渉に

も同行したり、とにかく場数を踏むことで一日でも早く組織の力になれるよう努力しました。

用地交渉では登記名義人と交渉しますが、昔から名義人が変更されていないものも多く、さらに相馬亘理線の地権者の中には震災の影響で相続が発生した方や県外に住んでいる方もおり、相続調査や連絡など、交渉にあたるまでに時間がかかってしまうケースもあり、大変苦労しました。

相馬亘理線の地権者との交渉においては、私が福島県浜通りの相馬出身で地元が近いため、方言や訛りで話が聞き取りづらいということもなく、会話の流れで地元地域の話をするなどして、和やかな雰囲気でした。 (用地第二班 佐藤 茜理)

3 印象的なエピソード

- 用地の仕事は、年度内に目標で決めた土地を取得していくことです。その中で、一見簡単に買取できそうな所でも、調べていくと困難なケースも多くあり、その中の地権者の多くが今回の津波の被害を受けているので、折衝に行く度に津波当時のお話を聞かされる事がありました。

その中でも、地権者から「応援に来てくれてありがとう」「もうこっちに住んじやいなよ」と明るく笑顔で買取に応じてくれる方が多く、こちらが大きな力を頂きました。

今後、自分が買取したところに、堤防が完成し、「命」という財産が守られていきます。用地の仕事が始めるまで、道路や堤防・公園・公共施設等は当たり前のように存在するものだと思っていました。しかし、こうした施設を造ることの裏側には、多くの人達が関係しており、事業が進められていくことに驚かされました。今までの見方が、大きく変わりました。2年間を通して、プロパーの皆様を始め、他県からの派遣職員、また快く買取に賛同頂いた地権者の皆様には感謝の気持ちでいっぱいです。(用地第一班 猪股 えりか)

- この一年間災害復旧事業を担当し、土地収用法に基づく事業認定と収用裁決の手続きに携わることが多くありました。用地取得事務を担当するなかで貴重な経験になりました。

この「収用」によって土地を取得するかどうかは、地権者の方が事業に反対されている場合だけではなくありません。登記名義人が多数にのぼり、数世代にわたる相続が発生している土地など、任意契約による土地の取得が困難である場合に活用されてきています。

こちらでは、事業認定までは工事担当、その後の収用裁決は用地担当の業務となっています。

事業認定については、担当している七北田川河口の堤防用地（仙台市宮城野区）について今年度申請を行ったため、用地取得に関わる資料作成、事業説明会の開催準備、事業説明会・公聴会の議事録作成など、工事担当の補助に回りました。昨年9月に申請するまでの間、認定庁（国土交通省東北地方整備局）・県庁河川課からの質問回答の締め切りが早く、対応に苦労したのも思い出となっています。

収用裁決については、昨年度までに裁決申請を行った七ヶ浜町の海岸堤防の用地について、今年度収用委員会の審理を経て、裁決に基づく補償金の支払い、所有権移転登記を行いました。収用を登記に反映させることが最終目標ですが、登記官もすんなり登記嘱託書を受け取ってくれるわけではありません。数か月の時間を要しましたが、登記官の疑義に対して説明を行い（登記官にも調査してもらい）、登記完了証を確認したときには達成感がありました。(用地第一班 角谷 晋之介)

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

- 今回2年間自分の地元である宮城県で働くことができ、またそれが復興の貢献に携わる事が出来たのは、自分の大きな財産となりました。

その中で、震災からまもなく6年が経過しようとしており、大きく復興が進んでいる所がある一方で、地域によっては復興の進み方に大きな差がある事も事実です。今後私達が派遣元に戻った時も「東日本大震災」の現在の状況を風化させないために、微力ながらも尽力していきたいと思います。

今後の都業務を遂行するにあたり、様々な課題や困難な問題が出てきても、ここで培ってきた事を活かし、都業務を遂行していきたいです。(用地第一班 猪股 えりか)

- 震災から5年が経過した仙台で、災害復旧事業の用地取得に携わりました。各地で復旧・復興工事が続いており、担当している河川でも先行して工事が進んでいるところを見ると、契約を担当した土地の上にも実際に堤防が築かれるのかとイメージが湧いてきます。用地担当として工事の進捗を最後まで見届けることができず残念でしたが、これまで全国からやって来た派遣職員がそうであったように、復旧・復興の道のりは長いので、各担当が適切に業務を引き継ぐことによって、着実に事業を前進できるように努めなければならないと思っています。

仙台に赴き、宮城県職員の方はもとより、工事担当として山形県、福岡県や兵庫県の方などを中心にお世話になりました。協議先の仙台市の方にもご面倒をおかけしました。都庁とは異なる環境のなか、多彩な職員の方とともに仕事を進め、ときに白熱した議論を行うことができたことを糧として、これからの業務にあたりたいと考えます。(用地第一班 角谷 晋之介)

- 宮城県職員や他県の派遣職員の方とともに仕事をする中で、それぞれの案件に対する様々な考えを議論して進めたことなどは、今後仕事をしていく上で問題解決を行うための一助になったと思います。東日本大震災からまもなく6年が経過しようとしており、今年度担当した地域においては、JR常磐線の開通など、震災からの復旧・復興を最優先に新たなまちづくりに取り組んでいます。その他にも、被災地では人口流出や少子高齢化などの様々な課題があり、地域の活性化のための取組も行っています。

そんな被災地の日も早い復興に向けて、この一年間応援職員として復興業務に携わり、宮城県というこれまでと違った職場環境の中で努力した経験は、今後必ず役に立つものだと思います。

地元が被災地でもあるため、今後も被災地支援に協力できる機会があれば積極的に取り組み、被災地の復興を見守っていきたいです。(用地第二班 佐藤 茜理)



用地取得

気仙沼土木事務所
用地第3班

宮城県



業務概要

<事務所の目標>

平成 28 年度は「宮城県復興計画」における「再生期」の折り返しである 3 年目となることから、県民が更なる復旧・復興の加速を実感できるよう、引き続き工事の本格化を継続するとともに、震災復興のシンボルロードとなる大島架橋事業（通常事業）の着実な推進を図る。

- 公共土木施設の更なる復旧・復興の加速を実感できる本格工事の推進
- 復興まちづくりと連携した安心で快適な生活基盤の確保
- 地域の発展を支える社会資本整備の加速的推進

<主要事業及び取組>

- 災害復旧事業・復興事業の推進
 - ・粘り強い県土構造への転換に向けた海岸堤防及び河川堤防の整備促進（28 海岸・17 河川）
 - ・関連事業調整が必要な箇所を除く道路の完全復旧（25 箇所）
- 復興まちづくりとの連携及び支援
 - ・志津川地区及び伊里前地区のまち開きに向けた災害復旧事業及び復興道路事業の着実な推進
 - ・防災集団移転団地へのアクセス向上に向けた復興道路事業の推進
 - ・まちづくり計画を踏まえた海岸災害復旧事業の推進
- 地域防災道路ネットワーク整備の推進
 - ・復興のシンボルである大島架橋事業（通常事業）の整備推進

<事務所の取組姿勢>

10 年目標の震災復興計画の折り返しとなる平成 28 年度は「より連携・より協力（強力）・より健康」を念頭に復旧・復興をさらに進めるため、仕事や休みに加えて食事バランス良く摂り、心身ともに充実した体調管理を行い、班会議を十分に活用した風通し良く『報・連・相』がしっかり行える職場環境づくりを意識し、自治法派遣職員等を含めた所内スタッフの英知を出し合い、戦略的に課題解決や工事執行に取り組むことにより、地元の要請に添えていく。

<組織体制及び派遣職員数>

- プロパー職員：77 名（内用地担当 13 名）
- 自治法派遣職員：21 名（内用地担当 12 名）
- 用地担当派遣元内訳：北海道 2 名、東京都 3 名、神奈川県 1 名、鳥取県 1 名、島根県 1 名、徳島県 2 名、大分県 1 名、沖縄県 1 名
（用地担当の自治法派遣職員は災害復旧・復興事業に従事している）

復興・再生 加速化 実感年



宮城県

用地取得

気仙沼土木事務所
用地第3班小林 亮哉
(総務局)
布川 総子
(総務局)
高橋 吾郎
(下水道局)

1 担当業務の概要

◆小林 亮哉

南三陸町に所在する県管理の道路及び河川災害復旧事業に係る用地取得・補償

<主担当>

- 二級河川水尻川災害復旧事業 ○一般県道泊崎半島線（中山）災害復旧事業
- 一般県道清水浜志津川港線（志津川）復興道路事業

<副担当>

- 二級河川伊里前川災害復旧事業 ○一般県道弘川町向線外1路線災害復旧事業

<側面支援>

- 二級河川港川災害復旧事業

◆布川 総子

気仙沼土木事務所の用地班は、宮城県の通常業務を行う用地第1班、東日本大震災の災害復旧・復興業務を行う用地第2班、第3班に分かれています。

管内の気仙沼市及び南三陸町を用地第2班、用地第3班でそれぞれ担当し、私が所属する用地第3班は、南三陸町の道路、河川、海岸の用地買収等を担当しています。

私は、「波伝谷復興道路事業」「国道398号（水戸辺波伝谷）災害復旧事業」「長清水川災害復旧事業」「国道398号（長清水）災害復旧事業」の4事業を担当しました。

担当業務の内容は、一言で言えば、「用地買収及び借地並びに物件の移転補償」です。

用地買収に関しては、これまでの担当の方々の不断の努力により、件数はあまり多くありませんでしたが、借地が多かったです。

二級河川水尻川災害復旧事業（河川堤防工事）の様子
（本吉郡南三陸町：平成28年5月撮影）二級河川水尻川災害復旧事業（河川堤防工事）の様子
（本吉郡南三陸町：平成28年11月撮影）

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応

◆高橋 吾郎

担当業務は下表のとおり

番号	事業名	事業概要	対象地権者数
1	県道志津川登米線復興道路事業	南三陸町塩入地区における復興道路整備事業	9人
2	県道泊崎半島線復興道路事業	南三陸町歌津地区における復興道路整備事業	15人
3	八幡川災害復旧事業	被災を受けた八幡川防潮堤の災害復旧事業	4人

2 苦労したこと・工夫したこと

まず、これまで用地取得・補償の実務経験がなかったので、赴任前から覚悟していたが知識の習得に苦労した。用地買収は土地評価や登記事務など取得・補償本体の知識はもとより、民法や各種税金の仕組みなど想像以上に広範な知識をカバーしていないと円滑な折衝が難しいことに驚いた。用地事務の関連知識については、過去に主税局での固定資産評価事務経験や特別区での戸籍住民課配属経験があり、一定程度はあると自負していた。ところが、都の固定資産税に係る評価（路線価方式）とは評価方法が異なっていたり、法定相続による持分計算等戸籍住民課では求められない領域があったりする等、知識の上乗せが必要となった。知識の拡充には、ペア制の相手である用地実務経験豊富な鳥取県派遣職員の方をはじめ、各自治体からのベテランの派遣職員に大変お世話になり、事業関係者との折衝から技法を吸収したり、公用車での移動中に質問を投げかけたりする等無駄な時間を極力作らないよう心掛けた。

次に、復旧・復興事業特有の状況と思われるが、複数の事業者と緊密に連携を取りながら慎重かつ迅速に仕事に当たらなければならない点に苦慮した。津波被害で根こそぎ街が破壊されており、限られた時間で各事業者が同時並行的に早急な工事完了を目指す中、国道関連の国土交通省や町道・防災集団移転促進事業・復興市街地整備事業関連の南三陸町、支障物件となる電柱を保有する東北電力など各用地事務担当者等と極力手戻りがないよう一致協力しながら県土木事業を推進していかなければならない（どの事業の担当者も多忙なため、連絡を取るのも一苦労。）。連携不足があっては大事になりかねないので、直接担当に会えない場合は電話及びメールでの二重連絡を徹底し、情報の共有漏れに留意した。

最後に、方言への慣れに苦心した。私は学生時代に仙台市に在住していたことから、東北地方の方言の理解にはある程度自信を持っていた。しかし、宮城県を離れて約10年間のブランクは如何ともし難く、さらに赴任した気仙沼・本吉地域の方言は私の想定していたものよりかなり強く、数か月は意思疎通に苦慮した。これには互いの認識に齟齬がないか繰り返し要点確認することを大前提とした上で、場数を踏んで慣れるしかないのではと実感した。（小林 亮哉）

これまで用地の経験が全くなかったため、着任前から業務遂行に苦労するであろうことは覚悟の上でしたが、配属された用地第3班には用地担当未経験者が私以外にも複数いました。そのため、年度当初から経験豊富なベテランの方とペアで用地交渉に赴き、間近で交渉を見ることができました。

しかしながら、見るのと実際にやるのでは大違い。交渉前の準備から交渉時の話し方、交渉記録のまとめ方まで、最初は全てが難しく、自分にとっては高いハードルに思えました。

また、買収した土地の分筆、所有権移転の嘱託登記の業務もありますが、登記に至るまでの道のりも非常に苦労しました。

特に、地積測量図の修正については何度も差し戻され、その都度業者と調整をするという事を繰り返し

たため、現時点では苦手意識しかありません。(布川 総子)

- ・丈量図未了のため起工承諾による工事施行が蔓延し、用地買収の重要性について、工事担当部署の認識が希薄なこと。
- ・工事担当部署が用地測量業務委託を発注しているため、登記嘱託に必要となる境界確認書や地積測量図、土地調査書の不備が多数あったこと(高橋 吾郎)

3 印象的なエピソード

用地事務未経験なこともあり、6月初頭に土地売買契約書に初めて地権者の方から署名・押印がいただけた時は嬉しさがこみ上げた。学生時代にお世話になった「第二の故郷」である宮城県への復旧・復興に微力ながら貢献できたと思うと自然と目頭が熱くなった。(小林 亮哉)

(波伝谷復興道路の完成)

平成28年8月、担当事業である波伝谷復興道路の開通式が催行されました。

海沿いに走る国道398号から長いスロープ状に道が延び、滑走路のように見える新しい道路の姿がとても印象的でした。

復興道路は、高台に移転した集団住宅地同士を結ぶ新しい道路です。高い位置に作られているので、100年に1回の規模程度の災害では、道路への影響はないと言われています。

実はこの復興道路事業、昨年度の時点で概ね民地の買収が完了しており、今年度最後の一人の方に土地をお譲りいただきました。私自身が用地買収のために大汗をかいたわけではありません。昨年度の担当がとても苦労された事案を私が見届けた形となりました。

これまでの復興事業においても、過去の担当の業績を次の担当が見届けることを繰り返し行われてきたように、今後も多くの自治体から集まった人々が仕事を受け継ぎ、東北の震災復興が進められていくのだと感慨深く思いました。(布川 総子)

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

赴任期間中に一貫して強く重要性を感じていたことは、プロパー職員・自治法派遣職員間の業務の線引きである。あまり想像したくはないが、東京でも東日本大震災クラスの地震が起きると、宮城県以上の被害が発生し、その復旧・復興に全国の自治体から人的な行政支援が必要になると思う。そうした状況になることを予め想定し、発災前にプロパー職員がなすべきことと派遣職員の力を借りるべきことを部署単位で切り分け、各々の業務範囲を明確化しておくことこそが復旧・復興への近道であると被災自治体及び被災地に一年間身を置き、痛感した。(小林 亮哉)



気仙沼土木事務所用地第2・3班執務風景

宮城県

用地取得

収用委員会事務局

柘 秀明
(主税局)

1 業務概要

現在、宮城県収用委員会事務局に在籍している。収用委員会とは地方自治法に基づき都道府県に置かれる行政委員会であり、その職務は、土地収用法の定めるところにより、土地収用に関する裁決その他の事務を行う。事務局の職務は、主に、公共事業を施行する国土交通省、県、市役所などの起業者が土地収用法に基づいて収用を申請し、土地収用法に基づいて手続を円滑に進めるためサポートする事務である。

宮城県では復興復旧事業のため多くの用地を迅速に取得する必要があるが、多数相続、補償金不満など任意契約が困難な案件については収用手続に切り替えて事業を進めていくことが求められている。

現在、宮城県収用委員会事務局は7名の職員で構成され、復興復旧事業をはじめ申請が増加している収用案件について真摯に取り組んでいる。



(執務室内の様子)

2 苦労したこと・工夫したこと

工夫したことは、2つある。

一つ目は、仕事のゴールを意識した仕事の進め方である。

収用委員会事務局の仕事は裁決が行政処分となる。そのため、収用裁決申請書等の相談、受理の時点で裁決書をイメージするように心がけ、審理時には争点整理できるようにしている。

二つ目は、効果的なリフレッシュを取ることである。

仕事で疲れを感じたときは温泉を始め旅行に行つて気分転換をしている。担当している案件の方針などを考えていくと、職務中には思い浮かばなかった発想が出てくることもあるので休みは意識的に取るようにしている。



(職場の人と楽しんだ芋煮会)

3 印象的なエピソード

自分は東京都収用委員会事務局に在籍していたので、東京都の収用案件と比較した宮城県の収用案件の特性を3つほど述べたい。

一つめは復興復旧事業、事業認定案件が多いことである。東京都では都市計画事業が多かったため、事業の認定の失効を考慮する必要はほぼなかったのだが、宮城県では事業認定事業のウエイトが高いため、復興復旧事業で迫る工事はもちろん、事業認定の失効期間に留意して裁決申請に向けたスケジュール管理を行う必要がある。

二つめは多数相続案件が多いことである。これは、山林、原野などで良く見られるのだが、一代ごとに遺産分割協議、相続登記を行わなかったため、数次相続となり、権利者が多数となるものである。

権利者が多数だと発送事務をはじめ、戸籍や相続持分の確認など事務作業が増えてしまう。また、被相続人の死亡時期によって、現行民法、旧民法、応急措置法の適用、さらに、相続人、持分等が変わってくるので、緻密な作業が求められる。

3つめは、組織上土木部の中にあることである。土木部のなかに収用委員会事務局があるため、進行管理をはじめ、任意交渉、工事の進捗状況など起業者としての立場を考慮していく必要がある。



(収用裁決申請された区域周辺の写真)

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

今後の都政で携わりたい職務について、まず、部署に関わらず現在の都政で行われているPTについて取り組みたいと考えている。

宮城県は東京都と比べると組織がコンパクトの上、震災で業務が増えたため幅広く業務を行う必要がある。

震災等緊急時には、普段の職務では対応できない事態が生じるが、このような事態に対して迅速に対応するためには、日常的な業務の取り組み方から意識的に取り組む必要がある。

そこで、現在、都で行われている横断的な業務に積極的に関わりたいと考えている。

二つ目は危機管理対応である。危機管理業務について、実力をつけて携わりたいと考えている。

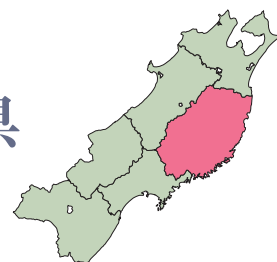
震災から6年経ち、ハード面では整備されてきているが、被災者の精神的なケアなどソフト面では一層の対応が求められている。

当時の行政対応の問題点を取り上げているマスコミ、被災者の住民の話、震災に関する図書などを見聞きすることが多いため、行政の限界を感じざるを得ない。答えが見つからない業務ではあるが、知識、経験を身につけて将来的に携わりたいと考えている。

産業再生等

復興局 産業再生課

岩手県



業務概要

東日本大震災津波から5年が経過し、被災直後は瓦礫が散乱していた街も、防潮堤や高台整備が進み、新たな復興住宅や商店街の再建整備が行われ、新しい街が形成されるステージへと歩みを進めています。被災地では平成29年3月11日に、震災から6度目の春を迎えようとしています。

東日本大震災津波により壊滅的な被害を受けた本県産業については、生産基盤等の早期復旧や新規立地等により、被災地域における地域経済の再生が引き続き求められています。

産業再生課は『なりわいの再生』に係る復興局の主管課として、東日本大震災津波からの本格的な復旧・復興を目指し、第2期復興実施計画（本格復興期間）に基づき、産業再生やなりわいの再生の推進に取り組んでいます。平成28年度に関する業務内容等は以下のとおりです。

■配置人員

所 属	岩手県職員	応援（派遣）職員	臨時職員	合 計
産業再生課	6名	1名	2名	9名

■業務内容

主要課題	業務内容
着実な産業の再生と発展に向けた取組の推進	(1) 地域経済の調査及び分析 (2) 被災地産業の課題に対応した取組の促進 (3) 産業再生特区の活用による投資や雇用の促進 (4) さんりく産業振興プロジェクトの推進
商業機能の再生及び復興まちづくりの推進	(1) 復興まちづくりの現状把握及び分析 (2) 商店街等の復興支援の促進 (3) 被災地における起業・新事業活動の促進



【復興局の執務室】

県庁の講堂を執務室として利用



【著名人からのサイン等】

各方面からの復興に対する沢山の応援



産業再生等

復興局 産業再生課

海老名 功治
(病院経営本部)

1 担当業務の概要

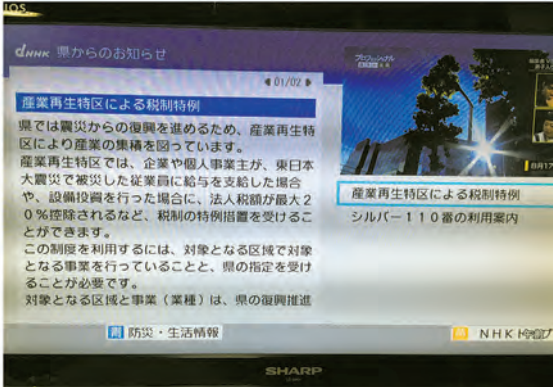
■産業再生特区

岩手県では東日本大震災復興特別区域法に基づき「岩手県産業再生復興推進計画」を策定し、地域の特性を生かした産業集積を行うことにより、被災地域における経済の活性化や雇用機会の確保・創出を図っています。通称「産業再生特区」と呼んでおり、県が定めた区域内で対象となる業種を営み、県からの指定を受けることにより、設備投資減税や特別償却ならびに雇用減税など税制特例が受けられるという制度です。

具体的な業務は、第一に、様々な形態（TV・ラジオ・説明会等）による広報活動で広く制度周知を図り、特区制度を有効活用してもらう新規指定事業者を増加させ、被災地域の経済を活性化することです。第二に、指定事業者が行った設備投資等に対して実績審査（600件強）を行い、国税や地方税の特例を受けるために必要な「認定書」を発行する事務が主な内容になります。



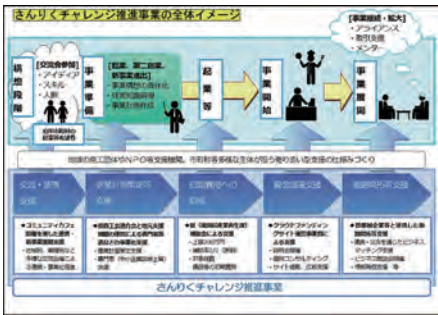
【復興庁共催の特区説明会】
商工会議所向けに産業再生特区を説明



【テレビ広報の一例】
NHK データ放送を活用した制度周知

■さんりくチャレンジ推進事業

被災地での復興まちづくりに合わせた「なりわいの再生」を図るため、若者や女性をはじめとした、起業・第二創業・新事業展開をしようとする者に対して支援を行う事業です。経営計画の策定・資金調達・起業後の販路拡大等に至るまで、寄り添い型の支援でトータルのサポートします。



一連の流れとして、起業までは地域の事業者との交流・連携を促進し、商工団体の専門家による経営計画のブラッシュアップを行います。次に、事業計画が一定レベルに達した場合、起業に要する初期費用について、県の補助金やクラウドファンディングの活用により資金調達を行います。そして、起業後は首都圏等へ対する商品 PR やビジネス商談会等の開催により、販路開拓を行っていくという業務です。各団体と協力しながらハンズオン支援を行うところが大きな特徴です。（詳細は左図を参照）

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応

2 苦勞したこと・工夫したこと

担当業務を行うにあたっては、国が定める震災復興に関する法律は勿論のこと、税や商工関係の幅広い知識が求められます。私が東京都で歩んできた職歴とは全く異なる分野の内容であり、経験が無い中でのスタートだったので、最初の頃は分からないことも多く戸惑いを感じました。

ただ、戸惑ってばかりはいられません。事業者の質問に対し間違ったアナウンスをすれば、県の信用にかかわります。ひたすら関係制度を読み込み、国税庁等の公的機関のホームページを判断材料の参考にし、それでも分からないことは同僚から教えてもらい、走りながら色々なことを覚えました。

工夫したことで特筆する点は、産業再生特区の提出書類についてメールで事前添削を実施し、書類作成の効率化を図ったことです。特区の書類は複雑で、各事業者によっても提出するものが異なります。書類不備のため何度も事業者を往復させることは、負担を増やし時間と労力の無駄になってしまいます。添削して修正が終わったファイルを相手方へ返信し、同時に提出書類の指示も行うことで、書類訂正や提出物の不備を無くすることができます。事業者からも「本当に助かる」と好評でした。

3 印象的なエピソード

さんりくチャレンジ推進事業では、起業後の販路拡大等の業務に従事しました。さんりく地域の特産物を首都圏へ販路拡大し、どうすれば商品の魅力や価値を高めていけるのか、常日頃から意識して取り組みました。銀座の飲食店において、岩手県産の食材・お酒だけでメニューを提供するイベントが開催できたことは、首都圏への販路拡大の大きな成果と言えます。さらにその飲食店が、岩手県食材を2年間積極的に使用する「黄金の國いわて応援の店」に承諾し登録店となってくれたことは、とても嬉しかったエピソードです。

産業再生特区に関しては、各地で特区制度説明会を開催して、新たな指定事業者を増やす取り組みを行いました。私が行った説明会で一番大きな規模だったのが、10月に開催した税理士向けの特区制度説明会です。税理士は多くの事業者に関する会計業務を行っていることから、受持ちの事業者の中で、新たに特区制度の指定を受けられそうな方々について、県へ紹介いただくようお願いしました。その結果、説明会後から目に見える形で申請数が増え、指定件数の増加に貢献することができました。もともと大勢の人前で何かを話すことは得意では無かったので、取り組みの結果が数字に表れた時は、頑張ってたかったと思える瞬間でした。

また、産業再生特区の書類のやり取りをしていると「ありがとう」という言葉をよく耳にします。復興業務に携わる職員にとって「ありがとう」という言葉は、やりがいを感じる言葉であり、最高のご褒美です。



【銀座の飲食店で開催したイベント】
県産食材のみを使用し「食」の魅力を発信

	H28.1.31	H29.1.31	実績増
総指定件数	559 件	628 件	69 件
事業者数	453 社	493 社	40 社
設備投資額	1,764 億円	2,116 億円	352 億円
雇用人数	11,859 人	13,594 人	1,735 人

＜産業再生特区における実績の推移＞

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

被災地における復興を着実に進める上では、国や自治体による支援が重要で、各団体と連携し事業を確実に実施することが不可欠であるとあらためて認識しました。今後東京においても、30年以内に70%の確率で首都直下地震が発生することが想定されています。万が一、東京が大災害に遭遇した際には、今回の派遣で得た知識やノウハウをアドバンテージとして、復興の即戦力になる職員として行動したいと思います。

また、今回の派遣業務で得た、多方面との柔軟な連携や調整というノウハウについては、都のどこの職場でも求められていることだと思います。今回の派遣で勉強となったことについては、帰任先の所属において、今後の業務を進める際に活用していきたいと考えています。

個人的に思い出があった岩手県で、未曾有の大災害の復興業務に従事できたことは、とても貴重な経験です。長い職員人生の中で、一生忘れることができない特別な一年間となりました。派遣のために送り出してくれた所属や、貴重な経験をさせていただいた岩手県の方々に心より感謝いたします。



【八幡平・雪の回廊】
アスピーテライン～樹海ライン



【本州最東端の鮭ヶ崎灯台】
姉吉漁港から徒歩で約1時間



【盛岡さんさ踊りの様子】
県庁職員チームで参加してパフォーマンス賞をGET



【洋野町のうに丼】
5～7月が旬・地元の方も楽しみにしています！

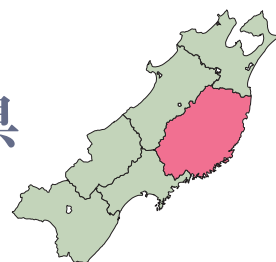
岩手県は食材の宝庫で、観光資源も沢山あります。震災から復興を遂げようとしている街並みも、ぜひ一度ご覧になってください。震災遺構や語り部により、防災について学ぶこともできます。「来て」・「見て」・「聞いて」、岩手県の魅力や素晴らしさを体感してください！！

東北旅行をお考えの際は、ぜひ岩手県へおでんせ^(※) ※おでんせ=おいでくださいの方言

産業再生等

商工労働観光部
経営支援課

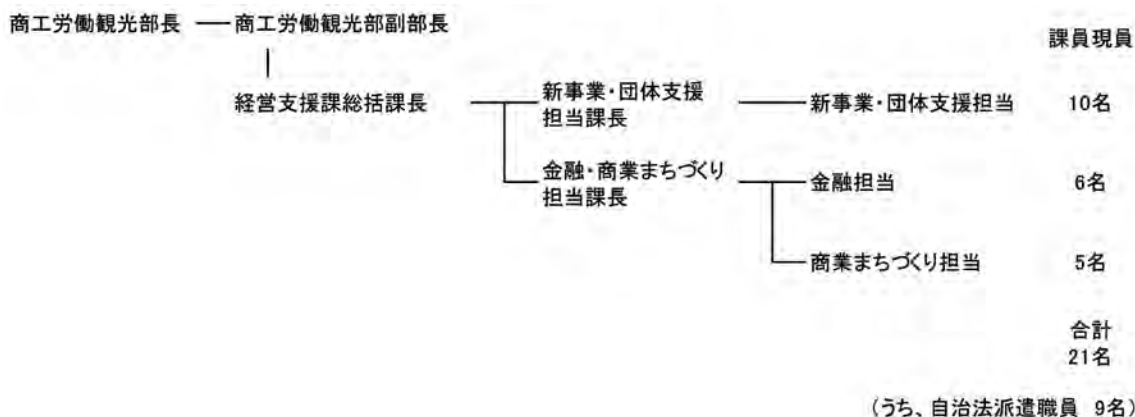
岩手県



業務概要

経営支援課では、東日本大震災津波からの復旧・本格的な復興に邁進すべく、中小企業者に対する支援施策を総動員して、地域経済の好循環と地域雇用の安定を創出することにより、「希望郷いわて」「産業創造県いわて」の実現を目指すことを、組織の目的としている。

◆組織図



◆業務内容及び今年度における主要課題

- (1) 被災企業等の復旧・復興支援及び中小企業の支援
 - ア 被災企業等に対する復旧・復興支援
 - ① グループ補助金等支援制度の活用促進
 - ② 補助金の支出事務の迅速化及び適正執行
 - ③ 販路拡大等に対する支援強化
 - イ 中小企業の経営、起業・創業支援、経営革新、商工団体指導監督
 - ① 中小企業振興施策の推進
 - ② 台風災害に係る事業者支援
- (2) 被災企業の事業再生と中小企業の経営力向上のための金融支援
 - ① 二重債務に係る相談・債権買取等の支援促進
 - ② 震災復興資金による円滑な資金供給
 - ③ 高度化スキーム制度の活用促進と適切な運用
- (3) 商業まちづくりの振興、中心市街地活性化、大規模店対応
 - ア 被災地のまちづくりに伴う商業再建
 - ① 被災商店街の本設店舗への円滑な移行
 - ② 被災商店街の賑わい創出等への支援
 - イ 非被災地の商業まちづくり支援
 - ① 商店街活性化の取組支援
 - ② 個店の売上向上の取組支援
 - ③ 取組成果の情報共有・波及





産業再生等

商工労働観光部
経営支援課

田谷 拓之
(教育庁(学校))

1 担当業務の概要

私は、経営支援課商業まちづくり担当として、主に中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（以下、「グループ補助金」という。）に関する業務、被災地域商業再生支援事業（アドバイザー派遣、商業施設運営管理セミナー）を担当した。

なお、グループ補助金事業の概要は、以下のとおりである。

◆事業概要

事業概要	中小企業等グループの復興事業計画が県の認定を受けた場合、施設・設備の修繕・復旧に要する経費の3／4を補助（国1／2、県1／4）。
グループの要件 (グループ等の機能の重要性)	・グループ外の企業や他地域の産業にとって重要な役割を果たしていること ・事業規模や雇用規模が大きく、地域経済・雇用への貢献度が高いこと ・一定の地域内において、経済的・社会的に基幹となる産業群を担うグループであり、当該地域における復興・雇用維持に不可欠であること ・地域コミュニティの維持に不可欠な商業機能を担うこと (上記のいずれかに該当すること)
制度発足後の主な変更点	・津波浸水地域を含む市町村区域に限定、遡及適用も終了（H25～） ・共同店舗の新設、環境整備、イベント開催の費用を補助対象（H25～） ・資材高騰による追加措置、建物（店舗兼住宅）の住宅ローン抵当権設定（H26～） ・従前の復旧に代えて、新分野進出の取組に必要な施設等の整備を補助対象（H27～）
H28 公募	16次：4月28日～6月17日、17次：9月1日～10月7日

◆事業実績

岩手県では、これまで17次に渡る公募を行い161グループ、1,436者に対して、848億円を交付決定。

年度	事業者数		交付決定額
H23	30グループ	295者	437億円
H24	65グループ	864者	316億円
H25	16グループ	85者	29億円
H26	10グループ	25者	8億円
H27	17グループ	67者	25億円
H28	23グループ	100者	33億円
合計	161グループ	1,436者	848億円

※事業者数は、延べ数。



区画整理工事が進む中心市街地（陸前高田市）

2 苦労したこと・工夫したこと

グループ補助金の審査業務は、当該補助金の制度ができて間もなく、対応事例の蓄積が少ないことから、詳細なマニュアルは整備されておらず、個々の事業者ごとに、対応を判断する必要があった。また、被災地の状況に合わせ、補助金の制度が変更されているため、過去の事例が参考とならない場合が多かった。そのため、その都度、国に相談し、判断を仰ぎながら、審査業務を進めなければならなかった。対応した個々の事例については、事例集の作成を進め、課内で情報共有を行ない、適切な業務執行に努めた。

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応

3 印象的なエピソード

当該補助金は、東日本大震災による甚大な被害を受け、特に復興が遅れている地域において、被災した中小企業者を支援することで、「産業活力の復活」、「被災地域の復興」、「コミュニティの再生」、「雇用の維持」等を図り、県内産業の復旧及び復興を促進することを目的としている。

個々の事業者の施設等の復旧はもとより、各事業者の復旧後、復興事業計画に基づき、持続的なまちづくりを進めていけるかが、被災地の復興において重要なファクターとなっている。

そこで、各グループが復興事業計画を策定する段階から、商工団体と連携し、現地で相談にのりアドバイスをを行う、といった伴走型の支援を積極的に行った。グループによる復興事業計画の話し合いの場では、本設移転後のエリア価値向上に向けた共同事業について、事業者間による活発な意見交換が行われ、また、課題解決に向け合意形成していく状況を目の当たりにし、事業者のやる気を感じると共に頼もしく思った。

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

岩手県への派遣業務は、着実に進む被災地の復興を、肌で感じることができ、貴重な経験となった。特に、新聞やニュースだけでは伝えきれない、被災事業者一人ひとりの生の声を直に聞き、向かい合うことができたということは、復興支援のやりがいを実感できるものであった。



仮設商店街（大船渡市）



本設が進む中心市街地（大船渡市）



中心市街地に建設中の共同店舗（山田町）



開業した共同店舗（山田町）



岩手県

産業再生等

商工労働観光部
経営支援課

東 早希子
(福祉保健局)

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応

1 担当業務の概要

私は、新事業・団体支援担当において、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）に関する業務を担当しました。主に、財産処分を担当し、以下の項目に該当する場合の手続きや補助金の返還手続きを行いました。

◆財産処分に該当する項目

転 用	所有者の変更を伴わない目的外使用。
譲 渡	所有者の変更。
交 換	他人の所有するほかの財産との交換。
貸 付	所有者の変更を伴わない使用者の変更。
担保供与	財産に対する抵当権その他担保権の設定。
取 壊 し	財産（施設・土地を含む）の使用を止め、取り壊すこと。
廃 棄	財産の使用を止め、廃棄処分すること。

担保供与について

補助対象物件の担保供与については、下記の2つに該当する場合に承認することとしています。

- ①補助対象設備の復旧のために自己資金を調達する場合。
 - ②補助事業の実施に関わる運転資金（仕入れに係る費用）を調達する場合。
- ※②は資金繰りの悪化等によりやむを得ない場合に限る。

2 苦労したこと・工夫したこと

グループ補助金に関する業務は、国・県共に派遣職員が多く、1～2年で担当職員が交代します。そのため、引継書だけではカバーできず、書面だけでは判断できないことが多くあるように感じました。特に財産処分については、案件毎に国へ承認申請しますので、詳細な説明や追加資料の提出を必要とするものが多く、場合によって当時の交付決定状況を問われることもあり、思うように進まないことが多々ありました。また、事例がなく、運用が定まっていないこともありますので、国との協議には苦慮しました。

事業者においては、そもそも「財産処分とは・・・」の説明から必要となる事業者も多く、書類作成等、一連の手続きを進めるにあたり、細やかな指導が求められました。また、様々な事情により、慎重な対応を要する事業者もいたため、丁寧に接するよう心掛けました。事業者に寄り添いながら事情を聞きとり、事業者の立場にたって作業を進めるよう努めました。

幸い、私の派遣先であった経営支援課は、和気藹々としており、相談しやすい雰囲気でした。このような環境を作ってください、いつも気遣っていただいた岩手県職員の方々に、大変感謝しています。

3 印象的なエピソード

補助対象物件に対する「根抵当権」の設定は、用途に限らず認められません。しかし、事業者の事業継続に支障をきたす場合もあることから、例外的に承認となるケースがあります。当時の交付決定状況や根抵当権設定の必要性を細かく事業者から聞き取り、国から承認されたときはほっとしました。

また、事業者から「ご指導ありがとうございます」といった感謝の言葉を頂いた時は、大変嬉しく、少しは力になったのかなと思いました。

財産処分は、時間と手間を要し、辛抱強く取り組む必要があったため、承認される度に事務作業を終えられた安堵感と達成感を覚えました。



経営支援課執務室の様子（平成 29 年 1 月）

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

平成 28 年度、岩手県で働く機会をいただき、岩手県と東京都に心から感謝いたします。業務以外でも盛岡さんさ踊りに参加するなど、貴重な経験をさせていただき、充実した一年間となりました。

私が派遣されていた期間は、震災から一定期間が経過し、復旧状況も支援業務の内容も変化している時期だと感じました。グループ補助金業務は平成 23 年度から現在まで継続されていますが、未だに高上げ工事等が完了せず、未復旧の事業者がいる一方、補助事業は完了したが、設備が故障したり事業継続が困難だったりする事業者もあり、事業者の置かれている状況は様々でした。

そのような中、岩手県は個々の事業者の事情やニーズに寄り添い、真摯に対応する姿勢が大変印象的でした。また、職員同士が顔見知りであることも多く、部署間の調整がスムーズであると感じました。

しかし、震災直後になされた対応が、現在になって様々な影響を及ぼし始め、さらなる対応が生じてしまっているのも事実です。補助金業務の適正執行と円滑で公平な事業運営のために、「柔軟な制度運用・統一的な判断基準の在り方・事務の簡略化とスピード」のバランスが不可欠であると痛感しています。そして、事業所数が多い東京都において、大規模な震災が発生した際、これらの点がより大きな課題になってくるだろうと感じています。

平成 28 年度の岩手県は、台風 10 号の被害や国体があり、通常業務以外の対応も要した一年でした。そのような中、岩手県職員の方々の震災直後の対応（支援物資の調達等）や突発的な問題に対する対応を間近で見られたことは大変勉強になりました。

私の岩手県での業務は今年度で終了となりますが、これからも岩手県の復興のために、微力ながら尽力していきたいと思っています。

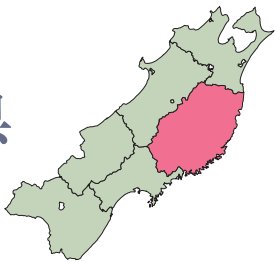


盛岡さんさ踊りの様子（平成 28 年 8 月 経営支援課執務室にて）

産業再生等

商工労働観光部
雇用対策・労働室

岩手県



業務概要

- (1) 組織の目的
- 「いわてで働こう推進協議会」の運営等を通じ、オール岩手で若者や女性の県内就業の促進を図ること。
 - 労働者の年齢階層・属性等に応じた就労（就職・就業）の支援を行うとともに、安心して働ける労働条件等の雇用環境の改善を図り、労働者一人ひとりが満足感をもって働き、豊かな生活が出来るようにすること。
 - 産業環境の変化や企業等のニーズに対応した人材を育成するとともに、企業等が行う職業能力の開発・向上を支援し、企業等そして地域の発展に寄与すること。
 - 東日本大震災津波からの復興に向け、長期・安定的な雇用の創出と、内陸と沿岸の地域特性を生かしたバランスのとれた産業
- (2) 規模・内容等

	雇用対策担当		労働担当	
	事業復興型雇用創出事業班	その他	労政班	能力開発班
	雇用対策・労働室長 1			
	雇用対策課長 1、特命課長 1、臨時職員 6		労働課長 1、臨時職員 3	
規模	主査 2（うち北海道 1） 主任 1（東京都） 主事 8（うち東京都 1、 栃木県 1、千葉県 2） ※上記の他、熊本県から 1名派遣されていた が、28 年 4 月の熊本地震の影響により帰任	主任主査 2 主査 1 主事 2	主任主査 1 主査 1 名 主任 1 名 主事 1 名	主任主査 2 主任 1 主事 2 非常勤職員 1
業務内容	事業復興型雇用創出助成金に関する事	地域雇用対策、人材確保対策、U・Iターン支援、若年者就業支援、高齢者就業支援等	室内庶務、労働関係指導、労働教育、労働福祉、勤労者福祉施設に関する事等	認定職業訓練、技能検定、県立職業能力開発施設の運営・指導に関する事等
業務運営方針	1 県内就業の促進 (1) オール岩手による県内就職の促進 2 企業が求める人材の確保と就業支援 (1) 人材の確保・定着支援 (2) U・Iターンによる就業の支援と促進 (3) 特に支援が必要な者に対する支援 (4) 職業能力開発の推進 3 処遇改善等の雇用・労働環境の整備の促進 (1) 正規雇用の拡大 (2) 安心して働ける労働環境の整備 (3) 県が締結する契約に関する条例による施策の推進 4 雇用の創出 (1) 事業復興型雇用創出事業を活用した雇用創出 (2) 震災等による離職者の雇用機会の創出			

(平成 29 年 3 月現在)

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応



産業再生等

商工労働観光部
雇用対策・労働室

安藤 利幸
(青少年・治安対策本部)

1 担当業務の概要

雇用対策・労働室において、事業復興型雇用創出助成金の交付に関する業務に従事した。業務概要等は以下のとおりである。

ア 事業復興型雇用創出助成金の概要

岩手県内の沿岸 12 市町村に所在する事業所が失業者を雇用した場合、1 人当たり 3 年間で最大 120 万円を助成する（県の直接助成、財源：緊急雇用創出事業臨時特例基金）。

※ 29 年度は事業復興型雇用確保事業を実施

助成対象事業所

- 以下のいずれにも該当する事業所
- 国、自治体等の補助金・融資の対象となっている事業又は産業政策と一体となった雇用支援と認められる事業を実施していること。
 - 中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者又はこれに準ずること。
 - 岩手県内の沿岸 12 市町村に所在すること
 - 最初の支給対象者の雇入から 1 年以内に雇入れた労働者を申請すること。

助成対象労働者

- 以下のいずれにも該当する労働者
- 助成金の対象事業所に雇用された被災三県求職者
 - 「期間の定めのない雇用契約」又は「1 年以上の有期雇用で契約更新が可能な雇用契約」により雇用された求職者
 - 原則として、雇用保険の一般被保険者に該当する労働者（所定労働時間が週 20 時間以上）

助成金額

国や地方自治体の補助金や融資等の対象となる事業を実施する事業所が、被災求職者を無期雇用又は 1 年以上の期間で更新が可能な契約により雇い入れた場合、フルタイム（新規雇入）1 人当たり 3 年間で下表の額を助成（1 事業所につき 2,000 万円が上限）。

助成対象	総支給額	1 年目	2 年目	3 年目
フルタイム労働者	120 万円 (225 万円)	60 万円 (140 万円)	40 万円 (50 万円)	20 万円 (35 万円)
短時間労働者	60 万円 (110 万円)	30 万円 (45 万円)	20 万円 (35 万円)	10 万円 (30 万円)

【備考】

太字は平成 28 年度、() 内は平成 27 年度の金額

助成金の利用状況

(認定状況)

年度	事業所数	助成対象者 (人)	助成金額
23	29	139	6,500 万円
24	1,287	5,332	48 億 100 万円
25	1,394	7,900	116 億 500 万円
26	561	4,270	98 億 600 万円
27	85	240	49 億 2,800 万円
合計	3,356	17,881	312 億 500 万円

(参考：申請状況)

事業所数*	申請者 (人)
29	144
1,720	7,785
1,773	5,898
1,344	4,644
105	400
4,971	18,871

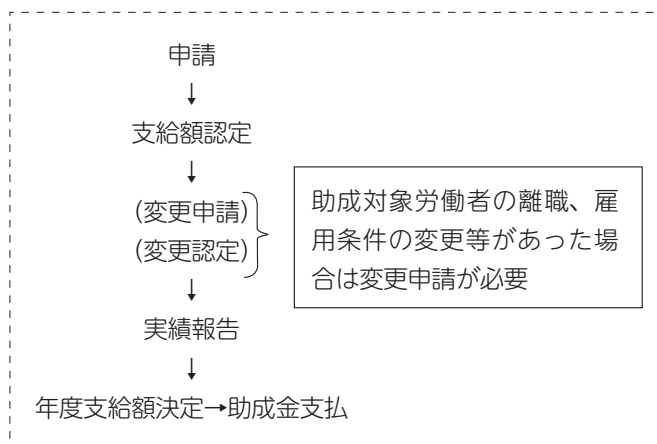
※ 申請事業所は年度間で重複あり

(上記は平成 28 年 3 月末現在)

イ 具体的な業務内容

各種申請書類の審査、事業者の申請支援（事業者向け手引きの作成）等、上記助成金に関する事務全般を行う（流れは右図のとおり）。

他にも助成対象事業所の認定を諮る委員会の開催等に関する事務、委託業者との連絡調整等に携わった。



2 苦労したこと・工夫したこと

赴任当初、岩手県での仕事で最初に驚いたのは、立錐の余地もないほどの段ボールの数。膨大な量の審査をこなさなければならぬ使命感と同時に、本助成金に対する需要は非常に高いと感じたことを覚えている。

まず、昨年度末に提出された書類を審査することから、6月下旬までは繁忙期にあたる。県の支給要領等を頭に入れながら審査を進めていくというスピード感のある仕事が要求された。最初は県職員に都度確認、助力を得て業務を行っていたため、一件の審査にとっても時間を要した。審査は全3,000件以上と、終着点が見えづらい状況ではあったが、徐々に慣れてきたことに加えて次第に職員間でもコミュニケーションが生まれ、和気藹藹とした雰囲気が潤滑油となった。最終的には例年のペースよりも早い段階で全件審査完了の前倒しにつながった。

年度末には、派遣職員間で協力し、審査を通じて各自が気付いた点、関係法令や助成金額算定に当たっての留意点等をまとめた解説マニュアルを作成。次年度以降の派遣職員が年度当初からスムーズに業務を進められるような体制づくりに取り組むことができた。

また、助成金を周知するリーフレット、事業所に配布する書類作成の手引きを他県の職員と創意工夫を凝らして作成したことや、他部署の協力を頂き、更なる広報戦略として県内事業所へ案内を送付するなど、岩手県職員、派遣職員との仕事から、これまでの自分にはなかったアイデア、姿勢を学ばせていただいた。

3 印象的なエピソード

業務外の話になるが、偶然な御縁で県沿岸の醤油会社の代表の方と知り合いになり、夜遅くまで話をする機会があった。

同社は東日本大震災の津波の影響で本店や工場に甚大な被害を受け、代表とその家族も避難生活を余儀なくされた。今日に至るまで計り知れない苦労があったかと思われるが、代表の仕事を語る姿や事業の信念に感銘を受けた。

特に印象に残っているのは、被災した直後の話。「被災したとき、一番頼りになるには公務員だ。緊急時の情報提供、避難所の設置・運営をはじめ、あらゆる場面で市役所の人に助けもらった。平時は公務員に対する風当たりは厳しいかもしれないが、有事の際に最も力を発揮し、頼りになる存在こそが公務員だ。」

昨今の復興支援は、例えば総合商社等民間企業も注力するところであり、自社のビジネスを通じた支援で産業を興すなど、スケールが大きく自治体には実現困難な手法もある。また、助成金交付による成果は顕著に表れにくいのが実情で、自分は復興の一助として十全に努めているか自問自答することもあった。しかし、この言葉が一公務員として岩手で復興支援業務に携わる思いを後押ししてくれたことは勿論、公務員という仕事の魅力を裏付けるものになった。

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

復興は道半ば——この言葉は前年度の派遣職員らが異口同音にしていた言葉である。

震災から約6年を経過してもなお、被災地域で目の当たりにしたのは、未だに重機が行き交う沿岸地区や仮設住宅が残るグラウンド跡等の生々しい現実。現場で「道半ば」の意味を痛感する一方、引き続き護岸工事や多くの人の話を聴く中で、一丸となった復興行政の力強さと时时刻刻と変化するニーズに対応していく復興支援の業務の奥深さを肌で知ることができ、都市の防災対策の重要性を再認識した。

私が被災地派遣を志したのは、平成23年7月の宮城県石巻市での短期派遣を通じて、もう少し自分に何かできることはないだろうかという思いと、地域経済の活性化や雇用による人々の生活再建等に結びつく産業面から復興支援に寄与していきたいという動機からだった。それから大分時間が空いて被災地での復興支援の命を受けたが、この一年間を経て被災地派遣を選択したことは間違っていなかった、というのが偽らざる実感である。

他方、岩手県職員や他の自治体派遣職員との交流の中で、日本における「東京都」という自治体の相対的な位置に想いを馳せることが多々あった。顧みれば、同じ地方公務員でも組織が違えば、文化や作法が全く異なり、自分は「都庁村」の一住人にすぎないということに気付かされた。当たり前と思っていた東京都の現状（ヒト・カネ・モノ）は、実は全国でも本当に特異な環境であり、都庁を一年間離れたことで「俯瞰して見る」ことができたというのは重要な教訓となった。

これらの貴重な経験を何かしらの形で今後の都政に還元していきたいという思いを更に強くしている。

今回の派遣生活で支えていただいた東京都の上司や同僚、岩手県の復興を支えるという使命を共有し、苦楽をともにした派遣職員、岩手県職員の方々に感謝したい。そして、一日も早い復興完遂を願ってやまない。



執務室にて
(後列左から2番目が筆者、右から4人目が川口主事)



陸前高田市役所にて市職員、商工会の方に助成金を説明
(左列手前が筆者) ※ 28年7月



沿岸地区視察・研修（陸前高田市。中央に「奇跡の一本松」）
※ 28年6月



職場の皆と盛岡さんさ踊りに参加
(前列左から2番目が川口主事、前列右から1番目が筆者)
※ 28年8月

岩手県

産業再生等

商工労働観光部
雇用対策・労働室川口 勉
(主税局)

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応

1 苦労したこと・工夫したこと

配属となった4月に早速助成金の実績報告審査のピークを迎えました。約3,300事業所、助成対象労働者18,000人弱分の実績報告書が、委託業者における書類の形式審査を経た後に次々と当室に納品され、まさに段ボール箱に押しつぶされそうになりながら延々と書類審査を行うことになりました。国の方針により制度が複雑化している中で、審査量は膨大となっていたことから審査は遅れがちとなり、書類が溜まってしまふと同時に、事業者からのクレームも少なくありませんでした。

一方で、前年度より業務に従事する職員が増加したことや、前年度の派遣職員の方々が詳しい審査マニュアルを残してくださったことで、前年度よりは早期に実績報告審査を終了させることができました。審査の過程では、我々も次年度に繋がるよう職員みんなで問題点を洗い出し、特に事業者の目線に立ってそれを改善していくよう努めました。

いちばん苦労した点は、委託業者との連携がうまくいかない点でした。当助成金の業務に携わる職員が派遣職員が中心となっていることで、委託業者の方が多くの知識と情報を持っているという歪んだ状況となっていることも影響して、こちらの指示が委託業者の業務に適切に反映されないことが多々あり、大変苦労しました。私は、平成28年3月まで復興局生活再建課において被災者支援業務に従事しており、被災された方の生の声を聞くことも多く、業務が復興に結びついているという実感を持つことができていたのですが、ひたすら書類とにらめっこし、相手をするのは事業者というより委託業者という日々が続き、業務が復興に結び付くという実感があまり持てなかったのが辛い点でした。

2 印象的なエピソード

以上のように、仕事では辛い点もありましたが、定期的に業務に関して打合せの機会を設けてくださったことで、問題点を洗い出す機会ができ、その問題点をみんなで解決していったことは、よかったと思います。特に、平成28年8月の岩手県沿岸北部での台風災害後には、職員同士知恵を出し合って対応策を検討したことが印象に残っています。このように、派遣職員が意見を出しやすい環境を作ってくれたり、忙しい中でも業務後に懇親の機会を設けてくださったりと、何かとお気づかいいただいたこともうれしかったです（申し訳なくも思いましたが）。

また、岩手県職員はもちろんのこと、他の自治体から派遣されている仲間と仕事上でもプライベートでも多くの時間を共有し、特にプライベートでは岩手県（とその周辺）の雄大な自然を満喫したことが何より印象に残っていますし、今後の財産になると思います。

3 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

岩手県では被災者支援を1年、復興基金を活用した助成金業務を1年と、「暮らしの再生」、「なりわいの再生」という2つの分野に携わらせていただきました。「被災地支援」というと暮らしの再建という面にのみ注目されがちですが、暮らしを持続させていくには「なりわい」も不可欠であり、この2分野を経験できたことは今後起こるであろう災害に生かせる貴重な経験であると考えています。

また、私は2年目の派遣であるということもあり、休日の各種イベント（小旅行やリレーマラソン等）の段取りを買って出ることも多くあり、些細なことではありますが、この際の各種調整で得た経験は都政にも活かせるかなと思っています。

さらに、今後携わる都の業務においても他自治体と協働することも多々あると思われますが、2年間岩

事務系職員

手県の復興という共通の目標に向けて一緒に働いてきた他自治体職員等の方々との人脈は何よりの財産であり、必ず生きてくると確信しています。

最後になりますが、2年間という長きにわたり、貴重な経験をする機会を与えてくださった東京都の皆さま、特に、快く送り出してくださった所属職場の皆さまにはこの場を借りて深く感謝申し上げます。また、未熟な私を受け入れてくださり、仕事上でお世話になったことはもちろん休日も含めて楽しい日々を共有してくださった岩手県及び他自治体からの派遣職員の皆さまにも深く感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応



執務状況



残雪の八幡平ハイキング



他県派遣職員合同で出場した
あっぱりレーマラソンの様子



台風災害時のボランティア（岩泉にて）



ねぶた祭りでミスねぶたと一枚

産業再生等

経済商工観光部
企業復興支援室

宮城県



業務概要

1 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業

本制度は、東日本大震災により被災した中小企業等から構成されるグループがそれぞれ復興事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備に要する費用の一部を補助する制度である。補助率は最大で75%と他の補助金と比較してもかなり高い補助率であり、被災地の復興に大きく寄与している。

なお、グループ補助金は、平成23年度から始まり、第17次認定までの交付決定状況は245グループ、交付決定事業者数は4,003件、交付決定額は約2,506億円である。なお、平成28年度は18次公募まで実施し、平成29年度もグループ補助金は継続となる見込みである。

○申請ができる中小企業等グループの要件

構成員の事業所等が、東日本大震災により甚大な被害を受けた津波浸水地域を含む市町に所在していた複数の中小企業者等から構成される集団で、下記のいずれかの機能を有するグループ。

- ①サプライチェーン型 ②経済・雇用効果大型 ③地域に重要な企業集積型 ④水産（食品）加工業型
- ⑤商店街型（※所在市町の同意が必要）

※いずれかの類型のグループで県の認定を受けた場合に限り、補助金申請を行うことができる。

○補助の対象となる経費

中小企業等グループ及びその各構成員の施設・設備で、東日本大震災により損壊若しくは滅失等により継続して使用することが困難になったもので、補助金交付決定後に復旧・整備等に着工・実施する下記の経費。制度上原形復旧が求められており、被災前施設・設備のグレードアップなどの過剰復旧は補助対象経費として認められない。また、普通乗用車や事務機器、什器、備品、単独の休憩所等、補助目的以外に使用できる汎用性の高い施設・設備は、原則として対象外である。

なお、今年度から新分野事業により震災前の売上を目指すことを促すため、従前の施設等への復旧に代えて、これらの実施に係る新分野事業に要する施設・設備の整備に要する経費及びこれに付随して行うソフト事業についても新たに補助対象となった。（新分野進出事業）

※補助対象となる経費一覧

区 分	内 容
施 設	震災前に所有していた施設（建物）で、倉庫・生産施設・加工施設・販売施設・検査施設・共同作業場・原材料置場、その他補助目的の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設
設 備	復興事業に係る事業の用に供する設備であって、中小企業等グループ又はその構成員の資産として計上するもの
※新商品・新サービス開発のための事業	原材料費（試作に係るものに限る）、技術導入費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、運搬費、専門家謝金、専門家旅費
※市場開拓調査事業	委託費（マーケティング調査費等）
※宿舍整備のための事業	宿舍及び備え付けの設備に係る費用

※新商品・新サービス開発のための事業、市場開拓調査事業、宿舍整備のための事業については、新分野事業に資する場合に限る。なお、新分野事業に伴う復旧・整備等については、震災前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額が補助上限。

○補助率

補助事業に要する経費の3／4以内（補助金分のうち、2／3が国費、残りの1／3が県費）

○資材等価格高騰への対応

グループ補助金交付決定後の資材等価格の高騰により、施設の復旧工事計画を結ぶことのできていない事業者に対する増額措置を実施し、復旧の促進を図っている。具体的には、交付決定後、制度上の上限となっている2回の繰越や特別の措置である再交付処理を行ったにもかかわらず、施設建築費用が増加したために、復旧工事契約を締結できていない被災事業者を対象として、増額支援を行っている。増額支援は第12次公募から開始し、増額申請はグループ補助金の公募とあわせて受付している。

2 被災中小企業施設・設備支援事業資金貸付（高度化スキーム）

本制度は、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業などを活用し、復旧・復興をめざす中小企業の方などに対し、公益財団法人みやぎ産業振興機構を通じて、無利子で貸付を行うことにより、県内産業の復旧・復興を支援する制度である。

宮城県

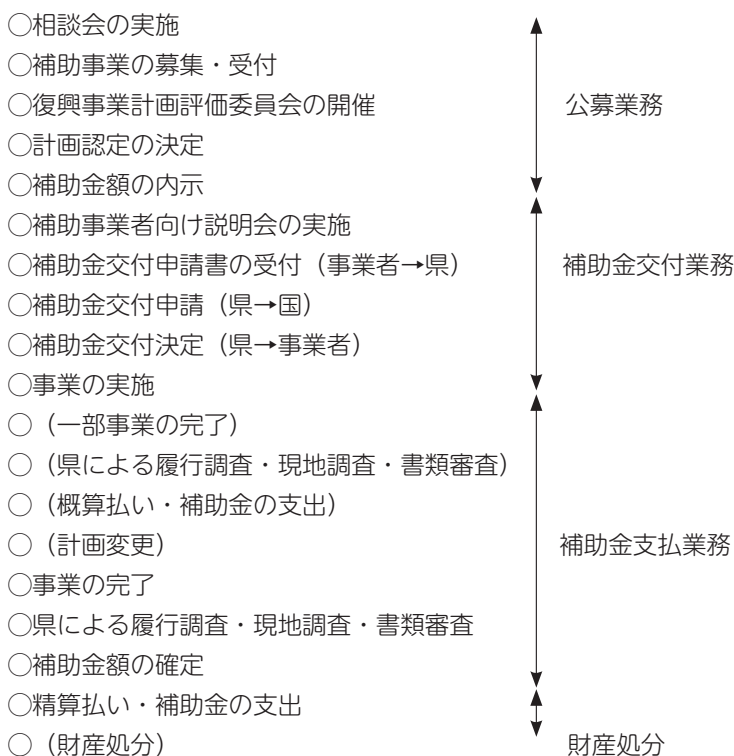
産業再生等

経済商工観光部
企業復興支援室星野 文鶴
(主税局)

1 担当業務の概要

企業復興支援室の業務のうち、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）に係る業務に従事した。主に、公募業務、補助金交付業務、補助金支払業務及び財産処分（取り壊し、廃棄、転用、貸し付け、譲渡、担保設定）に係る手続業務の4点を担当した。

なお、事業の主な流れは下記のとおりである。



私が担当している事業者数は、交付決定時期が第3、5～7、13、16～18次の計11グループで約220事業者である。気仙沼市及び石巻市に所在している事業者が多くを占めている。

2 苦労したこと・工夫したこと

補助金関係の業務に従事した経験がなかったため、補助事業に係る一般的な全体像について理解することや、当該制度に係る知識の習得に苦労した。補助事業に係る施設・設備について、グループ補助金の制度の趣旨に基づいた妥当な復旧かどうか判断するため、施設・設備に係る専門的な知識や様々な業界に関する知識が必要である。補助対象となる条件である「被災した施設・設備と同程度の機能・性能を有するか」、「事業実施のため必要不可欠な施設・設備か」等を満たしているか精査するためには、その判断材料を収集したうえで内容を理解しなければならなかった。

また、震災から5年経過しているため、事業者のグループ補助金に対する要望が変化していることや世間の補助金に対する目線が厳しくなっていることもあり、グループ補助金の制度運用・取扱いが年々変わっ

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応

ている。現時点では第18次まで補助金公募業務を実施していたが、交付決定時期によって、補助事業に係る説明が多少異なっており、数年前まで認められていたのに現在では認められない事例が数多く存在する。被災した事業者を救済したい気持ちはある反面、補助金の制度上認められないこともあったため、私の担当している業務は被災した事業者に貢献しているものか葛藤することもあった。

3 印象的なエピソード

赴任時は震災から5年が経過していたため、被災直後と比較すると市としての機能を回復しつつあり、復興が進んでいることを肌で感じる事ができた。私は東日本大震災の直後、被災地ボランティアのため気仙沼市に1週間ほど滞在していたが、当時お世話になった気仙沼市内の旅館が、グループ補助金で復旧していることを知り、グループ補助金の制度が被災地復興にいかに関与しているのか実感できることが多く、非常に高い意欲を持って業務に従事することができた。

また、グループ補助金を活用して施設・設備を復旧した事業者からは、「グループ補助金のおかげで事業を再開することができた。」という感謝の言葉を、グループ補助金の交付決定のためにやりとりをしていた事業者からは、「おかげで交付決定まで至ることができた」旨の感謝の言葉をいただくことが多く、それまでの書類精査等の大変さを忘れるほど喜びを感じた。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

グループ補助金の公募業務は、平成27年度までは年3回実施していたが、平成28年度は年2回の実施となった。グループ補助金は「復興」ではなく「復旧」が目的であり、東日本大震災から5年が経過した現在では、募集する事業者数も年々減少傾向にある。未だに復旧が完了していない事業者もいるが、土地区画整理事業や道路嵩上げ事業に該当している場合が多く、その整備が終わるまで施設・設備の復旧ができないのが現状である。

東京都も、東日本大震災並みの大規模災害が発生する可能性がある。大規模災害が発生した場合は、日本の首都としての機能を維持・早期復旧することが求められてくるだろう。また、人口や企業が数多く集中している東京都の大規模災害では、東日本大震災以上の大混乱が生じることが予想される。被災地での課題は東京都でも共通して起こりうることであり、東日本大震災の対応を参考に、課題整理・解決方を考えることが求められてくるだろう。

被災地派遣職員として宮城県で業務した経験は、東京都としておかれている立場や現状を見直すいい機会となった。災害関係業務以外の分野においても、広い視野をもち、今後の都庁人生に活かせるよう業務に従事したい。1年間お世話になった宮城県企業復興支援室の皆様、他の地方公共団体からの地方自治法派遣の皆様、宮城県・岩手県事務所の皆様、派遣元所属の皆様に、様々な支援・助言をいただいたことにとても感謝している。東京都に戻ってからも宮城県に貢献できることを考え、宮城県の魅力を広めていきたいと思う。



同じ職場に派遣されている職員と参加した
1000km縦断リレー



山形の銀山温泉へ旅行



南三陸ホテル観洋で
食べたキラキラ丼

宮城県

産業再生等

経済商工観光部
企業復興支援室鈴木 泰弘
(福祉保健局)

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応

1 担当業務の概要

宮城県経済商工観光部企業復興支援室において、私はグループ補助金に関する公募、交付、進行管理のほか、他課との調整や指導を担当した。当事業に関する業務は募集から補助金支出、財産処分となる。

なお、事業の主な流れは下記のとおりである。

～募集から交付決定まで～

- 相談会の実施
- 補助事業の募集・受付
- 復興事業計画評価委員会の開催
- 計画認定の決定
- 補助金額の内示
- 補助事業者向け説明会の実施
- 補助金交付申請書の受付（事業者→県）
- 補助金交付申請（県→国）
- 補助金交付決定（県→事業者）

～交付決定から補助金支出まで～

- 補助金交付決定
- 事業の実行
- （一部事業の完了）
- （県による履行調査・現地調査・書類審査）
- （概算払い・補助金の支出）
- （計画変更）
- 事業の完了
- 県による履行調査・現地調査・書類審査
- 補助金額の確定
- 精算払い・補助金の支出
- （財産処分）

私が担当している事業者は、交付決定時期が第1～8、10、12、16次の計25グループで約240事業者（完了事業者含む）。所在地は石巻市、東松島市、気仙沼市、多賀城市等と多岐に渡っている。

2 苦労したこと・工夫したこと

(i) 公募業務

募集から交付決定までの流れは上記表のとおりである。復興事業計画の公募期間に関わらず随時申請に関する相談に応じており、公募期間中の10日間程度を特別相談期間として設定。気仙沼市や石巻市など県庁から遠い場所では、職員が出張して対応する特別相談会を実施した。

被災直後と比して応募する事業者等は減少傾向にあったが、昨年度から新制度として、従前の復旧に替えて、新たな製造ライン、新商品開発等の新分野事業に要する施設・設備の整備に要する経費等についても補助対象となったため、再び応募事業者は増加。新制度への問い合わせや相談も増加し、対応に苦慮したため、事業者向けの公募要領を改訂したほか、担当者間で事務処理に差異が出ないようQ&Aの作成やマニュアルを修正し、室として適切に事業者へ対応を行った。

(ii) 補助金の支出

事業者からの事業完了報告を受け、現地調査や書類審査を行うが、補助金支払時に復旧させた施設・設備が補助対象外と判明することもあり、従前の運用では事業者側の負担が増えるケースがあった。現在の運用では申請の時点で、被災時に申請施設・設備を所有していたか、補助対象となるか否かの確認を徹底するなど、チェック体制を工夫し、トラブルを未然に防ぐよう改善している。また、困難案件に対しては相談対応記録を作成し、上司や他職員と情報共有しながら、案件の相談を行うなど補助金の適正な執行に努めている。

(iii) 財産処分

グループ補助金で取得した施設や設備を処分（取り壊し、廃棄、転用、貸し付け、譲渡、担保設定）する際には、国・県の承認が必要となるため、財産処分の処理が必要となる。補助金で整備した施設・設備を売却するなど補助金の返還が生じるケースも多く、件数や事務量もかなり増えてきている。前例がないケースや、相続など複雑な権利関係があるケースなど、処分方法が難しい案件もあったが、過去の取り扱いや考え方を参考にしながら解決案を示し、上司や国と調整することで円滑に業務を実施できた。

3 被災地での仕事のやりがいなど

事業者の方々の要望を補助金制度の範囲内で整理する作業は、制度を十分に理解していなければならず難しい面もあったが、少しでも復興の後押しをすることができるよう意識し、非常にやりがいを感じながら業務を行うことができた。また、被災直後の様子や現在直面している問題点等を直接伺うことができ、当時の被害の大きさや復興の進捗状況を肌で感じることもできた。さらに、室内には他自治体からも多くの職員が派遣されており、他自治体職員との情報交換や、交流を深めることができたなど、仕事以外の面でも大変貴重な経験が得られた。

4 被災地派遣を通じて得られた教訓など

震災から一定期間が経過し、被災地の復旧・復興は徐々に進んできている。しかし、津波浸水区域では、区画整理事業や土地の高上げ等の遅れのため、未復旧の事業者の方々が多く存在しており、引き続き支援が必要である。また、被災地域の復旧とともに、今後はいかに観光客等を現地に集客するかが大きな課題となっている。東京都としても、被災地域の魅力ある観光地、特産品等をアピールする手助けができるよう関係自治体との協力関係をさらに充実させ、支援を続けていくことが重要であると感じた。



石巻市沿岸地域の事業者。地震・津波により施設が全壊。
(被災時)



(復旧後) 平成28年9月

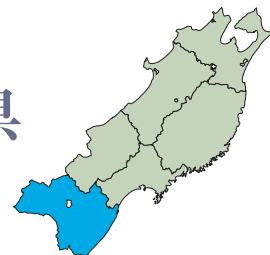


執務室の風景

産業再生等

商工労働部
雇用労政課

福島県



業務概要

(1) 業務概要

東日本大震災や原子力災害により打撃を受けた本県産業を復興し、持続的に発展できる産業の再構築を目指すため、当課では雇用確保の面から産業の復興に取り組んでいます。

(2) 主な事業

- F ターン・若年者等就職支援、人材の定着
※ F ターン = 福島県への U・I・J ターンの総称のこと
- 女性の活躍促進
- 障がい者の就労支援
- シニア世代への就職支援
- ニートの自立支援
- 勤労者福祉事業
- 労働相談事業
- 緊急雇用創出事業

(3) 人員（平成 29 年 1 月 31 日現在）

- 福島県職員 13 名
(課長 1 名、主幹 1 名、主任主査 2 名、主査 2 名、副主査 3 名、主事 3 名、専門員 1 名)
 - 自治法派遣職員 5 名
(埼玉県 2 名、栃木県 1 名、奈良県 1 名、東京都 1 名)
 - 中小企業労働相談員 2 名
 - 臨時事務補助員 3 名
 - 非常勤事務補助員 1 名
- 計 24 名

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応



福島県

産業再生等

商工労働部
雇用労政課

小笠原 彩乃
(教育庁)

1 担当業務の概要

私は、雇用労政課の助成金班（福島県職員 2 名、派遣職員 3 名、臨時事務補助員 1 名の計 6 名）に配属され、「ふくしま産業復興雇用支援事業」の業務に従事しています。

「ふくしま産業雇用支援事業」とは、国の緊急雇用創出基金事業の一つである「事業復興型雇用創出事業」であり、国から交付された緊急雇用創出事業臨時特例交付金を基に造成した福島県原子力災害等復興基金で実施しています。（28 年度の予算額は約 71 億円）

○制度概要

本事業は、東日本大震災の被災地域において安定的な雇用を創出すること及び地域の中核となる産業や経済の活性化に資する雇用を創出することを目的とし、産業政策と一体となった雇用面からの支援を行うことにより、被災求職者の生活の安定を図り、被災地域の復興を支えるため、雇い入れにかかる費用を助成する事業です。

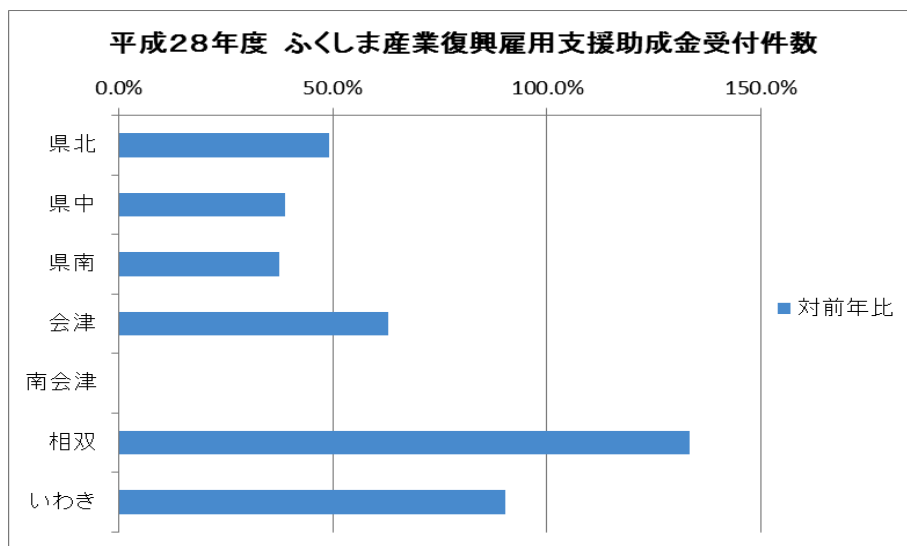
支給対象期間を 3 年間とし、1 年毎に実績報告期間を設け、助成対象労働者の雇用実績に基づき支給額を算定し、事業所に助成金を支給しています。（原則的に 3 年間で 3 回支払）

○業務の流れ

1 年を通じて申請受付準備、支給決定事務、27 年度以前に支給決定を受けた事業所への支払事務、効果調査（現地調査及びアンケート）を並行して行っています。

○実施状況

今年度は 292 件の申請を受け付けました。本事業は 23 年から続く事業ですが、採択要件の変更等により年々縮小傾向にあり、28 年度の受付件数は 27 年度の受付件数の約半数となっている状況です。地域毎に受付件数を比較すると、県北地方 49%、県中地方 39%、県南地方 38%、会津地方 63%、南会津地方 0%、相双地方 133%、いわき地方 90%となっており、相双地方のみ前年度の受付件数を上回りました。



2 苦勞したこと・工夫したこと

制度の内容が複雑でわかりにくく、理解することに苦勞しました。着任当初は、制度を理解するために、要点をまとめた資料を作成し、電話対応の際、質問に円滑に回答できるように工夫をしていました。また、審査の中で、書類の訂正を依頼することが多く、いかにやりとりの回数を少なくするかということに力を注ぎました。書類を依頼する際には、複数名で確認した後、間違いやすいところ等も加えて説明しました。丁寧な説明を心がけることで、審査を円滑に進めることができました。

3 印象的なエピソード

現地視察の際に、助成金の使い道や、制度に対する意見を聞いたことが印象的でした。特に印象に残ったのは、「雇用の確保が難しい状況にあったが、助成金を使い賃金を上げたことにより採用活動を活発化させることができた。さらに事業を拡大し、雇用を生むことで地域貢献したい」という話を聞いたことです。このような志をもった事業者のサポートができているということにとってもやりがいを感じました。また、要望や厳しい意見も聞くことができました。本事業は国の事業が基になっているため、制度要望がとおらないことが多く、もどかしく感じました。復興を加速させるためには、実状にあった制度設計が必要だと感じました。

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

チームで業務を進めるにあたり、風通しの良い職場づくりが大事だということを学びました。助成金班は福島県職員と派遣職員の混合チームでしたが、積極的にコミュニケーションをとりあうことで、打ち解けるのも早く、そのおかげで相談等もしやすい環境でした。業務改善の提案をした時には「効率がよくなった、やりやすくなった」等の感想をもらうことができ、認められたということが仕事への意欲向上に繋がりました。また、定期的に打ち合わせを行い、お互いの業務の進捗状況を共有することでフォローもしやすく、効率的に仕事を進めることができました。今後はこの経験を活かして、チームの一員であるということ意識し、まわりに気を配りながら仕事をしていきたいです。

今回福島県に派遣され、実際に被害にあった方の体験談や被害にあった場所を見学し、自然の驚異を実感しました。今年度は各地で大地震が起きており、どこで次の大地震が起きるかわかりません。もし東京で大地震があった場合には、今年一年学んだことを活かし復興のため尽力したいです。わたしは東北出身者として、復興に貢献できないまま上京したことがずっと心残りでしたが、今回福島県に派遣され、微力ではありますが福島県の復興の一助になれたことをうれしく思います。早く送り出してくださった東京都の皆様、受け入れてくださった福島県の皆様に心から感謝しております。



福島県庁西庁舎 12 階からの景色



助成金班の仕事風景

産業再生等

商工労働部
産業創出課

福島県



業務概要

産業創出課では、新事業の創出促進、再生可能エネルギー関連産業・ロボット関連産業・医療関連産業の育成、研究開発の支援、産学官の連携、科学技術の振興、産業のIT化に関する事務を所掌している。中でも、再生可能エネルギー関連産業・ロボット関連産業・医療関連産業の育成及び集積については県の重点プロジェクトとなっており、それぞれの担当として、東京都を含め県外からの派遣職員6名が産業創出課（ロボット産業推進室、医療関連産業集積推進室含む）に配属されている。

福島県では、震災以降、原子力に依存しない社会づくりを基本理念とし、再生可能エネルギーの推進を復興の大きな柱に掲げている。2040年を目処に県内エネルギー需要の100%に相当する再生可能エネルギーの生産を目標に、関連産業の育成・集積を進めており、以下のフロー図が産業創出課の事業等をまとめたものである。代表的な取組として、一昨年開所した産業技術総合研究所の福島再生可能エネルギー研究所において様々な研究が行われているほか、ドイツ・ノルトライン＝ヴェストファーレン州やフラウンホーファー研究機構との再生可能エネルギー分野における覚書が締結されるなど、再生可能エネルギー先進地との交流も加速している。

今年度は、2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、東京都他との、CO₂フリー水素の活用についての協定締結や、未来の新エネ社会を先取りするモデル拠点を目指す「福島新エネ社会構想」の推進など、復興に向けた先駆的な取組を進めている。



福島県

産業再生等

商工労働部
産業創出課大原 有貴
(主税局)

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応

1 担当業務の概要

- (1) 「第5回ふくしま復興・再生可能エネルギー産業フェア 2016 (R E I F ふくしま 2016)」の企画・運営・広報業務

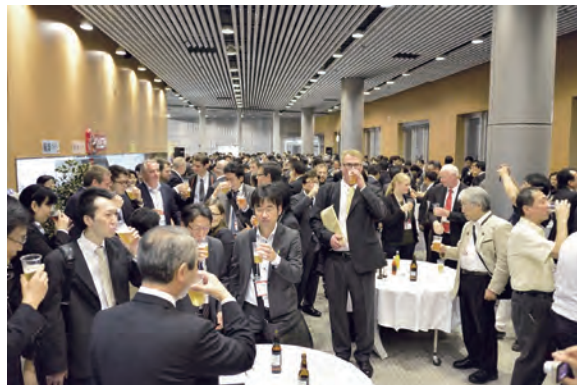
○ 再生可能エネルギー関連産業に特化した地方最大級の展示会

再生可能エネルギー産業フェア (R E I F ふくしま) は、再生可能エネルギー関連産業に取り組む企業・団体に情報発信及び商談・交流の場を提供すること、それに伴う産学官の取引拡大を支援することを目的としており、5回目の節目を迎える今年度は10月19日(水)、20日(木)に郡山市のビッグパレットふくしまで開催された。再生可能エネルギー関連産業に特化した地方最大級の展示会であり、県内企業・団体を始め、首都圏や海外の企業・団体も数多く出展し、再生可能エネルギー関連の最先端の製品・技術・研究成果等を肌で感じることができた。



○ 多彩な併催イベント

R E I F ふくしまでは、展示会場の他で様々な併催イベントを行っており、今年度も著名人によるセミナーを始め、県内再生可能エネルギー関連施設を見学するツアーや、海外企業との交流・商談の機会を設ける個別マッチング、19日の展示会終了後の出展者交流会等を行った。中でも今回の目玉として、都知事選でも脚光を浴びた東京大学公共政策大学院客員教授である増田寛也氏、NHKドラマ「ハゲタカ」の著者である真山仁氏に、再生可能エネルギーに絡んだご講演をいただいた。また、今年度初の試みである R E I F ふくしま大賞を行い、展示品の技術力と展示方法の企画性に優れた企業・団体を表彰し、出展者交流会にて発表した。



○ 開催結果

出展者数 177 企業・団体、出展小間数 291 小間、来場者数 6,809 人 (2日間計) といずれも過去最多となった。来場者へのアンケート調査によると、県外、特に首都圏からの来場も多く、福島県と再生可能エネルギーに関心が高まっていることが伺える結果となった。また、出展者へのアンケート調査によると、

80%以上が「成果があった」と回答し、5回目という節目を迎え、年々満足度の高い展示会になってきていることが感じられる。

今後も県内企業の販路拡大と福島県の再生可能エネルギーに関する取組を発信していくことは必須であり、R E I F ふくしまの知名度を向上させることで、県内再生可能エネルギーの推進に尽力していきたい。

(2)「第11回再生可能エネルギー世界展示会」出展業務

○ 首都圏開催の展示会出展で県内企業のPR

県内企業の販路開拓支援を目的として、県内企業6社とともに第11回再生可能エネルギー世界展示会（6月29日～7月1日、パシフィコ横浜開催）に福島県ブースとして出展した。産業技術総合研究所及び郡山市との共同出展とすることで、20小間での大規模出展を行うことができ、県内企業の製品・技術のPR、福島県の再生可能エネルギーの取組についての発信を行った。

○ 開催結果

産業技術総合研究所との共同出展や、ブース内プレゼンを行ったことにより、ブース内には来場者が途切れることがなく活気があった。参加した県内企業からも、有意義な展示会だったと感想をいただき、販路拡大のサポート及び福島県の取組を情報発信することができた。次年度以降も首都圏でのエネルギー分野の展示会に出展することで、県内発の優れた製品・技術をPRし、販路開拓に繋がることを期待している。



2 苦労したこと・工夫したこと

再生可能エネルギーについての専門知識が乏しい中で、出展者の商談数増加やフェアの集客に繋がる企画・広報業務を進めることに苦労した。首都圏の展示会等に参加することで、ノウハウの習得に努めるよう工夫した。

3 印象的なエピソード

業務概要で紹介したR E I F ふくしまの準備期間中は、今まで積み上げてきた成果をさらに更新していかなければならないプレッシャーと不安を感じていたが、フェア当日を迎え、大きなトラブルも無く過去最多の来場者を記録することができた時は、大きな安心感と達成感を味わうことができた。また、広報業務の一環としてテレビ・ラジオに出演し、フェアのPRができたことは、中々経験できない新鮮なものであり、良い経験になったと感じている。

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

今年度経験した展示会業務では、対外的な調整業務が最も多かった。運営補助先の外部団体、出展者、当日運営業者など、様々な方と調整・交渉する機会が多く、双方納得する方針で進めていくことの難しさを学ぶことができた。

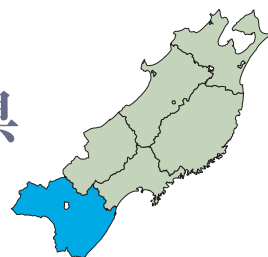
また、産業創出課は復興の第一線を支えているという上司の言葉や、県内の産業復興に尽力する県職員の姿に刺激を受け、責任感とやりがいをもって業務に取り組むことができた。一公務員としてこれまでで最も成長できた1年であり、産業創出課での経験を今後の都の職務に活かしていきたい。

最後に、被災地派遣という貴重な機会を与えてくれた東京都、特に所属元の職場の皆様から心から感謝を申し上げ、結びとさせていただきます。

産業再生等

商工労働部
産業創出課 ロボット産業推進室

福島県



業務概要

福島県では、今年度から産業創出課内に、ロボット関連産業に関わる業務を取り扱う「ロボット産業推進室」を新たに立ち上げ、原子力災害により失われた浜通りの産業基盤の再構築を図るイノベーション・コースト構想に基づき、ロボット産業の集積の核となる「ロボットテストフィールド」及び「国際産学官共同利用施設（ロボット）」の整備を行うとともに、運営主体となる新法人を設立する取組を行っている。また、企業や大学等が取り組むロボット開発や要素技術開発への支援を実施するほか、県の試験研究機関によるロボット開発に加え、災害対応等ロボット等の導入支援や、これからの産業を担う若い世代の意識向上をはかるためのイベント「ロボットフェスタふくしま」の開催など様々な取り組みを併行して進めている。

2020年に経済産業省・NEDO主催で開催するロボットの国際大会「ワールドロボットサミット」の一部競技が「ロボットテストフィールド」で行われることも決定し、この機会に復興の中核を担う同拠点や本県の取組を国内外に発信し、地元のロボット産業に対する機運が高まる中で、研究開発や導入支援の補助金に加え、ロボットの実証試験の場を積極的に提供して実用化を支援する「福島浜通りロボット実証区域事業」を通じて、様々な関係機関と連携して「ロボット産業革命の地ふくしま」を目指していく。

福島県のロボット関連産業集積を通じた復興への取組

- 福島県浜通り地域での新産業育成を図る、「イノベーション・コースト構想」で復興を加速。
- ロボット・ドローンを柱とした産業集積を行うべく、「福島浜通りロボット実証区域」を設定。
- 「ロボットテストフィールド」を整備し、開発・実証・認証の一大拠点形成を目指す。

既に事業化が進んでいるものの例

モックアップ試験施設（柏室町）

- 原子炉格納容器下部の狭い箇所を調査・補修するロボット等の機器・装置の開発・実証試験等の実施を想定。
- 平成27年10月19日に開所式を開催（研究管理棟は完成）。平成28年4月から、試験棟を含めた本格運用開始。



（モックアップ施設）

福島浜通りロボット実証区域

- 橋梁、トンネル及びダム・河川その他山野等を利用したロボット実証区域。
- 平成28年7月19日時点で、17の開発事業者から35の実証試験希望が出され、このうち11の実証実験が実施されている。



（無人航空機）



（水中ロボット）



平成29年度の経産省の主な取組の方向性

ロボットテストフィールド 29年度：25.6億円（51.0億円）

- 福島浜通り地域において、福島県の重点産業であるロボット分野の地元中小企業や県外先進企業による産業集積を構築し、被災地の自立と地方創生のモデルを形成するため、ロボットテストフィールド及び研究開発施設等を整備する。



イメージ図

共同利用施設（ロボット技術開発等関連）

29年度：44.2億円（21.7億円）

- 福島県浜通り地域においてロボット分野等の先進的な共同利用施設の整備、設備等の導入等を行う。



イメージ図

地域振興実用化開発等促進事業

29年度：事項要求（69.7億円）

- ロボット技術等イノベーション・コースト構想の重点分野について、地元企業との連携等による地域振興に資する実用化開発等の費用を補助する。

実現可能性調査（F S調査）

29年度：2.0億円（1.0億円）

- 今後プロジェクトの具体化を進めて行くに当たり必要な調査等を実施する。

福島県

産業再生等

商工労働部
産業創出課 ロボット産業推進室課

臺 健太郎
(教育庁(学校))

1 担当業務の概要

●ロボットフェスタふくしま 2016

事業概要

平成 28 年 11 月 19 日に、「ロボット関連産業革命の地ふくしま」に向けて、ロボットに対する県民、特に若い世代の関心を高めるため、最先端のロボットや福島県内で開発を進めている各種ロボットの展示等を行う「ロボットフェスタふくしま 2016」を開催した。

また、今年度はふくしまの復興や航空宇宙をはじめとした科学分野における将来の人材を育成していくため、航空宇宙分野の展示や体感経験を通して子供たちが夢や希望を育むことのできる「航空宇宙フェスタふくしま 2016」を同時開催した。来場者は、約 7,200 人（昨年度約 4,800 人）で、来場者層は家族連れはじめ、企業関係者など多くの方にご来場いただいた。

各種展示内容等

産業用ロボットブース

災害対応／廃炉／生活支援（介護・福祉）／ドローン／ファクトリー／大学・試験研究機関等／コミュニケーション

体験ブース

ドローン操縦体験会、プログラミングを学ぶロボットスクール、ロボット相撲など多数の体験型ブースを企画した。

教育機関ロボットブース

県内中学校／高校／高専によるロボコン実演／テクノアカデミー郡山／Wiz 国際専門学校コーナー

ロボットふれあいステージ

JAXA 古川宇宙飛行士、東北大学教授の講演はじめ、人気ロボットのデモンストレーション、未来のロボットアイデアコンテスト表彰式などを行った。

企業セミナー・マッチング会

ビルメンテナンス業界で活用される最先端の清掃ロボットを紹介する「ビルメンテナンスロボット・マッチング会 in 東北」や、県内事業者のロボット関連産業への参入を後押しする「企業セミナー in ロボットフェスタふくしま 2016」を実施。

未来のロボットアイデアコンテスト

県内小中学校からロボットアイデアを募集し、プレゼンのコンテストを実施。



ロボットフェスタ会場内の様子



古川飛行士に質問する児童

●ロボットテストフィールドシンポジウム（南相馬市）

平成28年6月、市民、特に次世代を担う地元若手人材そして地元企業が、ロボットテストフィールド等について正確に知り、考える機会をつくることを目的に、そのキックオフとして、国・有識者の協力を仰ぎ、ロボットテストフィールドシンポジウムをテクノアカデミー浜で開催した。内容としては、地元企業によるロボットの展示・デモンストレーションはじめ、各界著名人によるセミナー、パネルディスカッションなどを実施し、南相馬市はじめ、各関係機関との調整に奔走した。

●国際産学官共同利用施設（ロボット）等広報事業

イノベーション・コースト構想に基づいて整備予定の国際産学官共同利用施設（ロボット）及びロボットテストフィールドの拠点について、多くの利用者呼び込むことを目的に、その機能を展示会などの媒体によって広く広報する事業を行った。

広報資料作成：ロボットテストフィールドの広報ポスター、チラシ、動画等の作成

展示会出展：ロボデックス、ジャパンドローン展への出展

H Pの作成：ロボット産業推進室の事業紹介H Pの作成

ドローンを使った広報企画：ドローン講習会等の企画



作成したチラシ

世界初！ 完全自律飛行のドローンによる 長距離荷物配送の実証試験に成功！



世界初・実証試験

●福島浜通りロボット実証区域

災害対応ロボットやインフラ点検用ロボットに関する事業を行っている企業、大学、研究機関等に対して、福島浜通りの橋梁、トンネル、ダム・河川、山野等オープンスペースを、福島県が斡旋して、実証試験や操縦訓練の場として提供し、ロボットの実用化を支援する。平成29年1月25日現在、各種のロボット17件延べ49日間の実証試験を実施している。

【代表事例（プレス発表）】※予定含む

（株）自律制御システム研究所による世界初・完全自律制御ドローンでの長距離荷物配送実証試験の実施（福島県南相馬市）※1月実施

JUTM（日本無人機運行管理コンソーシアム）による複数無人航空機等を使った大規模実証試験（福島県南相馬市）※3月実施予定

（株）エンルートM'sによるイノシシ対策実証試験（福島県浪江町）※3月実施予定

●ユーチューブ動画製作

YouTubeの県公式チャンネル等を通じて国内外の人々に福島県のロボット産業に関する取組を発信する動画を制作し、復興へ向けたふくしまの挑戦を継続して発信する。

ロボットフェスタ、ドローンインパクトチャレンジ、ロボットテストフィールドの3つのコンテンツを柱にして、対象を民間事業者、官公庁、支援機関、県内外の若い世代等とし、幅広い層に理解できるような構成とした。動画は福島県公式ページにて掲載。

2 苦勞したこと・工夫したこと

今年から立ち上がったロボット産業推進室での業務は、ほとんどが前例のない新しい取組なので、入都して初めて前任者が存在しない仕事に取り組んだ。室員だけでなく、外部の関係機関の方々と企画を練る作業はゴールが中々見えず、不安の多い作業であった。

世界初の完全自律制御ドローンでの長距離荷物配送実証試験の実施に際しては、注目度が高くなるような企画案の検討、プレス向け資料の作成、当日のマスコミ対応に際して、南相馬市、自律制御システム研究所の方々はじめ、最終的には地元の漁協組合やサーファーの方などいろいろな関係者と何度も摺り合わせを行い、当日に臨んだ。情報伝達における漏れや認識の齟齬がないよう、こまめに関係者全員に情報の共有を図るよう工夫した結果、当日に関係者から苦情が来ることもなく、全国・地方の新聞社、テレビ局などが10社以上集まり、次の日の朝刊全紙に掲載される非常に注目度の高い取組となった。

3 印象的なエピソード

ロボットフェスタふくしま2016において、JAXAの宇宙飛行士を招いて講演を行ったが、当日の受け入れに際して、幹部職員との懇談会のセッティングを行うなど、気持ちよくご講演いただけるよう努力した結果、イベント終了後に感謝の言葉をいただき、特別に記念撮影を行うことを打診された時にはこれまでの苦勞が報われたと感じた。

また、国際産学官共同利用施設（ロボット）等広報事業で作ったポスター・チラシを展示会で展示し、ブース訪問者から高い評価をいただき、専門誌に掲載されるなどした際には、福島で今後、重役を担っていくロボットテストフィールドの認知拡大に大きく貢献できたとの達成感とともに自分の担当する業務への責任を改めて感じた。

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

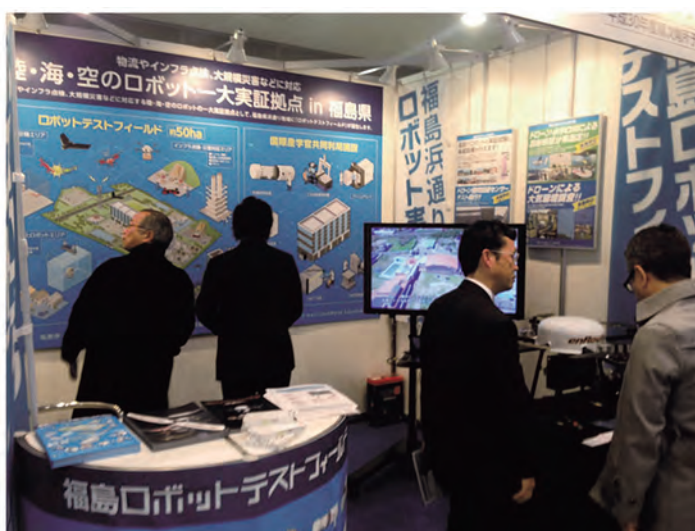
浜通りを中心とする地域における自立的な地域経済の復興を実現するためには、イノベーション・コースト構想に基づき整備される各拠点等を十分に活用し、地域での産業集積や、その基盤となる生活環境等の周辺環境整備を図ることで、その効果を地域全体に波及させていくことが必要である。

ロボットフェスタふくしまなどのイベント開催はじめ、福島浜通りロボット実証区域などで、先進的かつ反響が大きいロボットの実証を地元で行うよう誘致し、ロボットが実際に活用されていく様子を積極的に発信することを通じて地元の理解を進めることが、ロボット産業を根付かせる第一歩となる。

今後、東京に戻れば、東京オリンピックの開催はじめ、様々な新しい取組や、ルーティンを主とする仕事など多様な業務を経験することになるが、どんな業務に就いても福島で多方面の方と関わりながら仕事した経験を忘れず、コミュニケーションや調和を大事に業務に取り組みたい。



古川飛行士と記念撮影

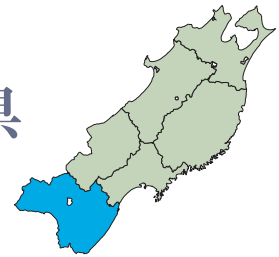


ロボデックス出展の様子

産業再生等

商工労働部
産業創出課 医療関連産業集積推進室

福島県



業務概要

○ 組織

創業・起業支援、産学官連携、再生可能エネルギー関連産業・ロボット産業の集積推進に関する業務を担当する産業創出課に、専ら医療関連産業の集積を推進するために設置された課内室。

常勤職員は13名。

※県職員10名 経済交流員1名 都道府県派遣職員2名（北海道1 東京都1）

○ 予算規模

11,151,879千円（平成28年度当初予算額）

○ うつくしま次世代医療産業集積プロジェクト概要

福島県は、平成17年度から、医療機器関連分野の産業振興と集積を図るため「うつくしま次世代医療産業集積プロジェクト」をスタートさせた。東日本大震災後、医療関連産業の集積は県復興計画の重点プロジェクトとして位置づけられ、医療機器の研究開発支援のほか、異業種分野からの参入支援、次世代の人材育成、海外等への販路拡大サポートなど、世界をリードする医療機器機設計・製造ハブ拠点を目指した取組みが推し進められている。今年度のプロジェクトの概要をまとめたものが下記の図である。

これらの施策の結果、この10年間で県の医療機器産業の企業数、生産額は倍増。医療機器製造業者は約70社に上るとともに、医療機器生産金額も飛躍的な伸びを示し（平成16年度604億円、平成26年度1303億円）、全国第3位の一大医療機器生産県へ成長を遂げた。

さらに、平成28年11月には、医療機器の開発から事業化までを一体的に支援する国内発の施設「ふくしま医療機器開発支援センター」が開所を迎え、本センターを核とした更なる産業の復興と雇用の創出、並びに医療の安全性向上への期待が寄せられている。

平成28年度医療関連産業集積プロジェクトの全体概要





福島県

産業再生等

商工労働部
産業創出課 医療関連産業集積推進室

大塚 夏生
(主税局)

1 担当業務の概要

(1) ふくしま医療福祉機器開発事業費補助金に関すること

本補助金は、国の原子力災害等復興基金を活用した研究開発支援制度である。前例のない大規模な助成により、企業の研究開発・事業化・販路開拓を支援することで、医療関連産業の集積の更なる促進を目的としている。事業規模は約 77 億円で、事業期間は平成 24 年度から 28 年度まで（1 企業あたりの補助事業期間は最大 3 年間、補助率 1 / 4 ～ 3 / 4）。

医療機器を市場に出すまでには、研究開発、臨床試験・安全性試験、薬事申請等、多くのステップを踏む必要があり、通常、事業化に至るまで長期間を要するものである。このため、本県としても切れ目のない医療機器開発支援を行ってきた。

現在、本補助金を活用した延べ 58 の企業のうち、既に 28 の企業が事業化の段階に至っている。

○ 検査及び事業進捗管理

委託先の（一財）ふくしま医療機器産業推進機構と連携し、採択事業者（計 23 件）の中間検査・確定検査を行うとともに、事業化に向けた各種フォローを行った。

○ 採択審査会運営業務

本補助金は、現在まで 7 次に渡り事業者を募り、採択審査会を実施してきた。今年度はこれまで採択された補助事業者を対象に、医療機器の承認取得や、現行製品の改良など、事業化の加速に要する経費を補助する追加支援を実施するため、10 月に採択審査会を実施。11 件の事業を採択し、交付決定を行った。

○ 成果発表会・交流会の開催

平成 28 年 7 月 21 日（木）、郡山ビューホテルアネックスにて成果発表会・交流会を開催し、平成 27 年度に本補助事業を終了した 18 の事業者の成果発表を行った。

また、本補助事業は今年最終年度を迎えることから、平成 29 年 2 月 8 日（水）、ホテルハマツ（郡山市）にて、本補助事業の総括としての報告会・交流会を開催した。この報告会では、すべての補助事業者が一堂に集まり、研究開発成果を多くの来場者に披露するとともに、交流会では、販路拡大のためのビジネスマッチングが活発に行われた。

(2) 「メディカルクリエーションふくしま 2016」の企画・運営に関すること

メディカルクリエーションふくしまは、国内外のものづくり企業・団体・医療機器メーカーが出展する国内有数の医療機器設計・製造展示会である。本展示会では、ものづくり企業の特徴ある製造部品や技術の展示と医療機器メーカーによる最新医療機器の展示を同時に行うとともに、各種セミナーを開催するもので、今年度は 11 月 25 日（金）、26 日の 2 日間、ビッグパレットふくしま（郡山市）にて開催した。各種イベント・セミナーのより一層の充実を図った今回は、前回の約 3 割増の 5,019 人が来場し、276 もの企業・団体が出展した。また、海外からも独ノルトラインヴェストファーレン州（NRW 州、州都デュッセルドルフ）の企業をはじめとする 11 の企業・団体が出展を行ったほか、タイ、ロシアからの政府関係者、医療関係者も来場し、世界規模の展示会の様相を見せた本イベントは、大盛況のうちに終了した。



○ セミナー等

オープニングセミナーでは、医療機器の研究開発、品質・有効性及び安全性の確保、普及促進を先導する各機関の代表者の方々から、それぞれの取組みと「ふくしま医療機器開発支援センター」との新たな連携によって期待される、研究開発や実用化の加速等について講演いただき、最後にそれらを踏まえて、医療機器関連産業におけるセンターの役割についてディスカッションが行われた。

その他、海外市場参入のヒントについて講演いただく海外展開セミナーほか、最新技術セミナー、人材育成セミナーなど、数多くのセミナーを開催した。

○ 各種企画展示

企画展示コーナーでは、ふくしま医療福祉機器開発事業費補助金により開発された医療福祉機器や救急災害対応医療機器の成果を特別展示した。また、実際にロボットを装着・試乗できる「医療施設用・介護支援用ロボットコーナー」では、多くの皆様に体験いただき、医療福祉用ロボットの開発支援及び導入支援を実施する福島県の取組みについてPRを行った。

○ ふくしま医療機器開発支援センター見学ツアー

「ふくしま医療機器開発支援センター」の視察バスツアーを開催し、約500名が参加。試験設備や模擬手術室の視察が行われた。

○ 東京都産業労働局・東京商工会議所との連携

今年度からの新たな取組みとして、東京都産業労働局・東京商工会議所と連携し、商談会を同時開催した。東京都から14社の企業が来場し、74件の商談が行われた。



2 苦労したこと・工夫したこと

医療機器産業は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（薬機法、旧薬事法）による制約を受けるので、法規制に関する知識が求められる。それに加え、専門用語、業界の慣例などへの理解も必要なので、赴任当時は企業や業界団体との折衝を行う際に苦労した。わからない部分は、室員やプロジェクトマネージャー（業務委託先に在籍している業界OB・医療従事者等）に教えを請うなどして対応していった。わからないことは自分で調べて解決する姿勢はもちろん大切だが、即戦力として動くことが求められる環境では、周囲の協力や支援を得て、円滑に業務を進める必要があることを改めて痛感した。

3 印象的なエピソード

今年度は、医療関連産業集積推進室にとって、復興基金を活用した各種補助事業の締め年度であるとともに、ふくしま医療機器開発支援センターをはじめとする各種施設が開所となる年であり、まさに復興事業のピークを迎える節目の1年であったと思う。

特に、支援センター開所、ドイツ展示会出展、海外企業・要人の招聘、メディカルクリエーションふくしまのビッグイベントが一度に重なった11月は、室の業務量は頂点に達し、多忙を極めた。そのような状況下、室員の方々が笑顔を絶やさず、粘り強く業務に取り組む姿に感銘を受けた。忙しい中、室の同僚・上司の皆さんには、快く相談に応じていただき、また励ましの言葉をいただき、なんとしてもメディカルクリエーションを成功させたいという気持ちになった。

結果的に、メディカルクリエーションは多くの方々に出展・来場いただき、成功裏に終えることが出来た。多くの方々に支えられ、イベントを成功させた経験は、一行政職員として非常に大きな糧になったと思う。

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

○ 筆者は派遣前、都税の徴収事務を担当していた。滞納整理事務は都政を支えるやりがいのある仕事ではあるが、ときには厳しい対応を迫られる業務である。

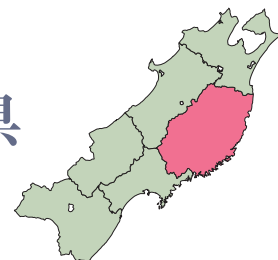
一方、今回福島県における職場は、億単位の大規模な研究開発補助金など、公金の有効活用を行っていく現場である。税金を徴収する現場と、それが復興に還元される現場を経験したこと、そして大変微力ではあるが、大規模な復興プロジェクトの一端を担うという代えがたい経験をしたことが、公務員としての視野を広くしてくれたと確信している。今後も「税金をどう社会に役立てていくべきか」という問題意識を持った職員でありたいと考えている。

○ 産業振興業務は、県民に復興の明るいニュースを発信していく仕事であり、一見華やかに見えるが、一番重要なのは、細かい部分に漏れがないか一つひとつチェックしていく、地道な作業であることを学んだ。重要な業務を担うことは当初不安であったが、上司・同僚に支えられ、職務を全うすることが出来た。お世話になった福島県庁・関係団体・企業の皆様と、私を暖かく送り出し、遠方から有形無形のサポートをしていただいた板橋都税事務所の同僚・先輩・上司の皆様、また現地事務所の皆様に、この場を借りて心よりの感謝を申し上げたい。

税務

沿岸広域振興局
経営企画部 県税室

岩手県



業務概要

私が配属された岩手県沿岸広域振興局県税室がある釜石地区合同庁舎は、岩手県南東部沿岸の釜石市に位置する。釜石市は、日本の近代製鉄発祥の地として広く知られ、ユネスコ世界文化遺産に登録された「橋野高炉跡」など、鉄に関する史跡をはじめ、三陸復興国立公園の中心部にあつて天然の良港である釜石港や、三陸沿岸地域の最高峰の五葉山（標高 1,351m）など多くの観光名所を有する街として有名である。

県税室は、岩手県職員 11 名と派遣職員 5 名（北海道、東京都、愛知県、大阪府、大阪市）の総勢 16 名が納税・課税・復興支援の 3 つのチームに分かれて、納税者の皆様の信頼と協力を得ながら県税務行政を推進している。

具体的には、納税チームでは主に県税の収納・管理・還付・充当に係る事務をはじめ、納税の催告、財産の調査・差押え等の滞納整理事務を、課税チームでは主に県税の賦課・調定、課税免除及び課税除外の事務を行う。また、復興支援チームは、東日本大震災を契機に釜石市の合同庁舎に設置された組織で、家屋評価事務及び復興特区に係る課税免除事務（対象税目は個人事業税、法人事業税及び不動産取得税）を行う。



宅地の整備状況（岩手県大槌町 H28.6.11）

岩手県

税務

沿岸広域振興局
経営企画部 県税室

山口 賢治
(主税局)

1 担当業務の概要

○家屋評価業務

私は復興支援チームに所属し、家屋評価業務及び復興特区の課税免除業務を担当した。家屋評価業務は、不動産取得税及び固定資産税の課税標準額、すなわち評価額を算定する仕事である。岩手県では、市町村と分担して家屋評価を実施しており、原則として、県は非木造家屋の評価を、市町村は木造家屋の評価を行っている。県が評価する家屋は、工場、ショッピングモール等の大規模複合構造家屋をはじめ、戸建住宅や簡易な物置など家屋の大小に拘らず、全ての非木造家屋を対象としている。

復興支援チームは、この原則に従い沿岸局が所在する釜石市を中心に、北は田野畑村から南は陸前高田市まで南北約 150km の広大な地域で新築又は増改築された非木造家屋の評価を行っている。一日の現地調査の予定件数が遠隔地を含み数箇所に及ぶこともしばしばあり、現地への交通手段が公用車を利用することもあり、調査を効率的に進めるためには、移動にかかる時間を考慮しながら、予め、家屋取得者に対して調査資料の提出の協力や調査日時の約束など、十分な調整が必要である。現地では、家屋調査のほか、取得者に対して、不動産取得税にかかる納税義務や課税免除など税に関する説明を行っている。この後、現地調査を踏まえて、家屋評価計算を行うこととなる。岩手県では家屋評価システム「HOUSAS（ハウザス）」を導入しており、具体的な家屋評価計算については、このシステムを用いて計算することとなる。なお、東京都においても同様のシステムを導入しており、私もシステムにより評価の経験があったため、評価業務を円滑に進めることができた。



釜石地区合同庁舎

○事業企画立案チーム「三陸ブランド創造隊」

私は、沿岸広域振興局の事業企画立案チーム『三陸ブランド創造隊』に加入した。『三陸ブランド創造隊』は、平成 26 年 10 月に発足し若手有志職員 12 名より組織され、「三陸ブランド」の創造と地域の活性化を目指し、事業の企画立案から実施を行う。活動実績として、JR 東日本グループと連携した「三陸のもののマルシェ」、「三陸の食と観光の交流会」等が挙げられる。東京都職員である私は、全国から人が集まる首都圏ならではの視点を活かしながら、これらの地域イベントの東京都開催に向けた企画・実施に携わった。



平成 28 年度「三陸ブランド創造隊」の広報活動

2 苦勞したこと・工夫したこと

業務を円滑に進めていくうえで、チーム内で評価方法の平準化を図ることに苦勞した。実際に、年度当初にチーム内で同一家屋の評価を行い比較検証した結果、担当者ごとによる評価方法の相違が確認された。これは、チームが岩手県職員及び自治体派遣職員で構成され、事務処理の手順や各種ルールが全く異なる点に原因があったと考えられる。つまり、岩手県沿岸局管内における評価課税の公平性の確保が早急に求められていると実感した。

その課題を解決する取組みとして、岩手県沿岸広域振興局共通の固定資産評価基準解説を作成するためのプロジェクトチームを発足したことが挙げられる。プロジェクトチームは、復興支援チーム及び県税室の家屋評価担当者により編成した。まず、家屋評価に係る要検討事項を議題として取り上げた。その作業に当たって、各自治体における取扱い、地方税法の根拠条文及び関連書籍等を参考にした。その後、岩手県各県税室との議論の場を何回も設け、きめ細かな意見交換を行った。

最終的に、岩手県の地域事情等を総合的に勘案したうえで客観的かつ公平に要検討事項を取り決めた。さらに、目次・凡例に全ての法令・参考書籍、取決事項等を一覧で表記した。このように、岩手県職員及び派遣自治体職員のあらゆるノウハウを結集し、初任者からベテラン職員まで経験を問わず、知識の共有化を図ることができるよう工夫を施した。



評価基準プロジェクトチームの事前打合せの様子

3 印象的なエピソード

4月の初旬に行われた初めての家屋調査でのことである。調査において所有者に負担いただく税金の話をした後、都からの派遣職員であることを告げた。その際、所有者から暖かい言葉を掛けてくださり、赴任したばかりの私にとって非常に励みになった。その後、釜石市、大船渡市を始め、1年を通じて日ごとに再建されていく被災地の状況を目の当たりにすることもでき、非常にやりがいを感じた。

また、平成29年1月に開催された『いわて三陸復興フォーラム』において、100名程度の参加者を前にして現在の私の支援業務について発表したことは非常に貴重な経験となった。「沿岸地域において1年間で何棟の家屋が新築されるのか。」など質問を多く頂き、復興に対する県民の関心の高さを知ることができた。同時に、1年間の業務を振り返る貴重な機会となり、自身の業務が復興の一助になっていることを実感できた瞬間でもあった。



再建される災害復興公営住宅
(岩手県岩泉町・森の越地区)



三陸復興フォーラム現地報告会の様子
(H29.1.20)

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

岩手県沿岸地域においては、未だ1万4千人を超える多くの方が応急仮設住宅等で不自由な避難生活を送っている。震災後6年経ったが、今後も生活再建に伴う新築家屋の件数が増加することが想定されるのは必至であるといえる。家屋評価事務については、県職員だけでは対応しきれないため派遣職員の力が益々求められていると知ることができた。

私は被災地と被災された方に寄り添い、多くの派遣職員と仕事をする中で、東京都の職場における業務や自己研鑽だけでは得難い幅広い見識、コミュニケーション能力が身に付いたと考える。私が所属した復興支援チームは、年代・経歴・出身地域等は異なっていたが、皆高い実務能力と課題解決に向けた理論的な考え方を持っており、そして何より復興支援にかける意気込みは凄まじいものを感じた。私にとってその中で自由闊達な意見交換をし、複雑な実務も教授していただいたことが、貴重な経験となった。今後、このような業務を通じて得た「経験」、「人脈」等を都政にフィードバックすることができると信じている。

最後に、1年間の被災地派遣を通して、岩手県の皆様をはじめ、各自治体派遣職員、総務局、主税局の皆様には大変お世話になりました。この場を借りて、感謝申し上げます。本当にありがとうございました。引き続き、東京都職員として継続的な支援を常に行いたいと思います。

税務

税務部 資産税課

石巻市



業務概要

石巻市は、宮城県の東部に位置しており、三陸沿岸に連なるリアス式海岸を利用した水産業の他に、造船業、紙パルプ業などを基幹産業としている。

人口は県内2位の147,728人(平成28年11月時点)で、東日本大震災では3,552人の尊い命が奪われ、425人が未だ行方不明となっている。

石巻市財務部は、財政課、行政経営課、市民税課、資産税課、納税課で組織されており、そのうちの市民税課、資産税課、納税課の3課で税務部門を担当している。

税務部門の人員はそれぞれ、市民税課17人、資産税課26人、納税課17人で、私たちの配属された資産税課は26人のうち13人が石巻市の職員、12人が派遣職員、1人が宮城県の任期付職員となっている。各課の業務内容は以下の通り。

課	主な業務
財 政 課	財政計画、調査及び予算編成、執行管理に関すること
行 政 経 営 課	行政改革、行政評価等に関すること
市 民 税 課	個人市民税・法人市民税・軽自動車税・たばこ税・入湯税の賦課に関すること
資 産 税 課	固定資産に係る評価及び固定資産税の賦課に関すること
納 税 課	市税の徴収、納税相談、滞納調査及び滞納処分に関すること



石巻市のイメージキャラクター
いしびよん



左、震災前 右、2016.2 旧北上川に沿う形で住宅が立ち並んでいた。

石巻市

税務

財務部 資産税課

飯田 哲也
(主税局)

1 担当業務の概要

私は石巻市の資産税課に家屋担当として配属された。家屋担当の主な業務は新築、増築家屋の評価及び固定資産税の課税である。

家屋の評価は不動産の購入価格や、工事の請負価格によって決まるものではなく、固定資産評価基準に照らし合わせて積算するもので、石巻市では、東京都のように比準評価（標準的な家屋を設定し、それに比準し価格を決定する方法）は行わず全て部分別（仕上げ資材、建築設備などを積算し価格を決定する方法）による評価を行っている。東京都も部分別評価を行っているが、1,000㎡を超える非木造家屋がほとんどで、木造家屋についてはほぼ全て比準評価により価格を決定している。

また、東京都では評価と課税で係、または課が分れているが、石巻市は評価から賦課課税まですべて資産税課で行っている。

今年度は、震災で被災した家屋についての損耗減点補正率解除のためのアンケート調査などを実施し、少しずつではあるが、課税上においても復興を実感できる年となった。



石巻市役所



石巻駅

2 苦勞したこと・工夫したこと

東北地方に派遣職員として赴任し3年目となった。(宮城県気仙沼土木事務所 用地買収1年、石巻市役所 家屋評価2年)

家屋評価については東京都で3年間経験しており、こちらでは課税事務もあるが、それも2年目になると、特に問題なく業務を遂行することができた。

最初は慣れなかった東北弁も聞き取れるようになり、たまに自分自身も東北訛りのしゃべり方になってしまうくらいだ。聞き流すだけでなんとかという教材がいつとき流行ったが、東北地方に3年もいれば、自然と「んだでば、んだんだ」とネイティブな発音で口に出すことができるようになる。

工夫したことと言えば、家屋調査時に書いてもらう減額の申告書に署名、捺印してもらう際に使う、コンパクトな捺印マット、朱肉の用意や、固定資産税の概要説明の練習を時間をかけて行ったくらいだが、今思えばこうした小さな事でも積み重ねれば納税者の信頼確保に大きな効果を発揮できると実感した。

3 印象的なエピソード

家屋調査ではさまざまな人との出会いがあったが、その中でも特に印象的だったエピソードがある。そのお宅は建売業者が販売したもので、面積、使用資材、設備、図面の見易さ(最も重要)などが一般的で、調査の難易度としては低い部類であった。

調査の手順としては、まず一人が、書類の確認を行い、その間もう一人が所有者に固定資産税などの説明を行い、その後玄関から順番に天井高や建具のサイズを測ったり、使用資材の確認を行う。1階の調査が終われば、所有者に断り、2階へあがる。

そのお宅には5〜7歳くらいの子供が2人いて、1階を調査している時から人懐っこくついてきた。

私：「V、V、F 240、あー、ここはV、並、F お願いします」

子供たち：「あははははwww」

どうやら調査時に使う、使用資材を訳した用語が可笑しかったらしい。(ちなみに、Vはビニールクロス、Fはフローリング、並は木質系仕上げの並、240とは天井高が240cmという意味である。)

調査は順調に進み、2階へあがった。子供たちはまだついてくる。

2階も順番に調査を行い、最後は残すところ洋室一室のみといったところで子供たちがいないことに気づいた。(飽きちゃったかな？とこの時は思った。)

ペアの人：「じゃあ最後、クローゼットの中の仕上げお願いします」

私：「はい。」パタ(折れ戸を開く音)

???：「わあ！！！！」

大きな声に驚いたが、すぐに子供たちが隠れておどかさそうとしていたことに気付いた。

子供たち：「あははははは」

子供たちの笑いに、こちらも釣られて声をあげて笑ってしまった。

調査が終了し、車で帰るときに子供たちが玄関から出てきて、手を振っていた。手を振り返したら笑顔で大きく手を振り返してくれて、派遣で応援に来ているはずのこっちが元気をもらった気がした。

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

私が配属された資産税課家屋グループは様々な自治体からの派遣職員がいるため、会議を開くと自治体間でのやり方、考え方が少しずつ異なることから長時間となることが多い。それぞれが自分の立場で意見するからだ。こういった経験から、素早い決断を行う重要性を再確認することが出来た。

素早い決断に必要なことは、より良い意見を言うことではなく、共通の目的意識を持ち、それぞれの意見のメリット、デメリットを比較検討し、決定することだと私は思っている。

石巻市

税務

財務部 資産税課

坂木 弘幸
(主税局)

1 担当業務の概要

私は資産税課家屋グループに配属され、以下の業務を担当した。

- 新增築家屋の評価額を算出するための調査及び評価

資産税課家屋グループでは、2人1組のペアを6ペア編成し、各ペアが担当地区内の新增築家屋を調査及び評価する。私が担当した蛇田地区は、新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業が進められており、被災地域に居住していた方が移転してくる地区である。この事業によって平成26年度から土地の供給が開始されており、新築件数が年々増加している。平成26年は約200件、平成27年は約300件、平成28年は約400件である。

- 登記情報に基づく異動調査

月に数回、法務局から新增築以外にも滅失・所有権移転・住所変更などの登記の異動情報が届く。この異動情報をもとに、所有者への聞き取り調査や現地調査を行い、課税台帳の異動入力を行った。

- 生活扶助受給者の固定資産税及び都市計画税の減免事務

保護課と連携をとり、生活扶助受給者の固定資産税及び都市計画税の減免を行った。

2 苦労したこと・工夫したこと

都税事務所には、調査で訪問したときや電話対応のときなどに受ける質問は、税金に関するものがほとんどであった。しかし、派遣先部署では、市の職員として市の業務に関する税金以外の質問を受けることも多く、どの部署が担当している業務なのかが分からず、担当部署につなぐことに苦労することがあった。部署を超えて、役所の業務について広く知ることの大切さを学んだ。

3 印象的なエピソード

調査で訪問したときなどに、派遣で来ていることに対して、多くの感謝の言葉を頂いたことである。当初、私個人に向けられた言葉だと思っていた。しかしその後、市民の方から震災当時、最前線で業務に取り組んだ派遣職員の話などを聴く中で、この感謝の言葉は私個人にではなく、今までの派遣職員に対しての感謝の言葉であると感じ、それを代表して受け取っていると思うようになった。この感謝の言葉を今後につなげるように責任を持って業務に取り組まなければならないと思った。

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

被災地で復興の現場をみて、復興の難しさを感じたことである。災害からの復興は迅速さが必要であるが、市民の方が持つ考えや思いを聴く中で、一つ一つの事業において、職員間の説明の統一や何故そうするのか理由を明確にすることを疎かにしてはいけないと感じました。復興事業に限らず大切なことであり、被災地派遣で感じたことを意識して業務に取り組んでいきたい。

最後になりましたが、派遣で出会えた皆様のおかげで、本当に思い出深い一年となりました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。



新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業（平成 26 ～ 27 度供給）



新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業
（平成 29 年度供給）



仮設住宅

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

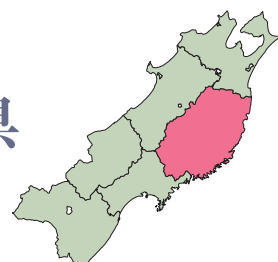
職員座談会

熊本地震への対応

避難者支援

復興局
生活再建課

岩手県



業務概要

○ 組織の目的・役割

岩手県復興局生活再建課は、「被災者一人ひとりの生活再建を支援しよう！」という組織スローガンの下、生活再建のための資金の適切な支給、生活再建に必要な情報の提供、課題解消のための相談支援を通じて、被災者への支援に取り組んでいます。

○ 配置人員

所 属	岩手県	応援職員	臨時職員	計
生活再建課	9名	3名	3名	15名

※ 応援職員は、東京都、千葉県、福岡県から各1名

○ 生活再建課の構成

生活再建課には、被災者支援担当と相談支援担当の2つの担当があり、各担当の業務は以下の通りです。

担当	構成	業務内容
被災者支援担当	担当課長 1名 課員 5名 (主任主査2名、主査1名、主事2名(うち応援職員2名))	・ 建設による応急仮設住宅管理 ・ 民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅(みなし仮設)管理 ・ 災害救助法事務 ・ 被災者生活再建支援事業 ・ 災害弔慰金・災害障害見舞金・義援金等の支給、災害援護資金貸付け 等
相談支援担当	担当課長 1名 課員 4名 (主任主査1名、主任1名、主事2名(うち応援職員1名))	・ 相談体制の充実 ・ 被災者情報の適切な把握 ・ 被災者に対する支援情報の提供 ・ 内陸、県外避難者に対する支援・市町村、民間団体等が行う被災者支援の取組への支援 ・ 住民が主体となった取組の支援 等

岩手県

避難者支援

復興局
生活再建課葛西 紗季
(主税局)

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応

1 担当業務の概要

生活再建課相談支援担当では、沿岸部で被災し県内内陸部や県外に避難している被災者の皆様の生活再建に向けて、多岐に渡る被災者支援を行っています。例えば、様々な相談・問い合わせに一元的かつ柔軟に対応するため、沿岸4か所に被災者相談支援センターを設置し、県内各地において専門家（弁護士、行政書士、ファイナンシャル・プランナー等）による相談会を開催するなどの事業を行っています。

その中で私の担当業務は、主に下記の2つの業務です。

① 県内内陸部・県外の避難者支援

県内外で開催される相談会や交流会に出席して、避難者の方々の生活再建に向けたニーズを把握しています。その上で、県内で生活再建を希望する方には、意向に沿った再建のための様々な支援を行い、避難先での定住を希望する方に対しては、避難先自治体等からの支援につなげるため、避難先自治体や避難先で支援活動を行う民間団体等との情報共有を行っています。さらに、当課に設置している「岩手県被災者専用相談ダイヤル」に寄せられた相談・問い合わせに対応し、支援の充実を図っています。

② 被災者への情報提供

県内内陸部や県外に避難している方々に対して生活再建に関する様々な支援制度や相談窓口情報を提供するため、必要な情報を集めた冊子「暮らしの安心ガイドブック」や「いわて復興だより」等を郵送して随時に情報提供を行っています。また、県公式ホームページの更新を行って、情報格差の解消を図っています。

2 苦労したこと・工夫したこと

最も苦労したのは、震災から5年以上が経ち、これまで生活再建の支援として定例的に行ってきた事業が今でも本当に必要かを考えることと、被災者一人ひとりの生活再建を支え、安全な暮らしを確保するため、真に必要とされる支援事業は何かを見直すことでした。

現在の担当業務の一つに、県内内陸部・県外の避難者の受入を行っている自治体や関係支援団体との調整があります。被災者支援を行っている方々は、それぞれの立場から県に対する様々な要望について話をされるのですが、多くの意見・要望がある中で、今、何が本当に必要とされる支援なのか悩まされることが多くありました。

そのような状況下で、派遣職員としての役割を果たすために、私はまず、自治体や関係支援団体からの意見を謙虚な姿勢で伺い、その後、様々な意見を自分で比較検討したり、職場の県職員の方の意見をお聞きしたりすることで、1つずつ課題を解決していきました。そのような経験を積むうちに、自分なりの判断基準を持てるようになり、着実に仕事を進めていくことができるようになりました。関係者の皆さまの助けがなければ、このような経験はできなかったと思っており、大変感謝しています。

3 印象的なエピソード

「岩手県被災者専用相談ダイヤル」における相談対応での出来事が印象に残っています。

相談者は、被災したご自身の土地に自宅を再建したいと思っており、その際に利用できる制度について相談を受けました。私は、相談者の状況を詳細に聞き取った上で、各種支援制度について、相談者が理解しやすいように丁寧に説明し、申請先や問い合わせ先の紹介を行いました。相手の立場に立った説明を行うことで、最後に相談者の方から「これまで長い間たくさんお世話になりました。本当にありがとうございます」

いました。」と感謝の言葉を頂きました。この言葉を聞いたときは、大変嬉しく感じたのと同時に、自分の役割を再確認することができました。

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

今回、被災自治体に派遣させていただき、支援業務に携わったことで、様々な視点から物事を考えることや、突発的なことにも対応できる力を身に着けることができました。このような経験を都に復帰した際に業務の中で活かしていきたいと思います。

また、これまで経験したことのない分野の業務や環境でも、謙虚な姿勢で前向きに取り組めば、なんとかうまく対応できることを再確認できたことが自信につながりました。思い返してみれば、私は公募制人事に手を挙げて派遣されました。入都当時から被災地派遣の存在は知っていながらも、「自分は経験も少ないし、派遣先で役に立たないのではないか。」という思いがあったので応募するまでに数年かかりました。やはり、未経験の分野へ自ら手を挙げていくということはとても勇気がいることですし、覚悟ができるまで時間がかかることだと思います。しかし、今回派遣されたことで、もともと興味があった分野で仕事をする機会をいただき、モチベーション高く、主体的に業務に取り組むことができました。私のように被災地支援に興味があるけれども不安に思っているような方がいらっしゃいましたら、ぜひ勇気を出してチャレンジしていただければと思います。



職務室での仕事風景



復興局のわんこそば大会

避難者支援

避難地域復興局
生活拠点課

福島県



業務概要

避難地域復興局生活拠点課は、東日本大震災で被災した避難者の生活拠点確保に関する業務の他、平成28年度から災害救助法に関する業務が加わり、組織が拡充された。総勢20人の職員のうち、4人が自治法派遣職員となっている。また、常時約10人の臨時事務補助員が所属している。

福島県からの避難者の生活は、一部を除き応急仮設住宅の無償供与が終了する等、大きな過渡期を迎えている。現に住居確保のメドがたっていない避難者の生活再建を支援するため、平成28年10月1日から新たな住居の家賃を一部補助する「福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業」を開始した。また、避難者受入都道府県と連携して、相談会や県内外の避難者宅で直接相談を受ける戸別訪問を実施し、各支援制度の周知や復興公営住宅への入居を促す等、避難者の生活再建に向けた支援を行っている。

さらに、被災者生活再建支援制度等による各種補助金を交付し、家賃補助以外にも避難者に対して経済的な支援を行っている。

その他、東日本大震災の被災者に対する救助業務の内容及び予算に係る国や受入都道府県との調整を行い、福島県や受入都道府県が適切な救助業務を実施できるよう、国と協議している。

避難指示区域外から避難されている方への 帰還・生活再建に向けた総合的な支援策

平成29年1月25日
福島県生活拠点課

① 民間賃貸住宅等家賃への支援

(1) 対象世帯

応急仮設住宅等に避難している世帯のうち、収入要件を満たし、供与期間終了後も民間賃貸住宅等で避難生活を継続することが必要な世帯。
なお、県内避難者については、妊婦・子ども世帯、避難生活の長期化に伴い、指定難病や障がい（障害等級第1、2級）のため避難先の特定の病院での治療を必要とする世帯を対象とする。
○避難指示区域からの避難世帯、原子力損害賠償（住居確保損害及び家賃に係る賠償）の対象となる世帯は支援対象外。
○一定条件（手扶、家賃が低廉な住宅への転居）のもとで現在居住している都道府県内（県内は避難先の市町村内、東京都・神奈川県・埼玉県への避難世帯は、関東地方内）で転居する世帯も対象とする。

(2) 収入要件

基準額「月額所得21万4,000円以下」の世帯を対象とする。
○母子避難など二重生活世帯については「子ども・被災者支援法」に基づく公営住宅入居の優先的取扱いに準じて、世帯全体の所得を2分の1として取り扱う。

(3) 対象期間

平成29年1月分から平成31年3月分まで。
○制度を公表した平成27年12月25日以降の賃貸借契約を対象とする。

(4) 補助率、補助額

○平成29年1月～平成30年3月分 家賃等の2分の1 一月当たり最大3万円
○平成30年4月～平成31年3月分 家賃等の3分の1 一月当たり最大2万円
○住宅の賃貸借契約に係る初期費用の補助 定額10万円

② 住宅確保等への取組

(1) 公営住宅等の確保に向けた取組

応急仮設住宅等からの退去後、住宅確保が困難な世帯に対し、公営住宅等への優先的な入居や、空き住戸の活用による支援を進める。

【福島県営住宅】

○子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者のうち応急仮設住宅等の入居者を対象に新たな優先枠を設け、中通りの住宅を中心に170戸提供。

【県外の公営住宅等】

○子ども・被災者支援法に基づく優先入居や独自支援を要請。
取組事例：東京都300戸、埼玉県150戸、新潟県80戸、神奈川県70戸など

いずれも有償での入居となります。

【雇用促進住宅】

○東日本の一部の空き住戸（約400戸）について、新たな入居先として提供。
※雇用促進住宅の入居者資格を満たす必要あり。

【UR賃貸住宅】

○①の対象世帯について、新規入居申込時の資格要件を緩和し、基準月収額算定方法の特例を設定。

(2) 意向調査等の実施

○郵送調査（平成28年1月）
○戸別訪問（平成28年5月～平成29年2月）

(3) 避難者住宅確保・移転サポート事業（平成29年1月～）

○県内の自力で賃貸住宅が見つからない世帯や保証人の確保が困難な世帯等を訪問し、不動産会社への付き添いや、諸手続きに係る支援を行う。

<その他のお問い合わせ先>

福島県被災者のくらし再建相談ダイヤル
0120-303-059

③ 移転費用の支援

○福島県ふるさと住宅移転補助金

平成27年12月14日受付開始。
＜対象世帯＞
県内外の応急仮設住宅等から県内（県内避難世帯は避難元市町村）の自宅等へ移転した世帯。
※平成29年3月末までに完了する移転が対象。

＜補助額＞（ ）内は単身世帯
県外からの移転 10万円（5万円）
県内からの移転 5万円（3万円）

福島県

避難者支援

避難地域復興局
生活拠点課

福井 青梓
(水道局)

1 担当業務の概要

① 災害救助法第 20 条に基づく求償事務

国や避難者受入都道府県との、避難者支援の内容及びその支援に要する費用の求償可否に関する調整を担当した。

避難者支援のために受入都道府県が支払った費用は、一旦福島県に求償され、内容を精査した上で、国庫負担分を国へ申請している。受入都道府県が実施しようとしている支援内容が災害救助法を根拠に費用負担できるものなのか調整を行い、適切な支払いがなされたか受入都道府県から提出される資料で確認を行った。

② 災害弔慰金等負担金の交付

災害弔慰金等負担金の交付事務及び震災関連死に関する問合せ対応を担当した。

私が担当した災害弔慰金は、東日本大震災に被災した事が原因で死亡（震災関連死）した方の遺族に支払われる見舞金であり、法律に基づき、国、県、市町村が一定の割合で負担している。申請の受付、審査及び支給決定は市町村が行っている。県は市町村へ県負担分を交付し、国へ国庫負担分の交付申請を行っている。

③ 飯舘村からの避難者の住居確保

飯舘村からの避難者の住居を確保するため、国家公務員宿舎の使用許可申請及び民間企業の社宅を借り上げる賃貸借契約事務を担当した。使用許可を得ている国家公務員宿舎は、財務省及び農林水産省が所管しており、各省及び飯舘村の間に入り、次年度の使用許可延長や今後の返還に向けた調整を行った。

④ 双葉地方町村復興支援事業

東日本大震災によって失われた雇用機会を確保するため、双葉郡 8 町村の事務の一部を担う双葉地方町村会に緊急雇用のための業務委託を行った。委託内容は、町村会の事務補助員の雇用である。また、平成 28 年度からは当事業が原子力災害対応雇用支援事業と位置づけられ、雇用した被災求職者の再就職を支援するための人材育成を実施した。

⑤ その他

復興公営住宅へ入居を希望する避難者の相談会に出席し、申込み方法等の説明を行った。また、「民間賃貸住宅等家賃補助事業」のために、庁舎外に新たな執務室を設置する上での情報システム関係の調整を担当した。

2 苦労したこと・工夫したこと

災害救助法に基づく受入都道府県からの求償について、送られてくる資料が膨大であり、また記載方法も各々異なっていることから、内容の確認に時間を要した。また、救助法の内容を深く把握する必要があったため、当初は常に条文を調べながらの作業となった。

さらに、震災関連死の認定について、市町村からの困難事例の対応方法に関する問合せや遺族からの苦情に苦慮した。

3 印象的なエピソード

復興拠点の視察のため帰還困難区域へ立ち入る機会があり、震災当時のまま放置されている町の景色や、生々しい津波の爪痕が印象的だった。また、新潟、山形、福島の三県知事会議の場に随行させていただき、知事同士の会談の場に立ち会う貴重な経験ができた。

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

災害救助法に関する業務に関わったことは、東京都が何らかの災害にあった際に必ず活かせる経験でした。特に、救助事務の内容について、非常に多くの議論に関わることができ、ここで得られた知識は危機管理に関する業務で活かしていけるものだと思います。また、国や他都道府県との調整が非常に多く、様々な立場の考え方に触れる貴重な機会となりました。



ほぼ全壊した建屋



外観。雑草が高く生い茂る



研究所内。震災当時のまま



津波被害にあった家屋



敷地内。荒れ果てた様子



壁が鉄骨ごと変形している



玄関。緊急避難の混乱からか備品が散乱している

風評対策等

農林水産部
農産物流通課

福島県



業務概要

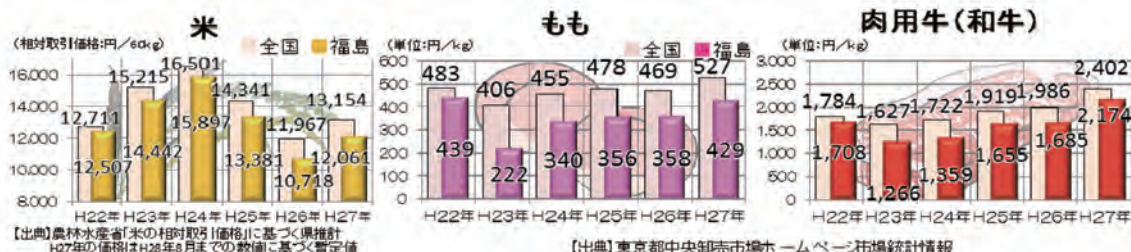
福島県は、東日本大震災に伴う原子力災害の影響により、県の主要農産物である桃をはじめ肉用牛や米等の市場価格は低迷し、徐々に回復傾向にあるものの、一部の農林水産物については震災前の水準には戻っていない。また、量販店等における県産品の取り扱い縮小や、海外では県産品の輸入規制が敷かれる等、風評の影響は依然続いている。

農産物流通課は、県産農林水産物の風評払拭のため、県内や首都圏を中心とした国内全域や、輸出拡大が見込めるアジアを中心とした諸外国に向け、県産農林水産物の魅力や安全・安心の取組を発信し、理解促進を図る様々な事業を展開している。また、予算規模については出先機関を含めると県内でトップクラスとなり風評対策の最前線に立っている部署である。

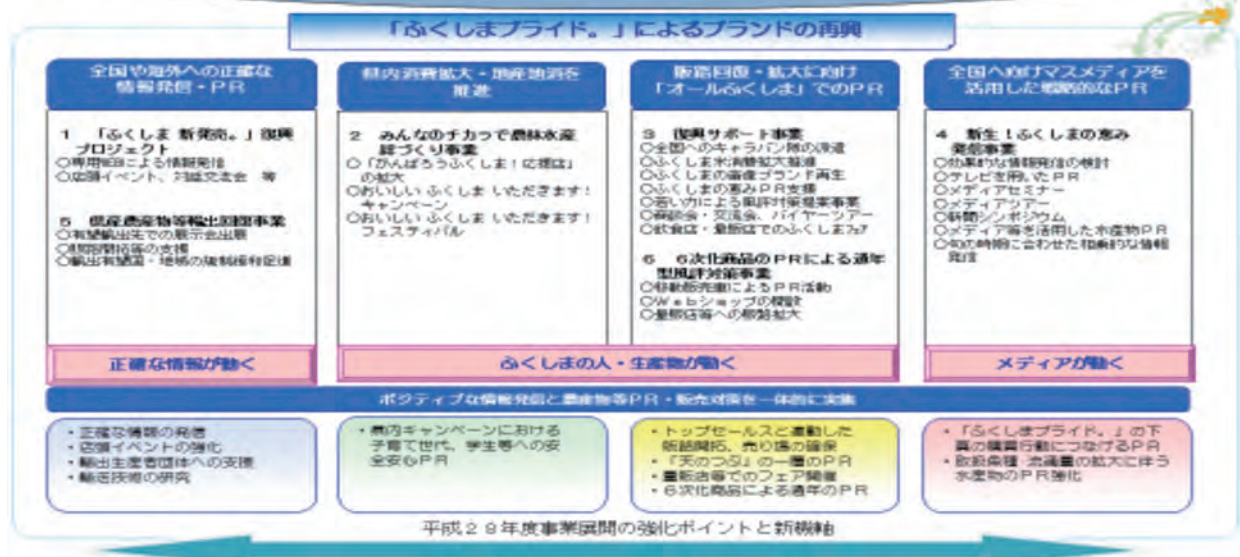
農産物流通課の組織体制は、課長1名、副課長2名、主幹1名以下23名（派遣職員は東京都より2名、石川県より1名）により、以下3つの担当ラインで構成されている。

- 消費ライン・・・県内での風評払拭及び地産地消の推進に向けた事業
- 流通ライン・・・県外での風評払拭及び消費・販路拡大に向けた事業
- 6次化産業ライン・・・農林水産物の6次産業化の推進、輸入規制緩和に向けての取組

主な農産物価格の推移



平成28年度 チャレンジふくしま農林水産物販売力強化事業 ～元気なふくしまの農林水産物を取り戻すために～



福島県

風評対策等

農林水産部
農産物流通課菅野 智也
(主税局)

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応

1 担当業務の概要

県産農林水産物の風評対策事業の一環として、下記の事業を担当した。

① チャレンジふくしま若い力による風評対策提案事業

次世代を担う若者等の行動力や感性といった若い力を活かした、農林水産物を主体に観光等様々なふくしまの魅力を発信する斬新な企画を公募し、県の委託事業として活動を展開することで福島県産農林水産物に対する風評払拭や消費・販路拡大を図る事業。

今年度は、NPO法人や任意団体など3団体と委託契約を行い、主に団体との連絡調整、イベント対応、進捗管理等を行った。

② ふくしまの恵みPR支援事業（補助金）

県内の市町村や県域農業団体、民間団体等が県産農林水産物等の販売促進PR活動に対して支援を行い、風評の払拭を図り、販売・消費の拡大に資することを目的とした補助事業。

今年度は約280の団体に対して支援を行い、県内や首都圏を中心に幅広くPR活動を実施した。

主な業務として、出先事務所や各団体の進捗確認、補助金予算の執行状況の取りまとめがあり膨大な書類審査や各方面との連絡調整に苦労した。

③ 「ふくしま新発売。」復興プロジェクト WEBによる情報発信

県産農林水産物の正確な情報を発信するため、専用のWebサイト（ふくしま新発売。）を運営しており、運営管理に携わった。Webサイトでは農林水産物のモニタリング情報、生産者にスポットを当てたブログ記事、各種イベントのお知らせ等を公開している

④ 食の祭典「おいしいふくしまいただきます！」フェスティバル2016

福島県ならではの「食の魅力」を県内を始め全国へと発信するために、県内最大級の食の祭典である通称いたふくを9月3日(土)、4日(日)に郡山市のビックパレットふくしまにて開催した。所属部署を始め他部署や県内関係者の協力もあり、県内の飲食業者、生産者を中心とした127団体が集結し、連日家族連れで賑わい、大勢の方に福島の「食の魅力」を発信することができた。



PR用ポスター
(都庁内や都営大江戸線の中吊り広告にも掲示)



福島県事務所の近藤課長と筆者

2 苦勞したこと・工夫したこと

4月配属当初から補助金の交付決定、委託事業のプロポーザルと契約締結、実績報告書類作成と、業務量の多さに驚愕し、1年間やり通せるか不安になった。

担当となった④のイベント実施については、直前まで委託業者、他部署、出展業者、メディア等あらゆる方面との調整が必要となり、意見の相違や不測の事態に対処するのに非常に時間を要し苦勞した。また、委託業務で制作するガイドブックの制作物についても、最新の情報を反映するため入稿期限直前までチェックを行う必要があり、他の業務も遂行しながら限られた時間での作業が1人では厳しかったため、担当ラインの方々に助力いただき何とか間に合わせる事ができた。

3 印象的なエピソード

「フルーツ王国」と称されるように、福島県では夏から秋にかけて、主要農産物である「桃」を始めとした多数の農産物の出荷が最盛期となり、それに伴い農産物流通課のPRイベントも多くなる。

イベントは土日開催が多いため休日は潰れてしまうが、担当ラインの方々と前日まで準備を行いイベント対応で各地を奔走し、消費者に直接県産農林水産物をPRできたことは、楽しかった事でもありやりがいを感じる仕事でもあった。



風とロック芋煮会 2016 で県産食材を使用した芋煮をふるまった。

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

福島県で得た教訓として、今後、東京都でも多種多様な業務を抱えている部署に配属され、複数の業務を担当した時に、1つの仕事にかけられる時間も限られてくるため、仕事の進め方についてより具体的な計画性を持って取り組む必要があると感じた。また、多様な業務を行う中で事務処理をただこなすだけでなく、1つの仕事がどのような意味や効果があるか常に考えて実行し、業務の効率化に繋げていく必要があると感じた。

最後となりますが、私は福島県出身であり、入都してから故郷の復興のために何か役に立ちたいと漠然とした気持ちを持っていました。その中で被災地派遣を希望し、農産物流通課で農林水産物の風評払拭という福島県の復興へ欠かせない重要な課題に携わることができたため、この1年間はかけがえのない経験となりました。この機会を与えていただきサポートしてくださった東京都職員の皆様、派遣先で暖かく迎えてくださった福島県職員の皆様に心から感謝申し上げます。

これからも福島県で得られた経験や教訓を東京都で活かしながら、故郷の魅力を東京都で発信し続け、復興を後押ししていきます。

皆様も是非、福島のお食べ物はんめえがら食べてくなんしょ。



生産量全国2位を誇る桃



渋柿を硫黄で燻製したあんぽ柿



全国新酒鑑評会金賞受賞数4年連続日本一となったお酒

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応

福島県

風評対策等

農林水産部
農産物流通課

菅本 一徳
(教育庁(学校))

1 担当業務の概要

私は派遣された農産物流通課（消費ライン）で主に①県内の風評払拭・消費拡大事業に関する業務と②総室内の総務業務に従事した。①は基本的に委託事業となっており、私の業務は委託先・外部との連絡調整、折衝、運営管理、次年度のプロポーザルであった。（事業概要については下記に詳述する。）②では、政府予算要望対策業務、照会事務、公用車管理、IT業務を担当した。

【事業概要】

1 「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーン

主に県内における県産農林水産物の風評払拭・消費拡大を目的に、消費者の視覚・聴覚・味覚に直接訴えかけることで、県産農林水産物の美味しさや安全性をPRする事業。PRする対象も明確にしており、下記のとおり3本立てで行った。

（子育て世代向け企画）

子育て世代という食材の安全安心に敏感で関心が高い方々を対象に、県内4地区（福島地区・郡山地区・会津地区・いわき地区）で開催。各地区の子育て世代約30名を対象とし、以下①～③をセットで実施した。

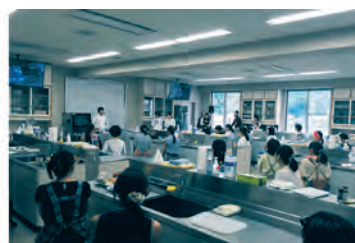
- ① 県産農林水産物の魅力や安全性（放射性物質の基礎知識等）を伝えるセミナー
- ② 生産現場や自主検査所等を見学するバスツアー
- ③ 著名シェフによる県産農林水産物を活用した料理教室



安全・安心セミナーの様子



ワンダーファームでの収穫体験の様子



川越シェフとの料理教室の様子

（学生向け企画）

栄養士など今後食に関連した職業等を担う県内の大学・短大・専門学校の生徒を主な対象とし、県産農林水産物の安全安心に関するセミナーや旬の県産食材を使った料理実演・試食会を実施した。（年間で6校実施）

（量販店編）

一般消費者を対象に主に県内の大型量販店にて、著名シェフと生産者によるトーク料理ショーや試食会、安全安心に関するクイズ大会、パネル展示等を行った。県内の大型量販店で3回、東京・日本橋にあるアンテナショップ「日本橋ふくしま館 MIDETTE」でも実施した。

※日本橋ふくしま館 MIDETTE（「見でって」とは、「見てね、来てみてね」といったお誘いの気持ちを福島県の方言的に表現したものです）では福島の魅力ある食材・工芸品等を取り揃えています！



内堀知事による量販店でのトップセールス

2 「がんばろう ふくしま！」応援店

福島県産の農林水産物や加工品を積極的に販売・使用する等して、ふくしまを応援してくれている県内外の飲食店、小売事業者、宿泊施設等を「がんばろう ふくしま！」応援店として登録し、応援店の活動を支援することによって、県産品の消費・流通拡大に繋げる事業。

現在、約 2,200 店もの事業者が登録されており、年間を通してのプレゼントキャンペーン、加盟店拡大のためのバイヤーツアー等を実施した。(都庁の食堂も応援店に加盟しています！)



「がんばろう ふくしま！」応援店
プレゼントキャンペーン実施ポスター



抽選会の様子

2 苦労したこと・工夫したこと

1つは、主事ながら主査級の働きを求められることである。委託先・外部（代表者等）・関係部署との連絡調整、管理職への説明、メディア対応など東京都の主事では体験できないであろうことを経験できた。都での業務とは全く違い、手探りの部分も多かったが、周りの方々の支えのおかげで何とかやり切ることが出来た。

また、事業関係の業務と総務業務の両立にも苦労した。繁忙期になると月の半分近く出張に出ることもあり、総務の仕事と両立することは大変であった。

迅速さを求められる業務が多かったため、常に優先順位をつけ、1日、1週間、1ヶ月と先々を見据え、計画を立て業務に当たるよう心がけた。また、東京都と何かしら連携・協力できないかを意識して業務に当たるようにした。

3 印象的なエピソード

風評払拭というすぐには成果が分かりにくい業務であったが、イベントを通して参加者が県内でも知られているようで知られていない福島県の魅力等を再認識・新発見している様子を見ると、凄くやりがいを感じ、また福島復興・創生の一助を担えている気がして嬉しかった。

また、農産物流通課では、東京都で奨励されているライフ・ワーク・バランスを保つことは中々難しい部署であった。予算は膨大で、業務量は多く、休日出勤も多い職場であった。そのようななか、県職員の方々が温かくサポートしてくださり、いつも誰かしらが声をかけてくださる環境であった。福島県がそのような風土であることが嬉しく、忙しくても頑張れた。



米消費拡大推進連絡会議の活動の様子
東京都世田谷市場まつりでの活動の様子



ご当地キャラこども夢フェスタ in しらかわ
2016にて 佐藤主事と筆者（左）

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

度重なる委託先との連絡調整により、外部との連絡調整・折衝力が養われた。事業を進めるなかで、県としての意見を的確に伝え、事業趣旨に沿うように調整・折衝していった経験は今後の都政業務においても活かしていけると思う。

また、福島県では政府予算要望に多大な時間・労力を予算確保のため割いており、その一部分を担当させていただいたことにより、見識が広がるとともに、何より地方行政の在り方についても考えさせられた。県職員だけでなく、様々な自治体・民間企業からの派遣職員とも交流を持つことができ、東京都を客観的に見る良いきっかけともなった。

最後に、「復興・創生期間」という新たなスタートに福島県職員の一員として従事する機会を与えていただき、支えてくださった多くの福島県および東京都職員の皆さまに感謝申し上げます。これからこの経験をどう活かし、東京都に戻った自分に何ができるのかが重要だと思っています。今後もここで出来た繋がりを大切にしていきたいと思いますので、皆さまこれからもどうぞよろしくお願いします。

遺児孤児支援等

保健福祉部 こども未来局
こども・青少年政策課

福島県



業務概要

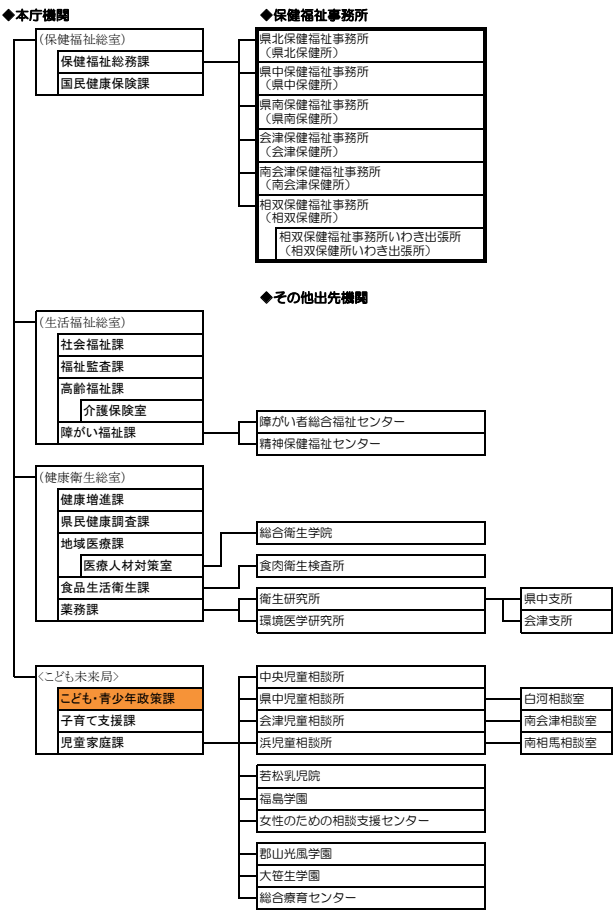
派遣先のこども・青少年政策課は、平成27年度に設置された部署で、総勢16名で少子化対策や復興に向けた施策に総合的に取り組んでいます。

少子化は、全国的に大きな課題と位置づけられています。その背景には、個人の価値観の変化に加えて、ライフスタイルの変化による子育ての負担感の増大などがあります。それに加えて福島県では、東日本大震災に伴い、多くの子育て世帯が県内外への避難を余儀なくされているなど、被災地ならではの理由も潜んでいます。

このまま少子化が進行すると、経済面、社会面ともに大きな影響が生じます。経済面では、労働力人口の減少や社会保障分野における現役世代の負担の増加、社会面では、高齢化と相まって地域活力の低下を招くことなどが予測されます。

そのような事態を防ぐために、本県では「子ども・若者育成プロジェクト」を復興計画の重点プロジェクトの一つと位置づけています。具体的には、「日本一安心して子どもを生み、育てやすい環境づくり」を目指して、少子化対策の推進や子どもの貧困対策の推進、青少年の健全育成の推進などを実践しています。

■平成28年度 福島県保健福祉部の組織



職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応

福島県

遺児孤児支援等

保健福祉部 こども未来局
こども・青少年政策課

塩沢 真由
(主税局)

1 担当業務の概要

私がこども・青少年政策課において従事した主な業務は以下のとおりです。

(1) 東日本大震災ふくしまこども寄附金に係る業務

県では、平成23年8月から東日本大震災による震災孤児等への支援のための寄附口座を開設しています。平成28年3月31日時点で12,579件、総額4,968,851,556円の寄附金が寄せられています。主な業務としては、全国からいただいた寄附金を「東日本大震災子ども支援基金」へ積み立て、寄附者の方から希望があった場合には、知事、副知事または局長が出席する贈呈式を企画する等の業務を行いました。また、寄附者の方へ寄附金使途を説明するため、「福島県東日本大震災子ども支援基金事業報告書」を作成しました。

(2) 東日本大震災子ども支援基金給付金給付事業に係る業務

福島県東日本大震災子ども支援基金給付金給付要綱に基づき、東日本大震災により保護者が死亡又は行方不明となった児童（遺児・孤児）に対して、生活及び修学を支援するための給付金を給付する業務を行いました。

(3) 東日本大震災子ども支援基金の活用に係る業務

平成24年12月県議会において福島県東日本大震災子ども支援基金条例の改正が議決され、震災孤児・遺児の支援に加えて、支援の対象を県内全域の子どもたちへと拡大し、県庁の各部署が実施している事業に基金を充当しています。そこで、平成29年度実施事業のうち基金充当要望があったものについてヒアリングを実施し、選定を行いました。



事業報告書表紙

2 苦労したこと・工夫したこと

(1) 苦労したこと

派遣前は都税事務所で滞納整理という専門的な業務に従事していましたが、今回初めて事業を担当することになりました。復興を担う即戦力として期待され、たくさんの業務が山積しているなか、最初は起案文の書き方や契約書の作り方など基本的な業務の仕方がわからず苦労しました。

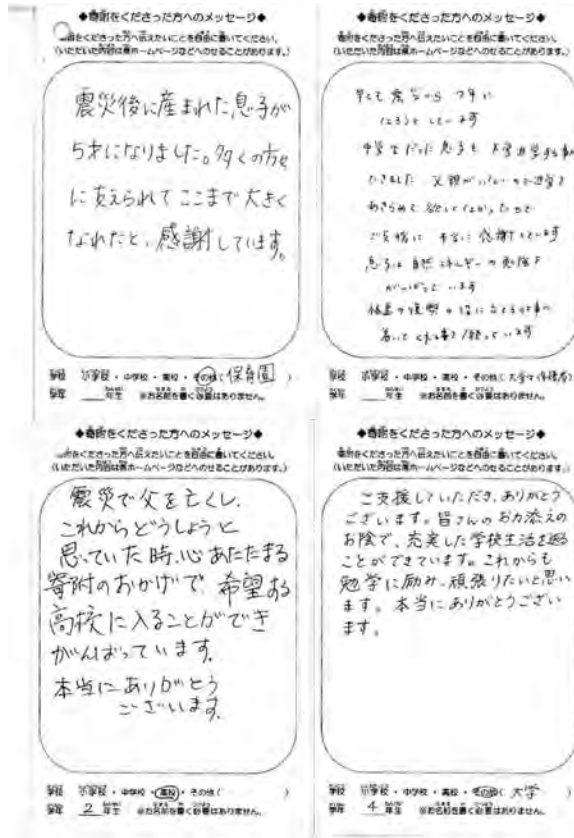
また、被災三県の設置する基金へ現金及び不動産を包括遺贈したいとの申し出があり、関係三県で調整の上、遺産分割協議書を作成し財産受入を行いました。被災地ならではの前例のない業務に戸惑いましたが、都税事務所で学んだ相続関係の知識を活かすことができたのは嬉しかったです。

(2) 工夫したこと

寄附者の方から、寄附金という間接的な支援だけではなく、被災した子どもたちと交流するなど直接的な支援をしたいという申し出をいただくことが何度ありました。その際には、課の事業を委託しているNPO法人や県内部局を紹介するなど、業務の枠を超えて可能な限り対応しました。実際に自分が仲介してイベントが実現したときにはやりがいを感じました。

3 印象的なエピソード

震災から5年以上が経過している現在でもたくさんの寄附金が寄せられ、またお金と一緒に多くの温かい応援メッセージが送られてきます。また、給付金を給付している児童や保護者の方からも寄附者の方への感謝のメッセージが届いています。寄附者の方へのメッセージについては、福島県東日本大震災子ども支援基金事業報告書に掲載し、寄附金を通して両者をつなぐ仕事にとってもやりがいを感じました。



寄附者へのメッセージ



5月2日「北海道のチカラ 今、私たちにできること」(HTB主催)で寄せられた桜の応援メッセージを掲示した際の写真(県庁正面玄関)

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

東日本大震災子ども支援基金の充当事業の選定にあたっては、各部署の事業を取りまとめたヒアリングを行いました。これにより、原発問題を抱える福島県が子育て分野において、どのように復興を目指していくのか知見が広がるとともに、高い視点をもって県庁全体を見ることの重要性を感じました。都税事務所で業務を行っていた際には、常に都民の目線に立つことを意識していましたが、それに加えて、高い視点をもって都全体を俯瞰することも意識しながら業務に従事していきたいです。

最後に、心よく送り出してくださった東京都職員の皆様、受け入れてくださった福島県職員の皆様、日々支えてくださった他県の派遣職員の皆様には心より感謝申し上げます。



12月6日 内堀知事によるふくしまこども寄附金贈呈式の様子(知事室内)

医療復興等

保健福祉部
地域医療課

福島県



業務概要

福島県保健福祉部は主に県内の保健・医療・福祉分野に関する職務を担当しており、組織構成は表のとおりです。平成28年度における保健福祉部の施策は、次の6つの基本目標ごとに、福島県復興計画や人口減少・高齢化対策を総合的に進めるための「ふくしま創生総合戦略」の着実な実行を目指しながら、本県の保健・医療・福祉を取り巻く課題の解決に向けて、積極的かつ効果的な事業の展開を図ることとしています。

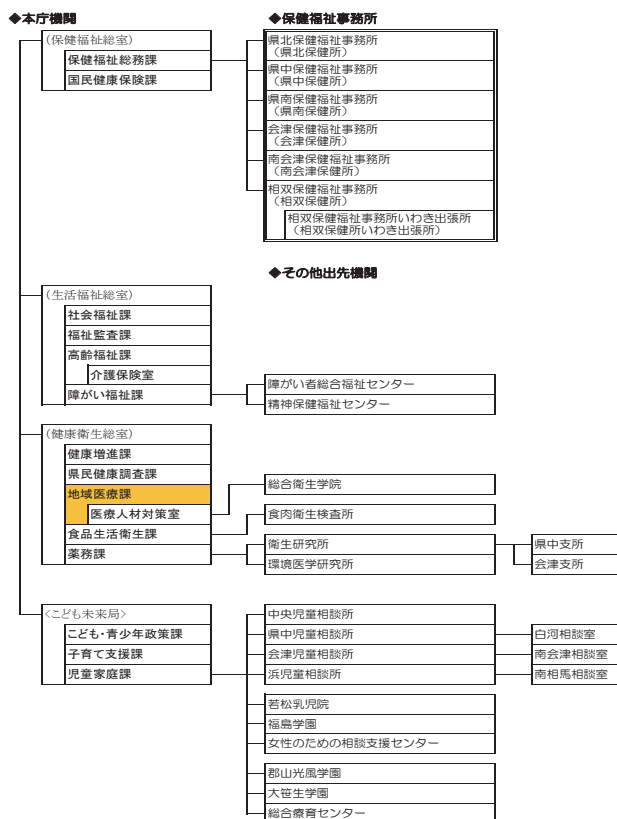
- 1 復興へ向けた保健・医療・福祉の推進
- 2 全国に誇れる健康長寿の県づくり
- 3 地域医療の再生と最先端医療の推進
- 4 日本一安心して子どもを産み育てられる環境づくり
- 5 とともにいきいき暮らせる福祉社会の推進
- 6 誰もが安全で安心できる生活の確保

私が所属する地域医療課は、県民の一人ひとりが生涯を通じて各ライフステージや疾病に応じた医療サービスを等しく享受できるよう、次の事項を基本とした施策を重点的に推進しています。

- 1 医療提供体制の整備充実
- 2 救急医療体制の強化
- 3 歯科医療の確保
- 4 地域医療再生基金事業等の推進
- 5 移植医療の推進

課の体制は、平成28年4月1日現在、管理職として、課長、主幹2名（地域医療担当）・（医療政策担当）、ラインとしては、医療復興担当ラインに主任主査2名（うち1名が著者）、主査1名、主事4名、医務救急担当ラインに主任主査1名、主査1名、副主査2名、主事2名、専門員1名（愛知県派遣）、医療相談員1名、臓器移植推進財団コーディネーター2名となっています。

■平成28年度 福島県保健福祉部の組織



福島県

医療復興等

保健福祉部
地域医療課大隅 一暢
(福祉保健局)

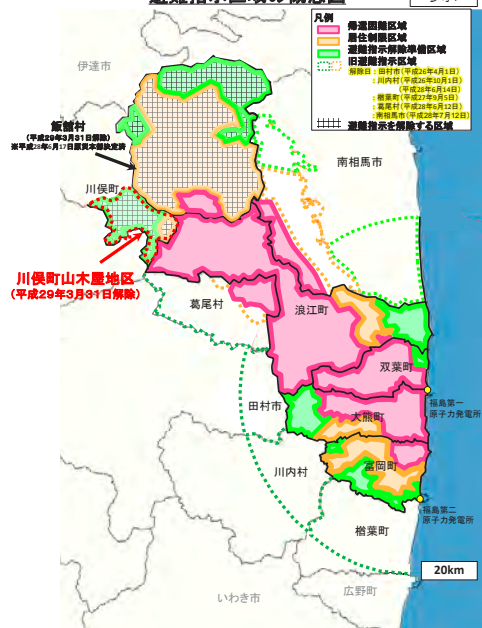
1 担当業務の概要

福島第一原子力発電所の事故による避難指示区域等の設定により、多くの住民が避難を余儀なくされた双葉郡等において、医療等提供体制を再構築することが主な業務であり、その検討の場である「双葉郡等避難地域の医療等提供体制検討会」（以下「検討会」という。）の事務局を担当しました。双葉郡とは、福島県の東部に位置し、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村のことで、今なお多くの住民が避難し、地域社会全体に空白が生じるなど、深刻な被害が続いている地域です。

この地域では、震災前に稼働していた二次医療機関は6病院ありましたが、震災後、現在稼働しているのは1病院（広野町にある高野病院）であり、その他の病院は再開する見込みすら立っていません。また、救急医療を担う病院もすべて休止している状況です。

この検討会は、平成27年9月に国、県、地元市町村及び関係団体を構成メンバーとして設置され、双葉郡等に必要医療等提供体制を検討するなかで、住民帰還を促進し、帰還した住民や廃炉・除染作業員の安心や健康を確保するため、二次救急拠点である「ふたば医療センター（仮称）」（以下「医療センター」という。）の整備が喫緊の課題とされ、その整備計画の策定を進めてきました。昨年の9月にはその整備内容を知事記者会見で公表することができ、また検討会の1年間の検討結果を、中間報告として取りまとめることができました。2ヶ月に1回のハイペースで検討会を開催し、怒涛のような半年間の中である一定の成果を収めることができ、「一丁上がり」と言いたいところでしたが、やっとスタート地点に立てただけで、すべてはこれから始まるのだと思いました。

避難指示区域の概念図



避難指示区域の概念図（経済産業省 HP）

第6回双葉郡等避難地域の医療等提供体制検討会の様子
平成28年9月16日開催

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

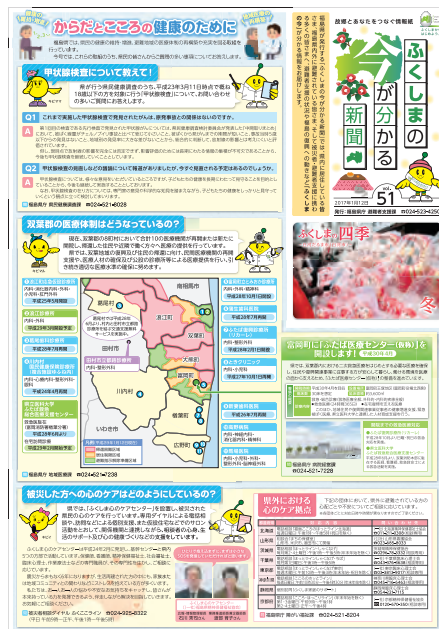
職員座談会

熊本地震への対応

案の定、10月に入ると中間報告完成の安堵感などは過去のものとなり、平成30年4月の医療センター開設をめざし、その準備委員会に参画したり、医療センター運営に必須の多目的ヘリの運航事業を構築したりするなど慌ただしい日々を過ごすことになりました。

また、県内外の避難者に対して、福島県内の復興に向けた動きや、本県で安心して暮らすための環境整備や生活支援等に関する情報等を継続的に提供している「ふくしまの今がわかる新聞」に、双葉郡の8町村において再開、新たに開院した医療機関の情報を取りまとめ掲載しました。慌ただしい日々の中で、直接的に避難者への情報提供をする業務は、「東京から来て、ほんの少しは避難されている方々のお役に立てているのかもしれない。」という実感がわいた機会でもありました。

年末には、高野病院の院長が急死されたという訃報が飛び込んできました。高野病院とは、広野町にある民間病院で、震災後は双葉郡で唯一稼働してきた病院として、地域の医療を支えてきました。院長はその病院の唯一の常勤医師であり、その死により、高野病院が存続の岐路に立つという問題が発生しました。もちろん、県において双葉郡等の医療提供体制を所管するのは、自分が配属されている部署であるため、新年早々から高野病院の診療体制確保という問題に直面することとなりました。



「ふくしまの今がわかる新聞」
(第51号平成29年1月12日発行)

2 苦労したこと・工夫したこと

土地勘のない組織、自分のことを誰も知らない組織、そのような中での業務でしたが、東京都職員として今まで自分が培ってきた知識や経験をフル稼働することで、何とか業務を円滑に進めることができたのではないかと考えています。しかし、その陰には、県庁職員の方々のご助言やご支援があったことは言うまでもありません。

工夫したことは、前述したように初めての組織であり、土地勘もない組織でしたので、「その土地を知り、その人を知る。」といった姿勢を大切にしました。



福島県観光交流課主催「福島県観光キャンペーン『リアル宝探しコードF-6』」に参加し、宝箱を発見した著者



コンプリートしたことを物語る「福島県観光キャンペーン『リアル宝探しコードF-6』」の冊子

今一番感じていることは、復興へのスピードが加速しているということです。政府の『原子力災害からの復興の加速に向けて』（平成27年6月12日原子力災害対策本部）では、避難指示解除準備区域・居住制限区域は、遅くとも事故から6年後（平成29年3月）までに避難指示を解除できるよう、環境整備を加速するとされていましたが、帰還困難区域についても、政府方針（『帰還困難区域の取扱いに関する考え方』（平成28年8月31日原子力災害対策本部））により、5年を目途に、線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す「復興拠点」を、各市町村の実情に応じて適切な範囲で設定し、整備することが示されました。双葉郡は、復興が進んでいる地域、ようやく解除になる地域、これからも避難指示が続く地域とそれぞれステージが違った地域を抱えることになります。それぞれのステージに応じて、しっかりと支援していかなければなりません、これらの動きに、県行政が追いついていくのが精一杯だという感じを正直受けています。復興への業務量に対し職員数が足りているとは思えません。「人的支援では本当に助かっています。」という県職員の方々からの声を聞かされた時に、今後も都から可能な範囲で、福島県への人的支援を行っていければと思います。

3 印象的なエピソード

東京を離れる昨年の3月末、最後の出勤日のことでした。東京都立府中療育センター事務室（派遣元職場）で挨拶を終え、そのまま福島へ旅立つ自分を、事務室職員のみなさんがわざわざ外まで出て来られ、神経坂を登る自分の姿が見えなくなるまで手を振って見送っていただいた—まるで今生の別れのように（笑）—その光景が、今でも昨日のように思い出されます。

そして、福島に赴任して2ヶ月後の6月。検討会が終了した後、ある委員の方が事務局である自分に「人が住む地域には3つのものが必要です。働く場所、教育、医療。その医療の分野で、放射能災害で避難指示となった区域に人を帰還させるために、その区域に病院を建てるという歴史上類を見ないことを我々はしていこうとしています。一緒にがんばりましょう。」と声をかけていただいたことがありました。その言葉に、ここが医療分野での復興の最前線であり、この場所にいる機会を得られたこと、そしてこの場所で、微力ながら復興支援に貢献できることに感謝すら覚え、身が引き締まる思いがしました。

また、1月から本格的に動き出した「高野病院の診療体制確保」の問題では、高野病院への支援の輪が全国に広がっていることや、復興大臣や厚生労働大臣が高野病院の支援について言及するなど国政レベルでも注目されているニュースを目にしたことは、あらためて福島県の復興が今でも全国的に注目されていることを知るとともに、自分が全国的に関心を持たれている場で業務に身を置き、東京にいてはできない貴重な経験をさせていただいているのだということを再認識した出来事でもありました。

仕事上で、初対面の方々への挨拶や初めてメールを送信する際には、「この4月に東京都から自治法派遣で赴任しました…」というフレーズを用いていました。すると、先方から「そうでしたか！大隅キャップ[※]は東京都から応援に来て頂いた方なのですね！当課も東京都からこれまでに何名もの職員の方にお世話になりました！今でも毎年同窓会を開いています（笑）」という返信をいただいたことがありました。

また、仕事柄、保健福祉部の部長（都でいえば局長）、政策監（都でいえば総務部長）さらに、総務部政策監（都でいえば総務局総務部長）とも一席をご一緒させていただく機会が多く、その度に「東京都からの派遣職員はとても優秀だ」「自ら進んで福島に来てくれているので志も高い」と言っていたこともありました。

県職員の方々からこのように言うだけでいいことは、都職員として誇らしく、本当にうれしく思い、今までの東京都派遣職員の方々が県庁組織で奮闘し、組織に馴染み、築き上げてきた信頼関係に基づく賜物だと思いました。

※福島県庁では係制廃止に伴い、旧係長級職員の職制は「主任主査」となりました。その呼称が「キャップ」であり、県職員の方々から自分は「おおすみキャップ!」と呼ばれていました。



平成 28 年 4 月県庁から阿武隈川を望む



平成 29 年 1 月県庁から阿武隈川を望む

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

今回、自分の希望が叶い被災自治体へ派遣されましたが、このことにおいて自分には2つの課題が課せられたと思っています。ひとつは、東京都職員の代表として被災自治体を支援することであり、もうひとつは、1年後に東京都に戻り、派遣期間で得られたものを東京都の組織に還元することです。

一つ目の課題に対しては、前述したように、微力ではありますが、被災地の復興に貢献できたのではないかと思います。二つ目の課題に対しては、自分は、配属された部署において県の重要案件に携わることができ、部長レク、副知事レクなどを頻繁に行い、都とは違う組織とはいえ、上司、部長にどう説明し、どう上げるかだけではなく、副知事、さらに議会は通るのか、マスコミは…と、広い視野で物事を考える必要に迫られる場面に出くわすことが多く、幅広く仕事を考える感覚を習得する機会を持つことができませんでした。また、日常業務においては、課やラインの運営管理を、統括課長代理としての自分だったらどう対処するのかを、都の組織と比較しながら想定することもありました。これらの業務の中から培った知識や経験を、今後は都の組織の中で役立て、より良い業務成果につなげていきたいと思っています。

この一年を振り返ると、被災地自治体での業務やその土地での生活を通じて得られる経験は、大変貴重なものでした。特に業務面では、日々起こることをより多く吸収できるように、常に心がける必要がありましたし、それ相当のスキルが求められました。自分は今まで東京都で何をやってきて、今、何を身に付けているのか。それが非常に問われることを痛感しました。

また、仕事で良いパフォーマンスを出すために、東京にいる時以上に心身とも万全に努め、健康管理に十分留意することを心がけました。さらに、オンオフの切り替えが非常に重要であることも痛感しました。

日々の業務は慌ただしく、業務内容もディープな性質のものが多く、知らない土地での生活・住環境もそれなりに大変だったため、より毎日を楽しむ姿勢を持ち続けようと意識し続けました。それは、「福島だから楽しい」、「東京の方が楽しい」という発想を持つことなく、福島だろうと、東京だろうと、1日は24時間であることは変わらない、その場所で、その時間をどのように過ごすのかは、その本人次第であり、その人によってその日がどのようなものになるかが決まるのだ、という当たり前のことに気づき、その発想を大切に持ち続けることであり、ここでの生活を楽しむことでストレスに負けない自分を築き上げてきました。

この被災地自治体への派遣は、被災地の現状を自分の肌で感じ取れるまたとない機会だと思いますし、また、東京を離れ、支援業務に携わる事もさることながら、自分の事を誰も知らない組織の中で、自分にどれ程の適応力や順応性があるかを見ること、また知らない土地で生活を送ることは、とても刺激的だと思いました。東京都職員として、また一個人としても、一回りも大きく成長させてくれた一年間でした（と、自分は思っているのですが…）。

派遣期間は一年で終わりますが、今後も被災地の復興には関心を持っていきたいと思います。

平成30年4月に、自分が関わった医療センターが開設します。その時は、福島を訪れ、遠くからでもその開設セレモニーを見てみたいと思っています。

福島県の復興は他県のケースよりも難しい問題が多く、復興への道程は長く険しいものだと思いますが、自分が再び福島を訪れた時には、少しでも多く復興した姿を見られることを願っています。

末筆にはなりませんが、優秀であり、気のいい都派遣職員の仲間と過ごせた一年間は、楽しくも有意義な時間となりました。また、常に派遣職員にとって身近な存在であり続けていただいた被災地支援福島県事務所の課長、課長代理にも大変お世話になりました。

最後に、福島の復興がより進むことを、そして1年間大変お世話になった県職員並びに関係者の皆さまに御礼を申し上げるとともに、皆さまのご健勝とご活躍をお祈り申し上げて、私の報告の結びとさせていただきます。

1年間、本当にありがとうございました。



福島県庁派遣職員と現地事務所合同の新年会
(平成29年2月2日開催)

● コラム

「ふるさと復興の今が分かるツアー」 レポート

総務局 復興支援対策部
都内避難者支援課

大塚 洋志
富山友紀子

■ 概要

東日本大震災から6年になりますが、全国には未だに12万人を超える方が避難生活を余儀なくされ、そのうち東京都内には6,000人以上の方が避難しています。都では避難している方が一日も早い生活再建が図れるように、生活に役立つ情報の提供や相談体制の整備、孤立化を防ぐための訪問活動などきめ細かい支援を続けています。

被災地では、避難している方の戻り先となる災害公営住宅の整備が進められており、これに伴い、被災県から受入都道府県に対する応急仮設住宅の提供要請も終了となる自治体が出てきています。

都が行っているアンケート調査では、都内に住み続けたいと考える避難者が6割いらっしゃる一方で、残りの方は将来を決めかねており、今後地元に戻るべきか、都内に残るべきかの選択が切実な悩みになると思われます。

こうした避難者からは、「被災した地元が今どうなっているのかよく分からない。」「役所から多くの資料は届くけど読んで難しいし、生の情報が伝わってこない。」、との声を避難者交流会の場などで聞くことが少なくありませんでした。そのため、将来の帰還のきっかけの一つになればと考え、平成27年度初めて、福島県、宮城県、岩手県の被災三県と連携し、「ふるさと復興の今が分かるツアー」を実施しました。今年度は2度目の開催となりますが、昨年、「滞在時間が短く、もっとゆっくり見たかった。」「参加者同士で情報交換する時間が欲しかった。」というご意見もあったことから、昨年の帰りで実施したコースも全て1泊2日の行程とし、岩手県1コース、宮城県2コース、福島県3コースの全6コースを実施しました。



参加者と復興公営住宅の居住者による交流会



「小名浜魚市場」水揚げされた魚の検査作業の様子

【ツアー内容一覧】

回	コース内容	実施時期	参加人数
第1回	福島県①コース（福島市～郡山市 方面）	8/20（土）～ 8/21（日）	8人
第2回	宮城県①コース（気仙沼市～南三陸町 方面）	12/6（火）～ 12/7（水）	12人
第3回	福島県②コース（富岡町～新地町 方面）	9/13（火）～ 9/14（水）	10人
第4回	岩手県コース（沿岸地域）	11/10（木）～ 11/11（金）	7人
第5回	宮城県②コース（女川町以下南部沿岸地域）	10/18（火）～ 10/19（水）	13人
第6回	福島県③コース（いわき市～富岡町 方面）	11/17（木）～ 11/18（金）	13人

■ 苦労したこと・工夫したこと

ツアー行程を計画するにあたり、都内に避難されている方々に、実際に被災地に赴き復興の状況を見て、触れていただくことで将来の帰還のきっかけの一つを提供することと、避難者同士で情報交換することで、お互いの悩みや不安を共有する交流の機会を提供することをコンセプトとしました。そのため、地元に戻る際の不安材料となっている住まい、医療、商店、学校の状況を確認できるようにしました。交流は、宿泊に夕食を付けることで、参加者同士が気楽に話せる機会を設けました。

コースの視察先は、被災各県や市町と連携し、選定していきました。ツアー当日には被災県や市町の職員の方に、視察先だけでなくバスに乗り込んで、現地の案内、復興状況の説明を丁寧にしていただきました。また、行程の中には新幹線の乗降など往來の激しい所もあるため、ツアースタッフが一目で分かるよう目立つ色のスタッフジャンパーを着用するなど、参加者の方が途中はぐれないような工夫もしました。

一方、ツアー実施において一番大変だったことは行程管理です。渋滞等も考え、余裕を持ってスケジュールを組みましたが、下見とは違い、実際には高齢の方のバスの乗り降りや、視察先での移動に時間がかかったり、視察場所に質問が多く出て予定時間を超過してしまったりすることもありました。その際はツアー途中で次の視察場所の担当者と時間の再調整をし、コースそのものや時間の変更をその場で判断し対応しました。また、被災地の道路は天候によっては通行止めになる可能性もあったため、迂回ルートを用意するなどいくつかの対案を準備して臨みました。実際、宮城のコースでは暴風で予定していた船が欠航となり、市の担当者と急遽協議し予定を変更しました。



復興公営住宅で、市職員に質問する参加者



ふたば未来学園高等学校で説明を受ける様子

■ 印象に残ったこと

今回のツアーでは、宮城県①コースの実施予定日に台風が東北地方を直撃する可能性が高まりました。今までご紹介しているとおり、本ツアーは各被災自治体のご協力を得て実施しているため、日程の変更をすることは参加予定者への連絡も含め多くの調整が必要となります。しかし、天候が相手では止むをえません。各自治体、参加者の要望等を調整し、日程を変更しました。

その日程変更したコースの途中でのこと。ツアー参加者の一人が地元の方と懐かしそうに話をしていました。後で聞いたところによると、なんと、震災以来連絡を取っていなかった親戚の方だったそうです。当初の日程では恐らく会うことはなかったでしょう。運命とか日頃はあまり考えませんが、この時の偶然の出会い、まさに運命を感じました。偶然の再会を本当に嬉しそうに報告してくれた参加者の方の笑顔が今でも思い出されます。



気仙沼魚市場で水揚げを見学する参加者



ワンダーファームの視察



復興公営住宅から町並みを眺める参加者



「とみおかホットステーション※」でDVD視聴

■ 感想等

ツアー参加者には、地元に戻ろうとしている方、地元に戻るかどうか迷っている方、戻りたいけれど諸事情で戻ることが出来ない方と色々な方がいらっしゃいました。しかし、どの参加者も、ツアー中本当に生き生きとされていたのが印象に残っています。やはり、様々な理由で地元を離れ都内に避難している方にとってふるさは大切な場所なのだと感じました。そして、参加した方が災害公営住宅での話を熱心に聞き、また地元の方々と一緒に参加した方々と笑顔で話している姿を見て、慣れない中、ツアーを作り上げて実施したことの意義を強く感じました。

また、今回ツアーに参加された方々からのアンケートで、ほとんどの方から、有意義だったとの回答をいただきました。ツアー中にも、直接感謝の声をいただくことが多くありました。「自分の将来のことを具体的に考えるための材料がたくさんあった。」とのお答えもあるなど、将来どうするかを決断には至らずとも、それぞれ考えるきっかけとなったのではないかと思います。

避難者の置かれている状況はさまざまで、これから先ますますニーズも多様化していくと思いますが、避難者をご自身の将来を自ら考え、よりよい選択ができるよう、引き続き支援を続けていきたいと考えています。



安波山から市内の眺望を視察する参加者

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応



第2部

任期付職員派遣

職員派遣

任期付職員派遣

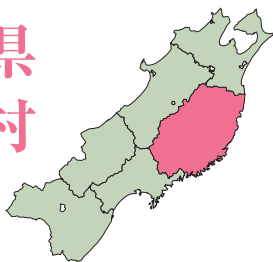
監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応

岩手県 野田村



三ヶ森 善智
(復興むらづくり推進課)

東 健二
(地域整備課)

業務概要

野田村は、北緯 40° に位置し、小豆砂の砂浜が続く十府ヶ浦海岸から太平洋を望み、「あまちゃん」で一躍有名になった久慈市に隣接する人口 4,390 人（H29.1 現在）の村である。H24.9 着任当時の人口約 4,600 人から 4 年半で約 200 人（約 4.3%）人口減少が進んでいる。

三ヶ森が所属する、復興むらづくり推進課は、課長以下プロパー 4 名、東京都外自治体派遣 7 名、村採用任期付 1 名、UR リンケージ 2 名、臨時職員 1 名の総勢 15 名である。街並み再生班が市街地を再生する「土地区画整理事業」と災害危険区域に津波防災緑地を整備する「都市公園事業」を担当し、生活基盤再建班が災害危険区域に居住していた被災者の安全な場所での生活再建を進めるための「防災集団移転促進事業」「漁業集落防災機能強化事業」及び「災害公営住宅整備事業」を担当している。

事業の進捗に合わせ、ピーク時より 6 名減となっている。

東が所属する、地域整備課は、課長以下プロパー 6 名、東京都外自治体派遣 3 名、復興庁派遣 1 名、臨時職員 5 名の総勢 15 名である。道路班、下水道班、上水道班がそれぞれ被災したインフラを復旧する「道路・橋梁・上水道・下水道事業」を担当している。

1 担当業務の概要

○「土地区画整理事業」「都市公園事業」「避難道路整備事業」を担当（三ヶ森）。



城内地区土地区画整理事業（三ヶ森担当）



都市公園展望休憩施設（三ヶ森担当）

○下水道事業」「避難道路整備事業」「漁港機能復旧事業」「北区避難所新築工事」「久慈広域消防野田分署災害復旧事業」を担当（東）。



下安家漁港（東担当）



玉川漁港（東担当）



北区避難所（東担当）



久慈広域消防野田分署（東担当）

2 苦勞したこと・工夫したこと

「区画整理事業」は、中心市街地約 12.9ha の整備を行うもので、昨年 10 月末をもって権利者への土地引き渡しのすべてが完了し、現在、権利者 74 名に対し 60 戸が建築済みまたは建築中である。

また、地区内に整備した 7 箇所の街区公園は「官民協働による維持管理」を行うこととし、先般、調印式が開催され、民間団体による公園管理が始まったところである。

「都市公園事業」は、約 76ha の災害危険区域のうち約 19ha を都市公園に位置付け、H25 より整備を進めてきた。

「区画整理事業」と「都市公園事業」は、H29.5 完成予定であり、6 月の完工式典を予定している。

「下水道整備事業」は、震災により壊滅的になった処理施設の工事を担当、時間的な制約が多く工期に追われる毎日だった。

「避難道路整備事業」は、小・中学校を避難先に指定しているがその道路が全く整備されておらず、避難に時間が掛るため現状では使えない為、幅員を広く、また道路勾配を変更改良した。工事中も通学路として使用していたため、歩行者の安全作業には特に気を遣った。道路二本は完成し三本目が用地が難航していたがようやく解決し、現在施工しており、6 月中には完成させたい。

「漁港機能復旧事業」は津波により破壊された防波堤及び消波ブロックの設置工事だが、外海に出っ張って造られた漁港の為、施行中でも低気圧の通過による高波の影響が出て、作業休止が発生したため工程の調整には苦勞した。下安家漁港は完成したが近くの安家川の河口の導流堤が台風 10 号で、破壊されたため災害査定も終わりようやく着工した。7 月完成予定だが時間との戦いになる。

写真にある被災した分署を新築したり、北区地区防災センター、消防屯所新築工事を担当した。土木屋でありながら建築工事を 4 件担当した。年間で併せて 6 現場を担当し年度末の竣工検査時期は多忙を極める日々だったが、あっという間の 5 年間だった気がする。

3 印象的なエピソード

被災地での業務は、第一に「住民との合意形成」が重要である。着任前にも感じていたことだが、実際に自分が見知らぬ土地で業務を担当してみて、そのとおりだと、ひしひしと感じている。

住民説明会や地域づくり協議会などでは、厳しいご意見もいただくが、ふとした時に「復興課の職員は毎日夜遅くまでよく働くね」と言っていたいた時は、本当に有難かった。

村内でも、役場内でも、住民の方々とお出あった時は、とにかく元気に挨拶をするよう心掛けているが、住民から「おはようございます」「今日は寒いですね」とか「今日は歩きですか」（いつも自転車通勤なので）と声を掛けていただけるようになり、非常に嬉しく思っている。

また、小さな行政組織ということもあり、村長と懇親会でご一緒する機会が多いからか、村長から「みかちゃん」と呼んでいただいている。

こういった日々の何気ない交流が、村長と職員の距離や、役場と住民の距離を縮め「住民との合意形成」あるいは「復興に向かう一体感の醸成」に繋がっていると感じる。

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

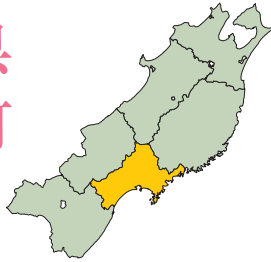
前述した住民との触れ合いや合意形成は、普段忘れがちだが、見知らぬ土地、しかも被災地だからこそ意識して取り組んだ。そして、確実に成果として表れていることから、今後、どんな場所で、どんな状況で業務に当たることになろうとも、そのことを肝に銘じておきたい。

また、区画整理事業の審議会委員選挙の期間短縮の特例の実施や、野田村方式と呼んでいる「暫定的使用収益開始」、様々なワークショップやグラウンドワーク、どれも事業を円滑かつ迅速に進めるための手法だ。これらの、様々な工夫はどの業務にも通じるものがあると思っている。



左：三ヶ森、右：東

宮城県 山元町



震災復興整備課
武田 勇

業務概要

山元町は東に太平洋・西に阿武隈山地をのぞみ、南は福島県と接し温暖な気候に恵まれた町です。
東日本大震災での山元町は震度6強を観測、15時50分頃大津波が襲来し町の約半分を飲み込み、636名の尊い命が失われ、約2500世帯の家屋が被災しました。さらに、JR常磐線・道路・ライフラインが破壊・寸断され、水田・いちご畑・漁港などの産業基盤も壊滅的な被害を受けました。
震災後運休が続いていたJR常磐線の相馬駅から浜吉田駅までの運転が12月10日再開されました。再開した区間のうち、山元町のまちづくり計画に合わせ線路と駅を約1km内陸に移設、10月23日に「新市街地まちびらき」イベントが開催された町に、新たな山下駅と坂元駅が誕生しました。



新市街地まちびらきテープカット写真



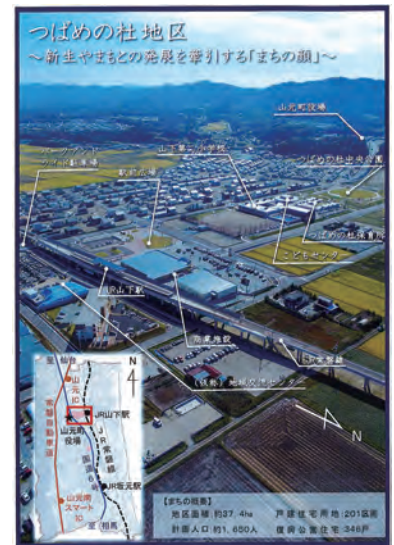
松本課長代理、藤井所長、武田

震災復興整備課は町職員6名、宮城県・市・区等の派遣職員8名、任期付職員3名、合計17名で新市街地基盤整備・避難路等の道路整備・防災公園整備を行っています。

震災時に分散していた沿岸部の既存集落を、JR常磐線の新駅を中心とした新市街地に集約し、今後の人口減少、少子高齢化などを踏まえ、若者からお年寄りまですべての世代が便利で快適に暮らせるようなコンパクトシティ構想のもと、3地区の新市街地の造成は、新山下駅周辺地区（つばめの杜地区）、新坂元駅周辺地区、宮城病院周辺地区に



つばめの杜地区



新坂元駅周辺地区

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応

移設建柱作業箇所に電線管理者の建柱作業機械の進入路が確保されていないと建柱が出来ないため、拡幅部の路盤工を完成した後に電柱移設を行う工程で電線管理者と調整を行いました。被災地は防集団地・道路整備等の復興工事で電柱の移設・新設が多く、一度延期すると一か月以上待たされることもあるので、供用開始までの工程管理を行いました。

ただし、既設電柱・電線が計画車道中心付近に位置しているため、盛土材敷均し・転圧に支障となり作業効率が悪く改良工事施工者に愚痴を言われました。



工事着工前



工事中（電柱移設時）



工事完成

3 印象的なエピソード

気仙沼市役所での業務において、山林や原野であった高台を現場踏査してから、設計の発注、森林伐採、切土、道路・造成工事が完了して家が建ち新生活を始めた団地を見ると感慨深いものがあります。

防災集団移転説明会・防集協議会の集会等で被災者と談話した中に、家族の死、生まれ育った故郷への愛着、住民同士の助け合い、コミュニティのあり方、不自由な仮設住宅から新築住宅での新たな出発等、私も感じるものがありましたので、山元町の隣にある故郷角田市へUターンすることに決め第二の人生をスタートしました。

4 今後の業務等に活かせること・活かしたいこと

震災で亡くなった方の七回忌を迎え、震災復興は計画・調査・設計・施工の段階から維持管理に移行しています。高台に計画された防集団地への取付道路（袋路状道路）・避難道路は、豪雨や地震時においても当初の機能を健全に保つためには、平常時における点検と排水工の清掃・法面の除草・路面の保守作業等を行う必要があります。被災地では人口減少・高齢化が進む中で、維持管理費の増大が懸念されます。

平成29年8月末に5年の任期満了を迎えます。土木技術者として団地造成・道路整備等の工事を担当して早期復興に寄与しましたが、施設管理者への引渡図書の内容が、施工の出来型管理・品質管理・工事写真等の図書で、施工中における変状の発生形態・規模、湧水等のあった位置・浸食等の記録及び対策工法の協議・承諾・指示書は工事担当課に保管されており、計画から施工までの各段階で得られた情報を反映させ、適切な維持管理方法を確立するためには情報の共有が必要になります。

福島県 浪江町



まちづくり整備課 建設係
原田 誠

1 浪江町の概要

浪江町は、福島県「浜通り」の中央部、双葉郡の北に位置し、東京から車で3時間程、仙台から1時間半程の所にある。気候は、夏涼しく冬も比較的雪の少ない温暖な気候である。

東は太平洋、西は阿武隈山系で、東西（約42 km）に非常に長く面積223.1平方キロメートルである。

町の歴史は古く、古代の縄文時代から弥生時代の遺跡や出土品が多く確認されている。

又、約300年の伝統がある焼物で、窯出し時に生ずる「青ヒビ」が特徴の「大堀相馬焼」があり、震災前は毎年5月に「大せとまつり」が大堀の杜「大堀物産館」にて開催されていた。

平成23年3月11日の「東日本大震災」と、それに伴い発生した「原発事故」により、町は全町避難中であり、避難者は、県内に（14,477人）、県外は（6,355人）で、遠くは沖縄や国外まで避難している。人口は、震災前には21,500人程であったが、現在は18,500人程になっている。

町は、平成29年3月に想定している避難指示解除に向けて、「準備宿泊」の実施や、仮設商店街「まちなみ・まるしえ」のオープン、「診療所」の開設、震災による道路や上・下水道の生活インフラ施設の復旧を進めている。



浪江町（震災前）



(町役場 本庁舎)



仮設商店街 (まち・なみ・まるしえ)



浪江 診療所

2 所属部署

浪江町は、役場機能が「二本松事務所」(二本松市)と「復興再生事務所」(浪江町)にわかれており、全職員 290 名のうち、町正職員 157 名、臨時職員 53 名、他 41 名、町任期付職員 15 名、国、県等の派遣職員が 24 名となっている。

浪江町役場 復興再生事務所 (1 室、3 課)

帰町準備室	帰町支援係	証明書発行、一時立入り休憩施設管理、仮設トイレ管理避難区域立入受付許可、立入者支援、応急仮設診療所、特例宿泊、準備宿泊
	危機防災係	避難自治体との連絡調整、危機管理、原発事故対策、災害、防犯、モニタリングポスト、警察・消防・自衛隊との連絡調整、地域防災計画
ふるさと再生課	除染対策係	除染実施計画・調整、仮置場調整、地権者交渉
	環境係	ごみ処理施設、焼却炉、ガレキ処理、放射性廃棄物処理、中間貯蔵施設、環境衛生、環境対策、温暖化対策
	下水道係	合併処理浄化槽、終末処理場維持管理、下水道整備計画、農業集落排水、下水道復旧計画、復旧事業、特別会計賠償請求
	上水道係	水道企業会計、取水・浄水・配水、水源・浄配水場維持管理、水質検査、上水道復旧計画、復旧事業、水道企業会計賠償請求
まちづくり整備課	計画係	復興住宅計画策定、都市計画、津波被災地土地利用、中心市街地再生、公共交通対策、まちづくり計画、防災集団移転促進事業、津波被災者支援
	建設係	庁内建築関係受託、町道新設・改良、漁港改修、河川・堤防、海岸保全、土木設計、土木災害
	管理係	災害公営住宅等入居者管理、住宅団地分譲、共同墓地管理・運営、駅前広場管理運営、都市公園・町道維持管理、建築確認申請、開発行為、屋外広告物
	用地係	公共施設等事業用地取得 (町道用地含む)、用地交渉
産業振興課	商工労働係	企業誘致 (産業団地、再エネ、ロボット、C I T)、産業団地整備、事業継続支援、雇用対策、地場産業振興、観光イベント、消費者行政
	農林水産係	産業再生 (農政、林業、水産業)、農業委員会、土地改良、農林災害、農林道整備、治山・治水・砂防、有害鳥獣対策

3 担当した業務概要

平成 28 年 11 月に浪江町に異動となって担当した業務は、復興事業である町道の新設・改良事業で、漁港と津波被災地区に計画する復興関連施設と国道 6 号を連絡する町道の 3 路線約 4.8 km と橋梁 1 橋を担当している。

これらの道路は、災害時に漁港地区の避難路の役目や緊急車両の通行確保の他、周辺に計画する復興祈念公園等の復興関連施設、防災集団移転促進住宅と災害公営住宅を合わせた「住宅団地」や「産業団地」から国道や県道の幹線道路へのアクセス道路として機能するものである。

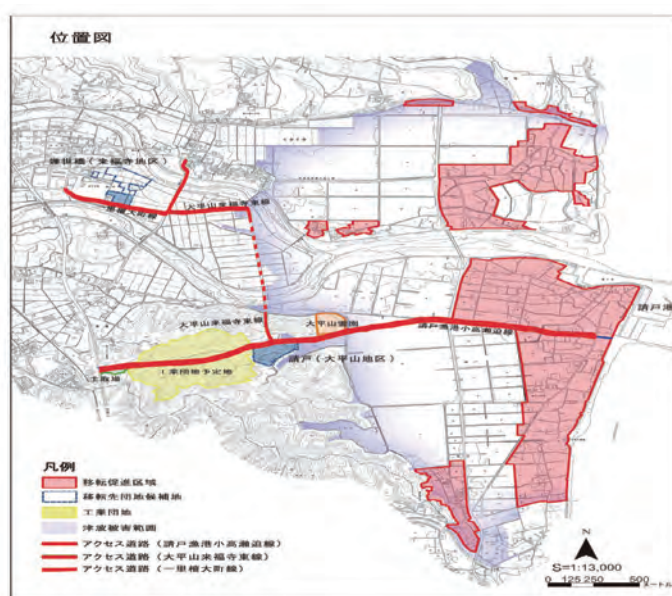
現在は、関係機関との協議や調整を進めながら、実施設計中で年度末に向けて設計成果を取りまとめる予定である。

平成 29 年度は用地買収を進め、工事着手の予定であるが、出来れば任期中の着手を目指したい。

4 感じたこと

道路整備事業を進めるにあたって、事業説明会時の質問が土地買収に関する質問が多く、道路計画に関する意見が殆ど聞かれないことで、これまで経験したこととは違って、この事業が住民に理解されているか不安な気持ちに成ることがある。

又、町全体でイノシシ、タヌキ、キツネをはじめ多くの野生動物が避難した住宅を荒らすニュースや、実際に生活場の近くや現場で遭遇することが多く見られること、通勤時の道路において、事故による動物の死骸を多く見ることは、原発災害が人間だけでは無いことを物語っている。



5 印象的なエピソード

浪江町の「泉田川の捕場」は、東北でも有数な鮭の捕場事業であるが、捕場施設や築場が、震災や津波で甚大な被害を受けたまま、全町避難で放置されたままとなっている。そんな中でも今年の 10 月～ 11 月には川に鮭の遡上が見られた。

昼休みに役場の近くの住宅街を流れる請戸川で、鮭の産卵場を見られたことには、初めての経験で驚きと感動であった。



(請戸川 鮭の遡上)

復旧事業課 上下水道係（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）
 ふるさと再生課 下水道係（平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 8 月 31 日）
 産業振興課 農林水産係（平成 28 年 9 月 1 日～平成 29 年 8 月 31 日）

金子 範彦

業務概要

部署の紹介は最初に配属された復旧事業課 上下水道係を紹介します。

○ 復旧事業課（在職期間：平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）

人員構成：課長 1 名、課長補佐（建設土木係長兼務）1 名

1) 建設土木係

町職員 2 名、派遣職員（福島県）2 名、派遣職員（北陸農政局 or 沖縄総合事務局）1 名

2) 上下水道係

町職員（上下水道係長 1 名を含む）6 名、派遣職員（東京都）1 名

3) 業務内容

係	業 務 内 容
建設土木係	町道管理、漁港修築、河川・堤防・海岸保全、土木および農林災害対応、土地改良計画、農林道整備
上下水道係	合併処理浄化槽対応、下水道整備計画、農業集落排水事業、災害に係る上下水道復旧計画

1 担当業務の概要

復旧事業課で担当した業務は農業集落排水災害復旧事業でした。農業集落排水はいわゆる下水道ですが、一般的な公共下水道が国土交通省の所管に対して、農林水産省の所管となります。公共下水道との違いとして雨水処理はできないことです。浪江町内には 49 の行政区がありますが、農業集落排水方式を採用している行政区は「高瀬地区」だけです。他の地区は公共下水道方式が主になっています。主な工事内容は地震で被災した管渠の布設替えでした。当初設計では、掘削土砂を管渠布設後に埋戻し土として流用する予定でした。埋戻し土として使用するためにセメント改良を行う設計でしたが、着工前に実施した施工箇所の試掘の結果、地下水位が高いことが判明したため、セメント改良効果発現に時間を要すると判断し、埋戻し材を碎石（RC-40）に変更しました（ただ、RC-40 については入手困難な状況となり、C-40 に変更せざるを得ませんでした）。これに伴い、布設管渠も VU 管から PRP 管（リブ付硬質塩化ビニル管）に変更しました。管渠布設は高瀬地区内の 19 工区で行いました。工事としては工期を 3 か月延長することになりましたが、大きなトラブルもなく竣工することができました。

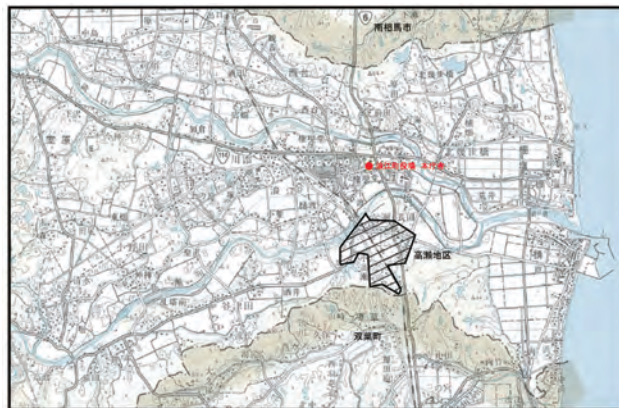
任期付職員派遣

工事概要は以下のとおりです。

- 工事名：農業集落排水管渠災害復旧工事
- 工 期：自) 平成27年6月17日
至) 平成28年6月30日
- 請負金額：160,707,240 円 (税込)
- 主な施工内容
 - ・管渠布設工：φ 150 施工実延長 L=890.7m
φ 200 施工実延長 L=600.5m
φ 250 施工実延長 L=274.0m
 - ・マンホール調整工：6 箇所

以下に施工位置（19 工区）を示します。

施工にあたって、当初、浪江町を南北に縦断する国道6号を挟んで工区を東西に分けて2班体制で施工を行いましたが、ピーク時は作業員を増員して3班体制で行いました。



高瀬地区 位置図



施行位置図

以下に⑩工区を例に施工手順を示します。



① 着工前



② 掘削状況



③ 管渠布設状況



④ 埋戻し状況



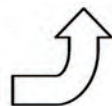
⑤ 路盤材転圧状況



⑥ 本復旧工（舗装）



立会状況
(丁張高さ確認)



2 苦労したこと・工夫したこと

復旧事業課に着任して与えられた業務は農業集落排水復旧事業でしたが、農業集落排水関連工事については、過去に経験したことがなく、担当するにあたり多少不安がありました。基本的には下水道復旧工事ということで過去に下水道工事を経験しており、それを生かして業務を遂行することができました。工事着工時、浪江町では全町民が避難している状況で普段、生活道路として利用している2級町道等を工事の

ために全面通行止めにしても特に支障はありませんでした。ただ、町内では他の復旧工事や除染が並行して行われており、特に国道6号から海岸部に至る1級町道は工事関係車両の通行が多く、迂回路を設けることも難しい状況で全面通行止めにすることは困難でした。そこで、片側交互通行とするため、交通誘導員の配置を検討しましたが、他の復旧工事や除染作業の進行により交通誘導員の需要が多かったため、当初、必要数が確保できませんでした。そこで、工事用信号器で対応することにしましたが、片側交互通行部の延長が長く、停止時間の設定も最初は手探り状態で工事車両が待たされる状態が見受けられました。その後、交通誘導員確保の目途がたち、スムーズな誘導ができました。

3 印象的なエピソード

浪江町では平成28年9月1日から9月26日まで避難町民を対象として特例宿泊を実施しました。後日、所属部署の上司から農業集落排水災害復旧工事が完了していたことも特例宿泊の実施の決め手となった理由の一つだと聞かされ、工期の延長等はありませんでしたが、大きなトラブルもなく無事故で工事を完了できたことを心からよかったと思っています。

余談になりますが、浪江町では毎日のようにイノシシの出没情報があります。全町民が避難しているという事情もあるのですが、周辺自治体も含めて通行車両との衝突等、実際に事故も発生しています。私自身、浪江町に赴任してから3回遭遇しました。人間を全く恐れないし、時には向かってくることもあるので恐怖を感じました。自家用車で通勤していますが、何時、イノシシが飛び出してくるかわからない中、不安を抱えながら運転しています。



田んぼに出没したイノシシ



出没するイノシシ

4 今後の都政等に活かせること・活かしたいこと

前任地（福島県 鏡石町）を含めて、これまで主に農用地等災害復旧事業に携わってきました。ただし、いわゆる「農業土木」は未経験の分野であり、当初は戸惑いもありましたが、赴任先の職員や福島県の各農林事務所の方々から指導・助言を頂いて業務を遂行できたものと考えています。そんな中、業務上の疑問や課題等を払拭するために所属部署の職員のみならず他の部署の職員とも密にコミュニケーションを図ることに努めました。当たり前かもしれませんが、わからないことがあれば立場を超えて聞いて理解に努める、ハウレンソウ（報告、連絡、相談）を徹底するなど…。ただ、当初はなかなか積極的に行動できませんでした。また、独断専行の行動をとることも厳に慎みました。これまでの実績として前任地では農用地等（農地、水路など）復旧事業（内訳は補助事業25件、町単独事業8件）、浪江町に赴任して農業集落排水復旧事業を手がけました。その間、設計・施工監理業務のみならず積算業務や農林事務所と計画変更等に関する折衝業務を携われたことは今後を見据えると自分自身にとって大きな糧になっていると思います。この先、任期満了まで派遣先に対して震災の復旧・復興に多少なりとも貢献できたという証を残すべく全力を尽くしていきたいと考えています。



第3部

監理団体職員派遣

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応

生活再建支援

福祉部
生活再建支援課

宮城県
石巻市



派遣先部署の概要

生活再建支援課は、仮設住宅、民間賃貸住宅の管理及び被災者生活再建支援、在宅被災者支援を主業務とし、4グループに分かれ業務を担っている。課全体として、平成30年度末までにすべて解消される予定の仮設住宅在住者、在宅被災者の生活再建を支援している。

【業務内容】

グループ名	担当業務
生活再建 G	- 被災者住宅再建補助金・被災者生活再建支援金等に関する事務 - 災害義援金・災害弔慰金・災害障害見舞金・災害援護資金に関する事務
総務企画 G	仮設住宅の解消等に関する事務
移転調整 G	- 仮設住宅の移転調整に関する事務 - 仮設住宅入・退去に関する事務
管 理 G	- 仮設住宅の施設管理に関する事務 - 貸借契約に関する事務

【人員】

課長1名、副参事1名、課長補佐2名、事業推進官1名、
生活再建 G 6名、総務企画 G 5名、移転調整 G 7名、管理 G 4名
内、派遣職員11名（宮城県1名、太田市2名、上越市1名、兵庫県1名、嬉野市1名、三田市1名、
中野区1名、中央区1名、復興庁1名、東京しごと財団1名）

石巻市

生活再建支援

福祉部
生活再建支援課公益財団法人
東京しごと財団

内田 小百合

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応

1 担当業務の概要

①被災者生活再建支援金の支給などに関する事務

被災者生活再建支援金とは、東日本大震災で被災された方々の生活再建を支援するため、住宅の被害程度、及び住宅の再建方法に応じて支給される基礎支援金、加算支援金の総称である。

申請書のチェックや、解体申請の際の現地確認を担当した。

○支援金支給の仕組み



○支援金支給額

被害程度	全壊	解体	大規模半壊
複数世帯支給額	100 万円	100 万円	50 万円
単数世帯支給額	75 万円	75 万円	37.5 万円
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
複数世帯支給額	200 万円	100 万円	50 万円
単数世帯支給額	150 万円	75 万円	37.5 万円

②災害援護資金の貸付、償還準備に関する事務

災害援護資金とは、東日本大震災により世帯主の方が負傷した世帯や住居・家財に損害を受けた世帯に対し、生活の立て直しのために貸付ける資金のことである。罹災判定や、世帯人数により貸付限度額は異なり、被害程度に応じた貸付を行っている。

貸付申請後の貸付承認・不承認審査会の運営など、申請から支給決定までの事務と、各銀行との口座振替開始など、来年度より順次実償還が開始されるための償還準備事務を担当した。

2 苦労したこと・工夫したこと

○災害援護資金償還準備

来年度から開始される実償還準備のため、必要書類の整備などを行った。準備を行うには前提として償還業務の基本知識を身に着ける必要があり、とりわけ何をしたら「時効」が中断するのか、誰が「相続」することになるのかなど、法律の理解が不可欠だった。償還業務に関わるのは初めてなこともあり、マニュアル本を読んだだけでは理解が難しい部分も多く苦労したが、償還業務経験のある職員に相談しながら準備を進めた。

備を進めることが出来た。

3 印象的なエピソード

○現地確認

被災者生活再建支援金では、半壊、大規模半壊から家を解体した人に支援金が支給される。(解体事由による) 解体での申請が出た際には、家が確かに解体されているかどうか確認する必要があるため、石巻市では車で現地確認を行っていた。現地に向かう道中、海際を走ると防潮堤がどんどん長くなっている様子が見られ、市街地を走ると新しい復興住宅やマンションが出来上がっている様子が見られた。実際に建設されている様子を見ることで復興を実感し、支援金の申請業務に携わることで、微力ながら復興に貢献していると感じる事ができた。

4 今後の事業に活かせること・活かしたいこと

東京しごと財団は「仕事」に関する業務を行うため、今年度身に着けた支援金制度等の知識をそのまま活用できる機会はないだろう。知識ではなく、制度運用を行う上で関係機関と連携をとり、問題が発生した際に対応方法を検討し対処した経験を活かしていきたいと思う。

また、このような貴重な経験ができたのは、受け入れてくださった石巻市職員の皆様、石巻市への派遣を許可してくださった東京しごと財団の皆様のおかげであり、感謝するとともに、今後学んだことを業務に活かすことで恩に報いていきたい。



課内旅行で田代島に行った際に宿泊したロッジ



猫島として有名な田代島の猫

区画整理

建設部
都市計画課

宮城県
気仙沼市

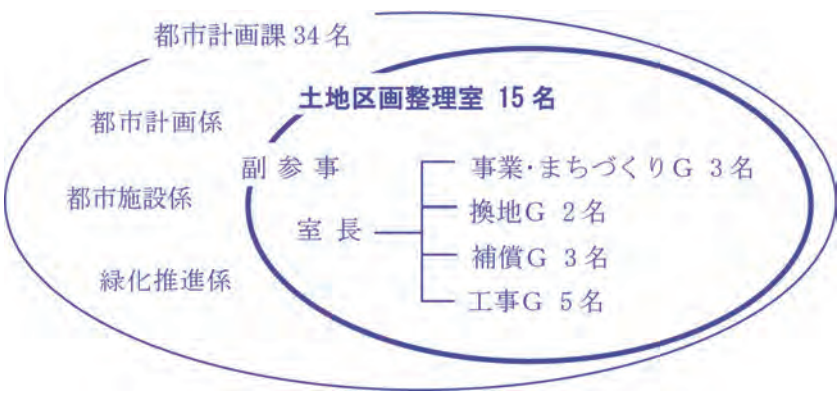


派遣先部署の概要

〈組織の目的〉

東日本大震災による津波や火災被害により、建物だけでなく道路等の基盤整備も被害を受け、また地盤沈下もあり、良好な市街地として機能できない状況になった地区において、土地区画整理事業（以下、「区画整理」。）の手法を用いた面的な公共施設の整備や盛土嵩上げ等により、商業系及び住宅系エリアを形成し、住民と協働によるまちづくり協議会等を通じて活気ある商業地及び観光地として早期復興を図る。

〈組織規模〉



内訳：プロパー職員 4 名、応援職員 6 名、任期付き職員 5 名

〈事業概要〉

	魚町・南町地区	鹿折地区	南気仙沼地区
事業認可	平成 26 年 3 月 27 日 (変更認可 第 3 回平成 28 年 8 月 5 日)	平成 25 年 3 月 28 日 (変更認可 第 3 回平成 28 年 5 月 30 日)	平成 25 年 3 月 28 日 (変更認可 第 3 回平成 28 年 5 月 30 日)
地区面積	11.3ha	42.0ha	32.5ha
計画人口	527 人	約 2,500 人	約 2,400 人
施行期間	平成 26 年 3 月 28 日 ～平成 31 年 3 月 31 日	平成 25 年 3 月 29 日 ～平成 30 年 3 月 31 日	平成 25 年 3 月 29 日 ～平成 30 年 3 月 31 日
事業費	163.1 億円	170.5 億円	214.2 億円

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

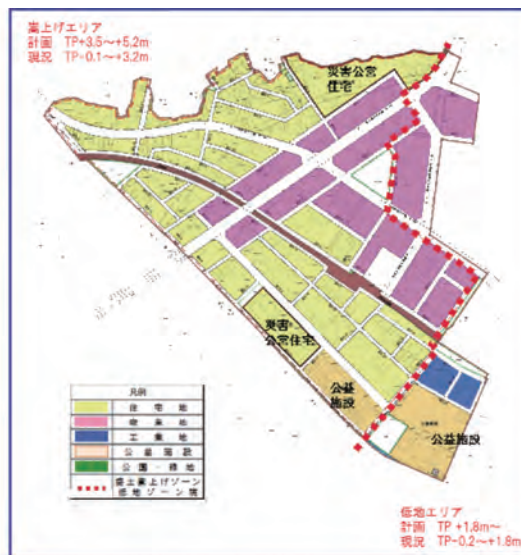
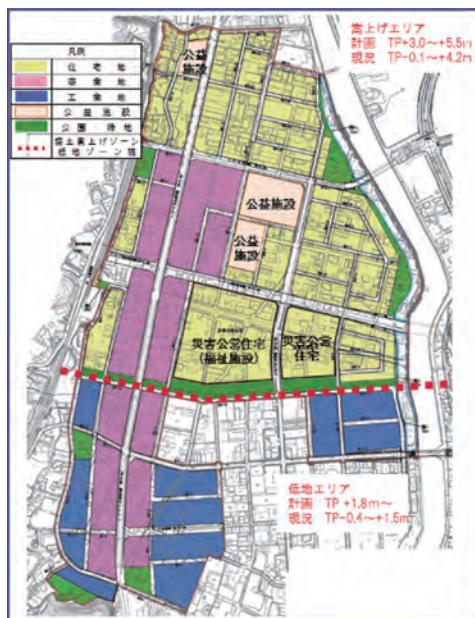
熊本地震への対応

土地利用計画図

魚町・南町地区



○魚町・南町地区では、魚町地区 T.P.+1.8m 以上、南町地区 T.P.+1.3m 以上の盛土高上げを行い、店舗併用住宅を含む商業系市街地の形成を図るとともに、一部 L2 対応の住宅エリアの整備を行う。



○鹿折地区、南気仙沼地区では、T.P.+3.0m～5.5m、T.P.+3.5m～5.2m の盛土高上げによる安全な住居系市街地の整備を行い、低地ゾーンでは T.P.+1.8m の高さを基本とした盛土により商業・工業系市街地の整備を行う。

※ L1 とは、数十年～百数十年に一度の津波、L2 とは、今次津波と同規模の津波

※ 「T.P.」 とは、東京湾平均海面（標高）

気仙沼市

区画整理

建設部
都市計画課公益財団法人
東京都都市づくり公社
塚越 孝男

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応

1 担当業務の概要

魚町・南町地区、鹿折地区及び南気仙沼地区の3地区で進めている、市施行の被災市街地復興土地区画整理事業に係る換地業務、補償業務及び工事業務並びに業務委託先のUR都市機構、内湾JVとの事業進捗に係る協議・調整等全般。

※内湾JVは、「気仙沼市魚町・南町地区被災市街地復興土地区画整理事業事業計画等推進業務共同企業体」の略称

2 苦勞したこと・工夫したこと

宅地造成は、建築基準法上一戸建てを布基礎で建築することが可能な地盤の長期許容応力度（以下「地盤強度」）を目安に目標を設定し、開発許可の基準を踏まえた工事を進めている。一方で、建築事業者等は、建築物の形態・構造や、敷地やその周辺状況及び個々の宅地の地盤調査結果を踏まえ、より安全な住宅を建築するために地盤補強を建築主に勧めるケースがある。この安全性の捉え方の違いが地盤強度の判断を分ける要因となり、住民の混乱を招くことがある。

他事業でこうしたケースが発生し、宅地造成に係る地盤強度の品質基準について、定例議会で一般質問として上程され、区画整理で使用している品質基準について説明することとなった。

品質基準については、国交省告示による地盤強度と算定式を準用しているが、算定式については、地盤調査の試験結果から得られる地盤の強度特性値を代入して導いた式を用いている。式の説明には、土質力学の知識を用いる必要があるが、議会説明として簡潔で解りやすく、一般の方でも理解できるような丁寧な資料作りのため、土質力学について参考書等から調べるといった作業を繰り返すなど大変苦勞した。

区画整理の進捗が進み返地が多くなると、新たに策定した地区計画や災害危険区域の指定など制限や制約による混乱が危惧されるが、同じ轍を踏まないためにも、住民には丁寧な説明を心掛けるとともに理解を得ることが肝要である。

3 印象的なエピソード

当会社による気仙沼市への派遣職員による支援は、平成24年から始まり今年度で丸5年が経過した。

私の赴任に際して、前任者等からは、被災時の状況や事業立ち上げの苦勞話及び直面する課題等について聞かされていたため、未だに瓦礫の残る現場を想定していたが、地区によってバラつきはあるが、復旧から復興に転換しているところであった。

今年度に入り、商業施設（個人経営の米店・海苔店・鮮魚店等、コンビニ、ガソリンスタンド他）や災害公営住宅等の完成が進んでおり、まちの賑わいが見え始めている。

区画整理の完了までには今しばらく時間が掛かるが、宅地造成や道路の基盤整備が進み、そこに住む人々の姿を目の当たりにすることは、気仙沼市プロパー職員と歴代の応援職員が一丸となって復興事業にベストを尽力してきた成果であり、その一員として携われたことをうれしく思っている。

4 今後の事業に活かせること・活かしたいこと

広範かつ甚大な被災を受けた市街地の復興に対応し、それぞれの地域の復興ニーズに的確に対応するためには、土地利用計画を見直して、土地の集約や盛土嵩上げによる住宅エリアの整備などを面的に整備ができる区画整理が効果的であると再認識している。

ただ、着手から完了までの事業スピードは、他住宅系の災害公営住宅整備事業や防災集団移転促進事業に比べ若干遅れをとっている。そのため、地区外で再建するなど、時間が経過するとともに地区内で自宅再建の意向が減少する等の課題も見えてきた。

区画整理は、盛土嵩上げのため中断移転による整備を進めているが、換地・移転補償の一部では合意形成に時間を要したり、既設のインフラ撤去や他復旧事業等との競合工事により時間を費やしている。区画整理の早期完了のためには、計画する事業期間で完了できる規模での実施とするなど、災害復興事業ならではの条件整理が重要であると感じている。

また、近年多くみられる「地震、津波や火災などの自然現象による被害」の復旧・復興のためにも区画整理のノウハウは不可欠であり、今回の経験もその一部として継承していきたい。



魚町・南町地区 H28.3 撮影



鹿折地区 H28.9 撮影

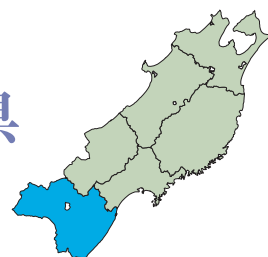


南気仙沼地区 H.28.9 撮影

災害公営住宅

いわき建設事務所
建築住宅部 建築住宅課

福島県



派遣先部署の概要

私が平成 28 年 4 月から赴任したいわき市は、人口約 30 万人の福島県南東部の中核都市で、南は茨城県と接しています。県庁所在地の福島市からは車で 2 時間、郡山市からは約 1 時間の距離に位置しています。

地理的には海に面しており、雪が少なく寒暖の差も少ない穏やかな気候の地域です。また、原子力災害による避難者を多く受け入れており、復興公営住宅の整備はコミュニティの維持・形成においても重要な役割を担っています。

■整備戸数

●全体で 4,890 戸を整備 ●いわき市内には、1,768 戸を整備

福島市	会津若松市	郡山市	いわき市	二本松市	南相馬市	川俣市	三春町	田村市外	計
475	134	570	1,768	346	927	120	217	333	4,890

現在、復興に関する福島県発注の土木施設工事は約 9 割が発注済みで、原発付近で除染作業による多少の遅れはみられるものの、復興の兆しが見えてきています。

建築分野においては、平成 29 年度末までに全ての復興公営住宅の完成を目指しており、福島県土木部が中心となって総力を挙げて取り組んでいます。

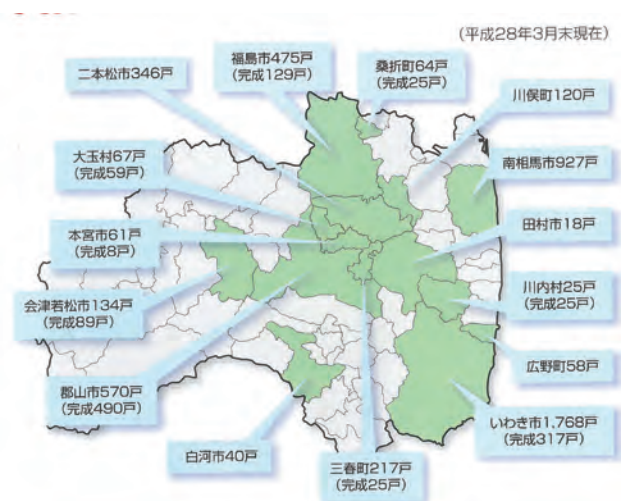
※福島県では原子力災害による避難者を受け入れる「復興公営住宅」を整備しています。

福島県の整備計画では平成 29 年度末までに 4,890 戸の建設を目標として掲げています。そのうち、いわき市内には 1,768 戸の整備が

計画され、昨年度までに 317 戸が完成しています。いわき建設事務所が発注・監理するだけでなく、UR 都市機構や民間企業とも協力しながら完成に向けて急ピッチで事業を進めているところです。

■整備目標

年度		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
整備戸数	県全体	509	686	2,211	1,484
	いわき	250	67	231	1,220
累計戸数	県全体	509	1,195	3,406	4,890
	いわき	250	317	548	1,768



福島県

災害公営住宅

いわき建設事務所
建築住宅部 建築住宅課東京都住宅供給公社
松崎 哲也

1 担当業務の概要

建築住宅課の業務は、復興公営住宅整備工事のほか、県立高校等災害復旧及び耐震工事、小名浜港湾関連施設の災害復旧工事、県営住宅等の修繕の設計・工事監理などがあり、その中で私は機械設備担当として復興住宅整備を中心とした物件の設計・発注・工事監理を担当しました。

2 苦労したこと・工夫したこと

建築住宅課は総勢 18 名（部長、課長、係長、土木 3、建築 9、電気 2、機械 1）で構成されており、そのうち、他府県庁・地方住宅供給公社からの派遣職員は私を含め 3 名所属しています。

派遣職員の任期は各々の派遣元によって異なりますが、1 年以下の短期間で入れ替わることが多く、着任時のオリエンテーションや引継ぎ等の受入態勢が整っているように感じました。

とはいえ、業務の進め方や書類の作り方等が派遣元とは異なる部分もあり、慣れるには少々時間を要しました。また、今年度は部長以下多くの職員が異動した直後であったこともあり、当初は期限が迫った中、模索しながら業務を進めました。

担当物件の多くは途中からの引き継ぎ物件のため、内容やそれまでの経緯を把握するのに苦労しました。着任当初は工期末の時期にあたっていたため、検査を受検する物件が多く、周りの人々に助けられながら乗り切ることができました。

建築という業種を考えると 1 年という期間は短く、業務内容を確実に引き継ぐことや、前任の担当者らが苦労して築き上げたコミュニケーションを継続していくことが重要だと思いました。

短期間で結果を求められる厳しい工程管理の条件と、寒冷地特有の条件に注意しながら、積算・発注業務、予算の作成、関連事業や地元業者との調整を行いました。

3 印象的なエピソード

今年はいわき市市制 50 周年の節目の年であり、毎年行われる花火大会では例年より多い 1 万発の花火が打ち上げられました。その他にも各地で記念の催しが盛大に行われており、町全体が活気づいているように感じました。

8 月に行われた「いわき踊り」には、私も職場の皆さんと同じ半被を着て鉢巻を巻き、チームの一員として参加させていただきました。当日はあいにく天候に恵まれませんでしたでしたが、非常に楽しく印象に残っています。



平成 28 年度 いわき踊り 祭り馬鹿

東京から派遣元の上司と同僚が休みを利用して来てくれた際には、いわき周辺をめぐり復興の状況を見

て回りました。海岸のいたるところで新しい堤防が作られ、市街地整備事業の造成工事が進んでいる様子を目の当たりにしました。その時に訪れた久之浜地区防災拠点施設では、展示資料を見て被災時の状況を知るとともに、現在の復興状況から地元の皆さんが懸命に頑張ってこられた姿を想像することができました。

私も復興事業に関わった一員として、改めて自分の仕事の重みを感じることができました。



復興状況

4 今後の事業に活かせること・活かしたいこと

今の職場では、建築と設備の連絡調整が密であり、すべての書類が回覧され、関連のある工事の状況が把握しやすいように運営されています。また、組織全体が「ワンデーレスポンス」を目標に掲げ、書類回覧などを迅速に処理しています。

いわき建設事務所や各地から派遣された方々の仕事の進め方を見ることで、自分の仕事を見つめ直す機会になりましたし、失敗を恐れずに実行することを第一に取り組んでいる組織全体の姿勢に共感しました。

今回の経験で感じたことや学んだことを、公社住宅及び都営住宅の建設・営繕事業に活かしていきたいと思います。

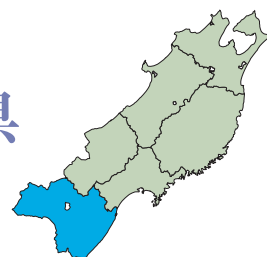


復興住宅

埋蔵文化財

公益財団法人福島県文化振興財団
遺跡調査部

福島県



派遣先部署の概要

公益財団法人福島県文化振興財団（以下、福島県財団）の業務概要

県民文化の振興に資するため、福島県文化センター（福島県文化会館・福島県歴史資料館）と福島県文化財センター白河館（愛称「まほろん」）の文化施設の管理運営、文化団体等への助成・顕彰、県内の埋蔵文化財の発掘調査等の多様性のある事業を行っている。

遺跡調査部の業務概要

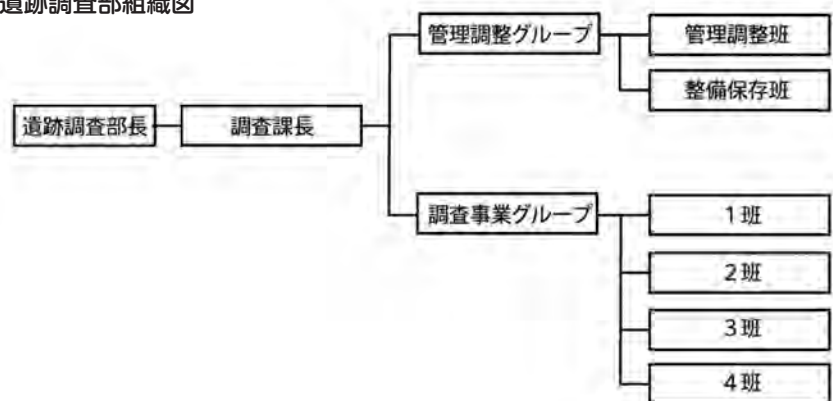
遺跡調査部は、職員 32 名と契約職員 12 名他からなり、福島県教育委員会からの委託を受け、福島県内における埋蔵文化財の記録保存のため、県内市町村埋蔵文化財調査等への技術協力（県内市町村から要請のあった試掘・確認調査、発掘調査等への技術協力）、埋蔵文化財調査事業（遺跡分布調査、遺跡発掘調査、資料整備及び報告書の作成）、文化財センター整備事業（出土品の整理・梱包搬送等業務、文化財データ入力等業務、出土品の劣化防止等業務）などの業務を行っている。特に埋蔵文化財調査事業では復興に関連した発掘調査件数が増加し、山形県、栃木県、東京都の各財団から 3 名の出向職員の応援により、集中的に調査を実施して、道路や農地の早期復興に努めている。

平成 28 年度の埋蔵文化財発掘調査事業

埋蔵文化財の発掘調査事業では、一般国道 115 号相馬福島道路建設地内（伊達市沼ヶ入遺跡・上ノ台館跡・桑折町川原田遺跡・新宿遺跡ほか）、ほ場整備事業予定地内金沢・右田海老地区（南相馬市谷地中遺跡・桶師屋遺跡）、県道浪江鹿島線予定地内（南相馬市植松 C 遺跡）、阿武隈川上流河川改修事業建設予定地内（須賀川市高木遺跡）、会津縦貫南道路建設予定地内（下郷町瀧ノ入遺跡）、常磐自動車道ならはスマートインターチェンジ建設予定地内（楡葉町大谷上ノ原遺跡）の調査が実施された。

詳細は福島県財団の HP（<http://www.culture.fks.ed.jp/iseki/index.html>）を参照いただきたい。

遺跡調査部組織図



福島県

埋蔵文化財

公益財団法人福島県文化振興財団
遺跡調査部公益財団法人
東京都スポーツ文化事業団
山田 和史

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応

1 担当業務の概要

出向2年目となった今年度は遺跡調査部調査課調査事業グループ4班に配属となり、榎葉町に所在する大谷上ノ原遺跡の埋蔵文化財発掘調査と報告書の作成を担当した。また、臨時的に沼ヶ入遺跡、上ノ台館跡、新宿遺跡、桶師屋遺跡、高木遺跡の調査にも従事した。

榎葉町大谷上ノ原遺跡の埋蔵文化財発掘調査

常磐自動車道ならはスマートインターチェンジ建設に伴って実施された。平成27年9月に避難指示が解除されたばかりの榎葉町にとって、スマートICの建設は町の復興の加速化につながる事業の一つである。この設置により期待される整備効果や社会便益は、復興支援、地域活性化、救急医療活動の支援、災害対応、渋滞緩和などがあり、平成30年度末の供用開始を目指して事業が進められている。

大谷上ノ原遺跡は過去に常磐自動車道本線やならはパーキングエリア建設に係る調査が4回にわたり実施され、旧石器時代の石器集中部や縄文・古代の集落跡が発見された。5次調査にあたる今年度の調査区は常磐自動車道上り線のならはPA東側に隣接し、調査面積は1,700㎡、調査期間は平成28年5月～10月末の6ヵ月間、福島県財団職員2名、出向職員1名、作業員約10名で発掘調査を実施した。

調査の結果、後期旧石器時代の石器集中部1ヵ所、縄文時代以降の土坑などが確認された。調査終了後は、遺物の整理作業や報告書作成作業を実施し、3月末の刊行を予定している。

伊達市沼ヶ入遺跡・上ノ台館跡、桑折町新宿遺跡などの埋蔵文化財発掘調査

沼ヶ入遺跡、上ノ台館跡、新宿遺跡は一般国道115号相馬福島道路建設に伴う調査である。相馬福島道路は相馬市と福島市を繋ぐ主要路線だが、現道は急な勾配やカーブが多く、交通上の課題が残されている。そのため、高速かつ安全に走行できる復興支援道路として緊急整備が進められている。この他、桶師屋遺跡は津波により浸水した農地の復旧に伴う調査、高木遺跡は阿武隈川の河川改修に係る調査で、いずれも古墳時代や中世の集落跡が発見されている。それぞれ、表土掘削や遺構測量などの調査業務を行った。



榎葉町大谷上ノ原遺跡の調査



伊達市沼ヶ入遺跡の掘立柱建物跡



伊達市上ノ台館跡の堀切



桑折町新宿遺跡の調査



南相馬市桶師屋遺跡の調査



須賀川市高木遺跡の調査

2 苦勞したこと・工夫したこと

作業員の確保

遺跡の発掘調査は重機を使った土木工事と異なり、人の手による細かな作業が要求される。震災以前は、調査地域を対象に作業員の募集を行い、必要数の人員を確保できていた。しかし、楢葉町は半年前に避難指示が解除されたばかりで、帰還者は全住民の1割程度であり、応募者が1名であった。対象を隣の広野町にも広げて、ようやく10名の作業員が集まった。楢葉町のみならず、被災地での作業員の確保に関しては、来年度以降も直面する課題と考えられる。

少人数+小型重機での調査

1,700㎡の調査を10名で実施するのは厳しい条件である。特に、旧石器時代の調査は硬いローム質の土を40cmほど掘り下げる必要がある。そこで、福島県財団の担当者と相談し、石器が出土した周辺については人力掘削、その他の範囲は小型重機による掘削を試みた。重機による掘削は重機のバケットによりローム質土を1～5cm程度の薄さですき取っていく作業である。幸い、重機のオペレーターが熟練していたおかげで、高い精度で掘削が進み、2cm程度の石器であれば見つけることができた。これにより、人力掘削による範囲を最小限に絞り、予定期間内に調査を終了することができた。

安全衛生管理

常時心掛けているが、現場の安全衛生管理は徹底した。特に、現場は高速道路に面しているため、道具やシート類の飛散防止措置に努めた。また、発掘経験のある作業員が少なかったため、道具の扱い方、特に唐鍬とうぐわや鋤簾じょれんなど刃先を研いだものの扱い、重機の稼働時には近づかない、ヘルメットの着用、準備体操を怠らない、現場内には深い穴があることから歩行に注意する、ブルーシートの上は歩かない、通勤時の安全運転などの注意喚起を行った。熱中症対策では、定期的な休憩を設け、水分補給を促した。

結果として、事故や怪我のない安全な現場運営ができた。



小型重機でのすき取り作業



安全衛生講習

3 印象的なエピソード

調査がはじまって間もなく、土を削っていると1点目の石器が出土した。発掘経験のない作業員の方々は、初めて遺物を目にした瞬間であり、土の中から遺物が出土することに驚いていた。雨天の待機時には、出土した石器を前にして、約2万年前頃の旧石器時代の人達が作ったものだと説明すると、その技術の高さにさらに驚いていた。調査期間を通じて地元の埋蔵文化財に興味を持てただけことが、うれしかった。作業員の中には避難先のいわき市から来ていた方や、地元の復興のためにと応募してきた20代の方もいた。暑い中で調査に従事していただき、作業員の方々には、感謝しかない。



石器が見つかった瞬間



出土した「ナイフ形石器」



石器の出土状況

4 今後の事業に活かせること・活かしたいこと

福島県への出向で得た全国的なつながりは今後の事業に役立つと感じている。福島県財団職員、県教育庁文化財課、南相馬市教育委員会、楡葉町教育委員会、須賀川市教育委員会、福島市教育委員会、地元の作業員の方々、福島県へ派遣された北海道、山梨県、神戸市、鳥取県などの職員との交流や情報交換も行うことができた。また、臨時的ではあったが、福島県内の多くの遺跡の調査を経験できた。基本的な調査方法は変わらないが、遺跡の性格や内容に応じて調査方針が異なってくるため、場合に応じた対処法を学べた点は、都内での調査にも活かせる。

宮城県、岩手県の復興に係る調査は収束に向かっているが、福島県に関しては原発災害の影響もあって、これから本格化するという感がある。復興調査に現地に関わった者として、被災地での復興・復旧の経験を語り継いでいくことが重要である。震災を風化させないように、情報発信を続けていきたい。

出向期間中は福島県財団職員の皆様から多大なる配慮を頂いた。調査現場では、調査員として多くのことを学ばせていただいた。今後も福島県の復興・復旧のため、支援と交流を継続し、連携を深めていきたい。

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応



第4部

現地事務所

職員派遣

任期付職員派遣

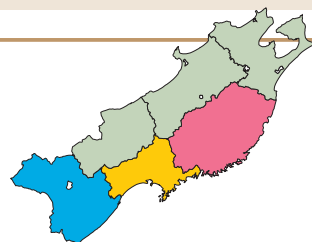
監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応

業務概要



東京都被災地支援岩手県・宮城県事務所 **大宮 勝章**
(岩手県担当)

東京都被災地支援岩手県・宮城県事務所 **松本 昇**
(宮城県担当)

東京都被災地支援福島県事務所 **栗林 昭男**

1 赴任当初の状況

●岩手県・宮城県事務所（岩手県担当）

直前の担当業務や1年間で遠く離れて暮らすことになる家族への想いなどを引きずりながら、発災後から5年後の節目を向かえた平成28年3月末、東京とは違った寒さが身にしみる盛岡駅に降りた。

沿岸部から遠く離れた内陸エリアでは、何もなかったかのように既に震災前の日常を取り戻している。

一方で、着任後に初めて足を踏み入れた沿岸エリアでは、未だ土煙を上げて行われている土地の嵩上げ造成や壁のごとく反り立つ防潮堤の整備などが進められており、まさに現地の復興は道半ばそのものといった印象を受けた。

決して長くない自らの任期の中で、被災地のためにいったい何が出来るのか、どこまでやりきれなのか、その時に抱いた漠然とした不安感を今でも憶えている。



<大槌町町方地区（平成28年4月撮影）>



<大槌町立大槌学園（平成28年4月撮影）>

●岩手県・宮城県事務所（宮城県担当）

私は、平成28年4月に赴任して都職員の派遣先である気仙沼市、南三陸町、石巻市、山元町を中心に沿岸部被災地を視察した。実際に自分の目で見る被災地は初めてで、震災直後の印象が強かった私は、津波の爪痕である壊れた橋などが一部に残っているもののガレキは全く無く、更地の中で多くの復興事業の工事が進む光景に目が洗われる思いであった。また、宮城県職員や沿岸市町職員から震災当時の状況や被災地の現状を伺う中で、震災から5年経過しているものの復興はまだ道半ばということに気付かされた。私は土木の技術職員であるものの、今回の赴任で実際に復興工事等の実務に携わることはない。複雑な心境であるが、宮城県の復興が一歩でも前進するように派遣職員27名のバックアップや本庁と連携した復興支援に全力で取り組もうと思いを新たにしました。



南三陸町志津川中央地区（災害公営住宅建設中）の復興状況（平成 28 年 4 月撮影）



石巻市中州方面の復興状況（中央の白い建物が石ノ森漫画館）（平成 28 年 5 月撮影）

●福島県事務所

福島県は東日本大震災により、地震や津波といった自然災害による被害に加えて、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染の被害を受けた。この原発事故により県面積の約 7 % 程度の地域が避難指示区域指定をされ、約 9 万 4,000 人の方が避難生活を続けていた。加えて、風評により、農林水産業のみならず観光を含めたあらゆる産業が大きな打撃を受けていた。

一方、震災から 6 年目となり、常磐自動車道の全線開通、一部地域での避難指示解除、災害公営住宅への入居開始など避難地域の復興に向けた取組が着実に進んでいた。また、ふくしまDC によるにぎわいの回復や県産日本酒が国内外で高評価を獲得といった明るい話題が続き、平成 28 年 2 月には楡葉町に「福島県立大野病院附属ふたば復興診療所（ふたばリカーレ）」、同年 3 月には、広野町に公設商業施設「ひろのてらす」がオープンするなど、避難地域の生活環境が整備され始めていた。



双葉町 帰還困難区域の様子（平成 28 年 4 月撮影）



広野町 ひろのてらす（平成 28 年 4 月撮影）

2 被災地支援事務所の業務概要

(1) 組織の目的

- ・東日本大震災で甚大な被害を受けた岩手県、宮城県、福島県から物的・人的支援をはじめとする支援ニーズ等を把握し、的確な被災地支援に結びつける。

(2) 規模

(平成 28 年 6 月末まで)

- ① 岩手県事務所：所長、課長代理
- ② 宮城県事務所：所長、課長代理
- ③ 福島県事務所：所長（復興支援調整担当部長兼務）、課長、課長代理

(平成 28 年 7 月から平成 28 年 10 月 14 日まで)

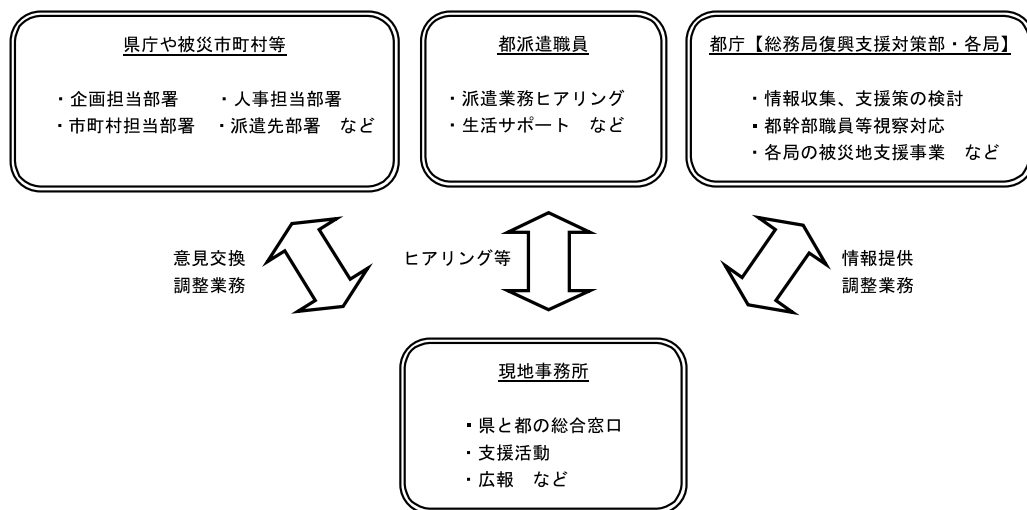
- ① 岩手県・宮城県事務所：所長、課長代理（岩手県担当）、課長代理（宮城県担当）
- ② 福島県事務所：所長（復興支援調整担当部長兼務）、課長、課長代理

(平成 28 年 10 月 15 日から)

- ① 岩手県・宮城県事務所：所長、課長代理（岩手県担当）、課長代理（宮城県担当）
- ② 福島県事務所：所長（総務局企画担当部長兼務）、課長、課長代理

(3) 業務内容

- ① 被災地の課題・情報等の収集、現況報告等
 - ・県庁各部署からの情報収集
 - ・復興事業の進捗等を被災現場にて状況確認
 - ・視察に訪れた都議・都職員に対して現場説明 など
- ② 県や県内市町村の支援ニーズの把握、効果的な支援に向けた調整
 - ・自治法派遣に関わる派遣先、業務内容、居住地確保等に係る被災自治体との調整
 - ・平成 29 年度以降の派遣に関する調整を実施
 - ・被災地の農林水産物等風評被害対策や、販路回復対策に関する調整 など
- ③ 各局が行う支援事業のサポート
 - ・事業実施に向けた県庁及び関係機関との調整
 - ・都庁各局が実施する被災地支援事業等の県庁記者クラブへのプレス投げ込み など
- ④ 派遣職員のバックアップ
 - ・定期的に生活や業務状況をヒアリング（派遣業務ヒアリング）
 - ・必要に応じた日常生活に関するサポート
 - ・病気、けが、事故等のトラブルに関する対応 など



現地事務所の業務イメージ

3 成果・実績

(1) 県主催の各種会議等への出席

- 岩手県・宮城県事務所（岩手県担当）
 - ・東日本大震災津波復興推進本部会議（概ね2ヶ月に1回）
 - ・現地復興推進連絡会議（28/7/14）
 - ・被災市町村人財確保連絡会議（28/4/26、28/12/7）
 - ・いわて復興未来塾（28/6/18、28/8/7、29/3/18）
 - ・いわて三陸復興フォーラム in 長野（28/12/3）
- 岩手県・宮城県事務所（宮城県担当）
 - ・宮城県復興フォーラム（28/6/20）
 - ・市町村震災関係職員確保連絡会議（28/7/20、29/1/31）
 - ・復興まちづくり事業勉強会（28/4/22、28/12/22）
- 福島県事務所
 - ・新生ふくしま復興推進本部会議（第50回から第62回）
 - ・九都県市首脳会議【開催地 福島県】（28/5/25）
 - ・被災市町村職員確保対策連絡会議（28/5/30、29/2/17）
 - ・双葉郡等避難地域の医療等提供体制検討会（28/7/28、28/9/16）
 - ・避難者受入関係都県連絡会議（28/7/29）
 - ・福島の復興・創生に関する高校生と九都県市首脳との意見交換会（28/10/26）
 - ・地震発生（震度5弱及び津波警報発令）時の災害対策本部リエゾン対応（28/11/22）
 - ・災害対策本部員会議（29/1/30）
 - ・福島県イノベーション・コースト構想の具体化に関する県・市町村検討会議（29/2/8）

(2) 人的支援に関する調整

- 3県共通
 - ・自治法派遣職員ヒアリング
 - ・任期付職員との面談（各県5、6月と11月頃に2回実施）
 - ・メンタルヘルス講習（岩手県・宮城県 28/11/29、福島県 28/11/30）
 - ・平成29年度向け派遣職員公募制人事説明会、面接、派遣説明会（28/11/2・4、28/12/12-15、29/3/2）
 - ・任期付職員技術力向上研修（釜石会場 29/2/21、いわき会場 29/3/1）
 - ・平成29年度向け職員派遣に関する連絡調整
 - ・任期付職員の任期更新に関する連絡調整
 - ・地震発生（震度5弱及び津波警報発令）時の安否確認（28/11/22）
- 岩手県・宮城県事務所（岩手県担当）
 - ・事務所だよりの発行（～28/06）
 - ・派遣職員による現地視察及び意見交換会（28/11/30）
- 岩手県・宮城県事務所（宮城県担当）
 - ・県内自治体任期付職員採用への広報等支援（宮城県、沿岸5市町合同）
 - ・宮城県派遣職員の安否確認訓練実施（28/5/18、28/9/1）
- 福島県事務所
 - ・派遣職員の担当現場・イベント視察
 - ・ふたば医療センターへの医療スタッフ派遣に関する連絡調整（ふたば医療センター建設予定地（富岡町）現場確認（28/9/20））
 - ・被災市町村に対する職員派遣への支援に関する連絡調整

(3) 各局の被災地支援事業及び県主催のイベント、P R活動等に関する連絡調整

● 3 県共通

- ・都知事と県知事との会談（岩手県 29/ 2/17、宮城県 29/ 2/ 9、福島県 28/ 5/17、28/11/ 2）に関する連絡調整
- ・未来への道 1000km 縦断リレー事業実施の連絡調整とイベントへの参加（岩手県 28/ 7/27、宮城県 28/ 7/31、福島県 28/ 8/ 2）
- ・STAND UP SUMMIT（28/ 8/ 9 東京ビッグサイト）の開催に関する連絡調整
- ・東日本大震災被災地復興支援映像「2020 年。東京と東北で会いましょう。」に関する知事又は副知事訪問の連絡調整（岩手県 28/ 5/18、宮城県 28/ 5/19、福島県 28/ 5/17）
- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック フラッグツアーの各県開催に関する連絡調整（岩手県 29/ 2/17、宮城県 29/ 2/ 9、福島県 28/11/ 2）
- ・「スポーツを通じた被災地支援事業」に関する連絡調整



未来への道 1000km横断リレー 2016
宮城県庁スタート式の様子



東京 2020 オリンピック・パラリンピック
フラッグツアー（福島県開催）の様子

● 岩手県・宮城県事務所（岩手県担当）

- ・「盛岡さんさ踊り」における応援自治体支援感謝 P R に関する連絡調整

● 岩手県・宮城県事務所（宮城県担当）



盛岡さんさ踊り



自治体 P R に参加する「ゆりーと」

- ・みやぎの復興まちづくりパネル展（宮城県土木部）の都内実施に係る連絡調整
- ・東京消防庁音楽隊の被災地訪問（気仙沼ふれあいコンサート 28/ 8/26-27）に関する連絡調整
- ・山元町新市街地まちびらき式典への出席（28/10/23）



東京消防庁音楽隊の被災地訪問の様子



山元町新市街地まちびらき式典の様子

●福島県事務所

- ・CO₂フリー水素の活用に関する協定締結式の開催に関する連絡調整（28/ 5/17）
- ・再生可能エネルギー産業フェア（REIFふくしま 2016）のPRに関する連絡調整
- ・ふくしま大交流フェアのブース運営
- ・ヘブンアーティストの県内イベントに開催する連絡調整
- ・福島県産品等販売（マルシェ）実施に係る都人材支援事業団等との連絡調整



CO₂フリー水素の活用に関する協定締結式の様子



ふくしま大交流フェアのブース

(4) 被災地視察等の対応（当日の説明、資料作成の他、事前の現場確認、視察先との連絡調整等を実施）

●3県共通

- ・総務局人事部視察【復興まちづくり情報館、大川小学校、請戸漁協等】（28/ 7/19-20）
- ・多羅尾総務局長視察【RWC 競技場建設予定地、南三陸さんさん商店街、浪江駅周辺等】（28/ 7/26-27）

●岩手県・宮城県事務所（岩手県担当）、同（宮城県担当）共通

- ・邊見都市整備局長視察【岩手県庁、気仙沼土木事務所等】（28/ 8/25-26）

●岩手県・宮城県事務所（宮城県担当）、福島県事務所共通

- ・佐藤都市整備局理事視察【平沢団地、大島架橋等】（28/12/19-20）

●岩手県・宮城県事務所（岩手県担当）

- ・ふるさと復興の今がわかるツアー【陸前高田市～釜石市～大槌町～山田町】(28/11/10・11)
- ・小池都知事視察【陸前高田復興まちづくり情報館、三陸鉄道釜石駅、鵜住居公民館等】(29/ 2/17)
- 岩手県・宮城県事務所（宮城県担当）
 - ・ふるさと復興の今がわかるツアー【女川町以下南部沿岸部】(28/10/18-19)
 - ・ふるさと復興の今がわかるツアー【気仙沼市～南三陸町】(28/12/ 6- 7)
 - ・小池都知事視察【千年希望の丘、石ノ森漫画館、石巻市復興まちづくり交流館中央館等】(29/ 2/ 9)
- 福島県事務所
 - ・帰還困難区域視察【浪江町】(28/ 5/ 6)
 - ・舩添前都知事視察【とまとランドいわき、ワンダーファーム、請戸漁港等】(28/ 5/17)
 - ・復興支援部転入者研修・財務局経理部視察【福島県相馬港湾建設事務所等】(28/ 6/17)
 - ・財務局主計部視察【ふたばリカーレ、榎葉町コンパクトタウン、浪江駅前等】(28/ 6/29)
 - ・ふるさと復興の今がわかるツアー【福島市～郡山市方面】(28/ 8/20-21)
 - ・ふるさと復興の今がわかるツアー【富岡町～新地町方面】(28/ 9/13-14)
 - ・小池都知事視察【ＪＡふくしま未来 錦町倉庫、天神岬 慰霊碑等】(28/11/ 2)
 - ・ふるさと復興の今がわかるツアー【いわき市～富岡町方面】(28/11/17-18)

4 その他

① 現役職員の派遣状況（H29.1.1 時点）※東京都監理団体等からの派遣を含む

派遣県	岩手県		宮城県		福島県	
職種	事務	技術	事務	技術	事務	技術
派遣人数(人)	13	6	12	8	11	9

※福島県の技術には、調査研究職 1 名を含む。

② 任期付職員の派遣状況（H29.1.1 時点）(H24.9.1 採用、1 年ごとに更新し最長 5 年まで更新)

派遣県	岩手県		宮城県		福島県	
職種	土木	建築	土木	建築	土木	建築
派遣人数(人)	10	1	3	4	4	2

③ 物的（車両）の提供（H28 年度分）

提供県	岩手県	宮城県	福島県
提供車両(台)	4	4	5

岩手県

現地事務所

東京都被災地支援岩手県・
宮城県事務所（岩手県担当）

大宮 勝章

1 組織の体制、主な事務分掌（担当業務の概要）

現地事務所は、7月に岩手県盛岡市内にあった岩手県事務所が宮城県事務所と統合され、所長（課長級）、課長代理（2名）、現地採用の臨時職員（2名）の5名体制となっている。主な業務内容は、①派遣職員の生活面等に関するバックアップ、②岩手県庁、沿岸被災市町村及び都庁（総務局復興支援対策部・各局）との連絡調整、③担当県の復興状況等に係る情報収集及び本庁への業務報告などである。



【旧岩手県事務所のあった建物（外観）】
中ノ橋 106ビル 7階



【東家本店（外観）】
旧事務所からも程近い都職員の集いの場

2 業務の遂行に当たって、苦労したこと（支障になったこと）、工夫したこと

岩手県は北海道に次ぐ広大な面積を有しており、県内へ派遣されている都職員の勤務地は、県庁所在地である内陸部の盛岡市のほか、沿岸部の北から野田村、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市と広範囲に点在している。

赴任当初となる6月末までの間は、盛岡市内に現地事務所が在ったため、沿岸市町村への移動も片道2時間程度の状況だったが、7月に宮城県事務所との組織統合が図られ拠点が仙台市に移ったことで、最も遠い野田村までの移動時間が4時間強と倍増する事となった。この結果、現地事務所が担う上記の①から③の業務全てにおいて仕事の進め方等を見直さなければならない状況に陥るなど、前例が無い中での手探り状態の一年となった。

一方、事務所の統合に伴って生活の場も移転した事で、これまでは見えづらかった隣県の復興状況を見聞きする機会も増え、同じ被災地である両県の実状を客観的に重ね合わせられるようになった。そのことが、派遣職員が集まる現地事務所主催のメンタルヘルス講習会開催のタイミングと併せて実施した宮城県内の被災地視察を企画しようと思う切っ掛けになったのも事実である。

他県の復興の現状や諸課題等を各自の担当業務等と重ねることで、課題解決に向けたヒントや行政マンとして獲得・保持すべき視点や価値観などの醸成に結び付くようであれば、企画者としての苦労も報われる。

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応



【岩手・宮城二県合同での意見交換会】
事務所統合後に初の試みとなった合同意見交換会



【宮城県被災地を視察】
女川町語り部ガイドによる講話

3 印象的なエピソード

赴任当時と現在の被災地とでは、地域によって方策や進捗状況の違いはあるものの、目に見える復興は着実に進展している。

その反面、複雑な施工や調整が難航している折衝への対応のほか、集団移転先での新たなコミュニティ形成など、被災者個々人の実情に応じた対応の充実が今後は増々求められる。

また、復旧・復興の進展とともに派遣職員が携わる業務の質や内容も、人口減少の克服や地方創生の視点などとも相まって益々多極重層化してきている。

そんな中で、復興の各現場で奮闘する派遣職員のサポートや県庁をはじめとした被災自治体の方々との関わりを通じて、間接的とはいえ被災地の復興に多少なりとも貢献できたのであれば、同じ東北出身者の一人としても喜ばしい。

何よりも東京とは環境も習慣も異なる不慣れな土地で、担当業務の誠実な履行や積極的な地域イベントへの参加などによって、派遣職員が銘々に輝いている姿を目の当たりにすることが出来たことが嬉しくも、頼もしくもあり、それらが私自身にとっても良い刺激となったことやサポート業務に携わるうえでの原動力ともなるなど、「新たなやりがい」にも気付くことができた貴重な1年間となった。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと、得られた教訓など

「命を守ることは、最優先にすべきこと」被災者遺族から発せられるその言葉は重い。都庁内でもその言葉がより濃く身に沁みているはずの組織に身を置いてきたため、頭ではその意味を理解できていたつもりが、改めて再認識する事ができた1年間でもあった。

近い将来に起こりうる首都圏での大規模自然災害等に備え、かけがえのない家族や都民の生命をどうすれば確実に守れるのかについての解は、自分の中でもまだ掴みきれていない。

被災地では、行政側の対応姿勢の違いでその後の明暗が分かれた津波災害事例などもあり、特に情報開示における透明性や信頼醸成を重視した行政側の対応スタンスの在り方などは、これからの都政の場においても十分に参考となるだろう。

今後は、組織的な被災地支援業務の一線からは身を引く事となるが、被災地東北との個人レベルでの関わりなどについては、今回の赴任を通じて繋がる事ができた多くの方々のご縁も大事にしながら、これからも深め育んでいきたい。



宮城県

現地事務所

東京都被災地支援岩手県・
宮城県事務所（宮城県担当）

松本 昇

1 組織の体制、主な事務分掌（担当業務の概要）

当現地事務所は、平成 28 年 7 月に岩手県事務所と宮城県事務所を統合し、従前の宮城県事務所が岩手県・宮城県事務所に再編となった。事務所の現在の体制は、所長（課長）、課長代理（岩手県担当）、課長代理（宮城県担当）、現地採用の臨時職員（2 名）の 5 名体制である。宮城県担当の業務内容は、①都や監理団体からの派遣職員のサポート（平成 29 年 1 月 1 日現在 27 名、派遣先自治体：宮城県、気仙沼市、石巻市、南三陸町、山元町）、②被災自治体の支援ニーズの把握、復興状況などに関する情報収集、③各種支援に関する都や被災自治体などとの連絡調整などである。また、当職は被災 3 県（岩手、宮城、福島）に配置されている現地事務所で唯一の技術職（土木）であり、3 県の派遣職員の技術統括を担当している。

表 東京都から宮城県への派遣状況（H29.1.1 時点）

派遣先	自治法派遣 （都庁現役職員）		都監理団体職員		任期付職員			合計
	宮城県	石巻市	気仙沼市	石巻市	気仙沼市	南三陸町	山元町	
派遣人数	14	4	1	1	4	2	1	27



現地事務所の入る宮城県自治会館



現地事務所（207 会議室）の入口

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応

2 業務の遂行に当たって、苦労したこと（支障になったこと）、工夫したこと

平成 28 年 11 月に M7.4、震度 5 弱の東日本大震災の余震である地震が発生し、平成 24 年 12 月以来の津波警報が発令され、派遣職員の安否を確認する必要が生じた。当職は緊急時対応について、訓練の重要性を認識していたことから 5 月と 9 月に安否確認メールの訓練を実施していた。そのため、11 月の地震では混乱もなく宮城県に所在していた派遣職員全員から速やかに『無事です』のメールが届き、迅速かつ確実な安否確認が遂行できた。

任期付職員に対して実施している技術力向上研修は、技術統括である当職が企画・実施した。当研修は、任期付職員の技術力を向上させ、被災地の早期復旧復興に寄与することを目的に平成 25 年から年 1 回、復興事業の視察や他自治体との意見交換を実施していた。

任期付職員は、平成 29 年 8 月に任期満了を迎える。そのため、今年度の研修は、震災当初から各被災自治体の職員として復旧復興に携わってきた経験や技術を現役自治体職員や次世代技術者に伝えることも任期付職員の重要な使命と考え、外部講師による講習会を行うこととした。

研修は、元福島県土木部長の渡辺氏と元仙台市建設局次長の渋谷氏を講師に迎え、いわき市と釜石市の 2 会場で『東日本大震災の経験を後世にどのように伝えるか』をテーマに講義や意見交換等を行った。



技術力向上研修の様子（渡辺講師との座談会）



技術力向上研修の様子（渋谷講師による講義）

3 印象的なエピソード

11 月に開催される仙台リレーマラソンには、派遣職員の交流や親睦を深めるため震災以降毎年参加している。今年も 3 県の現役派遣職員（現地事務所を含む）の連合チームと旧派遣職員が中心となった都庁チームの 2 チームで参加した。ランナーは『復興とともに加速中。東京⇄東北』のロゴを入れたグリーンの T シャツを着ながら、秋晴れの中を東北の復興への思いを込めながらタスキを繫いだ。

平成 29 年 2 月 9 日、小池都知事が宮城県を訪問した。岩沼市千年希望の丘では慰霊碑への献花や震災直後に知事（当時衆議院議員）がランドセルを贈った児童 5 名と再会した。石巻市では日和山公園や石ノ森漫画館、復興まちづくり情報交流館において復興事業の進捗状況や地域活性化の取り組みを視察した。また、村井知事との対談やフラッグツアーイベントへの参加、派遣職員との面会や激励をした。

今回の小池都知事訪問にあたり、当職は視察場所の選定やスケジュール計画などの準備段階から携わり、宮城県、石巻市、岩沼市、宮城県警、仙台駅をはじめ多くの関係者と必要協議を行った。宮城の関係者の皆様には、本当に快く協力していただいたことに感謝すると共に、宮城の人の温かさを実感した。この場を借りて心からお礼を申し上げます。



仙台リレーマラソン 2016 に参加



知事とランドセルを貰った児童（小6）が再会



石ノ森漫画館で近隣の子ども園園児と記念撮影仙台

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと、得られた教訓など

私は、今回の赴任で多くの宮城県の方々と出会い、親密な関係を築くことが出来たと思っている。東京に帰任してからも定期的に連絡を取り合いながら東京都と宮城県の橋渡しの役割を担っていきたい。そして、その人脈や関係は今後発生する首都圏の大地震の際にも必ず役立つものと信じている。

今回、宮城県だけでなく岩手県、福島県の様々な復旧復興の現場を自分の眼で確認することが出来た。土木技術者の私としては、とても貴重な経験であった一方、震災から約6年経った現在も被災地の復興はまだ道半ばということを改めて感じさせられた。私が出来る可能な限りの支援を続けるとともに、いつまでも被災地の復興を見守っていきたい。

1 派遣先部署の組織の体制、主な事務分掌（担当業務の概要）

被災地支援福島県事務所（以下、この項では「現地事務所」という。）の現在の体制は、所長（総務局企画担当部長が兼務）、課長、課長代理（筆者）と現地で採用した臨時職員の4名（常駐3名）体制である。担当する業務内容は、①復興状況や県庁の動き、支援ニーズ等の把握及び本庁への情報提供、②復興支援に係る県庁や市町村等との連絡調整、③派遣職員のサポート、などである。



福島県事務所が入る福島県自治会館



被災地支援福島県事務所

2 業務の遂行に当たって、苦労したこと（支障になったこと）、工夫したこと

- 都知事が福島県の視察に来た際、私は先発隊を担当した。先発隊は、都知事が乗車する車両より先に視察先へ行き、段取り確認や都知事を迎える体制を整える役割である。現場では、「行程が早く進み過ぎていたので、次の視察先での滞在時間を延ばすよう調整せよ。」等の指令を受けたり、「知事にサインをもらってよいか。」等の質問をされたり、様々なことがあった。先発隊に臨むにあたっては、どんなに入念に準備したつもりでも、その場で判断を求められる事態は起きるものと心構えをしていた。行程をしっかりと頭に叩き込み、誰が何を担当しているのかを整理把握したため、先述のような発生事案に対し、「誰に判断を仰げばよいか」、「誰に指示すればよいか」等、自分がすべきことを適宜判断することができたと思う。また、視察先には何度も足を運び、施設担当者と懇意な関係を築けていたことも現場では助けとなった。
- 福島県庁で舛添前都知事と内堀知事が会談をした際、3つのイベント（会談、DVD試写、調印式）を行うことになったが、それぞれ都庁内の所管が異なるため、各局が個別に調整を進めていた。そのため、「イベントの移行時のレイアウト変更をどうするのか」といった隙間部分の調整がスムーズに進まず困っていた。そこで、各局の同意を取り付け、現地事務所が、会談全体の県との調整役を一手に引き受けることにした。今後の地域連携の強化や復興五輪の開催に向けて、現地事務所には、こうした総合窓口的な役割が益々期待されてくると思う。



小池都知事の福島県視察



舩添前都知事と内堀知事との会談

3 印象的なエピソード（うれしかったこと、やりがいを感じられたこと、等）

福島へは、頻繁に都の幹部職員等が視察に訪れる。そのたびに、訪問先施設への視察依頼・調整を行っている。施設関係者の方々には、大変な負担が掛かるにも拘らず、ほとんど快く引き受けていただけ、むしろ「発災直後から支援してくれてありがとう。」と感謝の言葉をかけられることもある。こうして都が福島での業務を円滑に進められることは、これまでの支援や派遣職員の活躍が評価されているおかげであると感謝するとともに、脈々と築いてきた信頼をさらに醸成できるよう私自身も頑張ろうと思った。

時にはスムーズにいかないこともあった。「ふるさとの今がわかるツアー」（福島県から都内に避難した方々に福島の現状を見てもらうことで、将来の帰還のきっかけの一つにしようとするツアー）の準備で、視察候補地を回ったときのことである。農家の方にツアーの趣旨を説明し、避難した方々に、これまでのご苦労等話を聞いてほしいとお願いしたところ、「自分も逃げたかった。でも土地があるから逃げられなかった。」と苦々しい口ぶりで言われた。帰還の促進には様々な課題があることを改めて感じた。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと、得られた教訓など

震災から6年が経過し、福島の復興は着実に進んでいる。避難指示は今春には4町村で、帰還困難区域を除いた区域（「避難指示区域の概念図」の緑と黄の区域）で解除される見込みである。また、避難地域（帰還困難区域を除く）のインフラ整備は、平成29年度までに約9割、同30年度までにはほぼ完了する見通しである。一方、すでに避難指示が解除された5市町村で帰還した住民は全体の二割以下に留まっている現状がある。

ふるさとへの帰還に向けた病院や介護施設、大型商業施設等の生活環境整備が、福島の新たな課題となっている。今後、都の人的支援は、土木職等の職員に加え、医師や看護師等の生活環境整備に携わる人材も充実させていくべきである。

福島では、復興の進展に応じて課題が変わってきており、また、時間とともに量的には少なくなっているものの、根強い風評への対策や帰還困難区域の復旧・復興、避難者支援など質的な難しさはむしろ高まっている。都が、福島の実情に適した実効性の高い支援を実施し続けるためには、支援ニーズを適宜的確に把握することが不可欠である。

先日、県の看護師募集の案内を都のツイッターに載せたところ、県職員の方から「そんなこともやってもらえるのですね。」と感心される場面があった。県にとって「都は何ができるのか？」は明快なわけではなく、具体的な支援要請に至っていない潜在的なニーズもあると思われる。県の身近に存在し「福島の復興のために何が必要か」を共に考え、必要な支援に繋げていく、現地事務所の役割は、高まっていると考える。

東京の今日の反映は、電力や食料の供給などの多くを福島に支えられたおかげであり、このことは絶対

凡例

- 帰還困難区域 (Pink)
- 居住制限区域 (Yellow)
- 避難指示解除準備区域 (Green)

伊達市 飯館村 川俣町 南相馬市 葛尾村 浪江町 双葉町 大熊町 富岡町 楢葉町 田村市 川内村 いわき市 広野町

福島第一原子力発電所 福島第二原子力発電所

20km

福島県

210



第5部

職員座談会

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応

テーマ 若手職員から見た被災地支援とは



日時：平成29年1月19日

会場：東京都被災地支援岩手県・宮城県事務所

司会

東京都総務局復興支援対策部被災地調整担当（宮城県担当） 松本 昇

出席者

岩手県復興局生活再建課	葛西 紗季
岩手県沿岸広域振興局土木部用地課	小峰 壮登
宮城県経済商工観光部企業復興支援室	鈴木 泰弘
石巻市建設部下水道建設課	郡川 雄輔
福島県保健福祉部こども・青少年政策課	塩沢 真由
福島県農林水産部森林保全課	秋葉 行雄

オブザーバー・書記

東京都総務局復興支援対策部被災地調整担当（岩手県担当）	大宮 勝章
東京都総務局復興支援対策部被災地支援課	金井 睦

【参加者の意見】

	都職員として復興に携わる意味・役割	都へのフィードバック	派遣先での成長	今後の被災地支援
葛西 (事務)	・人手不足の解消 ・災害対応のノウハウ蓄積 ・パイタリティを養う ・都派遣職員が被災地で働く目的意識の明確化	・派遣先で身に付けた仕事の効率化を還元 ・経験談を都職員に伝えることで今後の派遣人材確保へ貢献	・新しい環境、突発的な事への対応力と自信が持てた ・前例にとられない、状況に応じた創意工夫	・派遣職員間の引継ぎが重要 ・同じ職員を複数年度派遣する場合、担当業務を変えない方が、被災自治体のためになる
小峰 (事務)	・都のノウハウを被災地で活かす ・派遣職員が頑張ることで、プロパー職員に良い影響	・多様な視点から物事を見る姿勢 ・困難業務への対応力や業務で得たノウハウを都に還元	・都を客観的に見る視点 ・必死に努力し、他の人の見本となる姿勢	・被災自治体の需要の見極め ・派遣元は、やり遂げる意思を持った職員の派遣 ・原状回復ではなく、更なる発展に向けた支援
鈴木 (事務)	・派遣職員の支援する姿が、県職員や被災者に前向きに作用 ・緊張感を持った業務遂行	・被災後に立てる復興計画の重要性を認識 ・都が発災した場合の復興をサポート	・分からないことを解決するプロセス ・新しいことに挑戦したことによる自信	・複数年度派遣する職員は、2年目も同じ業務に就いた方が、被災地のためになる ・東京の情報発信力を活かした支援も充実させる
郡川 (土木)	・都の技術力を現場に合ったやり方で伝える ・プロパー職員の育成・技術サポート	・派遣元（都）で報告会実施 ・都との違いを紹介し、若手職員の先入観を崩す ・発災時には、派遣で得た実務経験を還元	・責任の範囲が増加し、自力で解決する能力の向上 ・先入観がなくなった ・他自治体職員とのつながり	・派遣元は、派遣職員の能力・資質を見極める ・被災自治体は、派遣職員が居なくなることを見据えたの体制整備
塩沢 (事務)	・客観的な視点で仕事ができる ・県外から来たものとして福島県の魅力を発信	・新しい仕事への適応力 ・トラブル時の解決方法の導き方	・前例のない業務への挑戦 ・今までの経験は無駄にならないという自信 ・スケジュール管理に対する意識の向上	・受け入れ側のニーズを汲み取った派遣が必要 ・復興状況を踏まえ、支援方法をシフト（発信力のある東京の特性を活かした支援等）
秋葉 (林業)	・県職員とは異なる視点を復興業務に活かす ・被災自治体の復興業務への取り組み方を学ぶ	・国費対応について、国との調整を多く経験 ・災害復旧工事等で得た経験、ノウハウを還元	・東京都以外の目線 ・仕事の流れを掴む力、スケジュールリング ・効率的に仕事を進めるためのバランス感覚	・被災自治体の需要を踏まえた派遣期間等の設定が必要 ・復興内容によっては、まだまだ人が足りない事業がある

【1 座談会の趣旨・目的】

司 会 平成23年3月11日に発生した東日本大震災から、間もなく丸6年を迎えようとしています。復興に向けた道のりも、5年間の集中復興期間が終了して、今年度から復興・創生期間へと新しいステージに移っています。

復興が確実に進んでいる事業がある一方で、3県の避難者数は、平成28年12月末で約13万人おり、被災者の心身のケアやコミュニティの形成などの問題が山積しております。また、福島県においては、いまだ続く風評被害、除染が完了した地区がやっと復興事業がスタートするなど、全体の復興はまだまだ途上にあるといったような状況だと思えます。

このような状況の中、現在、東京都から83名の職員が、復興の一翼を担うために被災自治体に派遣され、さまざまな分野で活躍しています。今回は、岩手県、宮城県、福島県、石巻市で活躍されている6名の方に集まっていただき、「若手職員から見た被災地支援とは」というテーマで、都職員として被災地自治体の復興に携わるものの意味や役割等について振り返り、今後の被災地のあり方や都政へのフィードバック、今回の経験が自分自身の成長にどう生きるかなどについて、意見交換を行っていただきたいと思います。



東京都総務局復興支援対策部被災地支援担当 松本 昇

【2 現在の業務紹介】

司 会 それでは、初めての方もいますので、自己紹介を兼ねて、現在の所属、被災地派遣を希望した理由、現在の業務内容などについて聞かせていただきたいと思います。

鈴木 宮城県の経済商工観光部企業復興支援室に派遣されております鈴木泰弘と申します。

私は学生時代に、ボランティアで1度、宮城に来たことがありました。その時は、がれきの分別等の間接的な支援にしか関われなかったのが、今度は業務として直接支援に関わりたいと思い、被災地派遣を志望しました。

現在は「グループ補助金」という補助金業務を担当していて、主に沿岸地域で、地震・津波等で被災した企業に対し、工場の建替や設備の入替に係る補助金を交付する業務を担当しています。

郡 川 石巻市の建設部下水道建設課に派遣されております郡川雄輔と申します。

私は昨年度から、石巻市に派遣されています。私の場合は、派遣元の下水道局から、被災地派遣で石巻市に行かないかと声を掛けられました。貴重な体験なので是非やりたいと思いましたし、あとは個人的に、そろそろひとり暮らしをしたかったので、いいきっかけになるかなと思い、行くことに決めました。

現在は下水道管の災害復旧工事の設計、設計変更、監督、あとは、基本に国のお金で災害復旧工事を行っていますので、国との協議を行っています。業務内容は昨年度と特段変わりませんが、派遣2年目ということで責任が増え、厳しい面もありますが、楽しくやっております。

塩 沢 福島県庁の保健福祉部こども・青少年政策課に派遣されております塩沢真由と申します。

被災地派遣を希望した理由は鈴木さんと少し似ていて、私も大学時代、所属していた社会保障法ゼミの関係で何度か福島に来ていました。当時は現地を見てレポートを書くくらいしかできなかったのですが、今度は直接的に復興に携わりたいなと思ひまして、派遣を希望しました。

私は現在、「ふくしまこども寄附金」という寄附金に関する業務を行っています。具体的には、受け入れた寄付金の贈呈や、寄附金を基金に積み立てて、震災で遺児・孤児になった子供へ奨学金を給付する業務、基金を充当すべき県庁の事業を選定する業務等を行っています。

秋 葉 福島県農林水産部森林保全課に派遣されている秋葉と申します。

私は入都6年目で、福島県派遣前の3年間は伊豆大島で台風災害の復旧工事の設計や現場監督に携わっていました。

私が被災地派遣を希望した経緯ですが、私は入都する前に、福島県で2年間、働いていた経験があります。東日本大震災発災直後に東京都に就職してから、観光やボランティアなど、点で被災地の様子を見る機会は多々あったのですが、福島に住み、復興に携わるような仕事をしたいという思いがあって、今回手を挙げました。

現在の業務内容ですが、津波により壊滅状態となった福島県沿岸部の海岸防災林を、より強い状態に復旧・整備する事業に携わっています。

葛 西 岩手県復興局生活再建課の相談支援担当に配属されています葛西紗季と申します。

被災地派遣に希望した理由は大きく2つあり、1つ目が、私は岩手県出身なので、地元の復旧・復興の力になりたいという思いと、2つ目が、被災地派遣を経験することで、今後の自分自身のキャリアプランを見直すいい機会になるのかなというふうに思って志望しました。

私の配属されている生活再建課相談支援担当では、被災者のコミュニティー支援や相談対応等、ソフト面の支援を行っています。その中での私の主な担当業務は、岩手県内外で開催される相談会への参加や県庁に設置されている「岩手県庁被災者専用相談ダイヤル」で相談・お問合せに対応したり、岩手県内陸部や県外に避難している方々に対して、生活再建に関する様々な支援制度や相談窓口を提供するための「暮らしの安心ガイドブック」などを郵便して情報提供を行っています。

小 峰 岩手県沿岸広域振興局土木部用地課に配属になっております小峰と申します。

私は岩手県に知り合いがいて、津波被害を受けた地域を見させてもらっていたので、現地が大変だ、何か助けられないか、手伝えることはないかとずっと思っていました。派遣前は水道局の用地課で働

いていたのですが、新聞等で、所有者や相続人が分からない土地がたくさんあって、復興が遅れているという記事をたまたま目にしまして、自分の用地業務の知識や経験を被災地の復興のために役立てたいと思い、応募いたしました。

現在は、防潮堤敷を取得するための用地買収に携わっています。



岩手県沿岸広域振興局土木部用地課 小峰 壮登

【3 都職員として被災自治体で復興に携わることの意味や役割】

司 会 皆さんの自己紹介が終わりましたので、本題に入っていきたいと思います。

今回、皆さんは都から他の自治体、しかも被災地に派遣されています。都の職員として被災自治体で復興に携わるものの意味や役割をどのように考えているのか、ご意見を伺いたと思います。

それでは、福島県の塩沢さんからお願いします。

塩 沢 都職員というより、福島県外から来た職員として考えたのですが、被災地福島を客観的に見て仕事ができるということに意味があるのではないかなと思います。

例えば、「ふくしまこども寄附金」に関する業務では、寄付金の贈呈式に参加する寄付者への説明資料として「事業報告書」を作成します。寄付者は県外の方が多いのですが、その方たちが福島のどういった情報を知りたいのか、都民としての視点を活かして考えて、浜通りの写真や奨学金を給付している震災遺児・孤児からの直筆メッセージを掲載するなどの工夫を行いました。

また、贈呈式では、県外から来た寄附者の方に、福島県の説明をする機会が多くあるのですが、休日に色々な観光地や

イベントに足を運んで、福島ならではの観光地や復興関連事業等、福島県外から来た者として福島の魅力を説明することができたかなと思います。

さらに、基金を充当すべき県庁各部署の事業を選定する際にも、客観的に被災地を見ることができたかなと思います。充当事業の選定にあたっては、「震災の影響を受けた子どもたちに働きかけができる事業」という基準があるのですが、要望を受けた事業の中には、客観的に見て、まだ震災の影響を理由にしているのかと疑問に感じるものもありました。例えば子どもの肥満対策や数学力向上など、震災直後だったら、外で運動できない、避難先で勉強が遅れたということがあると思うのですが、もう5年、6年たつ中で、震災を理由にするべきではないのではないかなと私は思いまして、そういった場合には、素直に自分の意見を伝えて反映してもらいました。

司 会 県外から来ているからこそ、客観的な視点でいろいろ見えているということですね。

次は秋葉さん、よろしいですか。

秋 葉 同じ公務員なので、そこまで大幅に違う面はないのですが、基本的な事務処理の方法や意思決定の仕方が、都と県とでは違ったかなと思います。例えば福島県ですと、電話での調整やちょっとした打合せであっても、全て記録簿に残して、係の中で回覧しています。都では、メールの転送などで済ますことが多かったので、スピード感を欠くのではと意見を伝えた事もありました。そういった、県職員とは異なる視点を復興業務に活かしていくことが、都職員としての役割だと感じています。

その反面、重要な事項はしっかりと記録に残しておけば、後になって経緯を確認する際に役に立ちます。被災自治体の業務の取り組み方から学び、都に戻ってから活かしていくことも、派遣された大きな意味の一つであると思っています。

司 会 秋葉さんの場合、防災林の仕事というのは都ではあまりない仕事ですね。今回、そのような仕事をやるに当たって感じたことは、何かあったでしょうか。

秋 葉 都の防災林は島しょに限られた仕事ですが、災害対応という大きな枠組みで見れば、派遣を通して得た経験は、都に戻ってからも活かせると思い、業務に取り組んでいました。被災地を支援する目的の派遣ではありますが、学ぶことが多く、自分自身にとって意義が大きかったと感じています。

司 会 都では、数年前に伊豆大島で台風の被害がありましたよね。地震被害と台風被害とでは全然違うと思うのですが、その経験が仕事で役に立ったということはありませんか。

秋 葉 ありますね。災害が起こると、まず災害復旧事業として国の査定を受けることがほとんどだと思うんです。それにあたったの国との調整やスケジュール感について、大島の経験があったので、福島に来てからも、災害復旧工事の全体の大きな流れをつかんだ状況で仕事ができています。

司 会 そういうことで役立ったのですね。

続いて葛西さん、お願いします。

葛 西 まず単純に、被災地の職員の、人手が足りていない部分を穴埋めするということと、今後起きるとされている災害に備えて、災害復興のプロセスのノウハウを蓄積するということ。あともう一つ、ちょっと違う視点で考えたのが、被災自治体に派遣されて、これまでとは全く違う環境の中でも、しっかりと自分のやるべきことをやって、そこから何かを得るという過程を経験することで、バイタリティーというか、活気だったり、そういうのが養われるのかなと思います。都のホームページで、都知事のあいさつの中に「東京は日本の成長のエンジン」というふうに書かれているのですが、そのバイタリティーのある職員がエネルギーとなって、今後の都政を担っていくのかな、と思いますので、職員育成という点もあるかなと思います。

また、派遣先では目的意識の明確化というか、自分が何のためにそこに派遣されているのかを考えて仕事に取り組むほか、派遣先のやり方に沿うようにをきちんと確認したり、頑張っている姿を周囲の職員に見てもらい「都の職員は頑張っ

てくれてる」ということを分かってもらうことで、今後の横の繋がりにも繋がってくると思いますので、そういった点も心がけて業務を行っています。

司 会 わかりました。続いて小峰さん、お願いします。

小 峰 まず思うことは、東京都はやはり都市が大きいので、やっている業務が日々多様で、ノウハウもたくさん蓄積しています。そういった自治体の職員が被災地に行くことによって、都の知識、ノウハウを現地で活かせるという意味で、被災地の支援に役立つと思っています。特に岩手県では、被災前は用地の業務があまり無かったようなので、都が持っている用地業務の知識、経験を伝えられるという点は大きいと思います。

あと、派遣職員が頑張っている姿を見もらうことで、岩手県の職員の皆さんに、自分たちも頑張らなくちゃいけないというふうに思ってもらえればいいなというのが2つ目としてあります。そういう点では、ノウハウを持っているというよりも、自分が頑張っている姿を見てもらって、結果を出さないと、やっぱり信頼してもらえないので、今まで以上に頑張らなくちゃいけないというのは、自分はずごく感じています。

司 会 具体的に、都での業務が役に立ったエピソードはありますか。

小 峰 地権者の調査においては、戸籍の調べ方や住民票の調べ方も、ノウハウがないとなかなか難しいのですが、私はそれに関する知識がありましたので、役に立ちました。また、地権者へのアプローチの面では、普通、縁もゆかりもない土地について、突然「地権者ですよ」と言われると、相当びっくりされるそうなんです。そういったときに、きちんと説明するというプロセスを私は経験していたので、その経験も役に立ちました。

さらに都では、一つの土地に地権者が相当たくさんいる事例や、所在不明の地権者がいる事例があり、解決に至っています。岩手県でも同じような事例があったので、私の都で培った知識を岩手県の方々にお伝えしたところ、結果的にその事例も解決することができました。

司 会 続いて鈴木さん、お願いします。

鈴 木 都に限らず県外の職員が被災自治体で復興支援を行う様子を見することで、被災地者や県職員の方々にとっても前向きに作用している面もあるのかなと思います。

また、県職員の方々には派遣職員に対し手厚くサポートしていただいているのですが、そこに甘えがでないよう、都でやってきたときと同じように緊張感を持ってきちんと業務をやりたいなと思っています。

引き継ぎについても、私の担当している部署は1年ごとに担当者が代わっているので、次の担当者に引き継がれた時に、ちょっとしたやり取りもわかるような形で残すようにはしています。担当者が頻繁に代わることで事業者の方々へ不利益が発生しないよう気をつけています。



宮城県経済商工観光部企業復興支援室 鈴木 泰弘

司 会 引き継ぎというのは、派遣先だけではなく、都に戻ってからも必要なことだと思います。ぜひ周りの職員と連携を図っていただいて、しっかり引継ぎをしていただきたいと思います。

最後に郡川さん、お願いします。

郡 川 下水道に限って、という言い方になってしまうんですが、東京都下水道局というのは世界でトップクラスの技術力を持っています。派遣された当初は、局での経験を踏まえ、ここはこうした方がいいんじゃないかと、いろいろな意見を言ったのですが、そもそも組織の大きさ、規模が全く違う。なので、その場所に応じたやり方にアレンジできればと考えています。

また、どんな作業であっても、自分が

担当する場合には、ほかの人がやるよりも、もう一つ先に突っ込んだ内容でやりたいという意識でやっています。そうすることで、都職員が支援をする事に意味が生まれてくるのかなと思います。

あとは、職員の育成というか、市の人事異動で配属されてきた下水道未経験の職員に、ここはこうしたほうがいいのかという、都で言うチューターのような感じでフォロー等を行っています。そういった意味で、都の派遣職員には、ただ単純に業務をこなすだけではなく、若い職員の教育や技術のサポートができるような人が求められるのかなという感じがします。



石巻市建設部下水道建設課 郡川 雄輔

司 会 ありがとうございます。郡川さんと小峰さんは派遣2年目ということで伺いたいのですが、先ほどお話があった職員の育成について、派遣1年目の時は、与えられた業務をこなすことが精一杯だったと思います。派遣2年目となり、新しく入ってきた職員に技術や業務を教える立場になったかと思うのですが、何かコメントありますか。

小 峰 同僚の方、例えば都から来た人で、用地業務未経験の方もいますので、わかることは教えるようにしています。わからないことも時々聞かれますので、そのときには私自身も一緒に勉強して、お互いが努力して覚えながら成長していけるように頑張っています。

郡 川 私は、経験の浅い方を一人で現場や住民対応に行かせられないので、そういうときについて行ってあげてとか。あとは、誰かが例えば設計をやったときに、その設計のチェックやフォローをする、とい

うことがありますね。

小 峰 業務経験そのものというよりも、岩手県の組織に2年目で慣れているというのがありますので、そういった方面でフォローする場面は多いなと思います。

【4 都へのフィードバック】

司 会 続いて、都へのフィードバックについて伺っていきます。今回の被災地派遣の経験を都にどのようにフィードバックできるか、皆さんのご意見をお願いします。

小 峰 2つありまして、まず1つ目は、多様な視点から物事を見る姿勢が身についたことだと思っています。岩手県に来てみて、同じ仕事でも都とやり方が違う、アプローチの仕方が違う、解決に持っていく考え方が違うということがありまして、同じ業務でもいろんなやり方があるんだと改めて感じました。どちらが正しいということではなく、両方それぞれ良いところがあるんだなということに気づかされました。その視点が非常に役立つと考えています。

2つ目ですが、困難な業務に対応して働けたことが、都に戻ったときにも役に立つと思っています。用地の仕事もそうですが、他に、地域振興の仕事にも携わらせてもらいました。人が減り、高齢化等の対応に追われている中で、東京よりも地理的にも財源的にも恵まれていない状況で、人を集めて活性化するために職員一人一人が頑張っている。そういった仕事に自らも携わり努力した経験を、都に戻ったときに役立てられれば、都政をより良くしていけるのではないかなと思います。

司 会 困難業務という話がありましたけれども、どんな内容だったのでしょうか。

小 峰 用地の買収でいいますと、地方に行くと、良くも悪くも地域のつながりが密接であり、情報がすぐに伝わります。言葉の使い方や、説明の仕方など、十分に注意しなければいけません。

地域振興の業務ですと、都は、観光や就職のために人が集まってくるので、必然的に活性化していると思います。しかし、岩手県をはじめ東北の地方というのは、何もしなければ仙台や東京のよう

な都市部に人が流出してしまうので、人を食いとめる、外からも人を呼び込むことがすごく重要な課題になっています。そのため、職員が地域振興のために、例えばチラシの配布とかイベントのPRをするなど、活動一つ一つに対して、すごく創意工夫をしています。東京都は今のままでも十分、魅力ある都市ですけども、地方の自治体が頑張っている姿や仕事のノウハウを学び、都の職員も吸収して発揮することができれば、もっともっと魅力的なことができるのではないかと感じています。

司 会 ありがとうございました。

 続いて葛西さん、お願いします。

葛 西 今回の派遣では、自分自身の成長によって効率的な仕事ができるようになったので、いつか都に還元できるだろうというふうに思います。

司 会 効率的な仕事の進め方が身についたということですが、具体的に教えてください。

葛 西 岩手県に派遣されてくる時、派遣先の期待に応えなければと、ちょっと自分にプレッシャーをかけていました。なので、自分でも勉強はしていましたけれども、わからないことって必ずあると思うんです。その中で正直に、自分で「わからない」というふうに聞いて仕事を進めていくことで、隣の人が同じような仕事をしているかもしれないですし、そこでコミュニケーションを図るだけでも、仕事って効率的にいくというふうに、今回気が付きました。

 あと、都への還元ということでもう一つ、今後の派遣人材の確保という意味では、専門的な知識がなくても、私のように挑戦することができるよというのを、こういった座談会の場合などでお話しして、次の人につなげていきたいと思っています。

 これは、私が公募制人事に応募するときのことを思い出しまして、私は入都当時から被災地派遣の存在は知っていましたが、自分は経験も少ないし、派遣先で役に立てないのではないかという思いがあって、応募するまでに数年かかりました。やったことのない分野に自分で手を

挙げて行くということは、とても勇気が要ることですし、覚悟するまでに時間もかかると思いますが、自分の興味がある分野で仕事をしていったほうが、モチベーションも高く、主体的に業務に取り組むことができると思います。私と同じような思いを持っている職員の方へ、今回の私の経験を伝えることでチャレンジを促し、そういった意味で還元ができるのかなというふうに思います。

司 会 今言われたことはすごく重要だと思います。ぜひ今年度作成する支援活動報告書の中にも、そういった思いや内容を含めていただきたいと思います。

 続いて秋葉さん。

秋 葉 私は林業職なので、都に帰ってから災害復旧の工事、例えば土砂災害、山崩れ等の復旧工事を担当する機会があります。そういった災害復旧の工事をするときに、都では都費で対応する案件もありますが、福島県では国費で対応する案件がほとんどであるため、国との調整が必要な機会が多くありました。都ではそういった機会が少なく、事例の蓄積が十分ではない部分があるので、福島県での経験が活かせるのではないかと思います。

司 会 私は国との調整がとても大変だった思い出があります。何か大変なことはありましたか。

秋 葉 国と協議をする際に必要な資料の作成にあたって、事業所との調整が大変でした。ある程度の情報を現場の事務所から吸い上げて、資料にまとめさせていただく方法が効率的なのですが、派遣職員の立場であるため、なるべく県職員の方にノウハウが蓄積される方法をとるように心掛けました。細かい修正もお願いしていたので調整に時間を要してしまいましたが、結果としては良かったと感じています。

司 会 わかりました。では塩沢さん、お願いします。

塩 沢 都への還元というより、自分自身の成長に近いかもしれないんですけども、福島県に来て、新しい仕事に対する適応力というのは非常についたかなと思ひまして、それをもって派遣元に帰りたいなと思っています。

私の派遣された課だけかもしれませんが、課に東京都で言う課長代理のポジションがなくて、課長代理のかわりに「キャップ」と呼ばれる方がいらっちゃって、最初はすごく、都とのギャップを感じました。そのキャップは課長代理とは違って、その課のリーダーではあるんですけども、課の進行管理や監督はされずに、自分の業務をやっているんですね。なので、例えばトラブルが起きたときにも、キャップは相談に乗るポジションではないので、自力で解決しなければいけないことが非常に多くありました。そういったときに、若手が顔を突き合わせて、こういうトラブルが起きたけどどうしようかというのを、みんなで集まって考えて解決していました。

それによって、自分自身も、課のほかの職員の仕事を見て、今こういうトラブルが起きているんだな、というふうに全体的に見るようになりましたし、上の人に相談する前に、みんなで解決方法を考えるという習慣が前よりつきまして、それは非常によかったかなと思います。それを東京に帰っても継続して行いたいなと思っています。



福島県保健福祉部こども・青少年政策課 塩沢 真由

司 会 そうすると、系の旗振り役みたいな人がいない状態ということですが、都とどちらがやりやすいですか。

塩 沢 私は、都のほうがやりやすかったです。管理職に上げるほどでもないけれども困ったトラブルが起きた場合に、相談できる人がいないというのは大きかったですね。

司 会 逆に、そういった自分でやらなくてはいけない環境の中で、適応力が身に付い

たということですね。

次、郡川さん、お願いします。

郡 川 フィードバックということで、私が帰庁報告という名目で都に帰ったときに、今までに3、4回、規模は小さいんですけども、自分の派遣元の事務所でパワーポイントを用いて報告会を行いました。うちの事務所は比較的若手職員が非常に多くて、そういった職員の自己啓発というか、カンフル剤にもなるのかなという位置づけで話をしました。

あとは、いずれ起こると言われている関東大震災が実際起きたときに、技術屋として国の災害査定を受けることになりましたが、その手続を実際にも実務で経験しているので、そういうときには自分が先頭を切って作業ができるのかなという認識をしております。

司 会 若手の自己啓発を目的に話をしているということですが、どんな点に気がつけましたか。

郡 川 他の自治体や一般企業等を経験した方であれば、視点が幾つかあって、広い視野を持っていると思うんですけども、学生からそのまま都の職員になった方は、これが仕事をする上でのルールだ、当たり前だということで、先入観にとらわれていることが多いと思うんですよね。例えば積算にしても、技術的な設計の仕方にしても、都のやり方だけが全てだと思い込んでいる若手もいますし、あとは工事のやり方、施工方法ですね、それもやっぱり東京都で基準が決められていて、これは全国どこでも同じ基準だって思っている人も当然いるかもしれない。そこで、その先入観を壊してあげようというのが僕が一番の狙いですね。

司 会 わかりました。石巻市と都の違いをできるだけ、わかるように説明をしたということですね。

最後に鈴木さん、お願いします。

鈴 木 業務を行っていて感じたのは、事業者の方が復旧する際に土地の高上げや区画整理の影響を強く受けているということです。これらの工事の遅れで復旧が停滞してしまっている事業者の方々が数多くいらっしゃいます。

今後、東京で災害が起きた際には、早

急に復興の青写真を描き、また早急に区画整理等の復旧方針を具体的に示すことで、都民の方々の復興をサポートしていく必要があると感じました。

【5 派遣先での成長】

司 会 皆さんは、各派遣先で困難な業務や都では経験できないような業務に携わっているかと思います。被災自治体でのさまざまな経験が自分自身の成長にどう生きるかについて、ご意見をいただきたいと思います。

郡川さんからお願いします。

郡 川 都に比べて、市という単位の自治体に移ってきて、一人で担当する業務、責任の範疇が非常に大きくなりました。そういう業務を一人で、ずっと通してやるというのは、なかなか経験できないので、それが一番、自分が成長したのかなというところですかね。

あとは、技術職としてなんですけれども、先ほど都へのフィードバックでも話したような、都ではこういう基準でやっているという、そういう先入観は、自分の中でもとっぴらわれてきたような感じがしています。

あとは、何よりも、全国各地から派遣職員が来ていて、その人たちの意見、多角的な意見ですね、そういったものを吸収できたのかなといったところが非常に大きいかなと思います。そういった方々とコミュニケーションをとって、つながりを保っていければ、都に帰った後も、わからないことがあった時に相談できたり情報源になったり、そういった点でも、このつながりを持てたというのは非常に大きいかなと思っています。

司 会 次、鈴木さんお願いします。

鈴 木 皆さんに共通すると思うのですが、私は今まで福祉保健局で4年やってきて、宮城県に来て全く異なる分野の業務をやることになって、最初は不安がかなりありました。派遣された当初は、知らない用語が多く、教えていただいても内容を理解できないことも多かったのですが、一つひとつわからないところを潰して、丁寧に作業をしていけば、ある程度やっていけるんだということは自信になりま

した。都に戻ってから、また別の局に行くこともあると思うので、同じような状況になったときの糧にはなったかなと思います。

司 会 続いて、小峰さん。

小 峰 私は学生時代も社会人でもずっと東京で生活してきましたが、東京というところを客観的に見られたのが非常に貴重な経験だったと思います。東京にいて、交通の便もいいですし、物資もいろいろありますし、それが当たり前だと思っていたんですが、地方から見えますと、東京って相当恵まれているんだというのが実感できました。

また、私は今回、被災地を応援するという立場で派遣されてきましたのでとにかく必死になって、しかも、他の人の手本にもなれるようにということも、意識して頑張って仕事をしてきました。そういった姿勢や努力それ自体が、今後、都に戻ってどこで働くことになっても、自分自身の役に立つんだろうなと、思いますし、今回こちらに来て自分が成長できたのかなと思っています。

司 会 ありがとうございます。

続いて葛西さん、お願いします。

葛 西 私は今回派遣されて、全く新しい環境でも自分がうまく対応できるんだというふうに再確認できて、自信を持てたという点と、突発的なことにも対応できる力が身についたのかなというふうに思っています。

こちらでの業務はこれまで全然経験したことのないものだったんですけども、被災者の状況に合わせて業務を見直したりということが必要で、その中で、自分の中でいろいろ工夫して乗り越えることができました。派遣元の都税事務所でも、都民の方から相談を受けると思うんですけども、そのときに今の経験を活かして、一人一人に寄り添いながら、臨機応変な対応をすることができるのかなというふうに思っています。

司 会 一人一人に寄り添うということの大切さや大変さを派遣先の業務で感じることでできたということでしょうか。

葛 西 そうですね。例えば、支援のタイミングってすごく大切だと思っていて、時間

とともに被災地の状況が変化していく中で、去年やっていた支援が、必ずしも今年そのまま必要になるということはないと思います。例えば、この冊子「ふるさと」は、岩手県内陸部や県外に避難している方々向けに作成したのですが、去年は単純に被災地の復興状況の写真を載せていたのですが、今年は被災者のニーズや対象者を考えて、戻ってきた人たちのために、災害公営住宅の間取りや募集状況を載せてみたり、あと、高齢世帯の避難者が多いので、こういった病院があって、駅から何分ぐらいで何科がありますよ、というような点も掲載するなど工夫してつくりました。



岩手県復興局生活再建課 葛西 紗季

司 会 続いて塩沢さん、お願いします。

塩 沢 私は福島県に派遣されて、前例のない業務に取り組むことができました。具体的には、被災3県、岩手県、宮城県、福島県への寄附として、大阪に住む方の包括遺贈を受けまして、預金財産、土地・家屋の遺贈を受けました。土地・家屋の受け入れをするにあたって、弁護士の先生などと相談しながら、3県の遺産分割協議書をつくりました。被災地ならではの例のない業務ができたなと思いついて、非常に貴重な経験になりました。

私は派遣される前、都税事務所で徴収事務をやっていて、そこで結構、相続関係の仕事をするが多かったんですけども、今までやってきた仕事の知識というのは無駄にならないなという、そういった自信も身につけられました。

小 峰 今までやってきた仕事の知識が無駄にならないというのは、私もすごく思います。私は庶務が長かったんですけども、

役に立つんだなって。いろんな業務で何らかのかかわりってあるんですよ。庶務に限らず何でもそうだと思いますけれども、いずれ役に立つときが来るんだなというのは、すごく実感しています。

司 会 前例のない仕事はとても大変だったと思いますが、実際に業務をしているときは、『初めてだけど、頑張るぞ』という感じだったのか、逆に、『初めてのことで辛い』という感じだったのか、教えていただけないか。

塩 沢 どちらもです。4月に派遣されてきてすぐに、5月頃に遺産分割協議書を完成させなければいけないから作ってくださいと言われて、かなり時間的に厳しかったので、その点は辛かったんですけども、いざ完成して判子がそろったときは、非常に達成感がありました。

司 会 そうですか。都に戻っても、きっと前例のない仕事というのは出てくると思います。そういったときにモチベーションというのは非常に大切だと思うので、今回のその達成感を忘れずに、今後の業務にも活かしていただきたいと思います。

じゃあ最後に、秋葉さん、お願いします。

秋 葉 皆さんおっしゃっていたんですけども、東京都以外の自治体で働くことで、都とは異なる目線を身につけることができたということは、今後、都庁で働くに当たっての大きな財産になると思います。

それと、派遣先での担当業務は、具体的な期限が決まっていないものが多くて。言い方は悪いですが、怠けようと思えば怠けられてしまう。そうならないために、スケジュールを組み立て仕事の流れをつかむ力を身につけることができたと思っています。

司 会 仕事の出来は、『段取り8割、作業2割』ということがよく言われます。今回、スケジュールを立てながら、仕事の段取りを身につけられたということは、今後の業務にもとても役立つと思います。今回の経験を活かして、都でも頑張っていたきたいと思います。

司 会 オブザーバーから何かありますか。

金 井 被災地への派遣期間って基本1年だと思うんです。都の通常の異動であれば、2年か3年同じ部署にいるので比較的余

裕がありますが、派遣先では1年しかないので、かなり凝縮して仕事をしないといけないというプレッシャーがあったと思うんですね。そういう中で特別成長したなと思うことはありますか。

秋 葉 1年間という派遣期間で得られたこと、ということですね。自分で調べるべき範囲と、ここからは人に聞いたほうが早く進むなというような、限られた期間の中で業務を効率的に進めるためのバランスが身についたかなと思います。

塩 沢 やはり1年間と期間が決まっているので、やり残すわけにはいかないという気持ちがありました。なので、東京にいたころよりも、スケジュール管理というのは非常に気をつけるようになりました。

郡 川 基本的には即戦力を求められて派遣されているので、派遣先のニーズに自分が応えられているのかなという葛藤は常にありました。それはそれで、もうとにかく毅然とした態度で、まず来ていると、その時点で自分を褒めてあげて、心を強く持ってやると。あとは、やったことがない業務や、都と普通とはちょっと違う業務をやっているということで、それをもう無理やり自分の自信にできて、それを原動力としてまた次のステップに進めるようにと自分に言い聞かせてやるという、自分のモチベーションの上げ方がうまくいったかなと思いますね。

司 会 オブザーバーの方、ここまでの話を聞いて、どうですか。

大 宮 ここまで皆さんの話を聞いていて、被災地派遣では2種類のスキルが得られるのかなと思います。一つは多様な視点ですとか、コミュニケーションの重要性といった、どこの所属でも活用できる普遍的なスキル。もう一つは、業務の違うものを担当する中で得られるスキルです。皆さんが得たものについていろいろ話が出てきたので、大変興味を持って聞かせていただいています。

【6 今後の被災地支援】

司 会 では、最後に今後の被災地支援について、皆さんの思いを述べてもらいたいと思います。

秋 葉 一つ思ったのは、派遣期間についてで

す。派遣元の県によっては2か月や半年のところもありますし、1年、中には2年の方もいらっしゃいます。正直、2か月でできることって相当限られてしまうと思うんですね。派遣されて、職場や生活環境に慣れてきた頃に引継ぎみたいな。なので、派遣先の自治体は何を求めるのか考えて、もう少し細かい人選などができたらいいのかなと。2か月で出来る仕事もあれば、1年2年必要な仕事もありますよね。働いている中でそんなことを思いました。



福島県農林水産部森林保全課 秋葉 行雄

司 会 そうですか。今の意見について何かありますか。

郡 川 確かにそうだと思います。石巻市でも3か月派遣の方がいて、自分は技術職なので、事務の仕事のやり方はそんなにわかっていないのですが、少なくとも技術職だと、現場をもって、現場の監督をやって、公共事業の工事ってどれも工期が長いので、そんな短期間だけ来てやったら、逆に迷惑がかかるんじゃないかっていう気がしていることはありますね。

司 会 次、塩沢さんお願いします。

塩 沢 今、秋葉さんに言おうと思っていたことを言わせていただいて。

私の課のラインは8人なんですけど、うち4人が派遣職員で、その中で1年間いるのは私と秋田県派遣のもう1人で、他の人は半年と3か月なんです。やっぱり、3か月の派遣だと庶務の方や周りのプロパー職員の負担が非常に大きいなと思っていて、なので受け入れる側のニーズをくみ取った派遣が必要なのかなと思っています。

あともう一点。私の課の場合には、今

年度で終わる復興関連事業がかなり多くて、少しずつ派遣職員のニーズっていうのは減っていくのかなと個人的に思っています。なので、職員派遣という支援の在り方もそうなんですけど、国内各地からたくさんの方が集まって発信力のある東京の特性を活かした別の支援の在り方に変わっていくのかなと思っています。

司 会 東北をアピールするような支援にシフトしていったほうがいいということですね。

塩 沢 はい。オリンピックでも、福島で野球を開催していただけることになって。そういった支援も大事なかなと考えています。

司 会 どうですか、今の意見に対してコメントありますか。

秋 葉 一応、補足で。私が担当した海外防災林造成事業は平成32年度までやっているの、まだまだ人が必要な状態だと感じています。

司 会 支援が終了する事業があるなかで、一方でまだ続く事業がある。支援の中でも温度差が出始めているということですね。続いて、小峰さんお願いします。

小 峰 職員を派遣するにあたって、派遣先の自治体の今どこに人が足りなくて、今後どこに必要なのか見極めることが重要なんだろうと思います。そして派遣される職員については、まず責任感をもって最後まで仕事をやり遂げるんだという気持ちで行くことが大切だと思います。

派遣先での業務については、もちろん業務経験がある人が行くのが望ましいとは思いますが、それよりも、行った先で受け身になるのではなく、自分の自治体で働いているという感覚で率先していろんな仕事に取り組んでいける方が派遣されればいいなと思っています。

また、「被災地派遣」についても個人的に考えがありまして、被災地派遣は復興が目的で派遣されていて、もちろん復興すれば被災地の支援は終わりになると思います。ただ、私としては、復興＝原状回復で終わらせてはだめだという気持ちがあります。派遣職員には、原状回復のみならず、その一歩先の地域の再生・復興、地域の更なる発展につなげるために働く

気持ちで被災地に行ってくればいいなと思います。

司 会 今の意見について何かありますか。

鈴木 原状回復するだけではやっていけないというのは、私も業務をしながら感じています。私の担当しているグループ補助金も、元々あった施設を元の通り復旧させるという補助金なんです。ただ、被災地域は人口が減少が続いており、施設や設備を原状回復だけでは業績を改善することが難しい状況です。

司 会 続いて、葛西さんお願いします。

葛西 今後の被災地支援がどうあるべきか考えたときに最初に思いついたのは、業務の引継ぎのことです。職員間の業務の引継ぎが大切だということも学んだのですが、同じ職員が継続して2年派遣されることになったときは、本人の希望にもよりますが、2年目も同じ課に派遣する方がより深く、丁寧に仕事ができるので、受け入れ自治体にとってはいいのかなと思いますし、派遣される職員の方の気持ちも高まっていいのかなと思いました。

司 会 派遣2年目を経験された方で何かコメントありますか。

小 峰 私はたまたま運良く2年同じ所に派遣されていますが、もし仮に最初から2年いられる前提で派遣されても、私は1年で完結させるという気持ちで働いて、それを2年連続で続けるという気持ちでやりたいと思っています。ペース配分としては最初から常に全力で頑張り、少しでも早く仕事を完結させたいという気持ちで取り組んでいます。

司 会 コメントありがとうございます。

鈴木さん。お願いします。

鈴木 都の派遣職員が2年目を希望したときに、2年目はまた別の部署に派遣されることが多いのは、その人に様々なことを経験させたいからなのではないかと私の中では考えています。ただ、被災地の復興を支援するという派遣の目的を考えると、派遣職員が1年で変わると、新しい人に業務内容を教えなければならないので派遣先自治体の負担になるし、事業者の方々にとっても再度関係を構築していくことになるため負担になります。そういう意味では、2年連続で同じ部署で業

務を行うほうが望ましいのかなとは思いますがね。

全体的な被災地支援で言えば、復旧も徐々に進んできてはいると思うんですが、被災地域の人口流出は続いている現状では、例えば飲食店が新しくできても、結局そこに人が来ないと、本当の意味での売り上げ回復にならないので、復興にはつながってこないと思うんですね。そういう意味では、東京には「情報発信力」というところで強みがあると思うので、今後は被災地域での直接的な支援だけでなく、東京で被災地域のPR活動に積極的に協力していく等の間接的な支援も充実させていく必要があると考えています。

司 会 最後、郡川さん。お願いします。

郡 川 大きく分けて、被災地への派遣元と受け入れ側の被災自治体という型に分かれるのかなと思います。まず派遣元、東京都側のことになるんですが、受入れ側のことを考えた人選ということで、派遣期間、職員の資質・気持ち等をきちんと見極めるべきだと思います。

実際にあった例で、他の自治体で採用されて派遣されてきた方で、役所の経験も、下水道の経験もないのに、被災地を支援したいという強い気持ちがあって、土木の下水道の工事を施工・管理するためにわざわざ資格をとってきた方がいました。でも、土木って経験工学っていう言い方をするんですけど、経験がないと全く話にならない。さらに、役所の事務処理の仕方と、民間しか経験がないと当然それも違う。そういうことで、その方は仕事を進めるのに非常に苦労していました。ですから、派遣する側は、誰でもいいから派遣するのではなく、派遣される人自身のことも考えて、ある程度能力とかでブレーキをかけてあげること自体はやはり当然必要なのかなと。最終的にはそれが派遣される人、職員を守ることにもつながるので、厳しいかもしれないけれど、能力はしっかりと見極めてから派遣するべきだと思います。

あとは、先程も引継ぎの話が出ましたが、派遣職員が派遣元に帰ってしまうと、残された人は気軽に質問できませんし、そうでなくても、例えば自分の出張中に

住民からの苦情が来て、誰かに対応してもらうこともあるので、常日頃から、客観的に見てすぐ分かるような書類の整理の仕方を心掛けることが派遣職員に求められるのかなと思います。

あと、やっぱり受け入れ側の被災自治体は、職場の体制が一番重要だと思います。というのも、いつまでも派遣職員がいるわけではないので、いなくなった時のことを考えて、それでも仕事が回せるように、自治体の中で人事を調整していくことは、今から必要だと思います。

鈴 木 私の部署は、職員が18人なんですが、派遣職員が5名、任期付職員が5名、正規の県職員は8名しかいないんですね。派遣職員や任期付職員が減少した場合に、どうノウハウを引き継いでいくのか、県職員だけで業務をどのように行っていくのか喫緊の課題にはなってきているのかなと思います。

【7 総括】

司 会 皆さん色々なご意見ありがとうございました。最後、総括という形で内容をまとめさせていただきます。

まず、都職員としての復興に携わる意味や役割については、人材不足ということで、派遣職員としての役割を果たすということが一番の大きな目的である中で、都のノウハウを提供して派遣先のプロパー職員に良い影響を与えたり、他自治体であることの視点を活かしているということでした。さらに、派遣2年目の職員については他の職員に対するサポートも行っているということでした。皆さんが各派遣先で都職員の自覚を持って素晴らしい活躍していることがよく分かりました。

都へのフィードバックについては、仕事の進め方や多様な視点、災害査定などの経験は、都に戻った時に活かせるのではないかということでした。東京もいつ大地震が発生するかわかりません。もし、発災の際は派遣職員の皆さんが先頭を切って活躍されることを期待しています。

派遣先での成長については、前例のない業務をやったことで、違う視点だとか先入観がなくなったとかいう話があり、

また、客観的に見れるようになったとか、解決のプロセスがうまくできるようになったなど、皆さんが派遣先で成長していることを実感させていただきました。

最後に、今後の被災地支援のありかたについて、実際に被災地で働かれた中で思ったことを話していただきました。派遣期間がもう少し必要なのではないか、派遣で来る職員は、やり遂げる意思をもった職員がよい、継続するのであれば同じ業務を続けた方がいいのではないか、派遣終了の際には引継ぎ書類や書類整理をしっかりとすべきではないかと、今後の派遣に対する意見が多数ありました。また、やはり東京の発信力は影響あるというこ

とで東京からの情報発信を活かした支援を充実する必要があるとか、最終的には派遣というものがなくなっていく中で、各被災自治体の態勢づくりも大切なのではないかというお話もありました。

皆さんから様々な意見を伺い、私も大変勉強になりました。これからも皆さんと一緒に被災地支援の充実に向けて頑張っていきたいと思います。

この1年間または2年間、派遣職員としてやってきた経験を都でも活かしていただき、特に若手なので将来の東京を担う職員になるように頑張ってください。皆さん、本日はどうもありがとうございました。



職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応



熊本地震への対応

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

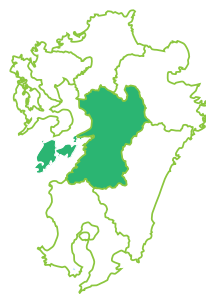
熊本地震への対応

支援活動体制整備

総務局
人事部 職員支援課

武笠 龍彦

熊本県
南阿蘇村



1 担当業務の概要

同行した松尾課長、平澤統括課長代理とともに4月21日早朝に都庁を出発し、羽田空港から土砂降りの阿蘇くまもと空港へ向かい、視界も路面状態も悪い中、レンタカーを慎重に運転して、やっとのことで南阿蘇村役場久木野庁舎へ到着した時は、午後4時になろうとしていた。

村役場に到着し、まずは窓口となる職員を訪ねようとしたものの、混乱する現場の中でそれが誰なのかも判然とせず、また、どこに行けば良いかも不明で、初めての地でしばらく右往左往していた。ほぼ時を同じくして到着した別の自治体の応援職員の姿もあったが、彼らもまた同じような状況であり、せっかく応援に駆け付けた職員を十分に活用できていないという状況は大変もったいないものといえる。ただ、今となっては振り返れば、村役場自体が混乱の渦中にあり、また、村役場職員も被災者で疲弊している中であって、彼らから具体的な説明、さらに指示や依頼を受けてお手伝いをする、といった形での応援業務の枠組みを期待すること自体が無理な話でもある。応援業務に従事するにあたっては、受入れ側の過度な負担があってはならないことは当然のことで、そうした観点から、応援に駆け付けた職員が村役場職員と情報共有を図りつつ、自ら判断し、自ら動いて災害復旧活動に寄与することができる体制を早急に構築することが当面の課題であった。

こうした状況に対応するため、松尾課長、平澤統括課長代理とともに最初に私が取り組んだことは、応援職員が活動するための場所の確保や備品類の調達、そして、情報収集や整理、組織の枠組みの構築といった、ハード・ソフトの両面から応援職員の活動体制を整備することだった。

まずはハード面の活動場所の確保であるが、村役場の庁舎は2階建てで、元々、議場だったスペースは、既に全面的に活動を展開していた自衛隊員のための仮眠スペースとなっていた。自衛隊・村役場と交渉し、この場所を応援職員のための活動場所として譲ってもらえることとなったのは、到着した翌日の午後であった。ここから応援職員総出で議場の什器・備品類を移動し、危険物の撤去や掃除等をすると同時に、村役場では統廃合された学校からパソコンを調達し、熊本県に依頼し携帯電話を確保するなどの作業を急ピッチで進め、ハード面については2日ほどで最低限の体裁を整えることができた。その後も、関係各所の協力も得ながら固定電話の設置やパソコンのネットワーク化、タブレット端末の配備など、ハード面の体制整備は驚異的なスピードで進み、一週間ほどの派遣期間が終了して帰任する頃には、立派な対策本部となっていた。

次に、ソフト面の組織体制の整備である。避難所の運営をはじめとして、被災者でもある村役場職員が、それぞれの現場で必死に復旧・被災者支援業務に取り組まれている様子は心が揺さぶられ、頭が下がるものであった。しかし、そうした個々の奮闘を組織として集約し、また、現場にフィードバックするというようなシステムは十分に機能しているとはいえない状況にあった。そこで、各班の総合調整を司る総括班以下、総務班、情報収集班、物資調達班等の10班体制を組み、そこに各自治体の応援職員を振り分けた。それぞれの機能を分化させることにより問題解決に迅速・的確に取り組むとともに、各班が連携を取り合うことにより、情報の取りこぼしを防ぐように努めたのである。そうした班体制が当初から円滑に機能した訳ではないが、マニュアルも正解も無い中、手探りで試行錯誤を繰り返しながら、朝礼や班長会議、村役場や自衛隊・警察・消防等との情報共有、当番や休憩のローテーションなど次第に運営ルールが確立されていった。

2 苦勞したこと・工夫したこと

南阿蘇村には東京都だけではなく、全国の都道府県・市町村から応援職員が駆け付けており、ピーク時には100人を超える応援職員が災害復旧業務に携わっていた。そうした職員派遣は、全国知事会や町村会等の枠組みに基づくもののほか、個別の協定によるものや、なかには自主的に応援に駆け付けた自治体もあった。派遣される職員も様々で、災害対応や防災事業に関する経験が豊富な人から、そうした経験は全くない人、また、職種についても事務・土木・福祉など非常にバラエティに富んだ人材が集まっていた。私は先に述べた班体制の中では総務班に所属し、そうした応援職員をそれぞれの班に振り分けることを担当していた。その際、適材適所を念頭には置いていたものの、実際にはなかなかうまくいかず、現場での混乱や不満の声を聞くなど対応に苦慮することもあった。

各自治体からの応援職員の派遣期間や到着時期は様々で、毎日、全国各地から駆けつける応援職員がいた。私自身がそうであったように、到着した応援職員は状況も分からず、知っている人もいない中で、既に目まぐるしく動いている現場を目の当たりにして、戸惑いや不安の表情を浮かべている者も見受けられた。このような状況を踏まえ、応援職員が到着する都度、私は地図や最新の情報を用いて、その時点での被害状況や復旧作業の進捗、また班体制や応援業の概要等について具体的に説明し、質疑応答にも対応した。こうした取組により、到着した応援職員が迅速かつ円滑に災害復旧業務に従事できるよう努め、以後、応援職員の受入れに伴う対応は総務班のルーティンとして定着していった。

3 印象的なエピソード

災害発生直後の復旧活動において、その中心的役割を果たすのは自衛隊・警察・消防といった機関となるが、南阿蘇村ではとりわけ自衛隊の皆さんの活躍が目立ったように感じた。そうした中、偶然ではあるのだが、自衛隊を束ねていたリーダーは、かつて都庁総合防災部に派遣されていた経験があり、一時期、私も席を並べていたことのある方だった。久しぶりにお会いできて嬉しかったというだけではなく、こうした太いパイプがあったことは、以後の活動を円滑に進めていく上での情報共有や調整等の場面で非常に有意義であった。災害発生時の自治体間の応援活動については、よく「平時から『顔の見える関係』を構築することが重要」と言われるが、まさに、このことを強く実感した出来事であった。

4 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

まず、具体的に提案できることとしては、タブレット端末の有効な活用についてである。今回の派遣に際して私に与えられたミッションの一つに、職員派遣の調整をしていた総務局人事部及び総合防災部と南阿蘇村との間で、連絡・調整役を務めるというものがあった。派遣にあたって携帯電話の他、TAIMS ネットワークに接続できるタブレット端末が貸与されていたが、都庁との連絡・報告に際しては、テキストの作成や画像を撮影し、それを直ちにメールで関係者へ一斉送信するなど、タブレット端末が大変に役立った。今後、タブレット端末を十全に活用できれば、都内で大規模災害が発生した際にも、現地から都庁の災害対策本部へ迅速かつ的確に被害状況の報告や応援依頼等を行うことも可能である。通信環境の整備・確保等の課題も多くあると思われるが、災害発生時のタブレット端末の活用について具体的に検討すべきと考える。

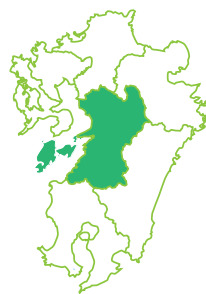
もう一点は抽象的な感想になってしまうが、災害発生時の受援体制の整備が重要であるとともに、一方で、それを実現することは大変困難であると痛感した。応援に駆け付けた他自治体の職員が、直ちに災害復旧業務に従事できるようなハード・ソフト両面の整備に取り組んだことについては、これまで述べてきた通りである。それらについて十分とはいえないまでも、ある程度まで機能させるための端緒を開くことができたのは、ひとえに関係各所の多大なるご尽力によるものだが、別の視点から考えると、それは南阿蘇村の規模だからなんとか対応できたという側面もあったかと思う。ひとたび首都直下地震等の大規模災害が発生したとしたら、全国各地はもとより、世界各国から官民間問わず様々な支援の手が東京都へ差し伸べられることになるだろう。しかし、そうした時に、東京都は、それらの人的・物的資源を直ちに、効果的に、そして最大限に活用することができるだろうか。こうした課題への対応策について、現時点で私は具体的なアイデアを持ち合わせていないが、今回の経験を踏まえた問題意識については今後も持ち続けていきたい。

家屋被害認定調査

総務局
復興支援対策部 都内避難者支援課

清水 一平

熊本県
熊本市



1 担当業務の概要

■ 派遣概要

- ・派遣期間 【熊本市派遣第二陣】 平成 28 年 5 月 10 日～17 日（実働 8 日間）
- ・宿泊先 公共施設（熊本市競輪宿舎）
- ・業務内容 罹災証明関連業務
- ・同業務従事者 都市整備局 総務部 職員課 人事担当 河野 遼太（班長）
下水道局 職員部 人事課 人事担当 大河原 崇宏
教育庁 高等学校第 8 学区 福生高等学校 宮下 和太

■ 派遣前夜

GW 前、突然課長に呼び出され、熊本派遣を打診されました。昨年度 1 年間、福島県庁での派遣経験（東日本大震災に係る避難者支援業務に従事）もあったため、その場で派遣を承諾しました。担当する業務が罹災証明関連となり、派遣前に事前研修を受講しましたが（熊本市でも同内容の研修がありました）、内容は家の傾きの計測方法や記録の方法でした。傾きを測る計器の存在も知らなかったため、事務職員の自分が熊本に行って本当に役に立てるのか不安な気持ちになってしまいました。

■ 業務内容

私は罹災証明関連業務の中でも「家屋被害認定調査」を担当しました。熊本市内の家屋を戸別訪問し、傾きや損傷具合によって、「無被害」「一部損壊」「半壊」「大規模半壊」「全壊」を判定する調査です。本調査を通じて「①災害規模、被害状況の把握②罹災証明書の発行」が可能となります。

熊本市は 4 月 21 日から本調査を開始しましたが、被害があまりに多くて市だけでは対応困難であるため、28 日から全国の政令市、東京都及び特別区の職員派遣が始まりました。被災者が様々な支援を受けるためには罹災証明書が必要なのですが、家屋調査が完了しないと発行できません。派遣時点で申請数は 5 万件ほどあり（最終的に 11 万件を超える）、早急な対応が求められていました。

■ 調査体制

熊本市は政令市で 5 つの区（中央及び東西南北の区）に分かれており、各区ごとに家屋調査の担当部署である税務課の支所があります。今回の地震を受けて、当然その職員だけでは対応しきれず、市のあらゆる部署と他県からの応援により、私が派遣されていた時期は 64 班総勢 150 名（政令市等約 120 名）の調査態勢が構築されていました。班体制は 1 班 3 名（一部 2 名）です。

班は固定されているわけではなく、当日の朝、班とその日に調査する地区を指定されます。当初、東京都グループ（東京都と特別区）の 2 名に、熊本市職員 1 人を貼り付けて 1 班を構成する手筈でしたが、市の職員が足りず、東京都グループだけの班になる日もありました（初日がそうでした）。市の職員がいる班は市の公用車で移動となりますが、いない場合は往復のタクシーチケットが配布され、タクシーで移動しました。



家屋調査の準備作業



家屋調査の様子

2 苦労したこと・工夫したこと

■ 調査をやってみて

実際に調査をする前に、東京で1回、現地で1回の合計2回の研修を受講しましたが、講義と実技は、まるで異なるものでした。事前に全体像や流れを把握できる意味で研修も大事ですが、現場は教科書通りにはいかず、実際に調査していく中でコツをつかむ「経験」が重要だと実感しました。

現場では、混乱の中、限られた時間で多くの家屋状況を慎重に判定することが要求されます。基本的に、調査は住民に対して趣旨を説明したうえで、外観の確認等の作業を始めます。私が担当した時期は発災から一ヶ月近く経過し、住民からは「申請してから発行が遅い」、「判定がおかしい」といった不満も噴出しつつありました。そのような状況は、住民が行政を頼りにしている現れだと思い、その期待を裏切ってはいけないと強く感じました。住民への対応は難しかったですが、市や特別区の方の対応を見習い、住民の気持ちに寄り添って丁寧に説明するように心掛けました。

3 印象的なエピソード

■ 現場をみて

私が担当した西区と北区の調査件数は合計201件でした。当初、他の区に比べて比較的被害が少なく、一部損壊が多くなるのではないかと聞いていましたが、半壊以上の認定をした住宅も相当数に上りました。全壊認定した住宅もあり、築年数経っている木造住宅は、住宅そのものが粉々だったり、大きく傾いている場合もありました。また、高層マンションの1階がまるまる押し潰されてのを見たときは驚愕しました。

発災から時間が経ち、住民の方には苛立ちと疲れが見られました。地震後、数日間は車中泊で過ごしていたという話を聞くことが多かったです。また、発災後からずっと不眠不休で対応している市職員をみて、市職員としての役割を果たす責任感を強く感じました。



全壊の高層マンション



土砂崩れで通行止めの道路

4 今後の事業に活かせること・活かしたいこと

■ 被災地支援業務を通じての感想

現場に向かう際、市職員の方が同行する場合は市の公用車で移動したため、昼休み等空いた時間には職員の方々が被災地や地元の美味しい定食屋さんなどを案内してくれました。被災して辛い時期なのに、応援職員に気を遣っていただき、感謝の気持ちでいっぱいです。一日もはやく復興できるように願っています。

また、今回派遣させていただき、基礎的自治体の職員としてより多くの住民対応を経験している熊本市や特別区の方々と出会え、一緒に仕事できたことは素晴らしい経験になりました。今でも派遣された東京都と特別区職員とはつながっていて、戻ってきてからも何度か飲み会をご一緒させていただきました。いずれ、復興が進んだ熊本市を、一緒に派遣された皆さんと訪れることができれば嬉しいなと思っています。本当にありがとうございました。



熊本市上空から

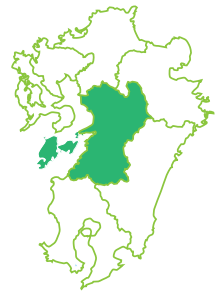
前列左から大河原さん、筆者、大宮さん、河野さん
後列は特別区からの派遣職員

獣医師

福祉保健局
健康安全部 環境保健衛生課

山崎 翔子

熊本県



1 担当業務の概要

6月から9月までの期間、私を含む計9名の獣医師職員が交代で派遣され、熊本県における動物愛護管理業務の応援を行った。第1陣の派遣は、6月6日から7月1日まで1週間ずつ計5名であり、第2陣の派遣は8月3日から9月27日まで2週間ずつ計4名の体制をとった。

大規模震災直後は、避難所等に動物（ペット）とともに避難した飼い主への支援や、飼い主からはぐれてしまったり負傷した動物の保護収容等の応急対策が想定される。しかし、今回の獣医師派遣は、発災から2ヶ月程度経過していたことから、応急仮設住宅でのペット飼育に関する相談対応や被災動物の譲渡等、復興に向けた対策の応援業務がメインであった。

私は、第2陣のトップバッターとして現地（熊本県庁）に赴いた。主に担当した業務は、仮設住宅におけるペット飼育の支援や相談会の準備、熊本県動物管理センターでの被災犬・猫譲渡会の運営補助であった。私自身の都庁における担当業務が、ペットの適正飼養に関する普及啓発や、保護・収容された動物の譲渡事業に関するPR活動であることから、飼い主向けの広報活動に使えるような資料やイラストを持ち込み、それらを活用しながら業務を行った。



（平成28年8月7日）
動物管理センターにおける被災犬・猫譲渡会
（譲渡前審査の様子）



（平成28年8月7日）
動物管理センターにおける被災犬・猫譲渡会
（譲渡された動物）

2 苦労したこと・工夫したこと

第1陣の派遣終了から1ヶ月以上が経過していたことから、現地の状況は、聞き及んでいたものから少しずつ変化していた。県の状況を理解・整理し、業務をこなせるようになるまでに手間取ってしまい、派遣期間の2週間は非常に短く感じた。次の派遣者への引継ぎも、対面ではなく電話と置手紙方式であったため、伝え方に工夫が必要であった。

3 印象的なエピソード

保護した被災動物については、「被災した犬猫の殺処分は行わない」という県の方針のもと、所有者不明等の理由で県保健所や県動物管理センターへ保護・収容された犬や猫の譲渡活動を積極的に行っていた。

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応

我々も、月2回ほどのペースで休日開催される「被災犬・猫譲渡会」の事前準備や当日の手伝い、報告書の作成等を行った。

炎天下の青空譲渡会ではあったが、日頃から被災動物のケアを行っているボランティアの方々や、学生ボランティアの方々も参加し、動物の健康状態には十分注意しながら開催した。犬については大型犬も多く（土佐犬を間近で見たのは、初めての経験であった。）、譲渡希望者の中には「犬は外で飼うことが当然」という方もおられ、小中型犬の室内飼育が一般的になってきている都内の住宅密集地とは飼育方法に違いがあるように感じた。このような地域差をあらかじめ考慮しておくことは、現地で飼い主にアドバイスをする際にも重要であると考えさせられた。

4 今後の事業に活かせること・活かしたいこと

災害が起こった時、避難場所や仮設住宅等にペットを連れて行くことができず、車中泊や自宅待機、ペットを手離すことを余儀なくされる飼い主がいることは、過去の災害からも指摘されている。そのため東京都においても、「ペット同行避難」を浸透させるため、区市町村における体制整備へ向けた支援、飼い主に対する備蓄やしつけ等に関する普及啓発に取り組んでいるところである。

熊本災害では、避難場所への同行避難については混乱が生じたものの、熊本県庁から県下市町村に対して事前説明及び物資の提供等の支援を行ったことにより、すべての応急仮設住宅においてペット同伴入居が可能となった。仮設住宅の設営や入居が猛スピードで進められた中、この迅速な行政対応については、我々も見習うべきであると感じた。

仮設住宅ではペットをケージに入れて飼うことを原則としていたため、「今まで屋外飼育だったため、ケージ飼いに不安がある」等の理由で、実際にはペットを預けるなどして、同伴しない方も多くいたようである。ペットの一時預け先についてあらかじめ考えておくことももちろん大切であるが、日頃からのしつけ（ケージの中で静かに休める、トイレシートに排泄できる、など）の重要性について、あらためて周知していきたい。

被災動物の保護・収容や譲渡等、避難所及び仮設住宅におけるペット飼育状況の把握や支援等、災害発生時の動物愛護管理業務は多岐に渡る。都内で防災した際に、これだけの業務量を我々だけではカバーできるはずはなく、区市町村や獣医師会、動物関係団体との連携はもちろんであるが、動物愛護推進員等のボランティアや他自治体からの応援も視野に入れておかなければならない。「外部からの応援」を受け入れ、適材適所で活動してもらうためには、受け入れる側（被災地側）にも統率力が求められることを学んだ。東京都獣医師職員を受け入れてくださった熊本県庁の皆さまに感謝し、今回の経験を今後の東京都におけるペット防災の取組に反映していきたい。



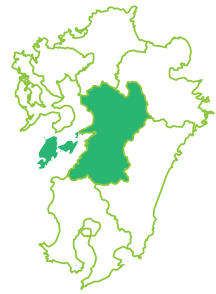
(平成28年8月31日)
仮設住宅でのペット飼育相談会

道路・河川復旧

建設局
総務部 技術管理課

湊 勇人

熊本県

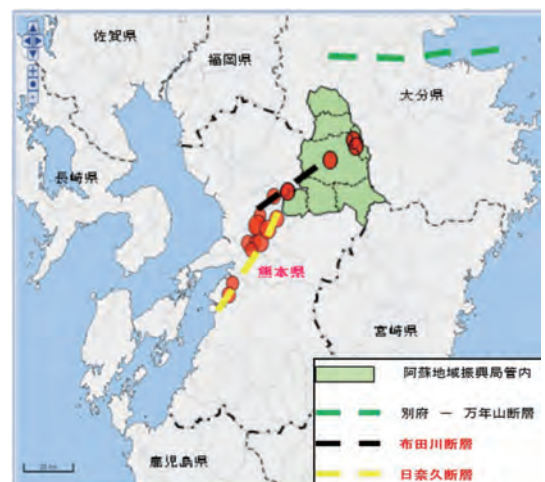


1 熊本地震の概要

3日間のうちに、震度7の地震が2回（前震：平成28年4月14日と本震：16日）発生したことが、これまでも例のない地震であり、熊本地震の最大の特徴である。また、この短期間で集中的に襲った地震は、震度5弱以上が13回あった。

地盤は緩み、山腹、道路などは多数の亀裂が発生し、約18万棟の建物や施設が倒壊や損傷したことにより、約2,800人（うち死者50人、関連死者等含まず）の人的被害があった。

2回あった震度7の地震は、1回目（前震）、熊本県内の南北に走る日奈久（ひなぐ）断層の北端がずれたことが原因でマグニチュード6.5の地震が発生した。2回目は前震に触発されたのか、東西に走る布田川（ふたがわ）断層が動き、マグニチュード7.3の地震を発生させ、これが本震となった。この2つ断層の交点が熊本阿蘇空港のある益城町（県内最大死者数地域20人）である。



熊本地震の震央分布、断層図
(阿蘇地域振興局管内位置図)

2 派遣先の状況

私は、地震発生から約1か月後の5月10日から8月9日までの3箇月間、熊本県阿蘇地域振興局土木部維持管理調整課に派遣となった。当局は阿蘇市を含め1市3町3村の約1,100 K㎡（東京都多摩地区全体と同規模）の広範囲を管轄としている。

今回の地震被害で大きく報道されているのが、南阿蘇村立野地区の国道325に架かる阿蘇大橋の崩壊である。東海大学生の車を両親が発見したことで知られている。

この阿蘇大橋周辺は、阿蘇山のカルデラ外輪山が唯一切り開かれている地形であり、国道57と国道325とがT字交差している。また、阿蘇山の北側を流れる黒川と南側を流れる白川の合流箇所であり、JR豊肥本線や南阿蘇鉄道も通っているなど、熊本市内と阿蘇地域を結ぶ交通の要である。

この重要箇所の山腹（国道57の道上斜面、黒川右岸）が崩れ、その土砂の重みで阿蘇大橋は崩壊した。県職員の約9割は、阿蘇市外の熊本市内などから通っており、国道57を通勤経路としていた。現在は山道の迂回ルートを使い、2倍以上（約50分→約2時間）の通勤を余儀なくされている。

また、当局では平成24年7月の豪雨被害（100mm/hが4時間継続）による黒川激甚災害の事業中に今回の地震被害が重なり、県職員だけで災害対応することは無理であったと言える。

3 派遣先での担当業務

平成28年度、東京都建設局から阿蘇地域振興局への自治法派遣は、土木職3名体制としており、期間

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応

は1箇所から5箇所とそれぞれ違う。地震直後に熊本県と現地で協議、現場調査した先遣隊メンバー4名が状況把握を行い、その後の自治法派遣は延べ13名であり、計17名関わっている。

東京都は道路の災害復旧事業を担当し、5月～12月までは災害査定業務が主体、10月～3月は災害査定箇所の実施に向けた工事発注及び工事監督の業務を行っている。

熊本県全体の地震被害は当初3,321箇所、1902億円の被害総額であった。そのうち、当局では265箇所409億円の被害である。箇所割合では8%であるが、被害額割合では21%を超えており、1箇所の被害が甚大であることを意味する。

また、当局管内では地震後の6月21日からの豪雨により、地震亀裂に雨水が差し込むなどの影響があり、170箇所57億円の被害が拡大、計435箇所466億円が被害規模となった。

このうち、当局の道路災害復旧は133箇所133億円の被害であり、応援体制は県職員間で他局からSチームと称する1名から2名の優秀なメンバー、我々東京都3名、宮崎県2名、埼玉県1名、愛媛県1名の総勢20名程度で災害査定に挑んだ。

災害査定とは、地方自治体などが国土交通省の査定官、事務官と財務省の立会官に対し、被災した現地で被災状況と復旧方法について説明し、査定金額（復旧予算）を決定する制度である。

今回の熊本地震は、被害が甚大であることから、激甚法に基づく特別財政援助も合わせて適用されている。また、災害査定の手法として現場には行かない机上査定の対象額を300万円未満から5,000万円未満に引き上げられ、災害査定のスピードアップも図られている。

このスピードアップが正直、きついものであった。災害査定を受ける2週間前には、査定金額を確定させるとともに、毎週のように行われる災害査定が5月から12月まで続き、現場調査や災害査定設計書、説明資料の作成に追われたためである。当然、残業と休日出勤の日々は続いた。

我々は、5月から9月までは県職員のSチーム、10月以降は埼玉県と組み、45箇所の災害査定を受け、査定率95%以上の高確率をとり、熊本県の災害復旧に貢献している。

災害査定の担当箇所は阿蘇山を中心に北側の大分県別府市につながる主要地方道や阿蘇山頂から南阿蘇村につながる山岳道路と阿蘇大橋周辺の県道における道路破損箇所や法面、擁壁の崩壊箇所がほとんどであった。

私が派遣でいた3箇月間では、査定を1本でも多く受け、次の担当に引き渡せるよう取組み、31箇所の災害査定を行った。



机上査定



現場実査

4 災害に関する応援、支援のかたち

被災地での応援、支援には、いろんなかたちがある。各自治体が主体となり広く公募などを行い、被災者の家屋でのお手伝いや避難施設で被災者に支援物資等を手渡す「ボランティア活動」もある。

被災地の食品を購入することも、応援、支援の一つである。

一方、我々技術職員等が関わる「災害の自治法派遣」は、同様に思われがちであるが、「①被災直後」「②災害査定期間」「③復旧工事期間」「④復興期間」の4つに区分され、行うべき内容が違う。

①被災直後は、障害物の除去や土嚢積み、段差すり付けなどを行い、緊急的に家を守る対策や道路機能など確保する『応急対策』を行う。

②災害査定期間は、復旧工事に向け、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく、災害査定制度の手続き期間である。今回、私は、これら①被災直後と②災害査定期間を経験させてもらった。

③復旧工事期間は、被災箇所を被災前の原形機能を確保するため、工事を進める期間である。

現在、東日本大震災で被災した岩手県、宮城県、福島県への自治法派遣が該当する。

④復興期間は、自治法派遣は基本的にないが、経済を含め、被災地域を元に戻すための期間である。

このように、それぞれの期間で応援、支援は違う。しかし、災害査定ほど短期間で「現場調査」「復旧方法の決定」「災害査定設計書の作成」「災害査定の実施」を行い、復旧予算が決定（4億円未満）するという制度はなく、技術職として『やりがいと満足感』が得られるものである。

困っている人を助けたい。」という心境は、役人である我々には、人一倍、抱いているものと私は考える。今回の熊本地震で仲間となった熊本県職員は、自らも被災者でありながら、地元職員として奮起している。私は、その姿に脱帽であり、時として胸が締め付けられる思いになる。

また、今回、道路災害復旧以外で自治法派遣として来ていた新潟県、大分県、福岡県などの仲間と知り合えたことも自らの財産となった。

5 最後に

現職場に人事異動して1箇月であるにも関わらず、快く熊本地震災害派遣に送り出してくれ、貴重な体験をさせてくれた職場の同僚や上司に感謝するとともに、協力してくれた家族にも感謝したい。

災害は忘れた頃にやってくる。首都直下型地震が発生した場合、東京都が熊本地震や東日本大震災と同じような災害査定の対応を取ると私は思えない。もし、災害査定をするとした場合、さらに過酷になるものとする。特に東京都は、それぞれのニーズが違い、更なる復旧のスピードアップが求められるものと想定できるからである。

しかし、東京都職員を各自治体に派遣し、災害対応経験者がいること、全国に仲間ができていることが、大きな財産であることに間違いはない。なぜなら、全国の仲間たちと「地震大国に暮らしている以上、明日は我が身」と共感しているからである。

熊本と東北3県の早期復旧、復興を願い、私は今後も応援、支援していく。



南阿蘇村でくまモン発見



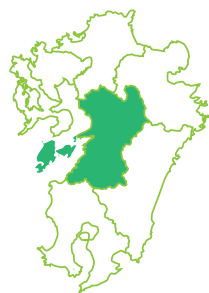
宮崎県、新潟県、大分県の派遣メンバーと庁舎玄関にて

道路・河川復旧

建設局
道路管理部 保全課

山本 晃司

熊本県



1 概要

建設局では、被災直後に先遣隊を4名派遣し、その後、平成28年5月10日から平成29年3月31日（予定）にかけて、13名の技術系職員を派遣した。派遣期間は、1か月間から5か月間となっており、私は、4番目の陣（以下、「第Ⅳ陣」という）として、11月9日から1月31日まで被災地支援業務に従事した。また、私の所属する道路管理部保全課では3か月交代で延べ4名の職員を1年間にわたり派遣した。第Ⅳ陣は、東京都3名と埼玉県1名の4名体制で業務を行った。（以下、「東京都チーム」と呼ぶ）

先遣隊を除き、建設局が派遣を開始した5月10日から、私の任期である1月31日までの東京都チームの主な業務内容は、図1のようになっており、私は、災害査定最後の部分となる19次・20次査定業務と、実施設計、工事監督業務を主に担当した。

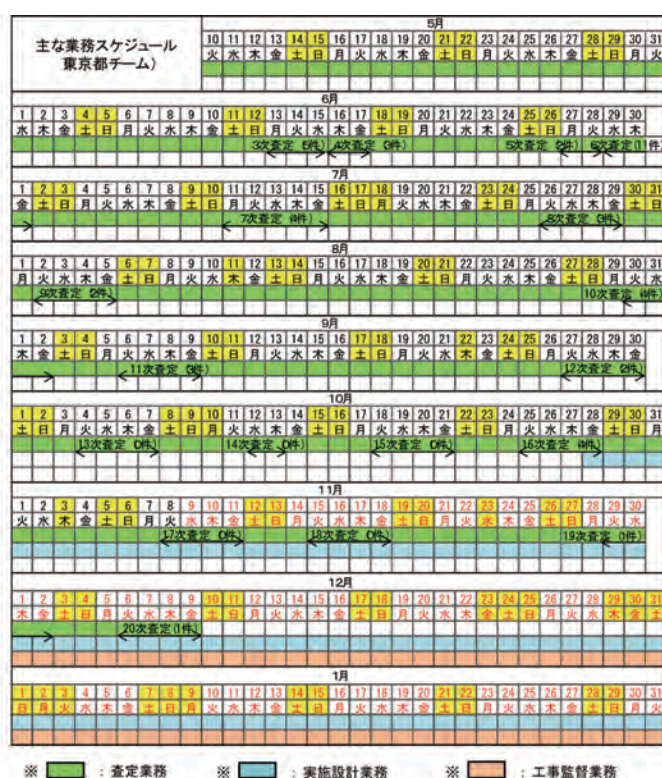


図1 主な業務スケジュール

2 業務の引継ぎ

図1のとおり、第Ⅳ陣より前の陣の主な業務は災害査定となっており、これまでに43件受けていた。東京都チームが受けた災害査定は、申請額に対する交付決定額の割合（以下、「査定率」という）が95%を超えるなど県職員の方から非常に大きな信頼を得ていた。第Ⅳ陣では、災害査定の締めくくりを飾る最後の2件を受けることになっており、前任の陣がこれまで築き上げてきた東京都への信頼を我々の陣で崩すことが出来ない重責があった。そのため、何としても最後の2件の災害査定を9割以上の査定率で成功させなければならず、引き継いだ東京都の看板を非常に重たく感じたことを今でも覚えている。

3 チームワークで乗り切った災害査定

災害査定前後の主なスケジュールは図2のようになっており、図3、4のように被災した斜面に対し、約1週間間隔で「復旧工法の決定・根拠の整理」、「査定設計書作成・決裁（19次査定では用地交渉含む）」、「査定説明資料の作成」をそれぞれ行う必要があり、非常に限られた時間の中で2件の災害査定案件を同時並

行で進めなければならないハードな状況であった。また、第Ⅳ陣として派遣された私を含む3名は、設計者としての災害査定経験はなく、その中でこの状況乗り越える必要があった。さらに、災害査定業務だけでなく並行し合計7本の実施設計書を作成する必要もあった。

		11月															12月																																															
		9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15																										
		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木																										
業務 引継	19次査定 工法検討・決定、根拠の整理										19次査定 査定設計書作成・決裁 用地交渉										19次査定 査定説明資料作成					19次 査定																																						
											20次査定 工法検討・決定、根拠の整理										20次査定 査定設計書作成・決裁					20次査定 査定説明資料作成					20次 査定																																	
																													実施設計書作成① (1本) 12月9日 〆																																			
																												実施設計書作成② (6本) 12月15日 〆																																				

図2 査定前後の詳細スケジュール



図3 19次査定現場 被災状況写真



図4 20次査定現場 被災状況写真

こうした状況の中、我々は「悔いの残らないように、持てるすべての力と時間を熊本の復旧復興のために捧げよう」を合言葉に、業務を行った。私はこれらの業務のうち、19次査定の設計者となり、工法検討、根拠の整理、査定設計書の作成、査定説明資料の作成のほか、災害査定当日の説明者としての役割を担った。19次査定の業務で一番苦労したのは「対策工法の決定と根拠の整理」であった。具体的には、図3にある崩壊斜面の対策として、待ち受け擁壁案や切土案の比較検討を行い、構造としての信頼性や経済的にも勝っていた切土案に決定した。また、法面保護工として厚層基材吹付工を選定し、排水対策として小段排水、縦排水の設置を決定した。そのうえで法面勾配や、厚層基材の吹付厚などの細かい仕様について根拠の整理を行った。さらに、写真は添付していないが同じ19次査定の現場で、最大φ2.0m程度の巨石が20個程度残る斜面对策の工法決定も同時に行なわなければならなかった。落石防護柵案、落石防護網案、落石除去案を比較検討し、維持管理性や経済性、景観性などから、落石除去案を選定し、重機が入れない現場であったことから、静的破碎剤工法による人力破碎とした。この工法で一番頭を悩ませたのは、仮設工であった。多くの不安定な落石が残る斜面での作業であり、作業中の安全を確保した現実的で経済的な仮設を設計することが求められた。私は、参考書を読み漁るとともに、過去に一緒に仕事をしたことのある専門工事業者に連絡をとりアドバイスをもらうなどし、ロープ足場と局所的な単管足場を組み合わせた仮設工に決定した。ここまでの、図2の「工法検討・決定、根拠の整理」の期間で行った業務であり、最も苦労した期間であった。その後は、設計書や当日の説明資料を私が作成すると並行して、別の職員が用地交渉(7地権者の承諾書をとる必要があった)を行うなど分担して業務を進め、なんとか査定当日を無事迎えることができた。

査定自体は、皆で議論しながら、対策工法の検討や現場調査、査定準備、用地交渉を進める等、チームワークを必要とする。一方で、2件の災害査定と7本の実施設計を同時に進めていく必要もあり、分担して業務を進めていく必要もあった。結果的にはリーダーが業務分担の舵取りをしっかりと行ってくれたため、これら全ての業務を期限内に仕上げることができた。

災害査定の結果は、19次査定(申請額105,821千円)、20次査定(申請額57,009千円)共に査定率

99%で終わることができ、この2件の査定を無事終えたことで重責から少し解放された。

準備期間も含め災害査定では、課題や問題に対しての答えをすぐに導く必要があり、本当に自分たちの技術力や知識、決断力を試されていると感じた。知識不足ですぐに結論を出せない中、期限が迫って来る状況で胃がキリキリと痛むという思いを何度もした。しかし、こうした困難を乗り越え、結果が出せたときには何事にも代えがたい達成感を味わうことができた。

4 実施設計と工事監督業務

災害査定後の主な業務は、実施設計と工事監督であり、次のような難しさを感じた。

まず、熊本県のルールに則り設計・工事という異なる業務を同時に進めなければいけないという点である。当然、熊本県には熊本県の仕様書があり、それに基づき設計や監督を行う必要がある。「東京都の仕様書＝共通の仕様」と思い業務を行うと間違ってしまうため、まずは県の仕様書類を頭に叩き込む必要があった。私は、工事監督業務においては、一度造ってしまったら後戻りはできないという思いから、特に念入りに仕様書の確認を行うことを心掛け、業務を進めた。

次に、査定設計書と異なる実施設計とするときや、監督時に設計変更するときなどに「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき適切に処理を行わなければいけないという点である。どうしても、現場条件と設計の想定が異なるという場面は発生してしまうものである。こうした場合には、どんなに小さなことでも成功認定（完了検査）を意識し、法に基づいた変更理由と根拠を整理していく必要があった。東京都チームは職員の派遣期間の関係で、自分で設計したものを次の陣に監督してもらうほか、工事中に監督を交代するという場面が発生する。また、成功認定（完了検査）は将来熊本県が受けることになるため、私はこれら理由や根拠をできるだけ紙で残し、後任に引き継ぐとともに、日頃の業務では所属の班長（県の職員で、東京都という課長代理）への報・連・相を確実に行うように心掛けた。

5 派遣をとおり感じたこと

私は熊本派遣をとおり、被災自治体には、応援として派遣されて来る他自治体の職員を「受け入れる力」が大変重要になると感じた。私のような熊本に初めて来たような職員と協力して、復旧・復興を進めていくためには、いかに的確な指示ができ、応援職員の力を引き出すことができるかが重要になってくる。私自身、100%の力を出し切ったと自負しているが、それを可能にしたのは、熊本県に「受け入れる力」が備わっていたからに他ならないと私は考えている。

建設局では、巨大地震の際には所属事務所ではなく、自宅に近い事務所に参集することになっている。つまり、全くの素人ではないが、いつものメンバーではないことを前提に初動対応を考えておく必要があることを改めて痛感した。私は今後、「受け入れる力」を意識しながら業務を行おうと思う。

6 おわりに

熊本地震による被害は甚大であり、多くの死傷者をだし、多くの方々の財産を奪った。亡くなられた方々に哀悼の意を表すとともに、熊本県の一日も早い復旧・復興を願っている。

最後に、このような貴重な経験をさせていただいている間、私の通常業務を行っていただいた所属担当をはじめ道路管理部保全課の方々や、設計をともに行ったコンサル会社の方々、物資の調達や、技術的支援や助言などの後方支援をしていただいた多くの方々にこの場を借りてお礼を申し上げたい。

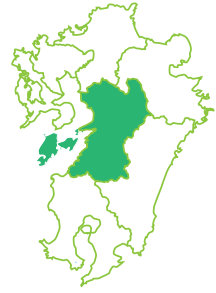


災害廃棄物処理

環境局
資源循環推進部 計画課

白石 雅裕

熊本県



1 背景

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震によって、県内には、がれきなどの大量の災害廃棄物が発生し、市町村はその処理に苦労していました。

災害廃棄物は、法律上、市町村が処理することになっています。しかし、地震により、一度に大量の災害廃棄物が発生するため、市町村だけで処理することが難しいと判断した宇土市、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町の 6 市町村については、県が地方自治法上の事務委託を受けて、処理の一部を担うことになりました。（その後、7 月に西原村からも事務委託を受けています。）

そのため、県は、災害廃棄物の仮置きする仮置場の整備・運営や災害廃棄物の運搬・処分、各市町村が行う被災建築物の公費解体に関する業務の対応に迫られました。都は、平成 23 年の東日本大震災や平成 25 年の大島土砂災害により発生した災害廃棄物の受入を行った経験があります。その知見やノウハウを活かした支援を行うため、平成 28 年 5 月から熊本県へ職員を派遣しました。私は、平成 28 年 6 月 6 日から 5 日間、熊本県に派遣されました。

2 担当業務の概要

私が担当した業務は以下のとおりです。

- (1) 仮置場の整備に関する業務
- (2) 廃棄物処理業者等の民間業者との調整
- (3) 市町村が行う公費解体に関する支援業務
- (4) 国庫補助金関連業務
- (5) その他市町村への技術的支援や調整

3 工夫したこと

(1) 積極的なコミュニケーションや雑務

私が派遣されたのは、発災後 2 か月近くが経過しており、その間に県内で進んだ状況をすぐに把握する必要がありました。そのため、これまでに派遣された職員が残した書類に目を通すとともに、積極的に県の職員とコミュニケーションを取るようにしました。また、県庁内では慢性的な人手不足が続いていました。私は、公費解体に関する説明会の資料のコピーや力仕事などの雑務を積極的に行うようにしました。派遣直後は、なかなか仕事がもらえなかったのですが、徐々に職員とも打ち解けるようになり、業務を依頼してもらえるようになりました。

(2) 都が培った経験の共有

災害廃棄物を処理するためには、膨大な予算が必要になります。国（環境省）からの補助金の制度があるものの、膨大な申請書類を作成する必要があります。また、金額の根拠が甘いと申請通りの補助金がもらえないこともあります。都は、大島土砂災害による災害廃棄物を処理する際に、補助金の申請を行った過去があります。私も当時、申請書類の作成等を経験していたので、県庁の書類作成に携わりました。また、正確な補助金の申請のために、災害廃棄物の処理を民間事業者に委託する際に気を付けておく事（証拠となる写真撮影等）を伝えるようにしました。

職員派遣

任期付職員派遣

監理団体職員派遣

現地事務所

職員座談会

熊本地震への対応

4 印象的なエピソード

大規模な地震が発生し、多忙を極めている状況にも関わらず、各職員が希望を捨てることなく、全力で業務と向き合っていました。被災者である県民や市町村職員からの問合せにも真摯に対応し、一丸となってこの事態を乗り越えようとする思いを感じました。このような状況だからこそ、職員が前向きに仕事をし、お互いに助け合っているという雰囲気があり、私は感銘を受けました。

また、派遣して3日目の夜中に懇親会を開催していただきましたが、災害廃棄物だけでなく廃棄物処理や3R（リデュース、リユース、リサイクル）についての思いを共有でき、とても有意義な時間でした。

5 今後の都政に活かせること・活かしたいこと

私は、この派遣により主に2点のことを得たと考えています。

(1) 公費解体に関する市町村への支援

被災した家屋などの建築物を公費で解体する場合、市町村がその業務を担うことになります。しかし、市町村も普段から、解体業務を行っているわけではなく、発災後の混乱の中で円滑にこなすのは困難です。そのため、必要に応じて、広域的自治体である都道府県が市町村に対して支援することもあり、県は市町村や実際に解体を行う民間事業者に対して、説明会を開催するなど多面的に支援を行っていました。

万が一、都内で発災した際に、状況に応じて支援を行うことが必要となります。都では公費解体に関する支援を行ったことはないで、今回の県の支援の方法は非常に参考になりました。

(2) 業務に対する姿勢

都内で災害が起こった場合、最大で約4,300万トンもの災害廃棄物が発生すると言われています。都内区市町村だけでなく都としても災害廃棄物を円滑に処理するため、膨大な業務が発生すると考えられます。そのような事態だからこそ、職員一人一人が使命感を持って、組織として一体となり、目標を共有しながら業務を行う必要があると感じました。また、区市町村、都、民間事業者などの各主体が連携して取り組むことの重要性を感じました。



被災した家屋



公費解体説明会受付



公費解体説明会会場内

東日本大震災における東京都支援活動報告書

登録番号 (28) 第 135 号

平成 29 年 3 月 発行

編集発行 東京都総務局復興支援対策部

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 〒163-8001

電話 03 (5321) 1111 (都庁代表) 内線 24-183

03 (5388) 2368 (ダイヤルイン)

印刷・製本 敷島印刷株式会社

電話 03 (6267) 7012 (代)



古紙配合率70%再生紙を使用しています



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。